

については併せて私鉄経協に対しても要求書を提出すると共にこれに関する中央交渉方を申し入れた。この申し入れに対して、東急、京浜を除く一一社はいずれも総連との交渉を私鉄経協に委任して中央交渉に応じたが、右の二社は私鉄経協に委任することなく単独交渉を固執したため、対角線交渉によらざるを得なかつた。中央交渉は前後六回にわたつて行なわれたが、経協の、労使間の安定を図るため定期昇給制とこれに伴う三カ年の休戦という提案をめぐつて交渉が進展せず、結局双方決裂を確認して交渉を打ち切り、三十三年一月二十日、総連は中労委に調停を申請した。(小田急については二月十日組合から同様の申請があつた。)

中労委での調停委員会は一月二十九日から三月三日まで一回行なわれたが、労働者側委員が総連中央委で決定した昨年調停案の線一、二五〇円以上を主張し、使用者側委員が三カ年五〇〇円定昇を主張して、双方一歩も譲れぬとの態度を示したため、遂に両者の歩み寄りによる調停案の作成は不可能な事態に立ち至つた。そこで中山調停委員長はやむなく調停の事実上の打ち切りを決意、三月三日調停委員会の同意を得て、当事者に対し経過を報告し、当事者双方は直ちに交渉を再開して問題の早期且つ平和的な解決を図るよう勧告した。(小田急についても同様措置をとつた)。かくして、問題は再び中央交渉に移されたが、依然

として三カ年五〇〇円定昇の経協主張と、これを不満とする総連との対立は変わらず、総連は第一波集改札一割スト、第二波集改札五割ストとスケジュールドおりの斗争に入つた。この間の推移を見守つていた中労委中山会長は、三月十九日、総連、経協並びに東急、京浜を中労委に招致、職権斡旋に入り、二十日①本年四月以降一人平均千円(税込)の昇給、②配分は労使協議、③将来の安定的な賃金制度確立のために研究機関設置を考慮することとの斡旋案を提示した。これに対し、二十一日総連は拒否、経協並びに東急、京浜は二十二日受諾を回答、問題は三度中央交渉に移されるに至つた。

大手一〇社の中央交渉は二十二日から再開され、総連は最後案として一月以降一、六〇〇円実施を提案したが、経協が斡旋案の線を主張して譲らず、二十三日早朝交渉は決裂、遂に大手一三組合及び中小二〇組合は第三波二四時間ストに突入した。一方二十一日委任を取り消した名鉄及び当初から非委任の東急、京浜の三社は、同じく二十二日から対角線交渉を開始、名鉄、京浜は斡旋案受諾と別途合理化資金の還元四、〇〇〇万円(一人当り三五〇円)で妥結、東急もややおくれて昨年並みの一、三五〇円で妥結したが、京浜は妥結をみるに至らなかつた。第三波後の中央交渉は、第四波の前日(二十六日)から再開されたが、硬着状態は打開されないままに総連統一斗争参加の未解決組合による二

四時間ストは決行された。この間も中央交渉は続行されたが、結局新事態の発生まで交渉は中断された。その後、総連は争議の長期化に備えて戦術転換を行なうことを決定、四月三日の平日ストの中止と約一カ月にわたるスケジュールを組んだ。また、交渉方法は中央統一交渉方式を確認し、四月一日経協に交渉再開を申し入れた。二日の中央交渉は小委員会形式によつて進められたが物分れに終り、四月六日、大手九組合、中小二一組合によるストが行なわれたが、このストは、突入直前近鉄が総連の承認なしにスト中止を決定するに及んで足並みが乱れ、総連は直ちに緊急執行委員会を開いて事態の收拾を図り、その結果六日のスト及びその後の実力行使の中止指令が出された。その後総連は四月九日の中執会議において、三カ月余にわたつて堅持してきた中央交渉を打ち切り各社別交渉に移すことと併せて二十日のストを決定した。各社別交渉は十九日夜から本格化し、各社共時を同じくして、一、〇〇〇円の昇給と別途解決金二、〇〇〇円を提案した。これに対して組合は、昨年以下であるとして拒否、一時金についても二、五〇〇円を主張して更に交渉が続行された。この交渉では双方共歩み寄らず、二十日早曉、東武、京成、京帝、京阪神、阪神、南海、京阪の七組合はストに突入したが、京阪が五時五十分会社提案を受諾するに及んで、次々に解決し、京阪神を最後に、約四カ月にわたつた私鉄争議はここに終結し

た。なお小田急も翌二十一日大手並みで解決した。

(四) 日産化学工場閉鎖、人員整理争議斡旋(中労委) 三十三年は前年五月からの金融引締政策による景気後退が、過剰設備、過剰生産と絡み、大企業に対しても深刻な影響を及ぼしそれが表面化した年である。すなわち、大企業でもいわゆる「問題会社」を主として、日産化学・小西六写真・石原産業・日本水素・日本碍子・鐘紡等が相次いで工場閉鎖・人員整理・賃下げ等を含む合理化案を発表した。これらはいずれも組合の強い抵抗に遇い、結果的にはあるいは案の撤回、または修正、あるいは日産化学のごとく長期にわたる深刻な争議の結果会社案の線で合理化が行なわれたものもある。これら争議のうち、中労委に係属したのは、日産化学・小西六写真・日本水素の三件であるが、以下は日産化学の経過である。

日産化学の最大生産部門たる過りん酸石灰、硫酸を主とする肥料部門は、三十年下期から深刻な不況にみまわれ、三十二年秋頃から経営は一段と悪化、三十三年五月決算では一億六千万円の実質赤字を計上し無配に転落した。そこで会社は三十三年七月十二日次の合理化案(要旨)を組合に申し入れた。①鏡、伏木工場の全部及び名古屋工場の一部を閉鎖する。そのため七月二十五日生産を停止、八月十日まで整備業務を行ない九月二十日の閉鎖まで休業、②工業閉鎖に伴う人事措置としては、七月十五日と八月十四日

間希望退職者を募集し、これらには業務上都合による退職手当のほか、該当工場では基準内の五カ月分、その他の工場では基準内の三カ月分を支給する。鏡、伏木工場から他工場への配置転換の人員は、他工場希望退職者数十会社が業務上必要と認める者十技能職七〇名とし、配転時期、基準については追って示す。鏡、伏木工場の残余人員は九月二十日解雇し、これには業務上都合による退職手当と予告手当三〇日分を支給する。なお再雇用については業務内容、適格性等を考慮して優先採用する。休業期間中は六〇%の休業手当を支給。③停年前休職制廃止、病見舞金・通勤費等雑給与削減・旅費規則改正、恒例行事費廃止等により間接人件費の一部を縮減する。この合理化案に対し、組合は、首切り、希望退職募集絶対反対、労働条件切下げ反対、工場閉鎖反対を強く主張し、七月二十八日全面二時間ストを最初に、本社前坐り込み、各工場断続スト等を繰り返し、八月二十七日から富山工場で無期限重点ストに入つた。この間会社は、八月十五日名古屋工場、十七日伏木工場、二十一日鏡工場とそれぞれ作業を停止し、二十七日該当工場を休業したので、組合の就労拒否斗争は事実上不能となつた。九月二日会社は、希望退職者数が一二〇名に止どまつたので再募集すること、退職手当のプラスを七カ月分とすること、再雇用計画として長岡、徳山新工場に九〇名を吸収すること等の第二次提案を行なつた。これに

対し組合は、完全雇用の原則を認めるならば、希望退職募集を認めてもよいと態度を変更し、強制解雇反対と共に退職条件の引上げを主張した。そこで会社は、九月九日、右の第二次提案を補足して、第二次希望退職者を八〇名予想し、他の被解雇者は新工場に九〇名吸収するほか停年退職者の補充として数年間のうちに再雇用すると説明したが、組合はこれを拒否した。九月十日協約期限が満了し、無協約となつた後、会社は、退職手当プラスを八カ月分に引上げたが組合は完全雇用の点で譲らず、組合は遂に富山、王子両工場の硫酸製造を停止、会社もこれに対抗して、先に示した退職条件、再雇用計画を白紙に戻し、九月二十日、三五五名に解雇を通告、九月末には富山、王子、本社等をロックアウトした。その後若干の労使接衝があつたが、結局、組合の完全雇用―休業補償、と会社の解雇―再雇用の対立で話し合いがつかず、組合は情勢判断の結果、十月十五日中労委に斡旋を申請するに至つた。

しかし、会社側は早急に自主解決の見込みであり、また会社最終案もギリギリの線で譲歩の余地なく、斡旋には応じられない、しかし、団交再開について何らかの勧告を受けることには異議はないとの態度を示し、具体的問題に入つての斡旋を固辞したので、中労委では二十五日中山会長が、①会社は再雇用計画について更に組合員の安心感を高めるような具体案を策定して組合と協議すること、②右に

対し組合は、まず会社の希望退職者募集を開始できるような態勢をとること、を骨子として速かに自主交渉に入るよう申し入れた。右の申し入れに基づいて二十七日から団交が再開された結果、十月三十日労使間に了解が成立、次の要旨で本争議は解決した。①伏木、鏡工場全部及び名古屋工場(肥料、薄硫酸部門)を閉鎖する、②全社にわたつて希望退職を募集する、③鏡、伏木の応募者には所定退職手当のほか基準内賃金(地域給を除く)一〇カ月分、その他の応募者には同じく三カ月分を加給する、④募集期間は十一月一日から五日まで、⑤再雇用計画は九月九日の会社案を若干修正、⑥間接人件費の縮減等はほとんど会社原案どおり。

(二) 公共企業体等労働委員会

(A) 運営 (会議の概要)

労働委員会は、他の独任制の行政機関とは異なり、その意思決定は原則として複数の委員の合議によつて行なわれ、業務が執行されることとなつてゐる。

公共企業体等労働委員会(以下、公労委と略称)運営に當つてのこのような合議制の原則は、業務の処理過程を通じて会議という形をもつて貫かれており、すべての諸会議

の中心すなわち公労委の運営の中心をなすものに先ず総会がある。

総会は、公益委員、使用者委員及び労働者委員の三者構成の全員をもつて行なう会議であつて、公労委規則第六条に規定された事項を審議するほか、公益委員会議をはじめ、調停委員会、仲裁委員会並びに地調委における取扱事件の処理状況の報告を聴取する等公労委の運営全般につき報告審議している。

総会の開催については、公労委規則の定めるところにより、毎月二回定期的に会長が招集することとなつてゐるほか、必要の都度招集され、本年においては、二三回にわたり開催されている。

総会に付議された事項の件数についてみると審議事項三、四件及び報告事項二〇五件となつており、これらのうち、主なものは、三公社五現業の関係組合申請に係る昭和三十一年度新賃金調停及び仲裁事件(別項参照)の取扱並びに地調委調停委員(補欠委員)の任命の同意等となつてゐる。

次に公益委員のみで構成される公益委員会がある。同会議に付議される事項は公労委規則第九条に列挙されているが、労働委員会の権限中、公労法第二十五条の三の規定に定めるとおり、①組合を結成し、又はこれに加入することができない管理、又は監督の地位にある者及び機密の事

務を取扱う者の範囲に係る決議（法第四条第二項）、②組合の資格審査（労組法第五条第一項、同法第十一条第一項、公労法施行令第二条第二項）、③不当労働行為の審査（法第二十五条の五）の三つである。公益委員会議の開催については、公労委規則の定により必要に応じ会長が招集することとなつてゐるが、年度中に二一回開かれており、取扱つた件数は八五件となつてゐる。

また、公労委の総会に相応する地調委の運営全般に関する意思決定の場でもある地調委の会議は、公労委規則第十二条に規定されている討議事項を審議することとなつてゐる。各地調委においては定例的に毎月おおむね一回日を定めて開催してゐるほか、地調委本来の取扱事件の処理等必要に応じ随時招集されてゐる。

その他、中央地方を通じ委員会の運営上における諸問題の連絡調整を図るため、年一回開催される全国の各地調委委員長会議がある。昭和三十三年一月に第二回目の会議が開かれ、特に各地に提起された三十二年春斗の事後経過の余波から発生した事件の取扱及び全通傘下組合の申請に係る年休の取消等に関する事件の処理をめぐり種々意見が交わされた結果、前者はその取扱をさらに検討することとし、後者は関係地調委の連絡会議を開いて具体的協議を行なうこととなつた。さらに同会議では地調委調停委員の増員を要望すること等を決定してゐる。

なお、右の決定による全通傘下組合の申請に係る年休の取消等に関する調停事件の連絡会議は、三月に開催され、当時事件の審議が最も進行していた状況にあつた東京地調委の結論をまつて各地調委はこれを参考に事件処理に努めることを申合せた。

(B) 調整関係事件並びに審査関係事件の処理概要

三十三年における公労委の活動は、さらに一段と活発となつた。いまこれを中央地方を通じて、本年度における取扱事件数と前年度のそれとを比較してみると、調整関係事件は一〇一件に対し七九件、審査関係事件は八五件に対し三三件となつており、総数では六七%の増加を示した。次に本年における取扱事件数（非公式あつせん等によるものを除く）の内訳は、中央で取扱つたもののうち、調整関係事件として調停三〇件、仲裁二〇件、計五〇件であり、審査関係事件として組合の資格審査三九件、公労法第四条第二項の非組合員の範囲の決議七件、不当労働行為事件三九件、計八五件となつてゐる。又地調委が取扱つた調整関係事件はあつせん九件、調停四二件、計五一件で、このほか不当労働行為事件の審査の一部に当つたものが各地調委を通じ三五件となつてゐる。以下これら事件のうち、この年における特異又は主要事件の一、二についてその概要を述べ

べておく。

(1) 調整関係

(1) 昭和三十三年度新賃金調停及び仲裁
三十二年十二月十七日国労及び全専売の申請を手初めとして、三十三年二月までの間全林野、全通、全電通、全印刷、全造幣、国職労連、全特定、アルコール労及び国鉄新潟地労の十一組合からおおむね二、〇〇〇円、三、〇〇〇円のベース、アップ並びに最低保障賃金約八、〇〇〇円、九、〇〇〇円の支給等を骨子とする調停申請があつた。

（うち、国鉄新潟地労関係は当初新潟地調委に申請があり、のち公労委取扱となつたもの）これらは、いずれも各事件毎に設けられた調停委員会において、各当事者を招き事情聴取を行なうとともに関係資料の検討を重ね各側委員の意見の調整を図り調停案作成の努力が行なわれたが、三月二十七日遂に各事件とも調停の打切りが決議されるに至つた。このような中で労働大臣は早急に事態の解決を図る必要から同日右十一の紛争を一括して公労法第三十三条第五号に基づき公労委に仲裁請求を行なつた。主務大臣からの仲裁請求は公労委発足以来初めての事例であるが、公労委は事の重要性に鑑み直ちに各紛争毎に公益委員全員をもつてあつての仲裁委員会を構成し、各仲裁委員はそれぞれ労使から事情聴取を行なうとともに各般の事情につき慎重な検討審議を重ねた結果、四月三日、昭和三十三年四月

以降の賃金については、本年一月現在の基準内賃金の一%相当の金額を源資として、初任給の引上げとこれに伴う給与体系の是正をするとの主旨の裁定を決定し、同日各関係当事者を招きそれぞれ仲裁裁定書の写を交付した。なお、右裁定の処理については、政府も裁定は完全に実施する方針を明らかにし、結局その実施については何れも既定予算の流用等による財源措置を決定し、労使間の団体交渉も円滑に進展し、年内には各企業とも概ね妥結をみるに至つた。

(2) 昭和三十三年度葉たばこ収納、包装作業及び葉たばこ再乾燥作業の労働条件に関する調停

全専売は八月二十五日専売公社に対し、昭和三十三年度葉たばこ収納、包装作業及び葉たばこ再乾燥作業の労働条件改善に関する要求を行ない以後公社と団交を続けたが意見の一致をみず、労使間に紛争を生じ、同組合は九月十五日右要求による作業の労働条件に関する協約の締結を申請事項として公労委に調停申請を行なつたのであるが、本紛争は当時、葉たばこの収納期をひかえたなかで葉たばこ耕作農民への影響もあり、その成行が注目されていたものである。

翌十六日公労委は直ちに本事件の調停委員会を構成、爾来同委員会で審議中であつたが、この間、葉たばこの収納作業が一部地方で開始される状況下におかれ、葉たばこの緊

急あつせんが行なわれた経緯を辿つて、結局九月二十九日に至り調停委員会は、関係当事者に対し、協約の具体的内容については、一部の問題点を除き、これまでの団体交渉による歩み寄りを基礎として引続き団体交渉を行ない決定することの主旨の調停案を提示したが、組合はこれを受諾したのに対し、公労委が受諾は極めて困難な事態となつていゝるとして、公労委に公労法第三十三条第四号に基づく仲裁開始の決議を懇請するに至つた。公労委では十月七日の総会で審議した結果、本紛争の仲裁を行なう必要があると決議をし、直ちに仲裁委員会を構成して、爾来、慎重に審議を行ない、十月十七日、本紛争については、本年度限りの措置として、調停案第十二号（前記調停案）の趣旨により事態の実質的処理を図ること、ただし、関係協定の形式は前年の例によるも、このことは本年度限りのものであり、従つて、団交の過程で管理運営事項が否かにつき争のあつた事項については、当事者双方とも所謂労働協約としての法律上の効力を持つかどうかについて、訴訟等により争われないものとするの裁定を決定して、関係当事者に仲裁裁定書の写を交付し、ここに本事件は調停を経て仲裁に至り、漸くにして終結をみた。

(四) 審査関係

(1) 非組合員の範囲の決議

三十二年八月二十六日付で労働大臣より、国鉄本社、鉄

道管理局等の「輸送関係の主席」、「業務指令当直員」、「駅の「運転掛主任」、「予備助役」、保線区等の「分区長」その他（十二職種、該当人員一万三千名）について公労法第四条第二項の規定に基づく決議を求める申出があつたが、（昭和三十四年版労働年鑑一九〇頁参照）三十三年一月二十一日労使双方同席の上説明や意見を聴き、またこの間実地調査を行う等慎重な審議検討を重ねた結果、三月四日新たに追加を要するもの及び組織改正等によるもの（約五、七〇〇人）について公労法第四条第一項但書に規定する者の範囲にはいるものと決議が行なわれた。

(2) 郵政省関係不当労働行為事件（二件）

全通が実施した三十一年秋季年末斗争及び三十二年の春季斗争の責任を追及して郵政省が、関係組合員を処分発令したのに対し、全通がその処分取消を求め、不当労働行為の申立を行つたものであり、三十二年九月に調査を開始し、十一月には審問を開始することとなつたが（昭和三十四年版労働年鑑一九〇頁参照）、各関係地調委においては、引続き審問が重ねられ、年内には福岡の一地調委を除き、他の各地調委は全部審問を終了した。

(三) 船員労働委員会

(A) 概況

船員労働委員会は、わが国における唯一の産業別の労働委員会で、船員中央労働委員会（船中労委）は二以上の海運局の管轄区域にまたがり又は全国的に重要な事件を処理するものとして運輸省内に設けられ、船員地方労働委員会（船地労委）は地方海運局の管轄区域ごとに全国一〇カ所に設けられそれぞれ当該海運局の名（北海、東北、新潟、関東、東海、近畿、神戸、中国、四国、九州）を冠している。

委員会運営の基幹は三者構成による総会であるが、その任務は労組法、労働法所定のもの以外に船員法、船員職業安定法、港灣法等関係諸法規による複雑な内容のものが附加されている。本年の各船地労委の業務運営の実情をみると、船地労委においては審査、調整事件の処理が中心となつており、船中労委においては、事件処理のほか、次のような運輸当局からの諮問に答えるため、あるいは船地労委規則改正のため、特別に設けられた小委員会が活発な活動を示している。

船員労働基準審議会は船中労委規則第四十条第二項に基づいて船中労委内に設置されている小委員会、船員法、船員職業安定法等船員関係諸法令の実際の運用に当つて生ずる諸問題を逐次処理しており、既にその設置以来、三十三年十二月十八日までの間八七回開催され、その成果を挙げている。

最低報酬制度調査委員会は、二十九年七月十六日付運輸大臣の「機帆船員に関する最低報酬制度は如何にあるべきか」との諮問に答えるために設けられた小委員会、三十二年十二月十七日、一応中間答申を行つたが、三十三年四月十七日（小委員会通算七〇回）最終結論に達し、「：機帆船員に関する最低報酬制度を可及的速かに実施する必要がある。：差当り行政指導により最低報酬に関する業者間協定の締結を推進することが必要であると認められる。：」旨を、同二十四日答申した。

船員法改正委員会は、二十八年十二月十一日の運輸大臣の諮問に基づいて設けられた小委員会、既に発足以来三十三年十一月四日まで八五回開催されており、本年十一月二十八日には、従来の審議経過を確認、今後の審議方針を協議したが、三十四年四月までには改正案要綱の形にとりまゝとめて総会に報告、併せて一般に公表して、その後は要綱に対する一般からの意見を徴しながら整理し、六月中旬一部答申を行なう、ことに意見が一致した。

船員労働委員会規則改正委員会は、三十二年一月の全国会長会議において九州並びに東北船地労委からの過去の運用実績に鑑み不備な点があるから改正すべきであるとの提案が採択され、同十二月二日の全国会長会議を経て本年一月十七日船中労委に設けられた小委員会、爾来、改正は必要最少限に止むるとの方針の下に五回の審議を経た

後、改正案をとりまとめ、七月三十一日の船中労委総会に提出、決定された。

(B) 目立つた取扱事件例

北星海運所屬船員の身分取扱いに關する協約解釈争議仲裁(關東船地労委)

三月二十四日、北星海運所屬の通信士Eは社船神威丸に乗船中、いわゆる「人民艦隊事件(当時第一勝漁丸に乗船していた)」の容疑で逮捕され、約一カ月間拘留された。そこで会社は、協約条項(依命休職員)の海難審判法により海技免状の行使を停止された期間にあるもの、(司)司法処分を受け乗船できない期間にあるもの、(官)官憲の取調のため乗船できない期間にあるもの、但し自己の責任によらないことが判明した場合を除く、(賞)賞罰規程により休職処分を受けた期間にあるもの)に基づき、本人の身分を依命休職員とする旨を、本人と組合(全日本海員組合東京支部)に通知した。四月二十二日、本人は密出国を助けた容疑で起訴され、身柄は一応保釈処分となつたが、六月中旬に至つても会社が依命休職処分を解除しないので、本人は、組合に対して、会社がこの処分を解き予備員(自宅待機員)とするよう苦情の申請を行った。この申請に基づき、労使間に協約による労務委員会が持たれ、ここで組合は、協約所定の依命休職員を命ずる根拠は最早存在しないのである

から取りあえず本人の身分を予備員とするよう主張した。

これに対して会社は、保釈中の身分は乗船できるための予備員としての条件を完全に満してないから予備員とすることはできないと主張、双方の意見は全く対立した。そこで労使協議の場を更に上部機関である二十三会社と組合との交渉委員会に移して協議したが、一致点に至らなかつたので、九月二十五日、組合は協約の解釈に關し労調法第三十条第二項の仲裁を關東船地労委に申請した。

關東船地労委は十月一日公益側三名の仲裁委員を指名、仲裁委員会は、事件経過の推移、労使の主張、資料等を慎重に検討の末、十一月十五日仲裁裁定を労使に交付した。その要旨は、本件の問題の焦点を、保釈許可以降本人が引き続き乗船できない期間にあるものと認めるべきか否か、という部分にしぼつて、結局、本人が乗船できない期間は保釈の日をもつて終了したものと認めざるを得ないとの理由から、主文に、会社は四月二十三日付をもつて本人に対する依命休職を取消すことを明らかにし、更に、諸般の事情を考慮するとき、右取消後の本人の身分については特に実情に則した決定を労使間で協議することは差支えない旨をも付加した。

第三篇 労働運動

一 概観(曲り角の労働運動)

この一兩年來、わが国の労働運動は、誰がいうとはなしに、「転機に立つ」、「曲り角に來た」という言葉で表現されてきた。それはつねに、その時々々の運動の方針や、態勢や、結果についての何らかの特徴を表現するものであつたが、なおそこには「決定的」といわれるべき事実欠けるものがあつたが、昨三十三年下期から三十四年上期にかけて、とくに三十四年春斗から夏季の各労組大会シーズンを終えるこの頃において、いまや判然と運動の転換が、当事者の意識すると否とに拘らず、到來していることを、多くの事實は示しているようである。それは一言にいえば「労働運動における政策転換斗争」と名付けてもよい。このことの重要性とそれに対する考え方こそ、今日何人も深く留意すべき課題でなければならぬ。

(一) 昨三十三年の労働運動は、三十二年下期からいわゆるなべ底に陥りはじめた日本経済を背景に、全般的にいわゆる

る「低姿勢」を余儀なくされ、政府及び経営者陣營の攻勢に比較すると、基本的には、いわば防衛的斗争としての性格が特徴的であつた。このような「低姿勢」からの脱却こそは、三十四年度の労働運動の主要課題でなければならぬのであるが、折しも日本経済の情勢も、三十三年の秋以降不況を脱却する気配を示しはじめ、三十四年に入つてからは、決定的に景気の回復、上昇の明るい先行きを予想しうるような事態が生れてきた。客観的には、このような経済情勢の転換や、保守党内部の混乱からくる政治不安を背景とし、主体的には三十三年度の権利斗争の積み重ね、とりわけかつてない広汎な統一行動として斗われた警職法反対斗争の成果の上に立つて、労働運動は三十四年当初から再び「高姿勢」に移行するかに見えたのである。

もちろん、この間個々的には三十三年春斗における私鉄、炭労の争議、未曾有の暴力行為を伴つた王子製紙の争議、不況の影響を受けた日産化学、日本水産、小西六写真工業などのように、三カ月にわたる争議をくりかえし、結局は中労委のあつせんで解決に進んだもの、同じく不況下の企

業整備でも鐘紡や日本碍子などのように争議行為に入ることなく、労使の自主交渉で解決をみたものなど、いろいろ教えられるが、初めに懸念されたような他の大企業への連鎖的波及がさして起らず、概観的には平調であった。しかしながら、右の警職法改正反対斗争や安保条約改定をめぐる保守政府との対決、日教組を中心とする勤評反対斗争など、労働経済問題以外の要因をめぐって労働運動は昂揚し、下期から三十四年にかけて情勢は再び高まりをみせた。この間、ILO八十七号条約批准問題、最低賃金法案をめぐる動向、全労の提唱にはじまる戦線統一の問題、石炭の不況を背景とする三井鉱山の企業合理化等の重要問題を包蔵しながら、総評を中心とする三十四年春斗へと向つたのである。

しかし、三十四年春斗は、どの新聞も報じている通り、予期に反して「盛り上らない」ものであつたし、事実、マンネリズムにおち込んだ観が濃厚であつた。いな、それはマンネリズム以上であつたかも知れない。これまでの春斗の中心だつた国鉄は、依然たる「低姿勢」のままで、その内部の組織固めに重点を指向し、炭労は、組織としても、斗争のエネルギーとしても、注目すべきものがあるにもかかわらず、石炭鉱業の斜陽産業としての厚い壁をどうにも突破することができない。そして春斗相場をつくる筈の私鉄総連傘下の労組は、中労委の斡旋に押されただけでな

く、東急や名鉄など、いわゆる「安定賃金」で妥結して飛んだ荷物を背負いこみ、組織としては四苦八苦の状態に追い込まれた観がある。さらに、全通はILO条約八十七号を舞台に引上げ、花形組合として派手な存在になつたものの、解雇三役の復権の問題以上に、この条約の真の精神をどこまで実現させようとする気構えをもっているのか、全く不明の状態である。

このようにして、かの総評を中心とするスケジュール斗争も、行きつくところまで行き着いた感が深い。三公社五現業のような官業ないし公企体と、民間労組との間には、最初から必ずしも一致しないものがあつた。民間労組の中でも、同じ単産の内部に、大独占企業と中小企業との利害の対立があり、さらに民間大企業の中でも、紡績や石炭のような斜陽的な地位におかれてはいる産業もあれば、石油化学や自動車や軽電機のような、陽の当つている上向きの産業もある。こうしたそれぞれ互に一致した利害をもたない企業での、企業別組合が、春斗という一本の線で、これまで何年間のあいだ、まとまつた態勢にあつたことが、むしろ正常でない経済の状態の下でだけ可能なことだつたといえるし、多少とも日本経済が自分自身の足で立ちはじめようになると、もつとそれぞれの産業部門の現実の条件の上に斗争のプログラムを組むことの方が、労働組合運動としては、よりよく発展するために必要な態勢だといえるこ

とになる。少なくとも、そのような地盤が成熟していたことは、私鉄大手のうち、東急や名鉄や京浜急行の場合の、前掲「安定賃金」の構想に、その事例を見出すのである。いな、私鉄の場合だけに限らず、今次春斗が「盛り上らない」といわれている原因には、賃金水準ないし賃金体系についての基本的な考え方が、いまや大きく転換を逼まられているといふべきであろう。さらに賃金以外に、時間短縮の問題もあり、組織の問題もあるが、日本の企業別組合が賃上げ組合という異名のある如く、ベースアップ一本で十年余を押し通してきた間には、自分で気の付かないうちに、足もとが崩れていたということもあるということである。

- (一)ところで、春斗後の六月から七月一ぱいは、いわゆる労組大会のシーズンである。この三十四年も次のように主要な単産の定期大会が相次いで開かれた。
- 五月十四日 全蚕連第十八回大会、愛知県犬山市、
- 五月十九日 地銀連第四回大会、東京、
- 六月七日 鉄鋼労連第十五回臨時大会、東京、
- 六月十日 日教組第二十一回大会、高知市、
- 六月十二日 駐留軍労組第一回大会、東京、
- 六月十五日 合化労連第十八回大会、岐阜県下呂、
- 六月十六日 炭労第二十二回大会、東京、
- 六月十六日 全造船第二十回大会、神奈川県小田原市、
- 六月十四日 日高教組第七回大会、新潟市、
- 六月十四日 全国特定局従組第八回大会、名古屋市、

- 六月十四日 全金属同盟第九回大会、神奈川県湯河原、
 - 七月十一日 全印刷労連第七回大会、長野市、
 - 七月二十日 全電通第十二回大会、富山市、
 - 七月二十二日 国労第十九回大会、北海道帯広市、
 - 七月二十四日 機労(国鉄動力車労組と改称)第九回大会、甲府市、
 - 七月二十五日 全司法労組大会、松江市、
 - 七月二十五日 私鉄総連第二十二回大会、大分県別府市、
 - 七月二十六日 全日通第十四回大会、松山市、
 - 七月二十九日 全通第十一回大会、福岡市、
 - 七月二十九日 全織同盟第十四回大会、東京、
 - 七月二十九日 全農林大会、秋田市、
 - 八月十七日 全専売第十二回大会、福岡市、
 - 八月十九日 自治労第七回大会、宮崎市、
 - 八月二十六日 総評第十二回大会、東京、
 - 八月二十九日 全日農第二回大会、東京、
 - 九月十六日 全鉱労連第三十一回大会、東京、
 - 九月二十五日 鉄鋼労連第十六回定期大会、伊豆長岡、
 - 九月三十日 電労連第六回大会、松山市
 - 十一月十二日 全労定期大会
- 【予定(執筆日に於て)】
即ち、六月上旬の鉄鋼労連をはじめに、日教組、炭労、造船など次々と有力単産の大会を終え八月下旬の総評大会で一応のしめくくりをつけたということになる。ここではその詳細は後掲にゆずり、恰も二十五年七月の総評結

成から数えて十年目の今次総評大会は、最近の労働情勢からみて、「十年目の転機」をもたらさざらうと予想されていた大会だったが、ふたをあけてみると、この「転機」は「政党支持の空白化」という形で訪れたのである。果してこれはどういうことであつたか。

それはともかく、総評は六月はじめの常任幹事会で、八月大会における五九年度運動方針の第一次草案を決定した。総評がこれほど早く運動方針をきめたのは、その後引続いて行われる各単産定期大会の論議の中に、総評の方針を浸透させる狙いがあつたからだといわれるが、この方針の中には、最近の労働運動の悩みがいみじくも看取されるのである。その第一の点は、今年の春斗ではつきり現われた大企業組合員の企業意識に、どうして対処するかという問題である。総評は、最近の労働運動の行詰り、低姿勢の原因を「組合意識の低さ」、裏返せば「企業意識の高まり」と考えている（総評調査研究所「賃金意識調査報告」参照）。それは、私鉄総連の東急、名鉄など安定賃金の実施を指称してのことである。企業の寡占傾向が進み、企業間の競争が激化すればするほど、組合員の企業意識が高まってくる。第二の点は、いまでもなく合理化反対斗争である。最近の設備近代化と技術革新は、職場の構造や賃金制度の上に、大きな変化をもたらしている。これまでの職長、伍長、工員といった職場秩序は、設備近代化に伴う

新しい技術、熟練の導入によつて、崩れ去らうとしていく。伍長、班長など旧来の序列を支えた古い技術と熟練は、高校出の新しい技術訓練を受けた若い工員にとつて代られようとしている。製鉄におけるストリップ・ミル、化学工業の監視的労働など、基幹的な作業では若い工員が中心となつていく。おれたちの方が遙かに重要な作業をしているのに賃金は安い、という不満から、従来の年功序列賃金に代つて、同一労働・同一賃金の要求が、これら若い工員から出されている。いつて中年労働者の年功的な賃金要求を無視することはできない。この二つの矛盾した立場をどう調整したらよいか、ということである。

さらにより直接的には、設備の近代化によつてはみ出されるものの労働者の配置転換、そして過剰雇用の問題にどう対処するか。これまでは設備投資が行われても、多くの企業では拡張期にあつたから、過剰雇用もなんとか処理できた。だが、これからは、そうもゆかないのである。

以上の二つの点が、総評の運動方針が提起している最も困難な問題である。第一の企業意識を脱皮するために総評は、各単産、企業組合をいつせいにスケジュール斗争に立ち上らせるとともに、組合員大衆への絶えざる教育宣伝を強化することによつて、横の連帯意識を強めようとしている。総評が、今年ほど教育宣伝に重点的な関心をおいたことはない。だが、企業意識は、日本の産業構造に根深い

原因をもつているとすれば、果してそれだけで脱皮できるかどうか。第二の、企業合理化については、労働時間短縮を中心とする労働者自身の長期経済計画をつくつて、会社に対抗しなければならぬといっている。

次に総評が運動方針として、重点を指向しなければならなかつたのは中小企業労働者の組織化の問題であつた。総評の行詰りは、大企業中心の労働運動の行詰りでもあつた。大企業の高い賃金要求には、中小企業から絶えず羨望と不満がまき起る。下の方の恵まれない労働者のことを考へるといわれれば、大企業組合として返す言葉はない。そこで、大企業組合員から年五十円のカンパ（これは総評の現会費の二倍に近い）をとつて、三百人のオルグを養成し、都道府県に配置し、中小企業の組合づくりをやらうというのである。春の最低賃金斗争に失敗したのは、中小企業の組合結成を怠つたからだ、総評は自己批判している。この中小企業組織化の運動は、今後の労働運動の質的転換をもたらすものと予想されるのである。

ところで、以上のような今次総評の運動方針は、そのまま各単産内部での問題でもある。とくに合理化にいかに向うかが、各組合の最大の関心となつていく。設備近代化の程度は、化学、石油、電信電話、或は製鉄、自動車、金属、さらに国鉄、石炭などそれぞれの産業の性格によつてかなり違つていくが、現われてくる問題は本質的にはほぼ

同じといつてよい。そして、合理化による作業の変化は、すでにふれたように、組合の組織や運動の方法にも影響を及ぼしている。職場間の発言力も変つてきている。合理化の春斗では、わずかに住友化学が突破口を開いたため、低調さから救われたが、その住友化学の斗争で先蹤的な役割を果たしたのは、設備の最も近代的なポリエチレン部門の職場であつた。同一労働・同一賃金という方向で、二年ないし三年の賃金斗争計画や賃金綱領を作成する単産（全国セメントや合化労連）も生れてきた。だが、合理化、設備近代化はこうした成長産業ばかりでない。石炭のような斜陽的産業においても、近代化投資に伴つて必然的に人員整理が起つている。炭労が誇りにした完全雇用の長期協定も、昨三十三年末更新されたばかりなのに、こんどの企業整備では早くも空文化しようとしている。まさに企業別完全雇用協定の破産である。頼るものは「一人のクビ切りも許さず」という組合の戦斗力であろう。だが、それだけでは足りない。炭鉱国営もその一つであろうが、組合として産業、企業の再建計画をもたねば、第三者はもちろん組合員の説得も難かしくなつていくというところは、すでに企業別組合自体が限界にきていることを物語るものにほかならない。総じて、合理化問題に対する各組合の態度は立ちおく難に、とまどつていく感じである。

合理化反対と並んで、総評系組合の政治的軸となつてい
る安保条約改訂反対にしても、日教組が火をつけて、つい
に原案修正となつた社共両党支持論にしても、従来の組合
幹部の指導性が全く地に落ちた感じである。その他、日教
組の十三円七十銭をはじめとして、炭労、合化、造船など
多くの組合で、組合費の値上げが提案されて、ある程度実
現したこと、国労が炭労に続いて執行部の任期を二年とす
るよう提案したこと、全体として単産執行部の新陳代謝と
若返りが目立っていることなどは、いずれも労働運動の転
換期を示す一つの現われであるかも知れない。

最後に、右のような春斗—総評大会の経過は、それ自
身、労働戦線の分裂状態を問題意識にのぼらせる限りで
は、これまでもみられたことであつたが、はしなくも、
今年（三十四年）、この問題を際立つて表面化することに
なつたのが戦線統一の問題であり、また別項の社会党大会
（三十四年九月）であつた。昨三十三年十月の全労第五回
定期大会により提唱された戦線統一問題は、三十四年に入
つて具体的な進歩をみせ、一月二十四日、総評、全労、新
産別、中立労連他中立組合を含む二七団体による「戦線統
一懇談会」の結成をみ、さらに総評六、全労四、新産別
三、中立労連三、その他中立組合四、合計二〇名からなる
世話人会が第一回会合を二月十八日に開く運びとなり、統
一のための具体的討議に入る態勢を整えるに至つたもので

最も緊急な任務だ」と強調し、労働戦線の統一を呼びかけ
たのに対し、総評主流派が全面的に賛意を表したのに、全
労は六月二十四日の執行委員会で「ミラード提案は世界労
連の道を歩むもの」という考え方から戦線統一に反対する
方針を決定、この趣旨の抗議文を自由労連のオルデンブル
ック書記長に送つている。その全労が突然、同年十月末の
大会で戦線統一のための四原則（組織上の信義、階級斗争
至上主義の清算、自由な労働運動の推進、共産党との絶
縁）を打出し、さらに十二月十六日の執行委員会で、当面
右の四原則にはこだわらぬという立場で戦線統一の提唱を
行なつたのであるから、他の労組が驚いたわけである。

ところで、結論的にいうと、去る八月十八日、全労が常
任執行委員会で、「統一のための話し合いを一応打切るの已
むなき事態に至つたと判断する」との方針を決めたため、
右のようにほぼ半年以上に亘つて、今年の労働界にとつて
重要課題の一つとして成行が目ざされてきた戦線統一問題
も、すべてご破算になることがほとんど確定的となつた。
右にふれたように、この問題については、実は総評、全労
などをはじめ各労組とも話し合いをはじめるときから、「統
一の条件を見出すことは非常に困難だ」という考えをもつ
ていた。しかしなにしる労働戦線の統一という旗印は、労
働界における「錦の御旗」である。それだけに現在の段階
で、しかも戦線統一の提唱者である全労が、自ら打切りの

あるが、もともと「右派」組合の側から、「左派」組合に
対して戦線統一を提唱することは、労働運動史上でも稀な
事例といつてよい。とりわけ、昭和二十七年の炭労・電産
ストを契機に総評の運動方針を否定して自ら組織を割つて
出た全労が、時恰かも王子ストの第二組合問題で両者の摩
擦が激化した時機に際して、戦線統一をもち出した意図や
動機には、まことに窺知し難いものがあつた。また従来、
両者のイデオロギー上の、または運動方針上の基本的な喰
違ひは調整が困難であつたし、両者の当面している具体的
な問題についていうならば、さきにふれた春斗の賃上げ方
針を別にしても、生産性向上運動、最低賃金制、警職法反
対国民会議の再編成、安保条約・日中関係・A・A労働組
合会議・国際自由労連加入等の諸問題、さらにかの「向坂
論文」を契機とする社会党内の対立等、両者の対立は解消
するよりもむしろ激化する要因の方が強いというのが一般
的な見方であつたし、今回の統一の提唱それ自体について
も、全労の「統一四原則」と総評の「統一の前提条件として
の共斗組織の強化」の二つの主張は、鋭い喰違ひをみせて
いたのである。とくに昨三十三年六月来日したICFTU
（国際自由労連）のミラード組織部長が総評、全労、中立労
連、新産別、その他の組合代表と、それぞれ懇談し、日本
の労働運動について意見交換を行い、その際声明書を発表
して、「日本の労働運動にとつては統一を促進することが

方針を決めたことは、他の各労組に大きな衝撃を与えてい
る。全労が話し合い打切りの方針を決めた理由は次のような
条件からだといふ。(1)総評が話し合いにはいるための前提条
件として組織不可侵協定の即時締結を主張し、具体的な組
織統一のための条件の話し合いにはいれなかつた。(2)この間
に総評は「共産党と原則的に共闘する」との方針を明かに
し、また平和問題では全労や新産別と手を組むよりも共産
党と共闘することを言明するなど、話し合いの空気をこわし
た。(3)総評、中立労連、新産別はいずれも共斗問題を取上
げ、全労の主張する「戦線統一の基礎として最低限、共通
綱領の原則の確認とそのための討議の推進」という問題を
タナ上げしようとした。(4)以上の理由から統一懇談会の呼
びかけを行つた提唱者の立場と責任において、不本意なが
ら一応打切りのやむなきに至つた、というのである。

どうして、このような事態に立至つたのか、それは、は
じめから予定された「茶番劇」にはかならなかつたのか。
総評の太田議長は「賃上げ、最賃制、失業反対など具体的
な問題の共闘を通じて統一の方向に進むべきだ」と主張
し、全労の滝田議長は「統一懇談会は統一の条件を見出す
ための話し合いの場で、具体的な問題については別個の共闘
機関を設けるべきだ」と主張してゆずらない。全労の話し合
いによる上からの統一論と、総評の共闘による下からの統
一論とが真向から対立し、その間の取り持ち役の中立労連

の種々な提案も、この対立をほぐすまでには至らなかつたようである。総評と、全労と、その何れの主張が正しいのか、ということよりも、いずれが、当面の労働情勢の混乱を收拾するためのより、現実的にして適切な行き方か、ということに問題がある。ミラー組織部長は離日に際して「統一に反対する者はやがて少数になるだろう」といつたといわれているが、労働戦線の統一という「茶番劇」の閉幕後、ミラー組織部長のいう少数派になるのは総評か、それとも全労か。最も統一問題に真剣だつた中立労連が今後どのような態度をとるか。これら中立系労組の動向は、今後の労働運動の進むべき方向を示す一つのバロメーターとみられている。中立系の全国労組の多くは、この夏から秋にかけての大会で、いずれも全国組織の問題を討議している。これらの大会では、現在行われている労働戦線統一問題とからんで活潑な論議が行われているが、総評加盟または総評指向を基本的な方針としているものがかなりの数に上り、全労加盟または全労指向の組合が少ないということも、現在の労働界における総評と全労との比重を示唆するものといえよう。それとともに、最近わが国独自の労働組合組織である企業別組合を脱皮して、欧米なみの産業別組織に発展・改組しようという動きが各労組の間で高まっていると伝えられている。しかし企業中心の縦断的組織から一産業一単産組織への移行は、わが国現在の経済構造の交

革と密接につながる問題で、かの廃藩置県にもまさる難事とされているが、曲り角にきた労働運動の新しい打開のためにも、克服しなければならぬ重要課題として、いまやいよいよ労働界の行手に逼つてくる形勢にあるとみられよう。

二 労働組合組織の動向

(一) 労働組合の結成状況

前述のような、最近におけるわが国労働運動の当面する諸問題は、戦後の労働組合をめぐるいくつかの基本的な諸矛盾の解決がいまや必至とされるに至つて、これを示唆するものであるが、それは他の民主的諸組織、即ち無産政党や農民組合などについてもいえることであつて、ただに労働組合だけの問題ではない。そしてそれは、なかならず、最近の組織論の活潑化、新しい組織化、その運営と組織成員の活動（これらを切離した組織論は全く無意味なものである）が論議の中心対象となつて、問題の集約を見出すといつてよい。いうまでもなく、民主的諸組織における新しい組織化への必要性が強調される理由としては、安保条約の改訂、それに関連しての国内法の改悪、民主的諸権利への圧迫、その危機化、ネオ・ファシズムの

拾頭といつた一連の政治的過程の進行、またその経済的側面としての、技術革新、企業合理化の推進をめぐる独占資本による国民諸階層への攻勢、及びその思想面における官僚的統制化の進展などが指摘されている。他方警職法改訂反対斗争にみられた反体制的統一戦線への国民各層のエネルギーの蓄積、統一戦線運動発展の主体的基盤の交替可能性の増大が、右の組織論展開の支えになつてゐることはいうまでもない。階級斗争において、戦術と組織とは切りはなして考えることはできないのである。これを国民諸階層の中心部隊である労働者階級の、大衆組織としての労働組合について具体的にいえば、現在の時点に限つても、組合の戦闘力を麻痺させる定期昇給制が年々広汎化してゆく事実、それに伴う実質的な賃上げの停滞化傾向、企業合理化に伴う雇用の減退と不完全就業者の増大、企業間とくに規模別賃金格差拡大の事実、業者間協定による「みせかけ」の最賃制の実施、中小企業退職金共済法等による組織労働者と未組織労働者の分裂化、組織労働者間の不統一への工作等と闘うためには、或いは政党や中間層、農民など一般勤労国民層と連携して闘うためには、戦後十四年にわたる経験と斗争力を基礎にした新しい組織の集中力をもつて、立ち向わなければならない状況においつめられてきてゐるということである。それが当面、いかなる問題と背景においてであるかは前項にも述べたところである。これらを念頭に

において、まず労働組合の組織状況をみよう。

これについて、毎年六月末に実施している労働省の「労働組合基本調査」の三十三年六月分の集計結果によれば、次の第六十五表の如くで、三十三年六月末の各種組合は、第六十五表 種類別組合数及び組合員数（三十三年六月末）

組合の種類	組合員数	
	対前年増減	対前年増減
単位組合	一九、三六六	七三、三、四八
単一組織	八、六六六	三、三、六、六八
本部	八、六六六	三、三、六、六八
下部(連合扱)	九、七〇〇	一〇、〇、〇〇
下部(単位扱)	一、六、七〇	一、六、七〇
連合団体	三、七〇〇	三、七〇〇
連合組織	一、〇〇〇	一、〇〇〇
協議組織	一、六三三	一、六三三

(注) 労働省「労働組合基本調査」(2)の非独立組合員数とは、単一組織組合数のうち、下部で単位扱組合を結成せず。本部または連合扱組合に直接加入する形となつてゐる組合員数をいう。

したがつて(1) (2) (3)の関係にある。△印は減少。すれも三十二年の数に比べて増加しており、総計で四二、六五一組合(ないし団体)、前年に対して二、〇〇〇組合(ないし団体)の増加となつてゐる。

増加数では当然のことながら、最下級組合である単位組合及び単一組織下部の単位扱組合が最も多いが、前年の数

に対する増加率では単一組織本部(九・一%増)、ついで連合団体のうちの協議組織(七・四%増)が高く、単位組合及び単位扱組合の増加率はそれぞれ四・二%増、五・六%増程度にとどまった。この単位組合と単位扱組合との増加率は後者の方が若干高くなつてはいるけれども、最近数年の傾向からみると、単位扱組合の増加率は、この一年間にはやや停滞をみせたものといふことができる。このことは組合数の増加についても現われていて、単位扱組合の増加率四・〇%に対して、単位組合は四・三%増で、例年の傾向に反して後者の増加率が若干ながら前者を上回つた。このように三十三年は、単一組織本部の組合数の増加率が高かつたことと、単位扱組合員数の増加が停滞したことにより、単一組織の平均規模はかなり大きく低下した。これに反し単位組合の平均規模はほとんど前年と同程度にとどまつている。

さて、上記各種の労働組合のうち、組合としての基底的な単位となるのは単位組合及び単一組織下部の単位扱組合(以下この両者を合したものを「単位労働組合」という)であるので、これについて組織状況、その推移及び組合活動に関する若干の資料を検討してみよう。

三十三年六月末の単位労働組合数は三七、八二三組合、組合員数は六、八八一、五八一一人であつて、前年同期の数と比較すると一、七三九組合、二七万五千人の増加、前年

その増加傾向はその後一貫継続して、三十二年において戦後最高の組織数に達し、三十三年にはさらに記録を更新した。また組合員数についても、戦後の推移は組合数とほぼ同様であるが、三十三年六月末には前年に対し前述のように大幅の増加を示して、戦後最高の組織員数であつた二十三年に対し二〇万人、一・三%上回わり、これも戦後の記録を更新した。このような組合数及び組合員数の増加は組合の新規設立による未組織労働者の組織化、既存組合における組合員数の増大等によるものと思われるので、以下少しくこれにふれてみよう。

まず新設単位労働組合をみると、次の第六十七表の如くで、この一カ年に新設された組合は三、一〇五組合、組合員数は二六万人であり、前年同期に対し三三三組合減、一万人の増加であつた。しかし、三十三年は組織変更、分裂による既存組合内での変更、即ち形式的な新設が国有鉄道、通信、地方事務等において多く、そのため新設組合員数は全体として前年を上回つたけれども、それらを除いた実質的新設では組合数二、三一六組合、組合員数一四万八千人で、前年同期に対して一七四組合減、一万九千人減と、かなりな減少となつてゐる。実質的新設が前年よりも減少したのは、設立理由別には、外部団体からの呼びかけ、労働条件の向上、企業規模の拡張等ほとんどの理由にわたつて減少がみられたことによるもので、これは反面におい

の組合総数、組合員総数に対する増加率ではそれぞれ四・八%、四・二九%の増加にあたる。三十三年のこの増加は、さきにもふれたように組合の種類別には、前年と異なり単位組合の増加割合が高かつたことにその特徴がみられる。次に単位労働組合の組合数及び組合員数の戦後の推移をみると、次の第六十六表の如くで、戦後急激に結成され

第六十六表 年別単位労働組合数および組合員数
昭和二十二年 三、三三三組合 五、六六、二九一人
二十三年 三、三六六 六、六七、四七七
二十四年 三、六六六 六、六三、四三三
二十五年 三、九一四 五、七三、六六六
二十六年 三、七六四 五、六六、七三三
二十七年 三、七八三 五、七九、五〇〇
二十八年 三、〇三三 五、八四、六六六
二十九年 三、四八八 五、六六、二九一人
三十年 三、〇三三 六、一六、二九四
三一年 三、七三三 六、三三、三三三
三二年 三、八八四 六、六六、二九四
三三年 三、七三三 六、八八、二九四
(注)労働省「労働組合基本調査」 △印は減少
た組合は、その数において二十四年に絶頂期に達した後、以後減少を続けていたが、二十七年以降再び増加に転じ、

て、人員整理に対する防衛を理由とする新設が若干ながら増加したこととともに、労働者の積極的意欲による組合結成が、景気後退とそれに伴う労使関係の変化のために、或程度の制約を受けた結果と思われる。なお組合員規模別には、実質的新設組合数の九四・五%、組合員数の六七・九%が規模一九九人以下の組合で、前年同様中小規模組合がそのほとんどを占めており、企業規模別組合員数では、新設組合員数の五四・五%(三十二年は五六・五%)が規模一九九人以下の企業の労働者で占められている。したがつて新設組合はほとんど中小企業の未組織労働者によるものであるという最近数年の傾向をこの一年間も持続してゐるとみてよい。

第六十七表 設立理由別新規設立単位労働組合数および組合員数
設立理由 三三年 三二年
組合数 組合員数 組合数 組合員数
合計 三、一〇五組合 二六、〇〇〇人 三、三三三組合 二五、〇〇〇人
労働条件の向上 一、〇〇六 一、二〇〇 一、〇〇六 一、二〇〇
労働管理に対する不満 一〇一 一〇一 一〇一 一〇一
人員整理に対する防衛 六 五、七三三 六 五、七三三
労働者の自覚によるもの 四四 三、三三三 四四 三、三三三
外部団体からの呼びかけ 三三 一七、七三三 三三 一七、七三三

企業規模 張によるもの	一三三	二、八五	一五	一六、三三
その他	二二	九、三五	三六	六、四五
小計	七九	二、〇三六	六四	八、〇〇
組織変更	六〇	三、三三	五〇	三、三三
分 裂	一九	一、七六六	一四	六、三三

(注) 労働者労働組合基本調査

次に解散単位労働組合は、次の第六十八表の如くで、二、一三六組合、一七万二千人で、前年同期に対して四一五組合、一万四千人のそれぞれ減少であり、このうち組織変更、分裂によるものを除いた実質的解散は一、四〇三組合、七万四千人で、これを対前年同期比一九二組合、一万六千人の減少となつてゐる。即ち、解散を形式的と実質的の合計でも、また実質的解散のみについても、前年に比べてかなり少なくなつており、殊に前年の総組合数、総組合員数に対する比率では、いずれも過去数年のうち最も低い比率を示すに至つてゐる。このうち実質的解散のみの解散理由をみると、事業所休廃止によるものが組合数三五・六%、組合員数四二・〇%を占めて最も多く、自然消滅、指導者の欠除によるもの等がこれに次いでゐるが、前年同期に比べると、財政不如意、組合無用論による解散の僅かな増加のほか、他の事由によるものはいずれも減少している。企業別組織が大部分で、経営の好不況に左右されがちなわが国組合組織が、三十二年下期以降の不況下に

おいても、このように解散数が少なく、好況下の三十二年よりもむしろ減少を示しているのは最近の組合組織が、その数の進展のみならず、組合内部においても組織基盤を漸次強化してきていることを示唆するものである。なお、組合員規模別の実質的解散組合数では、規模一九九人以下の組合が九五・七%（前年は九四・八%）で、そのほとんどが中小規模組合で占められてゐる。しかし、この規模においても、解散数そのものは前年よりさらに減少している。第六十八表 解散理由別解散単位労働組合数および組合員数

解散理由	三 三 年		三 二 年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	二、一三六	一、七六六	二、一三六	一、七六六
小計	一、四〇三	一、〇〇〇	一、四〇三	一、〇〇〇
事業所の休廃止及び縮小	四九	三、三三	四九	三、三三
自然消滅	四	〇、〇〇	四	〇、〇〇
指導者の欠除	一	〇、〇〇	一	〇、〇〇
財政の不如意	七	〇、〇〇	七	〇、〇〇
組合内の紛争	二	〇、〇〇	二	〇、〇〇
組合無用論	一三	〇、〇〇	一三	〇、〇〇
その他	一四	〇、〇〇	一四	〇、〇〇
小計	七三	六、七三	七三	六、七三
組織変更	七	〇、〇〇	七	〇、〇〇
分 裂	三	〇、〇〇	三	〇、〇〇
合計	八〇	六、七三	八〇	六、七三

(注) 同上

また、既存組合で、この一年間に行われた組合員数の増減をみると、比較的増加の大きかつた組合（前年の組合員数に対して一〇%以上または五〇人以上の増加のあつた組合）の増加組合員数は、次の第六十九表の如く、二八万九千人で、そのうち雇用増大によるものは一八万二千人、合計の六三・一%であつた。これは前年に対して合計で二万三千人の減少、雇用増大によるもので三万八千人の減少であつて、雇用増大によるものが合計のうち占める割合は前年に比べ七・六ポイントの低下であつた。一方、組合員第六十九表 組合員の増加理由別単位労働組合の増加

年	組合員数 (全産業)	
	雇用増大	その他
三三年	一八、二〇〇人	一〇、七〇〇人
三二年	一六、八〇〇人	一〇、三〇〇人
三一年	一六、〇〇〇人	九、五〇〇人

(注) 増加人員は前年の組合員数と比較して一〇%以上、又は五〇人以上の増加があつた組合についてのみ集計。

数の減少が比較的大きかつた既存組合の減少組合員数は第七十表の如く、合計一九万四千人であり、そのうち雇用減少によるものが一〇万四千人、合計の五三・三%であつた。これは前年に対して合計で六万二千人の増加、雇用減少によるもので四万二千人の増加であつて、雇用の減少によるものが合計のうち占める割合は前年に比べ六・七ポ

イントの上昇を示した。

第七十表 組合員の減少理由別単位労働組合の減少

年	組合員数 (全産業)	
	雇用の減少	その他
三三年	一六、八〇〇人	一〇、三〇〇人
三二年	一六、〇〇〇人	九、五〇〇人
三一年	一六、〇〇〇人	九、五〇〇人

(注) 減少人員は前年の組合員数と比較して一〇%以上、又は五〇人以上の減少のあつた組合についてのみ集計。

したがつて、既存組合における組合員数の増加・減少の差引での増加数は、三十年、三十一年当時よりはなお多かつたけれども、三十二年に比べると企業の雇用能力を反映して、かなりの停滞を示したことになる。しかしその反面、すでにみたように、組織基盤の強化によつて解散数が減少をみるに至つたことが大きく作用して、全体として組織の順調な伸びを結果したことが注目される。

(二) 組織労働者の分布状況

次に組合組織に結成されたいわゆる組織労働者の産業別、府県別、地域別等の構成上の動きをみるに、まず産業別には、三十三年一月以降から実施された産業分類の変更のため、前年との比較に若干の誤差が生ずると思われるが、次の第七十一表にみる如く、最も増加が多かつたと思

われる産業は、前年同様製造業であり、次いで運輸通信業、公務、建設業等の増加であった。製造業での増加は、一方で繊維工業の（主として操短にもとづく）雇用減による組合員数の減少が大きかったにもかかわらず、他方では電気機器、輸送用機器、食料品等の雇用増による既存組合の拡充がこれを上回って大きく行われたことによるものであり、運輸通信業の増加は通信業での既存組合の拡充、道路旅客での組合新設、既存組合の組織拡充等があったことにより、また公務、建設業の増加はともに既存組合の組織拡充が行われたことによるものであった。次に都道府県別分布では、組合数で山口、香川、愛媛、鹿児島

の四県、組合員数で滋賀、鳥根、山口、愛媛の四県のそれぞれの減少を除き、他の都道府県では概ね組合数、組合員数ともに増加がみられた。このうち特に増加の大きかったのは、東京の三一七組合、七万二千人増をはじめ、大阪の一八五組合、二万七千人増、北海道の二八〇組合、一万八千人増、愛知の六八組合、一万八千人増等であった。また男女別組合員数は、男子が五一九万、女子が一六九万で、男女とも前年より増加しているが、女子の場合は繊維工業等で組合員数が減少したこともあつてその伸びが小さく、総組合員数のうち女子組合員数が占める比率（二四・六％）は僅かながら（〇・一ポイント）低下した。

第七十一表 産業別単位労働組合数、組合員数および推定組織率（三十三年六月末）

産業	組合数	%	組合員数	%	推定組織率	三二年推定組織率
全産業	三七、八三三	一〇〇・〇	六、八八、五八八	一〇〇・〇	一八・一（五七・七％）	一八・一（五七・七％）
農林業	一、五二一	一・五	四、八、〇〇〇	一・一	三・八	七・五
非農林業	三六、三一二	九八・五	六、八、八〇〇	九八・九	一七・四	一〇・五
漁業水産養殖業	一、三三三	三・五	三、〇、九六五	〇・五	一七・四	一三・一
鉱業	一、二〇〇	三・二	一、二、五八六	〇・五	二・九	六・九
建設業	二、八二二	七・七	四、三、三三三	六・〇	二〇・八	二六・七
製造業	二一、〇〇〇	五八・一	二、〇〇一、〇〇〇	二九・〇	一三・七	一三・〇
卸小売、金融保険、不動産業	四、八八五	一三・二	五、八、三三三	八・五	一七・三	一八・五
運輸通信、電気ガス水道業	八、〇四六	二一・五	一、五、七、七三三	二二・六	二七・六	二七・三
サービス業	三〇、三一二	八〇・九	一、〇〇一、〇〇〇	一四・八	三・五	三・四

分類不能の産業 四、一五三

11.0

六八、八五三

九・九

五・三

五・三

(注) 1 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の三十三年六月雇用者総数に対する単位労働組合員数の割合

2 全産業の（ ）内の推定組織率は単位労働組合員数のほかにいわゆる単一組織の組合員であつて、下部で単位扱組合を結成せず直接に本部又は連合扱組合に所属する形となつてゐる組合員（非独立組合員）数を含めた組合員数による比率

右のような組織労働者の分布状況と関連して、雇用者総数中に占める組織労働者の割合（組織率）をみると、次の第七十二表の如くで、三十三年六月のそれは、全産業で三五・七％（単一組織所属組合数のうち、単位扱組合を結成していない、いわゆる非独立組合員数を除いた組合員数、即ち単位労働組合員数の組織率は三五・一％であり、前年同期に対して一・三％の低下であつた。この組織率の算出に当つては、母数となる雇用者総数の数値が「労働力調査」の改正により、前年分については若干補正を要することとなつたが、この点を勘案しても三十三年の組織率は前回を下回ることになる（前述したように、組織労働者数が前年に対して大幅な増加となつたにも拘らず）。組織率がこのように低下したのは、前年同様、雇用労働者数の増加による未組織労働者数の増加が、新規に組織化されたものの数を大きく上回つたことによるものであつて、その未組織労働者の増加は、産業別には製造業、卸売小売業、規模別には中小企業、といつた従来から組織化があまり進んでいなかつた部門で、多く行われたものと思われ

る。（中小企業労組の組織状況については、後掲「中小企業の労働争議」参照）

第七十二表 年別推定組織率

年	雇用者総数	組合員数	推定組織率
二八年	一四、〇四六、〇〇〇人	五、三、七、〇九人	三八・〇（二七・三％）
二九年	一五、三、〇〇〇	六、〇、七、七三	三九・六（二九・〇）
三〇年	一五、八、〇〇〇	六、三、五、八七	三九・八（二九・〇）
三一年	一七、四、〇〇〇	六、四、三、一六	三七・〇（二六・四）
三二年	一八、〇、〇〇〇	六、七、七、三三	三七・六（二六・七）
三三年	一九、五、〇〇〇	六、八、四、〇三	三五・三（二五・一）

(注) 1 雇用者総数は総理府統計局「労働力調査」による
2 三二年以前の雇用者総数は三二年一月の改定数による

3 組合員数は非独立組合員数（第七十一表の注2の説明参照）を含んだ員数である

4 推定組織率は、各年同期における雇用者総数に対する組合員数の割合である

5 () で示した推定組織率は非独立組合員数を含まない単位労働組合員数についての組織率である。

このため組織率が低下した産業は、前掲第七十一表にみるように、製造業、卸売小売・金融保険・不動産業、漁業水産養殖業等であつて、これらは漁業水産養殖業を除いて、いずれも組合員数の増加にも拘らず、雇用労働者数より一層の増加によつて比率が低下しているのである。一方、組織率の上昇した産業は、鉱業、運輸通信・電気ガス水道業、農林業、建設業等であつて、これら産業での上昇は、建設業を除いて、いずれも雇用者数の減少、組織員数の増加があつたことによるものである。なお、組織率の産業別順位は前年の運輸通信・電気ガス水道業に代わり、鉱業が八二・九%で再び最高組織率となつたほかは、前年

第七十三表

主要団体別労働組合員数

主要団体	三十二年六月末(A)	三十二年六月末(B)	増減(B-A)
合 計	六、七三、六〇〇人 (100.0%)	六、九四、〇三三人 (100.0%)	二〇六、四三三人
日本労働組合総評議会	三、四〇、三六六 (50.5)	三、五四、六三二 (51.1)	一四四、二六六
全日本労働組合会	七六、四四九 (1.1)	七六、四四九 (1.1)	〇
日本労働組合総同盟	三、五九、二七七 (52.0)	三、七三、八八五 (53.9)	一四四、六〇八
その他	三、〇〇、九五八 (44.4)	三、〇〇、九五八 (43.0)	〇
全国産業別労働組合連合会	七〇、七三三 (1.0)	七〇、七三三 (1.0)	〇
(全日本産業別労働組合会)	三、三、四四四 (0.5)	三、三、四四四 (0.5)	〇
以上の団体に入らない全国組合	一、〇九、〇一一 (15.6)	一、〇七、七四三 (15.4)	一、二六八
その他	一、五五、二五五 (22.9)	一、五五、二五五 (22.3)	〇

(注) 1 二以上の主要団体に入っている組合の組合員数は、それぞれの団体に重複集計してあるので、主要団体別の組合員数の合計は、合計欄の数字と一致しない。

の順位と同様で、最低率は依然として農林業の一三・八%であつた。

最後に、組織労働者の所属上部団体分布状況をみるに、まず現存する全国的中央組織は総評、全労、新産別の三団体で、前年調査時(三十二年六月)に存在した産別会議は三十三年二月に解散した。上記三団体に加入している組合の組合員数は四三・八万、組織労働者総数の六二・八%であり、前年同期の全国的中央組織(産別会議を含む)加入者数に対し、一五万人増、〇・一ポイントの上昇を示した。各組織別及び中立系全国組合の組織状況、その増減状況は次の第七十三表の如くである。

2 全日本産業別労働組合会議は三十三年二月に解散
3 △印は減少を示す

即ち、(1)総評の組織員数は三五五万人、組織労働者総数の五〇・八%で、前年同期に対して一四万人増、〇・三ポイントの上昇であつた。この増加は全国印刷出版産業労働組合(一万八千人)、全国旅客自動車労働組合(二万四千人)および全国税関労働組合(六千人)の新規加入によるもののほか、全日本自治団体労働組合(三万五千人増)、全国金属労働組合(一万八千人増)、全日本自由労働組合(一万六千人増)、日本私鉄労働組合連合会(一万三千人増)、全農林省労働組合(一万一千人増)等で大幅な組織拡充が行われたことによるものである。(2)全労の組織員数は八〇万人、組織労働者総数の一一・四%で、前年同期に対して一万四千人増、〇・二ポイントの低下を示した。人員数の増加は関西電力労働組合(二万人)の新規加入および総同盟の組織拡充(一万七千人増)による増加等が主な理由である。しかし前年に比べてその伸びが少なかったのは、全国繊維産業労働同盟、日本駐留軍労働組合等で大幅な組織の縮減がみられたことによるものである。(3)新産別の組織員数は四万一千人、組織労働者総数の〇・六%で、前年同期に対して三千人の増加、比率は前年と同率であつた。組織員数の増加は全国土建産業労働組合、全国機械金属労働組合において若干の組織拡充が行われたことによる。(4)中立系全国組合のう

ち、組織拡充の大きかつた組合としては、全日本電気機器労働組合(二万人増)、全国土建労働組合(一万四千人増)、全国電力労働組合(一万二千人増)等が目立つものであつた。

(三) 労働協約その他の締結状況

組合の組織及び組合員の分布状況は以上の如くであるが、これら組合の活動ないしはその基礎となる制度のうち、組合費、労働協約、労使交渉協議制などの状況について、同じく今次「労働組合基本調査」によつて概観しよう。

まず組合費についてみると、第七十四表の如く、これを徴収する単位労働組合は三六、八九五組合、組合総数の九八・八%であつた。また組合費を徴収する組合の一組合当り六月分組合費総額は四〇、三一六円で、これを一人当りに換算すると、平均組合費(三十三年六月分)は二一九円、「きまつて支給する給与額」(毎月勤労統計六月分による)の一・二五%に該当する。これらの数字は、二十九年以降は単一組織にあつてはその本部を、一組合として取扱つて算出しているので、これと三十三年の結果とを直接比較してみることはできない。単位労働組合を計算単位と

してこれらの数字を表現している最も近い年は二十八年であるので、これと比べてみると、後掲第七十四表の通り組合費徴収予定組合数及び組合員数が、総組合数及び総組合員数中に占める割合は、二十八年がそれぞれ九七・三%及び九八・八%であり、これと三十三年の比率とはほとんど変化がみられないといつて差支えない。しかし一人当り平均組合費は二十八年は一六五円で、三十三年はこれより五四円上昇しており、「きまて支給する給与」額に対する一人当り平均組合費も二十八年の一・一五%に対して〇・一

ポイントと僅かながら上昇をみせている。なお、一組合当りの組合費総額は一人当り平均組合費のかなりな増加にもかかわらず。その後の組合の平均組合員数の減少により、二十八年(三三二、五三九円)に対して約八千円の増加にとどまつており、しかも二十八年以降の貨幣価値の変化等を考慮すると、その実質的増加額はさらに差引いて考えなければならぬことになる。しかし、ともかく組合財政が組合費徴収の若干の増加により、二十八年当時よりは幾分改善されたとみてよい。

第七十四表

組合費を徴収する単位労働組合数、組合員数および一人当り平均組合費(全産業)

年	組合数		組合員数		組合員一人当り平均組合費(六月分) 費の平均給与額に対する比
	組合数	徴収するもの	組合員数	徴収するもの	
三三年	三、七六三組合	(一〇〇・〇)	六、八八、八八八	(一〇〇・〇)	三九円 一・一五%
二八年	三、一三三組合	(一〇〇・〇)	五、八四、六六六	(一〇〇・〇)	一五 一・一五%

(注) 1 一人当り平均組合費は組合費を徴収する組合の組合員について算出
2 平均給与額は毎月勤労統計の六月分「きまて支給する給与額」による

次に労働協約の適用をうける単位労働組合数及び組合員数は、次の第七十五表の通り一九、三〇二組合、四二二万人で、締結率は六四・三%、適用率は七八・一%であった。これは前年同期に対して組合数で九三二組合、組合員数で一九万人の増加ではあつたが、締結率は〇・一ポイン

ト、適用率は〇・四ポイントの上昇にすぎずとくに締結率はほとんど横這いの状況といつてよい。このような締結率の停滞は、協約適用の形態としては、上部協約適用の増加の相対的伸びやみによるもので、この一年間の組合運動の困難がこの面にいく分反映しているようである。また

協約適用をその内容によつて区分してみても、三十三年は労基法に基づく事項のみを適用した協約の適用の増加率が比較的高く、本来的な意味の、広い範囲の協約の適用は、その伸びが前年よりもさらに少なくなつてゐる。

また労使交渉協議制を有する単位労働組合及び組合員数は、第七十六表にみるように、一四、〇七七組合、三六二万で、前年同期に対して六〇七組合、一三万七千人増加した。しかしこれが総組合数、総組合員数中に占める割合はそれぞれ三七・二%五二・六%で、前年に対して両者いずれも〇・一ポイントと若干ながら減少を示している。これを内訳別にみると協約の規定にもとずかないでかかる機関を有する組合数が減少しており、協約の規定にかかるとする組合数が減少しており、協約の規定にかかるとする組合数が減少して、実数や協約締結可能組合中にする比率など、ともに前年より増加している。全体としての交渉協議機関を有する組合数が総組合数中に占める割合では減少したとはいへ、このように労使対等の立場で締結

した協約に基づくものが前年より増加したということはいわば労使関係の健全化への方向ともみられるが、必ずしもしかく単純ではない。この協約の規定に基づいて設置された労使交渉協議機関を有する組合を、さらに機関の種類別にみると、前年に対して最も増加の多かつたのは労働条件・苦情紛争処理に関する機関を有するもの(三九四組合増)三機関を同時に有するもの(三七五組合増)であり、減少したのは苦情紛争処理に関する機関のみ有するもの(一五九組合減)生産に関する機関のみ有するもの(一六組合減)の二種であつた。このため、全体としての前年に対する増加率では、労働条件に関する機関を有するものの増加が最も高く(九・七%増)、次いで生産に関するもの(八・七%増)、苦情紛争処理に関するもの(六・九%増)の順となつた。なお苦情紛争に関するものの増加割合が低かつたのは、この種の組合が主として運輸通信業において減少したことによるものである。

第七十五表

労働協約の適用をうける単位労働組合数および組合員数

年	適用をうける組合数		締結率		適用をうける組合員数		適用率	
	組合数	組合員数	率	率	組合員数	率	率	
二二年	五、五九一組合	二二、三〇一	二二・九%	六二・八%	三、九二一、九四五人	七九・〇%		
二三年	一四、〇九九	六二、〇四	一四・〇%	五〇・四%	三、七四四、七六三	六五・五%		
二四年	九、七四六	四一、五〇一	九・七%	四五・一%	二、五五二、六八一	五八・八%		
二五年	一〇、三二九	五〇、五〇	一〇・三%	五〇・五%	二、六四六、二一九	六一・八%		

二七年	一一、〇五四	五四・四	二、九六五、五七六	六九・四
二八年	一三、五三八	五九・四	三、三四七、六八〇	七一・六
二九年	一四、二二六	六〇・七	三、五〇六、九六一	七三・七
三〇年	一六、一八二	六四・九	三、七九七、五七三	七八・一
三一年	一七、〇九五	六三・七	三、八五六、四三六	七七・一
三二年	一八、三七〇	六四・二	四、〇四二、三一七	七七・七
三三年	一九、三〇二	六四・三	四、二三一、九六五	七八・一

(注) 1 締結率は、協約締結可能な総組合数に対する協約の適用をうける組合数の割合

適用率は協約締結可能な総組合員数に対する協約の適用をうける組合員数の割合

2 協約締結可能な組合数および組合員数とは、二三年前においては総組合数および総組合員数であるが、二四年以後は労組法、公労法、および地公労法が適用になる組合数および組合員数であつて、国家公務員法、地方公務員法の適用をうけるものは含まれていない。

第七十六表 労使交渉協議機関の種類別単位労働組合数

年	種 類	合 計								
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
三三年	労働条件に関する事項を附議する機関	二、一五五	四、八四四	五、一	四、七五三	六、七	一、八四	一、三三六		
	生産に関する事項を附議する機関	五、八五五	四、八四四	五、一	四、七五三	六、七	一、八四	一、三三六		
	苦情紛争処理に関する事項を附議する機関	二、一五五	四、八四四	五、一	四、七五三	六、七	一、八四	一、三三六		
三二年	労働条件に関する事項を附議する機関	二、〇六四	四、四九九	四、二〇	四、三九九	三、三	八、四	二、〇〇		
	生産に関する事項を附議する機関	五、三三三	四、四九九	四、二〇	四、三九九	三、三	八、四	二、〇〇		
	苦情紛争処理に関する事項を附議する機関	二、〇五九	四、四九九	四、二〇	四、三九九	三、三	八、四	二、〇〇		

(注) 1 A 労働条件に関する事項を附議する機関 B 生産に関する事項を附議する機関 C 苦情紛争処理に関する事項を附議する機関

2 二以上の機関を同時に有する組合はその機関が分化しているか、未分化のものであるかはとわれない

3 労働協約の規定に基づいて設置された機関を有する組合についてのみを集計。

三 労働争議の動向

(一) 一般的動向

ここで労働争議とは、労働法で認められた「正常な争議行為」として、労働力の売買という経済的な要因を基礎とした労使間の団体交渉を裏付けるための行為であつて、前項の「労働協約」とまさに表裏するところの、近代社会で不可避的な存在なのである。したがつてそれは治安をみだす擾乱的な行為とは全く性格を異にし、その社会的機能は労働力を引揚げることに(即ち、いわゆる労働力の売止め)によつて、その経済的評価の改訂を相手方に逼ることに存するのであるが、この取引における内容や権利の限界などになお多くの疑義が存するために、労使双方の直接的当事者以外の第三者にも影響を与えることが多く、またそれに乗じて、この争議行為が何らか社会的に「好ましからざるもの」から「正しからざるもの」とさえ思わしめる宣伝が、とかく政府や資本陣営によつて流布されていることは行過ぎであり、健全な民主主義的ルールの確立をむしろ阻害するものといつてよい。ただ、最近における「不況下の争議行為」が、とくに中小企業において、民主主義的ルールを越脱して、とかく治安当局の取締りの対象とされる

事例の少なくないことは、もとより労使双方の責任ではあるが、同時に右のような宣伝が、労使双方並に第三者に与えた不当な先入感にも一半の責任が存するといつてよい。

まず、労働争議の一般的動向をみるために、労働者の「労働争議統計」によつて、三十三年中の労働争議の特徴を窺うに、三十二年下期に引続いて不況下に始まつた三十三年は企業整備、人員整理反対の争議が年初以来多数発生し、大企業にあつても七月から九月にかけて鐘紡その他の繊維関係企業、日産化学、日本水素、小西六等の合成化学関係企業で賃下げ、一部工場閉鎖等の問題が起り、とくに合成化学関係では深刻な争議にまで発展した。そのために争議件数は一、八六四件と、三十二年を一八四件上回る戦後最高となつた。即ち次の第七十七表にみるように、三十二年はまず総争議については、件数は右のように戦後最高の一、八六四件、その総参加人員数は六三六万人で、件数は前年の三十二年が二十三年を超える戦後最高であつた記録をさらに更新したわけであるが、参加人員は前年より二一〇万人の大幅な減少を示した。件数の増加は景気後退下にあつていわゆる積極的要求争議が減少した反面、消極的要求争議が多く発生したこと、秋の警職法改正反対斗争が全労組の統一行動をもつて大規模に展開されたことなどによるものであり、参加人員の減少は、主として組合員数の多い公労協労組の争議が、三十二年ほど頻繁には実施され

年	件数	千人員	千日	千日	千日	%
三〇年	六四七	三、八二五	二、五五九	一、二七	三、七	
三一年	六四九	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三二年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三三年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三四年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三五年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三六年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三七年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三八年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
三九年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	
四〇年	一、〇三三	三、四七	二、三〇七	一、〇	四、六	

（注）労働者「労働争議統計」
 1 作業停止争議で同盟罷業と工場閉鎖の両者が同時に
 前述のような特徴を以て捉えられる三十三年の労働争議の一般的動向は、なお極めて抽象的な素描にとどまるものであつて、何れも具体的な状況を示すものではない。ここで個々の労働争議について一々立入つて分析することが紙面の関係上不可能である限り、それは已むをえないことである。しかし出来るだけ現実に近づくために後掲のように三十三年の春季、夏季、秋季、年末の各季節において、総評その他上部団体との連携の下にくりひろげられた賃上げ

（二）労働争議の構成的動向

年	争議行為を伴つた争議	争議行為を伴わない争議	争議行為を伴つた争議	争議行為を伴わない争議
三〇年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三一年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三二年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三三年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三四年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三五年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三六年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三七年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三八年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三九年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
四〇年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)

（注）労働者「労働争議統計」
 三一年以前の総争議および争議行為を伴わない争議の件数、総参加人員数は三二年以降と集計基準が異なるのでそのまま比較できない。なお三二年（ ）内の数字は三一年以前の集計基準により集計した結果である。

なかつた結果によるものとみられている。次に総争議を争議行為を伴つた争議と、争議行為を伴わない争議に分けてみると、前者は件数、参加人員数とも前年を上回り、件数は従来までの最高数、参加人員数は二十三年の二六〇万五千に次ぐ二五三万七千に達している。この争議行為を伴つた争議のうち作業停止争議にのみついてみると、次の第七十八表の如くで、件数は九〇三件、参加人員数一八八万人、労働損失日数は六〇五万日であつた。これは前年に対して七三件増、二八万人減、四〇万日増を示し、参加人員数の減少にもかかわらず、労働損失日数は増加している。で、参加人員一人当りの労働損失日数は四・七日となり、対前年一・一日の増加をみせ、また千人率（雇用人千人当りの作業停止労働損失日数）も三〇・六日となつて、前年（三〇・一日）をさらに上回つた。これは三十三年の争議が前年よりもさらに長期化の傾向を示したことによる。このような状況をもたらした理由としては①三十三年の春季争議が景気後退下の賃上げ争議であつたことなどから、私鉄、炭労、合化労連、電機労連等を中心として従来より長期化し

たこと、②十月、十一月の警職法改正反対斗争が時限ストや時間内職場大会という形の同盟怠業を増加させたこと、③景気後退の影響をうけて企業整備反対争議がかなり多かつたこと、などが挙げられている。なお、後でもふれるように、三十三年の労働争議の特徴としては景気後退を反映して賃金増額、臨時給与増額、臨時給与金、退職金等の積極要求の争議件数が増加したことであり、とくにこの傾向は中小企業の場合に目立つていたのであるが、これが三十四年に入つて六月ごろの上期末には、合理化反対斗争という新しい様相をもつて深刻化してきている。なおこの争議行為を伴つた争議のうちで最近注目されることは、前掲③の同盟怠業が年々増加の傾向を示していること、三十三年も五五一件、参加人員一六八万と、件数、参加人員とも三十二年よりさらに大きな増加を示して、戦後最高となつており、とくに官公労組における当面の問題を示唆している。

第七十七表 年別労働争議件数および参加人員

年	争議行為を伴つた争議	争議行為を伴わない争議	争議行為を伴つた争議	争議行為を伴わない争議
二九年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三〇年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三一年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三二年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三三年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三四年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三五年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三六年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三七年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三八年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
三九年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)
四〇年	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)	(一、四七五)

等の共斗的争議について、その諸特徴を分析することと、特に目立つた個々の争議の事例について語ることにするが、それらに立入るに先立つて全体として三十三年の諸争議のもつ、種々な側面からの構成的な動きをみることによつて、それらに通ずる、せめてもの具体的な輪廓を与えることが必要であらう。即ち、ここでは諸争議を(1)産業別、(2)規模別、(3)要求事項別、(4)継続期間別の諸指標によつて、いくつかの側面的分析を加えることにする。

(1)労働争議の産業別動向—三十三年の労働争議の動向を労働省の「労働争議統計」によつて産業別にみると、まず総争議では総参加人員数六三六万人のうち、最も多いのは前年同様運輸通信業(二五五万人)、ついで製造業(一二八万人)、鉱業(一一三万人)などの順となつており、また争議行為を伴つた争議では、行為参加人員総数二五三万人のうち、最も多いのは鉱業(七四万人)、運輸通信業(六八万七千人)、製造業(六三万六千人)などの順となつてゐる。鉱業が多いのは、作業停止労働損失日数をみると、炭労長期ストのあつた鉱業が対三十二年一四万日増の三四八万日(総損失日数の五八%)となつてゐることから、その理由が明らかであらう。また運輸通信業では私鉄総連が労連結成以来初の全面二四時間ストを含んだ四波にわたる統一斗争を実施した(行為参加人員数一〇万人、損失日数二五万日)ことによる。製造業では行為参加人員

数の最も多いのは化学工業(一二万五千人)、電気機器(九万七千人)の順で、三十三年春斗における合化労連(行為参加人員数五万人、損失日数二五万日)や電機労連(同九万人、一五万日)など、それぞれ組織結成以来最大の統一的实力行使を行つたことを反映しているものとみられる。

(2)労働争議の規模別動向—次に、三十三年発生の労働争議を、総参加人員規模によるいわゆる争議規模別にみると、総争議では小規模争議が前年同様最も多く、次の第七十九表のように、参加人員九九人以下の争議は七五八件、全体の四二・四%を占めており、前年に引続いて最近の争議の大きな特徴となつてゐる。ただ前年と異なる点は、対前年比増加割合が、中小規模争議に比して大規模争議において若干大きくなつてゐることであらう。そこで、これを企業の常用労働者規模別に争議発生企業数をみると第八十表の如くで、ここでも中小企業における争議が他の規模に比べて多いが、対前年比増加割合では中企業争議が高くなつてゐる。したがつて三十三年は争議規模が前年よりやや大規模化したことが推察されるわけである。(ここでは日教組の勤評反対争議を除く)。

第七十九表

年	合 計	一人〜九九人	一〇〇人〜九九九人	一〇〇〇人以上
三二年	一、六〇七(100.0%)	七五七(47.1%)	四九七(30.9%)	三五三(22.0%)
三三年	一、六八六(100.0%)	五七九(34.3%)	四七九(28.4%)	六二八(37.3%)

(注)労働省「労働争議統計」

第八十表

年	合 計	一人〜九九人	一〇〇人〜九九九人	一〇〇〇人以上	不 明
三二年	二、〇〇二(100.0%)	六三三(31.6%)	六〇〇(30.0%)	六八八(34.2%)	三三(1.6%)
三三年	二、〇〇〇(100.0%)	五七九(28.9%)	五〇〇(25.0%)	六八八(34.4%)	三三(1.6%)

(注)労働省「労働争議統計」

三三年の企業数は、所属企業が県、市、町、村である日教組の勤務評定反対斗争の分を除いた数である。

(3)労働争議の要求事項別動向—次に右の企業規模による争議発生状況と要求事項との関連をみると、「労働白書」付属統計表第七一表参照)、各規模とも前年にくらべ一般に積極的要求は減少し、消極的要求が増加しており、この傾向がとくに小企業において著しいことはさきにも触れた通りである。また大企業では消極的要求が前年の約二倍の発生をみたが、これは不況による企業整備問題が大企業においても多く表面化したことによるものである。なお、主要要求事項別に争議発生件数をみると、次の第八十一表の如くで、総件数一、七八八件(要求事項総数一、八七四項目を一〇〇として)において、積極的要求一、一四五件(六一・一%)消極的要求三四二件(一八・二%)その他

三八七件(二〇・七%)となつており、積極的要求では臨時給与(五三三件、全体の二八・四%)、賃金増額(四二九件、二二・九%)が主要なものであり、消極的要求では解雇反対又は被解雇者の復職(二一八件、一一・六%)が最も多い。また「その他」ではその他人事(一〇〇件五・三%)が最も多くなつてゐる。

第八十一表

要求事項	三二年	三三年
争議発生件数	一、二五五件	一、六八六件
要求事項総数	一、四二五(100.0%)	一、八七四(100.0%)
積極的要求計	一、〇〇一(70.3%)	一、一四五(61.7%)
消極的要求計	二七二(19.1%)	三四二(18.2%)

その他計 151(10.6) 103(7.5) 154(10.9)

(注)労働省「労働争議統計」
一争議で二以上の要求事項をもつことがあるため、争議発生総件数と要求事項総数とは一致しない。

(4)労働争議の継続期間別動向—最後に、三十三年中に解決した争議について、その解決状況をみると、解決した件数は一、七八四件で、年間に実施された総争議件数の九五・七%となつてゐるが、これら解決争議の、発生以来解決に至る継続期間は、次の第八十二表の如くで、前年に比

第八十二表 年および継続期間別労働争議解決総数(総争議)

年	合 計	一〇日以下	一一日～二〇日	二一日～三〇日	三一日以上
二九年	1,251件 (100.0)%	511件 (40.8)%	219件 (17.5)%	321件 (25.6)%	200件 (15.9)%
三〇年	1,277 (100.0)	527 (41.3)	233 (18.2)	311 (24.3)	206 (16.2)
三一年	1,277 (100.0)	527 (41.3)	233 (18.2)	311 (24.3)	206 (16.2)
三二年	1,253 (100.0)	513 (40.9)	219 (17.4)	321 (25.6)	200 (15.9)
三三年	1,264 (100.0)	515 (40.8)	221 (17.5)	321 (25.4)	207 (16.3)

(注)労働省「労働争議統計」

(三) 中小企業の労働争議

前年度本年鑑において初めて、特に一項目を設けて「中小企業における労働争議」を取扱つたのは、三十二年に入つて急激に増加した中小企業労働争議の状況が、いくた不測の事態を憂慮せしめるものがあつたからにはかならない

が、右のような状況は三十三年に入つて、さらに拡大された形で進展し、しかも三十三年下期以降景気が再び上昇傾向に向つたにもかかわらず、この状況は改まることなく三十四年に引継がれ、好況が謳歌されているさなかで、中小企業の分野では労使の死闘が展開されているのである。その争いの激しさは、まさにアリ地獄を彷彿せしめるものが

あり、去る八月十八日の成光電機(東京池袋)の乱斗に引続き、十九日東京亀戸の田原製作所ではついに死者を出し、二十二日には中小企業労使に対する松野労相の警告が發せられるほど、争議が深刻化し暴力事件が相次いでいる。東京では主婦と生活、メトロ交通など百日以上ストを続ける中小企業争議が十三件もあり、そのほとんどが組合員と非組合員、または会社が要請した警官隊や雇入れた人夫と組合員との間に暴力事件を起している。これら争議の原因は賃上げ要求や、配置転換、解雇反対などによるものが多いが、最近の傾向としては組合結成をめぐるの不当労働行為に端を発するケースがふえてきているのが特徴的である。しかも、いつたんストに突入すると労使とも感情的に对立し、それぞれの上部団体の応援を得て徹底的に「妥協なき斗争」を続けるのが共通的といわれている。果してその実態はどうか。

まず最近の中小企業における労働組合の組織状況をみると、三十三年六月末現在(労働省「労働組合基本調査」による)、全労働組合の総数は二万三千三百三十二組合(単一組織及び単位組合をそれぞれ一組合として算定)で、組合員数は六百八十八万人であるが、このうち組合員二百人未満の中小労組は一万五千八百六十五組合で、その組合員数は九十万人となつてゐる。ところで、この組織化の程度を事業所規模別にみると、従業員五百人以上のところでは八八%の

組織率、四百九十九人―百人では五八%、九十九人―三十人では二〇%、二十九人以下では僅か三%となつてゐる。これは、大企業では経営がすぐれ労務管理も近代化しているため、組合結成も容易だが、中小企業では前近代的な経営や労使の意識の遅れもあつて、大部分のところでは組合が結成されていないことを示している。したがつて毎年結成される三千百ないし三千三百組合のうち、約九割に当る二千八百ないし三千組合が組合員二百人未満の中小労組である。これら新たに結成された組合の結成理由は、労働条件の向上や労働者の自覚によるものなどのほか、外部団体からの呼びかけ、労務管理に対する不満、人員整理に対する防衛のためなどが目立つてゐる。

次に中小企業の争議状況に入ると、昨三十三年一年間に労働争議が発生した企業数は、労働白書によれば、前年度比八百九十二企業増の三千三百五十四企業(勤評反対争議を除く)だが、このうち従業員百人未満の中小企業が三七%(一千二百三十五企業)を占めており、従業員五百人未満では六五%(二千七百七十五企業)で、特に年々中小企業争議の増加が目されるが、三十四年一月から六月末までの六カ月間に発生した中小企業争議の激烈なものだけでも百二十四件のほり、前年同期に比べると一八%の増加である。このうち解決したのは百七件、まだ十七件が未解決のままである。百日近い争議が続いたものだけでも、前記

の主婦と生活、メトロ交通、田原製作所、成光電機のほか、全国金属傘下の山葉精密、光伸社、田野井製作所、千葉食品、高山精密、興和工業、富士文化工業、第一電気精器、全旅労連傘下の三井交通、帝全交通、ニュー東京観光バス、全印総連傘下の英語通信社、小葉印刷、日本教団、化学同盟傘下の高村建材、新産別新化学の日新電化などがある。ストといえば大企業労働組合の専売特許と考えられていたが、いまや争議件数からも、争議継続期間からも、断じてその席を中小企業に譲らざるをえないほどに変つて来ている。しかも、これら争議の原因となつた主な要求事項をみると、三十二年は賃上げ要求や夏季、年末手当など積極的要求が多かつたが、三十三年は組合結成、解雇反対被解雇者の復職、賃金定期支払など消極的要求が相当数に上つており、とくに解雇反対の増加は不況による解雇もあるが、小企業に特有の労使関係の無理解・未熟さから、組合結成、または合同労組加入など組合活動をめぐつて起るものが最も多くなつてゐる。さらに三十四年に入ると、前記の最近の諸争議の多くは、親企業からの支配強化に伴つて起る合理化への抵抗として現われているのが注目されるところであらう。

なお前記組合活動をめぐつて起る不当労働行為に対する昨三十三年の申立件数四百四十三件のうち、六三%は百人未満の企業で、しかも解雇事件に関する争議は、最近長期

化し暴力事件を伴う傾向にあるわけだが、三十四年七月末現在、未解決の中小企業争議でストやロック・アウト開始以来争議日数が二百五十日(一件)、百日―百五十日(八件)、五十日―九十九日(八件)、三十日―四十九日(四件)、十九日(一件)で、二カ月から五カ月もの長期争議が十六件もある。また暴力事件の発生した争議は三十四年に入つて東京都内で十件、全国金属東京地本傘下で五件、全旅労連関東同盟傘下二件、化学同盟関東化学傘下一件、全印総連傘下一件となつていて、いずれも労働条件の低い中小企業労組に目立っている。この種暴力事件の発生過程をみると、ほとんどが次のようなコースをたどつてゐる。①組合はストに入るとビケを張つたり職場での座り込みを行うとともに、会社構内で泊り込みを行う、②会社はこれを排除するためロック・アウトを行い立入り禁止を通告する一方、裁判所へ「立入り禁止」「建物占有排除」の仮処分申請をする。また組合は会社が団交に応じないため裁判所へ「団交再開」を命ずる仮処分申請を行う。③この間、会社は組合幹部を解雇する。このため組合は激しく怒り、労使の対立感極度に高まる。そして組合は裁判所へ地位保全の仮処分申請、地労委への不当労働行為の救済申立を行い、初めは経済要求だつた争議が解雇反対という権利争議に発展する、④さらに争議の過程で、組合員による会社幹部や非組合員に対するつるし上げ、暴行が起る。一

方会社側も非組合員、とくに人夫を雇入れたたりして実力行使に出、また裁判所の仮処分の決定があると、警官の出動を求めて一挙に座り込みや泊り込みをしている組合員を会社外に追出そうとする。このため乱斗が起り、検挙者や死傷者を出す。

このように暴力事件が続出するため、八月二十二日松野労相はとくに労相談話を発表し「封鎖ビケ、職場占拠その他の暴力による業務妨害行為や、これに対抗して暴力を用いる行為は、目的の如何を問わず明かに違法な行為である。いわんや裁判所の仮処分の執行や警察権の行使を、実力をもつて妨害するようなことは、とうてい許し難い」と強調したが、これに対して総評は同日声明を発表し、「中小企業争議の原因は、根本的には政府、独占資本が安保体制の強行とともに、自己本位の合理化政策を押し進めているため、中小企業がそのシワ寄せを受けて、労働者に過酷な労働条件を押しつけているからだ。とくに争議に官憲が介入することは不当弾圧だ」と反論し、全国的な規模で中小企業争議支援の共闘態勢をとつている。また、警察庁では八月二十七日、いわゆる中小企業争議白書を発表した。が、それによると、この三十四年初めから六月末までに全国で中小企業の争議関係だけで暴力騒ぎなどの不法事件が三百三十六件も発生、うち二百六十八件、九百九十七人が検挙されている。同庁では「このような傾向は今後も続発

するおそれあり」と全国警察関係に厳重警戒を指示するところになつたが、右の検挙件数、人数は、前年同期に比べ百九件、三百四十九人ふえている。次いで政府は九月十一日首相官舎で労働関係関係懇談会を開き、中小企業の争議について協議した結果、中小企業の労使双方に現行法規を守つて行政指導を行うことに意見が一致した、と報ぜられているが、その際、労働省当局から中小企業争議の分析について説明したところによれば、中小企業争議の暴力化の原因は日本経済の二重構造にあるとし、争議に当つて上部団体の斗争指導が激しくなり、これに対抗して経営者も暴力を用いる傾向が強いこと、さらに暴力事件が起るのは第一、第二組合の争い、仮処分の執行、組合の自主団交の要求、労組の職場占拠などがきっかけである、と指摘しているという。

右のような労相談話にしても、警察庁や労働省当局の説明にしても、中小企業争議の最近の状況を単に現象的に捉えるだけで、その本質的な原因に何らふれてはいるわけでない。しかし、この問題はもつと具体的に追究されてよいだけの重要な、現時的な背景と意義をもつものと考えられるのである。即ち、前掲労相談話に対する総評の反論にもみられるように、また今次経済白書においても詳述されているように、技術革新はいまや中小企業にも近代化、合理化を促している。それは大企業の側からの要請、さらには大企

業と、或いは中小企業間の過当競争に対する必要から、中小企業においても設備の近代化、合理化が促進されたのであり、このような要請と並行して、中小企業の経営合理化が要請されており、この進展ともに労使関係にも新たな問題を惹き起しているということである。大づかみに分けてみると、中小企業の争議は、前記田原製作所、メトロ交通、帝全交通、ニュー東京観光バスの争議に傾向的にみられる。労務管理方策の変更をめぐる争議と、光伸社、成光電機、山葉精器、高山精密、富士文化工業などの争議の例にみられる旧工場廃棄による経営内労働力の切りすてをめぐつての争議、以上の二つに大別することができる。まず前者の労管反対斗争の事例としての田原製作所（資本金七千万円土木、鉱山機械のメーカー）の争議についてみると、争議の発端は賃上げ問題であつたが、賃上げに対する回答（二千六百元要求に対して一千六百元の回答）とともに会社側から申入れてきたのは定期昇給制度、職務階級給という新賃金体系の確立であつた。従業員は約三百名で中小企業といつても、いわば中規模の会社で、賃金水準も比較的高いのであるが、石川島重工、三菱日本重工など大企業との競争上、賃金水準の上昇を食いとめる労務管理方策が必要であつたのである。メトロ交通などのハイ・タク業界に発生している争議も同じケースで、いずれも親企業の系列支配強化に抵抗している斗いである。つまり親企業から逼

られた経営者の経営合理化に対するハイ・タク労働者の抵抗である。また後者の新工場建設と旧工場廃棄の事例としての光伸社（東芝製電気釜の下請メーカー）の場合やはり争議の発端は、組合側の一千五百円賃上げと労働時間五十分短縮、退職金制度、ユニオン・シヨップ制の確立などの要求であつたが、それに対する会社側の回答は時間短縮、退職金制度の採用は拒否し、賃上げについては年内五百円の定期昇給とし、但し向う二年間争議をしないことの確約がなければすべて白紙にかえず、という強いものであつた。その背景は調布工場の近代化によつて比重の低下した太田工場での労働力の切りすてにあつたので、これに対する太田工場労働者の抵抗として争議が激発されたのである。

以上の両者とも、主流は合理化斗争という一般的背景が存在するのであるが、それだけに、経営者側の出方も極めて計画的ないし作爲的になつていくといえるわけである。それと同時に、ここに注目すべきことは、労働者側の意識面における質的な変化である。今次労働白書は「相対的に労働条件の低い中小企業労働者の比重が高まる傾向が景気後退によつてさらに強められた」といい、三十三年度の雇用状況について、中小企業労働者の構成が、若年学卒労働者の割合の増加によつて、質的な変化を惹起していることを指摘しているのであるが、こうした中小企業における雇用推移が、中小企業労働者の定着性の高まりと、近代的教

育を受けた若年労働者によつて労働者意識の高揚をもたらした、前近代的な経営者に対する一攪的な争議にまで進展していることが看取されるのである。

（四） 主要労働争議の概況

次に三十三年から三十四年にかけて実施された労働争議の主要なものについて若干の解明を試みよう。ここで取上げるのは王子製紙争議、勤評反対斗争、警職法改正反対斗争、住友赤平坑保安放棄斗争、石炭長期計画協定斗争など、いずれも新聞紙上を賑わした争議で、それぞれ特色をもつているが、そこに何らか共通した点があるとすれば、いずれもすでに述べたような、最近の労働運動の、転機に立つ苦悶の表情がみられるということであろうか。

(1) 王子製紙争議 昨三十三年から今年にかけての労働争議のうち、最も世間の注目をあびたのは王子製紙の労働争議であつた。それは、日本一高い賃金をとつていてと思われていた労働者の組合が、ユニオン・シヨップ協定を要求して一四五日もの長期間（三十三年七月十八日無期限ストに突入してから十二月九日中山中労委会長の斡旋で一応ストを解除するまで、但し実際に労使双方で諒解点に到達して諒解事項に正式調印した七月二十一日までを数えれば満一カ年と三日ということになる）ストライキを打つたという意味においても、また自民党がこの争議中に発生

した事件に名をかりて警察官職務執行法の改正を試みようとした意味においても、さらに伝統的に新聞用紙供給の独占者として、何らか報道関係を制約して争議の真相がゆがめられて報道されたという意味においても、たしかに注目に値することであつた。しかしここでは、主として労働組合運動として重要な意味をもつと思われる事柄にだけ言及するにとどめたい。さて、王子製紙争議は、労組がユニオン・シヨップ協定の締結を要求したために発生したものとされている。しかし、経過から見ると、昨三十三年二月二十八日に組合側の二千円の賃上げ要求が発端で、この賃上げ問題が片づかないうちに、会社側がユニオン・シヨップ制の廃止、組合活動の制限など労働協約の改訂を逆提案したため、争議の性格は一転して労働協約斗争（権利斗争）となり、双方が経営権、労働基本権をたてに譲らず、同年四月十八日から無協約状態に入り、七月十八日から十二月九日まで一四五日にわたる無期限ストが行われた。この間、第二組合が結成され、第一、第二両組合員、双方の支援労組、警官などが入り乱れての乱斗も何度かくりかえされた。このため政府に警職法改正案を出させるきつかけとなつた。中山あつせん案で三十四年三月までを「平和期間」として十二月九日からは一応操業が再開されたが、その後労働者の不信感はいきわめて強く、第一組合は激しい職場斗争を行い、三十四年三月末にはついに解雇者四人を含む

三十五人の大量処分が行われ、ますます事態を紛糾させていた。五月末会社側は第一組合に対しオーブン・ショツプ制の新労働協約を提示した。もちろん組合側は真向から反対した。また賃上げも会社側は第二組合と同様に第一組合に対しても二年間の安定賃金方式を示したが、これにも組合側は抵抗した。こうしたなかで第一組合は六月十六日から、再び争議に入るか、平和解決をするかの最後の「見きりめ交渉」に入った。労使ともに、積極的に平和解決をはかるうという基盤の上に立つて、交渉の話し合いは進められ、そこでお互に組織を侵さないという「不可侵協定」ができたので、新労働協約締結交渉はこの暫定協定の調印後に行われることとし、また解雇者四人を含む三十五人の懲戒処分問題についても含みのある内容で意見が一致し、六月十九日夜の東京本社での最終の団交で組織問題を中心とした六項目の諒解点に到達、その後一時金について紛争はあつたが、これも七月十四日に妥結し、七月二十一日に、さきに到達した諒解事項に正式調印が行われたのである。因みに王子労使の諒解事項とは、(一)職場の紛議については会社、組合が参加する職場苦情処理機関を設けて解決する、(二)会社は職場の秩序回復、維持を目的として王子労組(第一組合)、王子新労組(第二組合)をもつて構成する三者会議で次の事項を検討する。①職場の感情融和に必要な措置、②組合間の組織尊重の具体案、(三)会社は二つの組合が

存在する現実に立つて人事権の行使については従来の慣行に従つてとくに慎重公平に行う、(四)賃金は交渉経過の上に立つて妥結する、(五)労働協約は平和回復後交渉する、(六)紛争の終結に当つては労使それぞれ共同声明を発表し平和状態に復する、の六項目であつた。

ところで、この王子製紙の争議は、後掲の日教組の勤評反対斗争とともに、全北海道をまき込んだ拠点斗争となり、さらに全国的に、現在のわが国の労使関係の在り方に対し重大な転機を与えたものであるだけに、争議の性格や意義については、十分にこれを検討する必要があると思われるのである。ここでは、勿論要旨にとどめざるをえないのであるが、まず争議の性格としては賃上げ問題と労働協約問題に一応分けて考えられよう。王子争議の発端といわれる組合の二、一六一円(定期昇給分を含めて)の賃上げ要求に対して、会社側の回答は、自動的定期昇給分の七二七円以外は一切ゼロということであり、この自動的定期昇給分も、現行六日連続操業から十二日連続操業という就業規則の改訂をのまなければ出さない、というものであつた(三月二十四日)。操業問題と賃金問題を切離せという組合の主張を、会社はきき入れなかつた。十二日連続問題は、王子労組にとつては歴史的な因縁づきのものであつた。昭和二十七年、ひとたびは十二日連続を組合は譲つたが、日曜出勤手当が失われるというばかりでなく、労働強化の合理

化攻勢であることを組合員は深刻に感じなければならなかつた。そこで二十八年、二十二日間にわたる十二日連続反対ストの結果、六日操業への復元をかちえたものであつた。現在紙パ労連に加盟している大手労組のうち、この既得権を守りつつけているのは王子労組のみとなつてゐる。たしかに紙パ産業において王子のもつ独占度は高く、企業経理も余裕が多い。組合はこの有利さの中で、企業組合としての限界まで斗いつてきたともいえるものであつた。三十二年のレッド・ページ復職斗争では、会社側がある程度これらの人々の生活を保証することをかちとり、災害抗議ストでは、犠牲者に対する補償をかなり引上げること成功したのもこの例であつた。賃金水準も一人平均三万円をこえ、期末手当も六万円台を長期にわたつて確保し続けた。

だが、「殿様組合」の異名を与えられている王子労組の労働者が、実際にどのような労働条件の中におかれていたかは、不断の全工程のスピード・アップ競争において、三十二年中に五人の労働者が労働災害で殉職している事実が示している。三十二年秋の役員改選で面目を一新した王子労組は、三十二年年末争いからこの点にメスを加えようとした。会社側はこのような傾向に対して黙過するはずがなかつた。加えて、不況の波は紙パ産業にもおしよせた。三十二年の期末手当は王子労組においてすら六万円台を割り、三十二年春斗では紙パ労連へのスト権委譲に失敗した。前掲

ゼロ回答と十二日連続の奪還は、不況に際会した会社のやむにやまれぬ防禦措置であるとともに、組合の組織に動揺を与えようとする政策でもあつた。即ち組合員のうち、組合の方針に反対するものに組合脱退を呼びかけた。組合は、これに対抗するために、脱退者を除名し解雇を要求しようとした。これが王子労組がユニオン・ショツプ協定を固執した根本的な動機といわれている。六月十日期限切れになつた労働協約の自動延長を会社は認めず、むしろユニオン・ショツプ制条項の削除と組合活動に対する会社の便宜供与の制限(チェック・オフの廃止や事務所供与の制限)を含む独自の改訂案を提示するに至つて、労使双方の自主解決への手がかりは失われたのである。争議の性格が賃上げの経済斗争から権利斗争へと転移したからである。

この会社側の労働協約改訂に象徴されている方向は、多年にわたる日経連の指導方向であり、労働省の次官通達(三十二年一月)にもられた方向の実現でもある。この方向を紙パ労連の拠点組合である王子にまず吞ませることは、まさに天王山の意味をもつということでもあつた。争議の結果は果してどうであつたらうか。前掲諒解事項にみるように、問題は今後に残されているとみるのが至当であるかも知れない。しかし、周知のように、組合は、十二日連続を吞めばユニオン・ショツプを会社は吞むであろうという或る非組合員の情報にもとづいて執行部が連続を吞んだとこ

る、会社はユニオン・ショップを拒否したのである。中山あつせん案有効期間中の脱退者除名はその次の争議の問題であり、さらに会社が三十四年四月の新規採用には第二組合の組合員子弟のみを採用したので、この差別待遇をどう処理するかも新しい問題となつてゐる。諒解事項でも、第一組合は明かにその組織を守ることができなかつたばかりでなく、ことによつたら少数組合となる可能性すら予想されてゐる。争議の大義名分はユニオン・ショップの獲得であつた。争議の士気昂揚は脱退者の除名解雇をテコに行われたのである。しかるに、中労委のあつせん案が出される時期の分裂状態ではすでに第二組合は約三分の一を占めていた。ユニオン・ショップを問題にすることはもはや不可能であつた。職員層を中心とする第二組合は、工員を中心とする第一組合に対して、もともと異質的な存在であつたし、技術革新下の新規採用は、すでにこのことをいよいよ前面に押し出していたとすれば、今後の組合運動の在り方に何らかの変化をもたらさざるをえないことも、当然予想されることであつた。地域共闘その他、権利斗争の戦術的体制の問題は、ここでは論外におくとしても、会社の新たな労務管理の導入と並んで、組合運動の体質改善が促進されつつあることを、王子争議は明かに示唆してゐるようである。

(四) 勤評反対斗争 II 最近政府は教育公務員に対する政策

として、やつぎばやにくつかの手を打つてきた。即ち、管理職手当法の成立、学校長の非組合員化案、教員の定員削減、教員の勤務評定の強引な実施とその反対運動に対する刑事上、民事上の弾圧、日教組の専従職員の見給と人数、任期の制限措置等々これである。こうした政府の一連の動きの狙いが、教育公務員の労働運動弾圧ないし圧迫にあつたことは指摘するまでもないが、それと同時に、それは結果的には教育公務員の労働条件の低下を狙つたものといわれている。とくに勤務評定は、その実施によつて教員に全き忠誠を誓わせ、劣悪な労働条件の押しつけを企図したものであると評されている。たしかに、従来から教育公務員（とくに中小学校の教員）は本務である教育の執行のほかに、種々雑多な仕事に押しつけられ、その仕事を処理するために勤務時間外に相当長時間の労働を事実上強要され、しかも、それに対する残業手当は全く支給されていないのが実情である。こうした実情に対して教員の不満は組織を通じて漸次表面化してきたのであるが、この不満を封鎖することの一つの狙いとして勤務評定の実施が強行され、さらにその実施によつて遠せられると予定する教員の服従心を利用することによつて、教育行政の中央集権化と教育の効率化を計ろうとし、その結果教員にさらに労働強化—雑用のおしつけをもたらそうとしてゐるのだと考へられてゐる。こうした政府の出方に対して、日教組が強力に斗

いを組まなければならなかつたのも当然の成行であつた。三十一年十月愛媛県教育委員会の減給処分を端を発して以来四年目、文部省が都道府県教育長協議会の「教職員の勤務評定試案」を三十三年三月末全国の実施強行に踏み切つて以来二年目、勤務評定問題をめぐる文部省と日教組の対立は、三十四年に入つてますます深まるばかりである。年初、文部省は「今年には勤務評定完全実施の年だ。まだ実施していない府県も今年中には実施せざるを得まい」と強気であつた。同省の調べによる三十三年末までの勤務評定状況は①評定書提出が全部終つたもの二十八県、②評定書提出が一部残つてゐるもの七都県（このうち東京、秋田、三重、佐賀、大分の五都県はごく一部の地教委や校長が提出してないだけだが、群馬、新潟ではまだ教組の反対運動も強く、提出完了までには時間がかかる見通し）、③勤務実施がぐんとおこなれてゐるのが十一道府県、という。この最後の勤務実施が遅れてゐる十一道府県のうち北海道と京都府は教育委員会自体が勤務実施を全然考へておらず、神奈川県は問題の「神奈川県方式」を九月に実施する予定で、長野県でも三十三年末から教委と教組の交渉が始められ、教委側は神奈川県方式にならう気持が強いと伝えられ、福岡県では三十三年十二月一日に勤務評定書提出期限が過ぎてゐるが、教組側が大量行政処分を受けたことからかえつて斗争を高まらせる結果となり、まだほとんど提出されていな

い。鹿児島県では暮の二十二日、教委と教組の間に「三十三年度の評定は研究段階と考へ、異動、給与の参考にしない。教組は斗争態勢を解く」という一年間休戦の覚書が交わされ、また山梨県では知事あつせんによつて実施が延期されている。以上のような三十四年初めの状況は、しかし九月の新学期、勤務評定提出期を迎える前後までに、かなりの変化を示しているようである。松田新文相は「問題があればやめる」といつていたのに、最近従来からの既定方針どおり強行を決意、一方日教組は九月八日の全国統一行動をはじめ、前年（九月十五日）を上回る強硬な戦術を決めてゐると伝えられていた。勤務の実施期日は県によつて違つてゐるが、三十四年は九月一日を評定日としてゐる県がぐつとふえ、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、長野、静岡、岐阜、三重、兵庫、和歌山、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、二十四都県となつてゐる。九月十五日が新潟、九月三十日が奈良、十月一日が福井、滋賀、島根、岡山、広島、高知、長崎の七県、十一月一日が富山、愛知、大阪、鳥取、山口、愛媛の六府県、十二月一日が徳島となつてゐる。このほか北海道、京都は規則をまだ決めておらず、社会党知事になつた福岡は九月一日評定予定を話し合いにより延期することになつた。さらにすでに実施期に入つてゐた例の「神

奈川方式」の神奈川県教委は、九月十五日委員長以下全委員五人が総辞職し、実施が目ざされていた「神奈川県方式」はご破算となつた。県内の地教委、県立学校校長協会の猛反対に因るものといわれている。

このような事情のため、実際の勤評斗争は県によつて進め方がかなり違つてゐる。三十四年に日教組が打出した大きな特徴は「勤評阻止」の線にあるといわれるが、これは前年の斗争が「絶対反対」をうたいながらも、多分に宣伝、啓発のものであつたのに比べ、ことは勤評を出させないといふのだから、斗争の組み方としてはずつと強くなつたわけである。しかし、これよりさき、六月中旬高知で開かれた日教組定期大会で、その内部対立をみじめなほどばくろしたのは勤評反対斗争についてであつた。俗に平垣派といわれる反主流派は、勤評絶対反対と安保条約改定阻止の斗争を結びつけて、社会党、共産党との共同斗争といふゆる国民統一戦線にふみ切ろうと主張した。社共両党を支持するか否かについて、投票の結果は否決されたものの、三分の一をはるかに超える一七〇票の賛成があつたといふことは、看過し難いことである。拠点斗争の名で激しい勤評斗争が行われた地方では、地評とか、地区労との共同斗争の結果から、このような社共統一戦線の考えが出たのかも知れないし、免職を含む処分者を多く出した地方が反撓的に左へ傾いて行つたともみられるが、そうでない多

くの県では、もちろんそのような左旋回に同調するはずもなくいわば「教師の良識」がこれを拒絶したともいえるのである。したがつて小林委員長が答弁で繰返していたところの「斗争の画一性を排除しつつ統一行動を進める」という言葉は、前掲「勤評阻止」という一見強い表現にも拘らず、内部の強硬と穏健の考え方の相違を内包するふくみのある方針を示唆するものにほかならなかつた。事実、その言葉自身予盾しているようでもあるが、昨三十三年一年を振り返つても、勤評反対の全国的統一斗争は、必ずしも文字通りには行われなかつたのである。のみならず、大阪、高知、和歌山、群馬など、各地で免職、停職の犠牲者を多く出す結果となつた。各府県の実情を無視したような画一的な斗争の失敗を反省すれば、このような委員長の言葉も当然出てくることにならうし、今後はそういう運動の新しい転機がどのように現われるかについて、十分注目に値することであつたのである。

かくて、「勤評阻止」の斗争方針に基いて、「九月八日午後二時授業打ち切り、できる限り徹夜で地教委に座り込む」という日教組の全国統一行動の指令に対し、各府県の実情は、統一行動の午後二時授業打ち切り行動開始の線に持つていくのがやつとで、地教委への座り込みまで決めたところは稀れであつた。九月一日現在では、わずかに宿日直拒否を打出したところが数県（秋田、岡山、大分）ある

だけで、全体的に低調と新聞は報道してゐた。この原因としては二年越しの勤評斗争に教育課程斗争が加わり「斗争疲れ」が出てゐることがあげられている。これは大阪、山形、群馬、和歌山など昨三十三年に激しい斗争を行い、組合幹部に処分者を出した県にとくに目立つてゐる。また昨年十割休暇に入つた福島では「バカ正直にはやれない」という気分が強く、千葉では昨年の執行部の腰くだけに対する不信感が勤評斗争を低調にしているとわれ、このほかにも分裂、脱退を起したり（長崎、愛媛）、強硬派、穏健派が対立して方針が決められなかつたり（熊本）、組合員校長を中心に反日教組的に動いたり（徳島）、まさに文部省を喜ばせるような「低調」さが伝えられたといふことは、全体としては昨三十三年実施された勤評による「勤評人事」があまりみられず、学校でも急激な変化があまりなかつたことなどで、組合員の斗争氣勢を著しく減殺した結果とも考えられよう。だが、一方教委側は、この機会に反撃態勢に移つた模様で、強腰になつたのが目立つており、和歌山、岐阜では交渉さえ拒否してゐるし、三重では昨年は校長会で全員をBに評定したが、ことしはこのような評定は校長に突き返えずと県教委はいつてゐるほどである。ただし、勤評規則は一部の強硬派を除いてかなりの改正が加えられ、東京を初め鹿児島、広島、愛知、埼玉、宮城などでは、五段階評価を三段階にしたり、評定要素、観察内

容を整理して長野方式に近いものになつてゐる。これらの改正は、文部省の推してゐた教育長協議会試案からはかなりはずれて、文部省はしぶい表情だが、一般の教員には相当の影響を与えてゐると報道されている。

さて、九月八日、日教組が総評の第六次統一行動にあわせて実施した「午後二時授業打ち切り」の実力行動は、全国的に行動開始時間を指令よりも一―二時間繰り下げた教組が目立ち、集会への動員も低調で授業への影響はほとんどなかつたと伝えられている。朝日新聞の調べでは、指令通りの「午後二時」で、かなりの組合員が行動開始に参加できたのは岩手、秋田、東京、神奈川県、山梨、岐阜、三重、大阪、兵庫、福岡などの十数都府県。北海道、鹿児島、青森、岡山などほとんどの県が三時から三時半ごろに集会を開いてゐた。兵庫では尼崎市内の高校教員約三十人が反日教組の旗印で新組合を結成したり、集会への動員も県によつて四〇%以下という足並みの乱れがみられた。このなかで、岩手などでは組合員が「午後二時」授業を打切つたのを校長が認め、同県の気仙沼支部（五十四校）は朝十時から日直者を除く全員約六百人が教育課程研究会を開いたため小、中学校は休校となつた。また東京、高知、新潟、静岡、宮崎などかなりの都県では集会のあと地教委へ押しかけ、団体交渉を要求して座り込んだ、という。また八日午後六時までには警察庁に入つた報告によると、日教組の指令

による「措置要求大会」を開いたのは全国で八百五十五カ所、四万二千人で、午後六時にはほとんど終り、このうち百八十二カ所、千五百人が引続いて地教委交渉に入っている。九日朝まで徹夜の座り込みを行うのは高知七カ所、大分八カ所、佐賀一カ所、福島三カ所などが予想されているだけで、全国各地では紛争や混乱もなく警官も交通整理に出た程度で、予想されたより低調だったといっている。このうみでみると、二年目の動評斗争も、日教組側にとつてどうしても不利という結論が出てくる情勢にある。

ともあれ、日教組の動評反对斗争も漸く一つの転機に立ったことを、人々に意識せしめたようである。日教組のいまの主流派（宮之原派）が運動の足がかりとして熱心であった「神奈川方式」が破算になつたことは、その一つのあらわれであつた。組合内部の矛盾、とくに組織そのものについて、日教組が複雑な関係にある府県教組の連合体であるところに、多くのみにくい争いがあとを絶たないのも、その一つの事例であつた。画一斗争にしたところで、日高教との統一方針も未解決のまま、今後どのように新しい斗争、たとえば教育課程改訂への反对斗争などを盛りあげてゆけるかに、多くの疑問が提示されているのである。かくて九月二十二日東京で、日教組はこれからの動評反对斗争をどうするかについて全国都道府県教組の委員長を招き「全国代表者会議」を開いたが、この会議で小林委員長

は「九月八日の統一行動は困難な情勢下での斗争としてはかなりの成果をあげたと思う。だからこそ文部省がやつきになつて低調だとPRしているのだ。しかしこの斗争の前後に徳島、島根で教組員の集団脱落があつたことは今後の組織問題を考えると軽視できない。西尾派などの意識的第三組合運動も活潑なおりだから組織を強化することには特に注意したい」と挨拶し、日教組が組織上一つの危機にあることを強調している。この会議で執行部から出された議案のうちで、今後は動評反对という権力斗争だけでなく、賃上げなど組合員の身近な要求を取入れた経済斗争を強化し、その過程で組織の団結を強めていく、ということが論議されたと伝えられている。

(ハ) 警職法改正反对斗争 労働者を中心とする国民的規模の争議という意味で、三十三年の労働運動を大きく特徴づけるものは、十月八日の政府の「警察官職務執行法の一部改正に関する法律案」の上程にはじまり、同十一月二十二日右法案が審議未了となるまでの約一カ月半にわたるいわゆる「警職法改正反对斗争」であつた。因みに、この法案で労働運動にもつとも問題となる二点は第五条と第六条の改正である。第六条によると、これまで他人の土地・建物に警官が立入りできる場合は「人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合」に限られていたのに、改正案ではそのほかに「公共の安全と秩序に対する危害が切迫

した場合」をつけ加えるなど、広範囲に拡大されており、憲法違反の疑いをおかして軍隊をおくことも「公共の安全と秩序」のためであり、さらには核兵器の実験、保持すらもそのためだといかれない政府を頭においている警察官が、なにをもつて「公共の安全と秩序」だと判断するかは、容易に推測できることである。また第五条は、これまで犯罪の予防のために警察官がおこなえる制止の範囲を制限していた規定だが、「犯罪がまさに行われようとする」を、「犯罪が行われることが明らかである」と広げ、「公共の安全と秩序が著しく乱される虞れがあることが明らか」な場合をつけ加えるなど、制限を大幅にゆるめようとしている。第六条とこの規定をあわせ用いれば、組合事務所や組合会議の場に警察官が入つてきて、どなたたり、警棒をふるうことも可能となろう、それだけでなく、労働者の住宅に上りこんで「保護」を加えたりすることだつてできることになる。まさにそれは、戦前の行政執行法、治安警察法の再現を彷彿せしめるものであつた。それが憲法に保障された基本的人権に抵触し、労働運動弾圧の武器として猛威を振うおそれがあるだけでなく、言論、思想の自由を侵害すると思われるのは、ここに再説するまでもあるまい。

政府は十月八日、右の改正案を驚くほどのすばやさで第三十臨時国会に提出した。自民党の内部ですらこの改正案

の提出を知らないものがあり、社会党や言論機関も完全に出しぬかれた。しかし警職法改正案に対する国民の側の反応も、予想外にすばやく、かつ広汎であつた。革新政党政や労働組合がいち早く反对の態勢を示したことはいうまでもない。労組については総評内部でも「今度の警職法については、各地方、各組合でかつてないほど自発的に、かつ実にすばやく討議が行われ、共斗態勢がつくられた。それはこれまでのどのような斗争にもみられなかつたほどである。大阪地評、京都地評では、すでにゼネ・ストへの身構えが宣言されている」と、下部からの盛りあがりの早さと強さを認めていた。岸首相は十月二十日の参議院本会議で「会期の延長は国会が決めることで、政府としては、あくまで会期中（十一月七日）に成立することを期待している」と答えているが、こうした強行方針に対しても有効な反对運動をひろげることが可能なほど、国民は多くの地域、多くの組織のなかで実に「すばやくかつ自発的に」立上つたのである。

十月十一日、憲法擁護京都教授懇談会の反対声明が出されたのを皮切りに、改正反对運動の火の手は以後わずかの日のうちに、大きくひろがっていった。その最も大きい勢力は総評、全労、中立労組、新産別、全日農、護憲連合、社会党などを中心として十月十三日に結成された「警職法反对国民会議」であつた。この会議は共産党を除いている

ことには問題はあるが、しかし労組四団体が共斗会議をもつたことはこれが最初であるし（全労所属の総同盟や全織同盟も反対声明書を出している）、また日本文芸家協会、各種婦人団体など総計六十六団体という多数の団体が参加している。一方、文化人、学者の動きも破防法反対運動を超える広さに拡大して行つた。さらに日本学術会議学問思想の自由委員会は、十月二十三日「目下国会で審議中の警察官職務執行法改正は、基本的人権を侵害し、学問思想の自由を圧迫するおそれがある。政府はその法案の取扱について慎重に考慮されたい」という申入れ書を政府に手交することに決めた。またこの法案が「キリスト教の信仰にもとづいて確信するところの人間の尊厳と自由をおびやかすおそれがある」として反対声明を出した日本キリスト教女子青年会、「わが子や夫を戦場にかり出されたり、私たちが自身戦火に身をさらす」ことに絶対反対して「非民主的・反動的悪法」の撤回を求めた全日本婦人団体連合会、「経済界では独占禁止法の改正によつて大財閥の強化をはかり、世論の面では警職法を改正することによつて国民の自由な意思表示や行動を統制し」ようとする「多数党独裁権力」に対して反対する消費者団体全国代表者会議（これに加盟している団体は主婦連、婦団連、総評、全労、新産別、労福協、日本生協連、各都道府県消団連など）の決議など注目し値するものであつた。もちろん、これらは警職法改正

反対運動に立上つた組織の一部にすぎない。各単産や全国組織の各地域支部などを教えあげるとなると、その数は大変なものであつた。

こうした国民各層の立上りや民衆の声に即応して、世論を形成するうえに強大な力をもつ諸新聞の論調は、いち早く社説や解説や報道や読者欄の全紙面にわたつて多くのスペースをこの問題に割き、漸次改正反対の論旨を闡明にして行つた。しかし世論をつくる本當の母胎はこれらのマス・メディアではなく、広く国民の各層に自発的にわき起つてきたエネルギーであり、そしてそのエネルギーを結びつけ補強しあう国民的統一戦線である。それは上部ではともあれ、県や地区の下部段階では社共の共斗組織がつくられて行つたということである。それは何よりも、労働者の権利斗争への蓄積であることを看過すべきではない。「破防法反対ストの準備には六カ月を要したのに、警職法反対ストは十日余りでそれ以上の態勢ができていっている」という十月二十四日の総評臨時大会における細井代議員の発言は決して誇張ではなかつたが、そこに至る労働基本権をめぐる各単産のいくたの苦斗の道程こそ、このような反対態勢の拡大を支えるものであつた。十月十七日の日経連臨時総会における前田専務理事の情勢報告に示された「最近総評の勤評反対斗争などに、法秩序を無視した集団的暴力化の傾向がみられるのは警戒を要する。こういうことがくり

返されると、一般世人が環境にならされて暴力革命に引込まれるおそれがある」という保守的支配層の抑えがたい不安は、警職法改正を企図したこれらの人々の政治的危機意識の表現であると同時に、右のように警職法改正の反対に結集した国民の抵抗エネルギーに対する驚きと恐怖を示すものでもあつた。

かくて総評は十月二十四日九段会館で第十一回臨時大会を開催し警職法粉砕斗争方針を決定した。即ち、その要旨は①中央、地方で社会党主催の「警職法改悪反対国民会議」に積極的に参加し、その中核となつて闘う、②十月二十五日全国一斉に休憩時間中の職場大会を開催するとともに国民会議の大集會に参加する。③十月二十八日各単産最低三十分の制限スト、勤務時間中の職場大会の実力行使を強化し、東京ではメーデーに準ずる大規模なデモを行う。④十一月五日頃全単産は二十四時間スト、又はこれに準ずる実力行使を目指し、中央、地方のあらゆる組織で最大限の努力をし、この日を全国国民の警職法改悪反対共同行動デーとする、⑤国会審議中連日デモをかけ、国会周辺の座り込みを行うとともに十月下旬から国会終了まで、毎晩国会周辺の提灯デモを行う、⑥この斗争による犠牲者は全組合の醜金で完全に救済する。ということであつた。この大会の論議では下部単産の斗争意欲の盛り上がり強く、共産党との共闘は採択されなかつたが、社会党に対する態度とし

て「院内外の斗争の発展に応じて社会党が総辞職の決意をもつて闘い、その体制に入つた際は、われわれは無条件にこれを支持し、国会を解散させ、岸内閣打倒まで闘う」とを決定した。

十月二十八日、総評は予定通り全国一斉に第三次統一行動に入り、いよいよ警職法改正反対斗争の火蓋を切つた。この統一行動は、初め最賃制確立、勤評反対、ILO条約批准、日中関係打開などを要求する秋季年末斗争が目標であつたが、警職法改正案の提出で情勢が変り、その阻止を最重点統一目標とするに至つたもの。この日は炭労が各番方三十分の制限ストを行なつたのははじめ、官公労、民間の全単産三百万人（総評発表）が三十分から一時間の職場大会を開いて政府に抗議した。次いでこれを足固めとして行われた十一月五日の「戦後最大の統一行動」は、早朝から全国一斉に五十単産百五十万人が参加、炭労、全鉱、全国金属、化学同盟、全港灣の一部が二十四時間ストに突入したのをはじめ、最低一時間から半日のストに入つたが、恰かも前日の「国会会期延長」劇という自民党の戦術的ミスによつて、この国民的統一行動は政府に手痛い打撃を与え、この日以降、十一月十二日の社会党臨時大会終了までは、全く空白な「変則国会」を余儀ならしめた。しかし、このような「議会の信用」の失墜と大衆斗争の発展の同時進行が何を意味するかは、政府及び財界上層部が本能的に感

知しなければならぬところであつた。彼らは躍氣に「国会正常化」と「議会民主主義の擁護」を叫び出した。大新聞の論調も警職法改正反対から議会民主主義擁護論に転換された。それはまず、地に墜ちかけた「議会の信用」を元に戻し、怒つた人民を鎮撫して大衆斗争を収束せよということにほかならなかつた。この一見常識的な、政府と大新聞の働きかけは、微妙に社会党大会に影響を与え、「国会正常化」のための現実主義的な妥協論が有力化して行つた。十四日からの両党幹部会談から事態は明らかに再転した。かくて十一月二十二日岸・鈴木両党首会談によつて、警職法改正問題は、①会期延長は有効とし、衆院は自然休会とし、②参院は補正予算のみを審議して休会とする、③警職法改正案は審議未了とする、ことなどが申合はされ、ここに斗争は一段落をつげた。それは一面において、世論も同調した労働界結束の成果であつたとともに、他面においては労働階級が「世論」に引きづられることによる政財界上層部の「危機の回避」でもあつた。

ところで、この警職法改正反対斗争での一つの大きな特徴は、これまで総評を「斗争第一主義」と批判し、政府に對しむる協力的態度をとつてきた全労が、十月下旬の年次大会で警職法改正に反対、全組織をあげて斗うとの強硬方針を決定し、十一月五日の統一行動に積極的に参加したことであつた。総評と全労の宿命的な対立関係は、すでに

この直前からの王子製紙の争議での第一、第二組合の対立にみるように感情的になつていたし、九月の勤評斗争でも、さらに上程中の最賃法案についても、両者の主張は激しく食い違つていた。それが、たまたまこの警職法改正案が出たからといつて、消え去つたわけでは聊かもないとすれば、全労の今次労働共闘戦線参加は、総評と全労が直接結びあつたのではなく、間に社会党を置いて結成された「二人三脚」とも評されるべきものであり、そこに総評からYMCAまで含めた統一の幅の広さを共闘の強みとすれば、この二人三脚は共闘の弱みであり、今後の事態の進展に伴つて、大きな弱点として浮び出ることとも予想される性質のものであつた。事実、別項にもふれたように、この一カ月後の十二月下旬、全労の提唱に始まる「労働戦線統一」の動きは、全労自らの打切りによつて、労働者階級の期待を大きく後退せしめたのであるが、それは恰かもこの斗争で、総同盟会長と国家公安委員を兼任している金正米吉氏の進退が問題となつたように、全労や社会党右派そのものの活動が、まさに転換期に立つていゝことを物語るものでもあつた。

(二) 住友赤平坑保安放棄斗争 三十三年春斗において一〇四日に及ぶ記録破りの最長の争議を打つた炭労は、斜陽産業としての炭業の不振を背景として、この年の夏季一時金斗争では、最も困難な状況におかれていた。七月二日

からの大会で要求額を決定し、八日に二万六千円を要求したのに対し、大手十四社の経営者側は十五日に至り一万五千円を回答し、交渉打ち切りとなり、炭労は十八日に重点ストを指令、そのチャンピオン・ストに選ばれた住友金山朝一番方から無期限ストに入つたが、同社の北海道赤平炭鉱では自然発火の危機を生ずるに至つた。ところが炭労の自然発火対策は、「①密閉によることを原則とする、②特に自然発火の虞のある赤平支部は保安出炭拒否の体制を確立せよ、③自然発火が現に発生し火源除去のため緊急出炭を行う場合は、指導委員会に連絡してその指示を受けよ」というもので、要求貫徹のためには坑内発火も辞せぬという争議権を逸脱した意味をもつてゐる、と経営者側は非難してゐた。たしかに赤平坑においては、そのため廃坑となる可能性が充分に存在するため、札幌鉱山保安監督部長より七月三十日、労使双方に事態回避のための勸告書が出され、さらに八月一日には労働省労政局長より円満解決の要望が行われたわけであつた。かくて、赤平坑の堅坑では、この頃より温度が急激に上昇して危険状態に入つたため、団交が八月二日午前一時より行われた結果、二日一番方より保安要員の差出が行われ、一応の解決をみたのであるが、しかしここに残る問題は、労使双方の保安問題に対する考え方で、炭労は会社に対し、「組合員の職場を失いたくない」という感情を逆用して組合内部に混乱を起させ、斗

争に水を差そうとするものである」と解し、保安問題への協力を拒否してゐる、と経営者側はみるのに対し、炭労は「保安優先」を厳密に解し、現在の保安委員会の在り方に強い疑念をもつてゐるのではないかと思はれる。これは、次項にふれる長期計画協定の問題でもあるが、赤平炭鉱での問題は、今日全石炭労働者の当面する「企斗」(企業整備反対斗争)と結びつけて処理されねばならない重要課題の一つを提示してゐる。

(三) 石炭長期計画協定斗争 炭労傘下の大手各組合は三十年一月から三十一年二月の間にかけて、完全雇用と全職場の確立、保安優先、労働条件の維持向上等を内容とした長期計画協定を締結し、経営者側の企業整備を防止することに成功してゐたが、三年間の協定期間満了を機とし、特に期間の定めのない三井、杵島を除く大手十二社において、さらに充実した協定の締結を目標に斗争を行うことを決定し、三十三年十月八日各社に交渉を申し入れた。この長計協定は締結当時、経営権の放棄に等しいとまで日経連から酷評されていただけに、当面の不況産業の代表的存在である石炭経営者側のこれに対する出方とともに、このような協定のもつ限界性が注目されるところであつた。

組合の要求は、十月十六日より十八日にかけて各社とも提出されたが、その内容は、大体前回と同様に完全雇用と安全職場の確立、自然減耗補充、保安優先の確立、労働条

件の維持向上、機械化の場合における事前協議等を、含むものであった。各組合は十一月五日、会社に対し団交の即時開催、要求に対する態度表明を十一月八日までに求めるとの通告を行った。会社側は七日社長会議を開いて検討した結果、「交渉開始は十二月一日からとする」ことを決定、八日企業連に回答したところ、炭労は十一月十日経協との間に四者会談をもち、炭労より早急に交渉を開始したい旨申入れたため、会社側も早急に交渉に入ることを決意、十二日から交渉に入ったが、二十二日の会社回答が現行協定を下回つたため、炭労は二十三日の戦術委員会で、二十七日以降の全山（三井、杵島、宇部向洋を除く大手十二社）無期限ストを決定し指令した。会社側回答の共通点は(1)完全雇用に次の免責事由を設けたこと、(2)経済情勢の変動、(3)天災地変、(4)可採炭量のなくなつた場合、(5)自然減耗の補充については会社が必要と認めた場合は補充する、(6)労働条件の維持向上を図るよう努力する、ということであつた。

しかし、ストを控えた二十六日からの交渉で、二十七日午前二時北炭が妥結したのを除き、十一社がストに突入したが、その後逐次妥結し、日炭の二十八日午前十一時を最後に全社妥結した。新協定の特色を挙げると、(1)完全雇用規定を「企業整備的解雇を行わない」と改めたこと、(2)叙上の三条件を付したこと、(3)自然減耗補充については必要

な人員を補充する、(4)労働条件については「維持向上に努力する」又は「低下させない」と規定する、(5)入替採用規定として「停年近かな者及び病弱者並びに身体障害者の適格者たる子弟中必要と認める者については毎年一回組合と協議の上入替採用することができ」と規定したのが多い、(6)新鋭機械の導入の場合は予め組合と協議する、(7)租賦権設定、鉱区の売却譲渡に当り労働条件に影響を及ぼす場合は必要事項につき組合と協議する、等であつた。

しかし、千二百万トンを超える膨大な貯炭のヤマを抱えた石炭業界は、先行き不安の販路と炭価の値下りに当面して、かつてない合理化の嵐にふき荒らされざるをえなかつた。六千人の大量解雇を含む三井鉱山の企業再建案が三十四年一月十九日提示されて以来、右のような長計協定は「一時中断」という名で、今後かなり長期に亘つて回復しがたい状態に陥ち入つていようである。次いで五月六日、三菱、住友、古河、雄別の四社で一斉に企業整備案が提示されるに及んで、長計協定斗争は完全に企反斗争に置き換えられたといつてよい。

四 労働組合運動の動向

(一) 一般的動向

三十三年の労働争議が、前述の動評反斗争や警職法改正反斗争などの主要争議にみるように、いちじるしく政治的な困難の度を加えてきたことと表裏して、個々の労働組合の経済斗争の上でも、これまでになく新たな困難が加わつてきたことが明らかに看取されるという事は、すでにふれたように、三十三年における不況の進行が、労働者を生産点たる職場において、技術革新下の新たな資本攻勢に苦悩せしめていたことを示すものにはかならない。この不況の進行については、三十三年十月二十四日の総評第十一回臨時大会（前掲警職法改正反斗争方針を決定した）でも、次の三つの特徴をあげている。それは、第一に全面的操短であり、約四十業種が最低二〇%から最高五五%の操短率を示し、しかもこれによつても市場の悪化、価格の低落を阻止しえないこと。第二に、企業がこの困難から脱出しようとするれば、市場競争の激化は避けられず、コスト切下げのため新鋭工場への生産の集中、老朽工場の閉鎖、合理化投資の一層の促進が行われ、各企業が競争して斯かる合理化を推進しつつあること。第三に、このためには資金を銀行に仰がざるをえず、金融資本の支配力がますます強化されつつあること、などこれである。たしかに、

既述のように、技術革新の進行途上において最近の労働運動の推進力が、新しい生産技術を身につけ、年代的にも更新された職場労働者群に移りつつあるのも事実である。し

かし、三十三年に入つて明らかになつたのは、むしろ上述のような日本的な技術革新のもつ矛盾の発展という面である。資本の企業再建案（企業整備案）の押しつけ、合理化攻勢は、いやおうなしに労働運動における政策転換を必至とする方向に導いて行きつつある。首切り、工場閉鎖というシワよせが、三十三年に入つて中小企業、零細企業の労働者から臨時工に、ついで大企業の本工労働者へと波及するに至つたからである。

経済斗争の困難さを如実に示した事例の最も著しいのは、さきにもふれた炭労であつた。三十三年三月二十一日の重点ストから数えてさえ九十日目に妥結した炭労の春季賃上げストは、要求額をはるかに下回る七百七十円（大手十三社）を獲得したにすぎないが、その妥結さえ六月十二日に中労委あつせん案が出されて以来一週間にわたつてもたつたのは、これに伴う各山元の職場斗争を、経営者側が中央賃金協定で封殺しようとしたからである。この一項は、炭労の要求によつて協定書面からは削除されたが、「資本の搾取機構との対決」と意義づけられた職場斗争を、春季賃上げストに際して炭労中斗が規制したことは、斗争の長期化にも拘らず、その発展と緊張を弱めたと自己批判されているように、賃金、労働条件の平等化もしくは「均質化」を目指せば目指すほど、労働者は職場斗争と密着せざるをえなかつたはずである。炭労が春斗でその認識

を新たにしたのは、各社、各山はもとより、同一資本内においてすら、職場斗争の不均等に依りて、中央協定と全く別個の賃金、労働条件の格差の存在することが、オルグ交流によつて明らかにされたからである。また三十三年春季の突破口とされた私鉄大手十三社の賃上げ妥結額は千五百八円で、前年の七三%相当額であつた。その私鉄ストは組合側の最終譲歩案によつてでなく、経協案によつて解決されたが、その基礎たる中労委あつせん案が国鉄定期昇給額を標準としたのは、明らかに政策的であつた。四波にわたる全面ストと度重なる集改札部門のスト反復は、私鉄総連結成以来の大きな斗争となつたものの、独占資本の統一意思との対決という総連の方針は、実践的には貫かれなかつた。ストを回避した名鉄、東急がより高額の賃上げを獲得したことは、日経連さえこれを非難したところであるが、この二つの労組のその後の動向からみると、むしろ両社の企業主義的労務管理方策の勝利を意味するものであつた。私鉄にかぎらず、十業種九十九社について日経連が計算した三十三年春季賃上げは、平均千六百円、引上率にして五・九%であるが、それは前年の実績に比し六〇%ないし八〇%にとどまり、実質的には定期昇給分のふくらましという程度以上に出るものではなかつた。

官公労では、全通がその中核となつて斗い、三月二十日には千名の警官隊監視のなかで前後九時間半に及ぶ東京中

野の業務マヒが現出しており、それが春斗処分の導火線となつたほどだが、定期昇給を除く公企体、現業労組の賃上げ率は、給与体系は正を名目とする僅か一%、金額にして百九十円にとどまつている。このような不満足な結果に終りながらも、炭労、私鉄、全通はじめいずれの組合でも、なお組織の動揺や分裂が起らなかつたのは、それはそれなりに高く評価されてよいのであるが、これらの組合が好況から不況への、さらに不況の進行下における経済体質の変移について、まだ適確な認識をもつに至らず、迫りくる資本攻勢への身構えに、十分の洞察と用意を欠いていたことは指摘されてよい。

しかし、戦後とかく首切り、合理化及び権利を守る斗争では弱体であり、苦杯をなめてきた日本の労働組合も、三十三年後半期にはようやくその運動に質的な変化を示しはじめた。それは日本の労働組合のいずれもが、いまや次のような二つの、巨大な事実の前に立たされておられ、その事実によつての対処するかは、組合運動の今後の生死を決するほどの重大さをもつていふことを、明らかに意識するに至つたからにははかならない。それは、ここに改めて詳説するまでもないことであるが、第一は、いわゆる技術革新の急速な、かつ全分野にわたつての襲来である。それは、世界資本主義の自己保存のための命がけの飛躍であり、また、平和的共存と競争とを建前とする二つの世界のそれぞれ

れが、自らの優位を貫くための死闘の武器にほかならないのであるが、日本もまた、敗戦から資本主義への駆け込み参加のための至上命令として、巨大企業を中心に、嵐のような激しさで推し進められている。そしてそれが労働者にもたらす結果は、さしあたり大幅な人員整理、労働の強化と濃密化、旧い職種の崩壊と配置転換・格下げの非情な進行、そして一般に、新しい生産技術や生産方法をテコとする資本の労働統制機構の強化、これであり、第二は、右のような事態の進展のうえで、資本と労働との間の「力のバランス」の急速な変化である。巨大独占資本の立ち直り、神武景気による老大な利潤の吸収と不況による巨大資本への集中化とは、大資本の威力を決定的にしたが、これはまた、そのまま労働組合に対決する経営者ないし経営者団体の強化であり、労働組合に対するその態度を自信にみちみちた戦斗的なものにした。そこには一種の経営者のラジカリズムすらみられるほどである。労働組合の存立を認めたらうえでの協調主義ではなく、そこでは労働組合はあらずもがなのものであり、それ自体社会的害悪ですらある。そこには経営者としての失地回復のための「十字軍」が進められているようにみえる。経営学ブームもこの事実と無関係ではない。こうした経営者陣営の強化は、いうまでもなく、総資本の意志の執行人としての国家権力によつて具体的に進められている。「筋を通す」ことを建前とする労働行政、悪法もまた法なり、という思想、労組法や労基法に対する経営者団体の主張を盛り込んだ改正企図、総評に対する全部否定的な攻撃、全労の線を尊重するというポーズを示すことによる総評と全労の分断策謀、IIO条約に対する後退的な政府の態度、そして勤務評定をめぐる日教組への反撃、そして警職法の突如としての改正企図、しかも、政府の政策に反対する者への「アカ」呼ばわりの再現、これらすべてが総資本の総攻撃のあらわれである。

このような、三十三年半ばすぎから顕示されるに至つた新しい二様の条件の前に、日本の労働組合は、改めて苦難な斗争を覚悟して、立たざるをえなくなつていふ。それは、この一カ年どのように斗われたであらうか。

(二) 三十三年秋季・年末斗争の動向

三十三年の秋季賃上げ斗争は、異例にも、警職法改正粉砕を最重要統一目標とする斗争に置き換えられた。すでに七月の王子製紙の無期限スト突入に前後して各企業でのチエック・オフ取止め、平和協定、組合活動の制限をめぐる紛争が拡大しており、労働基本権をめぐる問題は、これまでのように官公労組だけにとどまらなくなつてきた。三十三年七月の総評定期大会が権利擁護の斗争を、これまでになく切実に取上げたのはこういう情勢の反映であつたが、それでもまだ当時は岸内閣の真意を明確につかみ、この斗争

の発展方向を正しく規定するまでに至らなかつたのが実情である。ところが、十月八日夜の持回り閣議でいかにも突如として臨時国会提出を決定した警職法改正案をめぐつて、嵐のようにまき起された国民諸組織の共斗態勢の結成過程を反映して、十月二十四日の総評臨時大会は、警職法斗争を文字通り負けられぬ決戦として受取り、これを岸内閣打倒、国会解散の目標に意識的に結びつけるという強い方向を打出している。そこでは労働争議に対する官憲の直接弾圧とその政治的意図に、いまや多くの労働者が目をそらせなくなつてゐることが明らかにされた。同大会の壇上にタスキ、ハチマキ姿で勢ぞろいした全国主要争議団代表は、王子製紙(紙バ労働)、小葉印刷(全印刷)、共同製本(同上)、日本飛行機(全国金属)、秀工舎(同上)、第一電機精機(同上)、日産化学(合化労働)、日本水素(同上)、印度支那銀行(外銀連)、全駐労働、日教組、専売高松、国鉄志免など実に多数に上つてゐる。しかもそれぞれ大量解雇、組合幹部逮捕、企業合理化、労働協約改悪、勤務評定などに反対して長期斗争を続けていることが報告されたが、それだけでなく、この席上では「警察権力は資本家の私兵」であることを「身をもつて感得」したという強い訴えがなされた。この大会での「斗争諸組合支援に関する決議」の中で、この訴えがかなり立入つて具体的に盛り込まれ強調されている所以でもあらう(「月刊労働問

題」一九五八年十二月号、及び機関紙「総評」参照)。

ところで、総評の三十三年秋季斗争は八月十五日の第一次統一行動によつて火蓋を切られた。この日と翌十六日にかけて和歌山で「勤評反対国民総決起大会」が開かれたが、この大会後行われたデモが右翼団体、警官隊と衝突し、重軽傷二百人を越すという事件を伴つたが、この血ぬられた勤評反対斗争がすなわちこの年の秋季年末斗争の序幕であつた。しかし、これが第二次統一行動への盛り上りを目ざす「登校拒否」という日教組の斗争方針は、必ずしも十分な成果を収めたわけではなかつた。第二次統一行動直前の総評幹事会(九月十二日)は各地の実情を準備不十分とみて、「正午打ち切り早退を最低の線として行ふ」と修正したからである。このことは勤評斗争が総評秋斗の支柱であつたにも拘らず、そのことがまだ十分に浸透していなかつたことを思わせ、また日教組の斗争と他の全通、紙バ、合化、全駐労働、日通、新聞労働などの、団交再開、協約改訂、首切り反対、賃上げなどの諸斗争とが、時間的にも結びつかなかつたことを物語るものである。尤も、三十二年秋の国鉄斗争では、当の国労がよるめき続けていたせいもあるが、他単産の支援行動はほとんど組織されず、それがまた国労敗北に影響を及ぼしたとすれば、それと対比して三十三年秋の日教組の斗争は、ともかく総評はじめ各単産の共斗態勢を、現実の日程に上らせたという意味で、大

きな変化だといえるものであつた。こういう総評の動きを全体として明らかにし、秋季年末斗争途上の問題点を一応浮き彫りにしたのが、八月十九、二十両日、箱根で開かれた中央討論集會の討議である。この集會には総評加盟各単産のほか機勞、電機労働など中立系七単産を加えた計四十四単産の代表百五十名が出席してゐる。この討論集會では①公企労働、②国公、③地公、④民間労働、⑤地評の五部会に分れてグループ討議を行い、それをさらに全体會議で集約するという議事運営がなされたが、各部会とも秋斗の統一目標として①権利斗争、②賃上げ、最低賃金制、④労働時間短縮、④日中国交回復、貿易促進、⑤予算斗争。臨時国会斗争、などを確認したのは同様であつた。

かくて三十三年秋第二次統一行動が勤評斗争中心に展開されたのはいうまでもないが、それ以後はむしろこれに伴う処分反対と「すし詰教室解消」の要求などを盛る日教組の「学校白書運動」に対する地域的共斗などがむしろ重点となるものと予想されたが、一方、前述中央討論集會でもとくに民間労働の関心を集めていたのは、九月から十月にかけての各産業の不況争議が次第に表面化し、その支援及び共斗確立に努力しなければならぬというものであつた。それは、この秋まず賃上げ斗争に入った全日通及び新聞労働が、前年秋の鉄鋼ストほどには問題にされず、その影響力をさほど評価されていないが、紙バの王子製紙争議

の激化をはじめ合化の日産化学、小西六写真工業にはすでに大量首切りが出ており、石原産業も九月半ば人員整理を打出してゐた。また全国金属の日飛では工場閉鎖で地域共闘を発足させ、全駐労働関係の駐留軍労働者の大量解雇が年内にかけて予想されてゐた。これら不況の進行とともに、政治的にも大きな問題となりそうな情勢が、臨時国会を前にして渦まいてゐたが、各組合とも国民大衆との結びつきの弱さが何らか共通して、改めて反省の対象となつてゐた。このような低迷の秋斗状況のさなかに、突如まき起されたのが警職法改正案の国会日程であつた。秋斗態勢が一挙にこの問題に中心を奪われて、大きく推移して行つたことは、すでに前項に説明した如くである。

一方、警職法改正反対斗争とは別に、十一月に入ると各労働組は年末一時金要求の交渉を進めるに至つた。しかし、離航を続けた炭労や全織綿紡部会を除いては、全鉱、造船、紙バ、新聞、鉄鋼傘下の一部労働組でストに突入したところもあつたが、結局警職法斗争に重点がおかれた関係もあつて、全体としては大きな波瀾もなく平穩裡に終つた。また、公労協を中心とする官公労働組も、全電通や全専売などでは勤務時間内に食い込む職場大会にまで発展したところもあるが、人事院勧告に基づく一・九カ月分の支給ではほぼ平穩裡に妥結をみた。民間労働組の妥結額は、ナベ底景気の長期化を反映して概ね三十二年末並み若くはこれを一、

二割下回つたが、電力、電機、造船などの好況産業では一と二割上まわつたのが注目された。その概要は次の如くである。

(イ) 炭労 炭労は夏季と同様二六、〇〇〇円の要求を掲げて、宇部興産の二社重点ストを十二月九日より実施し、十一日に二二、〇〇〇円(三十二年末は二三、五〇〇円)でまず宇部興産は妥結したが、従来と異なつて他の大手十三社は業界不況のため、一八、〇〇〇円の回答を固持した。このため炭労は到達斗争として十五日一番方以降全山一斉無期限原炭搬出部門ストに突入し、会社側がロック・アウトを行つた場合は保安要員の差出しを拒否することを指令した。一方、経営者側はこれに対してロック・アウトをもつて対抗することを決定し、事態は急激に悪化した。この事態を重視した中山中労委員長は、十四日職権あつせんを行い、宇部の妥結額と同様二二、〇〇〇円のあつせん案を提示した。炭労は直ちにこれを受諾したが、会社側は意見が対立し、結論をえないうちに北炭が石炭経協を脱退して単独であつせん案を受諾してストを回避し、他の大手十二社は受諾に難色を示したため、炭労は十五日予定通り原炭搬出部門ストに突入した。会社はこれに対してロック・アウトを行い、組合側はこれに対抗してスト以外の部門の強行就労を行つたが、十六日朝になつてストを中止し、会社側の再考を促す戦術をとつた。このため会社側も

ロック・アウトを中止し、労使の代表者交渉を行つた結果、十八日に至り二二、〇〇〇円の中労委あつせん案を正式に受諾し、強行就労問題についてもあつせん案申請を行つて、あつせん案に従うということに漸く解決をみるに至つた。

(ロ) 全織綿紡部会 全織綿紡大手十労組は期末手当一・九カ月分を要求していたが、鐘紡、日東紡を除く八労組(東洋紡、大日本紡、倉敷紡、富士紡、大和紡、呉羽紡、日清紡、敷島紡)は十一月二十四日交渉が決裂し、中労委にあつせんを申請したが、配分の労使協議制確立を先決とする組合側と、これに反対する会社側との主張が対立して、あつせんは十二月九日不調に終つた。このため十四日十五日早朝に妥結した富士紡、呉羽紡を除く大手六労組は十五日、各番二時間、延四時間の時限ストを実施し、さらに十六日より大和紡(福井工場)、大日本紡(貝塚、高田工場)、日清紡(島田、戸崎、名古屋工場)、東洋紡(富田、塩浜、守口工場)の四組合、九工場が無期限チャンピオン・ストに突入し、十九日まで一・五五カ月分の一・五八一カ月分の線で妥結した。なお、三・三カ月分の要求を提出していた化繊部会の東洋レーヨン労組は、中労委でのあつせんが不調に終つたため十一月二十六日、八時間ストを実施し、二・五二五カ月分(三十三年末は三・〇六カ月分)約三六、三〇〇円で妥結した。

(ハ) 全鉱 全鉱大手六社は二八、〇〇〇円と三〇、〇〇〇円の要求を掲げて斗争に入り、日鉱、三井はスト突入直前に妥結したもの、他の四社は十一月二十七日より重点部門ストに突入し、業界の不況もあつて、同和を除いては解決が難航し、十二月八日九日になつて三十二年末の二割と三割減の一八、〇〇〇円と二一、〇〇〇円で漸く妥結した。

(ニ) 全造船 全造船大手各社は十一月中に概ね平穩裡に解決したが浦賀船渠、函館ドック、名古屋造船などは交渉が難航し、十二月二と三日から数次にわたりストライキが繰返えされ、十二月八日九日になつて漸く解決をみた。

(ホ) 全電通 全電通は年末手当二・五カ月分支給をはじめ企業内要求の実現をはかるため、公労協の統一行動とは別に、独自の行動として十二月四日、全国一斉時間内二時間の職場大会を実施し、このため電報の受付、待時通話申込などが相当程度遅れた。さらに十二月十日、再び時間内二時間の職場大会の実施を背景として交渉を進め、十日早朝一・九カ月支給などで妥結した。

(ヘ) 全専売 全専売は年末手当二カ月分要求に併せて夏以来問題となつてきた高松工場、金沢工場問題、さらに団体交渉に関する協約、勤務時間に関する協約、組合活動に関する協約などの締結をめぐる諸問題をも同時に解決を図ろうとして、十二月十と十一日(十一日は勤務時間に一時

間食い込む職場大会)実力行使を行い、十九日には公労委から調停案が提示されたものの、これに基づく労使の交渉が結論をえないまま二十日には再び勤務時間に一時間、拠点地区では二時間食い込む職場大会を実施し紛糾を続けたが、二十二日になつて漸く妥結した。

(ト) その他 全林野(時間内二時間及び三時間の職場大会)、合化労連傘下の別府化学(七日間部分スト)、東海電極(七三時間スト)、藤沢薬品(一時間スト)、紙バ(労連傘下の本州製紙(二四時間スト)、新聞労連傘下の共同通信(四日間の部分、全面スト)、車労連傘下の帝國車輛(一二時間スト、二四時間スト)などの各労組で実力行使が行われたが、大きな問題に発展することなく解決した。

次に、以上のような何らかの問題となつた労組の年末一時金妥結状況を含めて、一般的に三十三年年末一時金支給状況の特徴を概観すると、まず各企業の経営状況については、一般にナベ底景気の長期化によつて収益状況は低下し、日本経済新聞の調査による主要会社三四〇社の三十三年九月份決算利益によつてみると、同年三月份決算利益に比して全体として更に九%下回わり、殊に非鉄金属、石炭、繊維、パルプ、製紙、化学、石油、セメント、鉄鋼、海運などにおいて企業収益の悪化は甚だしいものがあつた。一方電機、造船、車輛、陸運、電力、興行などにおいては、不況の影響をさほど受けず比較的順調に企業収益が伸びた。

右のような業界の状況を反映して大部分の労組の要求及び妥結状況は三十二年末より下回っており、前掲炭労、合化、鉄鋼、紙パ、全鉱、日通、全織、海員、全石油、自動車労連、全電線など、その業界が操短を続けていたり、製品価格の低落で企業収益の大幅に減少している労組は、いずれも妥結額が前年を若干下回っている。なかでも業界悪化の甚だしかった全鉱、紙パ、海員、全石油などは夏季一時金の水準をさえ下回っている。これに反し新聞、全印総連、電労連、電機労連、全造船など消費需要の堅調ないし受注残の相当額保持で支えられているところでは、概ね前年を一割程度上回った。

(三) 三十四年春季斗争の動向

三十四年春季斗争の一般的論評については、すでに本篇冒頭の「概観」において言及したので、ここでは重複を避け、もっぱら斗争経過を摘記することに止めた。

まず一般的概観を試みると、三十四年春季斗争は警職法改正案の審議未了と年末一時金斗争の平穏な決着とを前景にもち、後景には春斗後の参院議員選挙及び地方選挙を控え、また経済的には景気が緩慢ながらも回復過程をたどり、下期には本格的な上昇期に入ると予想される情勢の下に、斗争が進められるという、まさに稀れにみる恵まれた条件におかれ、その盛り上がりが大きく期待されるところである。

あつたが、鉄鋼、造船の一部と紙パ労連などを除いて概ね低調裡に四月上旬までに妥結するという結果を示した。もちろん総評は春斗に臨む態度として短期決戦の構えをとり、二月下旬から三月上旬を「高原斗争」期間とし、各単産の実力行使をこの期間内に集中して闘い、早期解決の方針をとつて斗争を進めたが、この期間内に解決したのは私鉄と合化の一部のみであつて、大部分の単産はこれより若干づれて解決した。各単産の春斗に臨む体制は、前年のようにトップ・バッターとなつて斗争を進める単産がなかつたために、総評がいわゆる総ガラム戦術を採用せざるをえなかつたことにもみられたように、必ずしも強力なものではなかつた。一方経営者側は経済情勢が上述のように向上きの動向にあつたので、これも早期解決の方針の下に、組合側の要求にある程度応じるとの態度をとつたために、斗争は全般的に比較的平穏に、かつ長期化することなく、しかも炭労を除いては各単産とも前年同期の妥結額を上回る額で妥結した。この間、各単産の斗争は、総評の企図した一定期間内に各単産のストを集中して一挙に解決に持込むというスケジューリング方針とは必ずしも一致せず、各単産のそれぞれの情勢に重点をおいた斗争に終つたことは、総評が従来の斗争戦術に再検討を加えるべき段階に来ているものとして注目されるところである。また各単産は今春季斗争を通じて産業別統一斗争の強化に努めたが、一部

においてこれを阻止する企業別意識が顕著に露呈されたことも特徴的であつた。なお解決に当つて、東急、名鉄において長期安定賃金協定を締結したことは、今後の労使関係における賃金問題の在り方の、一つの試金石となるものと思われる。

(1) 春斗準備段階—まず総評の動向についてみると、総評が三十四年春季斗争に当つて最も懸念したことは、組織はじまつて以来の大斗争であつた警職法改正反対斗争、次いで年末斗争などのため、春斗の体制が例年からみれば非常に立遅れていたことである。当初は春斗の共斗委の発足も年明け早々の一月十日頃を予定せざるをえない状態であつたが、十二月五日の第七回幹事会で合化の入江幹事などから強い意見が示された結果、総評はにわかには春斗の共斗委を年内に発足させ、戦う具体的な体制をつくることになつた。その結果十六日に各単産、中立組合各々一名から成る春斗委員会を設置することを正式に決定する一方、官公労が解体した関係から、この春斗共斗委の中に民間、公企、国公、地公の四部会の戦術会議を設け、これを中核として全体的な戦術の指導を行うことになつたものである。また総評としては、この共斗委の設置と同時に、賃金斗争をより効果的に発展させるため、さきに調査部から発表した賃金白書を中心に年明けの一月二十日から二月五日まで全国を八ブロック(九州、山陽、四国、関西、東海、関東、東北

北海道)に分け地方討論集會を開き、これを通じて賃金斗争の意欲と意義を統一しようとする計画を立てた。このように総評が春斗に当つて、これまでにないきびしい体制で進もうとしていることは、三十三年の春斗の痛い経験からきているものとみられている。なお具体的な斗争スケジューリングについては、十二月十四日の傘下単産書記長會議、一月七・九日の常任幹事會の議を経て、一月十日の第一回共斗委員會で確認した。しかし一月十七・十九日の常任幹事會で再検討した結果、若干修正を加えて一月二十日の第八回幹事會で最終決定した。一方、官公労のうち春斗の中核となるのは国鉄、全電通、国鉄機労、全専売などであるが、この組合から構成されている公労協ではすでに十二月十三日戦術會議を開き、賃金問題を挙げて公労委に持込む方針を決めた。この決定により国鉄労組は十二月十五日公労協のトップを切つて公労委に調停申請、次いで機労も二十一日調停申請を行つたが、その他の組合も年内には公労委に出そうることになつた。さらに民間単産ではトップを切る私鉄総連がすでに十二月中旬に約百四十組合の要求提出(大手二千円、中小千円アップ)を終え、これに続く鉄鋼労連は十二月二十三日、自治労會館で開いた中央委で賃上げ、参院選挙方針等を決め、要求提出を二十五日に行つて急速に斗争に入ることにした。鉄鋼労連と同様、秋季の賃上げを春季に切替えた全造船も、一年余の空白を満たそ

うと十二月中旬賃金専門委で二千円（うち一律四〇％）を決めたが、斗争に入るのは年明けて二月初旬以降に予定した。全造船と並んで総評系中立労組の中核である電機労連も十二月十四日から三日間の賃金専門委で統一要求額を基準賃金の一〇％と決めた。実際の要求額はこれに各単組の要求額を積上げる個別賃金要求を採用しているが、同労組が過去二カ年にわたつてとつてきた年令別要求方針を個別賃金方針にかえた理由は、不況下の斗争として各年令層を超えた意思の結集を図ろうとしているものである。年末斗争に難航した炭労は、秋の大会で本部提案の賃上げ千五百円アップが審議未了となり、年内に中央委で最終的に決めることにした。炭労と並ぶ地下産業の全鉱連は、秋の大会で千五百円（一方六十円）を決め、年明け早々その準備に入る。その他合化労連（大手三千円、中小二千円）、全国金属（要求額未定）、日放労（本給一〇％プラス千円）など、総評系各単産は年を越すと同時に、賃上げ体制を盛り上げてゆくことになった。一方、全労会議は、不況下で海員、総同盟翼下の三十三年秋季賃上げが成功して、不況下の賃上げも可能なことを示したが、全職同盟は賃上げ方針を決めながら年内要求提出を渋っており、春季賃上げは見送られるのではないかとみられた。以上は、三十三年末にみる三十四年春斗の準備状況であるが、三十四年に入るとともに、まず総評は前述のように一月十四日に第一回共斗

委員会を開き、議長を太田総評議長、副議長を柳沢全造船委員長とする春斗事務局を正式に発足させ、一月十二日地評代表者会議二月七日第二回共斗委など着々春斗準備段階を進めて行った。

(2) 春斗実力行使段階—かくて総評は二月十四日全国一斉に春斗総決起大会を開いたが、十一府県十五カ所約一三、〇〇〇名が参加した（労働省調）にとどまった。次いで二月二十五日の春斗第一次統一行動は、全単産が二四時間ストを行うことを決定していたが、鉄鋼労連の富士、鋼管が二四時間ストを行つたほかは、各単産とも時限ストないし職場大会を実施したにとどまった。そこで民間及び全労協戦術会議で調整した結果、三月八、十日を最大のヤマとして斗うこととし、二月二十三日の第三回共斗委の決定により、第二次統一行動を三月四日、第三次統一行動を三月十日、第四次統一行動を三月十七、二十日、第五次統一行動を三月二十五日とすることに修正した。三月四日の第一次統一行動は、合化労連が三月三日に二四時間ストを、三月四日に鉄鋼、炭労が二四時間スト、全造船が十九時間ストを実施した。なお、この日全面四八時間ストを決行したものは鉄鋼の八幡など三組合二八、六〇〇名、全面二四時間ストは炭労、鉄鋼の傘下八五組合一五五、八〇〇名に達し、その他全面時限ストは全造船、鉄鋼、全国金属など六〇組合七一、七〇〇名を数えた。また公労協では国

労、全通が一時間の時間内職場大会、機労が順法斗争を実施した程度であつた。なお三月三日の合化のストは全面二四時間スト五組合一五、七〇〇名、全面時限スト三組合五、一〇〇名であつた。

三月六日中労委から一、二五〇円のあつせん案が提示された私鉄総連は、これを拒否し、八日の二四時間ストを背景に交渉を進めたが、結局大手はあつせん案の線で妥結し二四時間ストを回避した。

三月十日の春斗第三次統一行動は、私鉄が八日に、すでに妥結した大手を除く中小未解決組合の二四時間スト、全鉱が九日に二四時間スト及び十日以降無期限部分ストに入り、鉄鋼の富士、鋼管が五日以降の無期限ストを続行し、炭労、全造船が時限ストを実施した。なお公労協は十三日に延期した。

三月二十日の春斗第四次統一行動は、民間労組では炭労、鉄鋼が中心に全面二四時間ストを実施し、公労協は全電通、林野が時間内職場大会を実施した。この間、合化の中心組合である東庄は三月三日のストを回避して一、四九九円で妥結したが、殆んどどの組合は三月三日に二四時間スト、以後四日から部分ストを実施。住友化学が三月十日に一、八〇二円で妥結してからは合化の斗争も峠を越し、三月中旬頃には大半が前年を上回る概ね一、五〇〇円程度で妥結した。

三月二十五、六日の春斗第五次統一行動は、二十三日から無期限ストに入つた炭労、十日から無期限ストに入つた全鉱、五日から無期限ストに入つた鉄鋼のほか、電機労連、全旅客がストを実施した。なお公労協は二十六日を延期して二十七日に実力行使を行うことになつていたが、二十六日に仲裁裁定が提示されて中止した。この裁定は全電通、全専売、全特定、印刷、造幣、アル専の労使に対し四月以降二五〇円増額、国労、機労、職能労連、新地労に対しては六二五円増額ということで、その後企業問題の交渉をつづけた結果、専売を除き二十七日の実力行使を中止し、賃斗は事実上終熄した。

また全鉱傘下労組は三月九日二四時間スト、十日以降無期限精錬部門ストを行い、日鉱は三月二十六日に八〇〇円を妥結したが、他労組は八〇〇円を不満としてさらにストを続けた結果、三月三十一日から四月一日にかけてそれぞれ一、〇〇〇円の線で妥結した。最後に炭労は、三月二十三日から大手全山一斉無期限ストに入つたが、中山中労委員長は二十二日職権あつせんに入つた。炭労は三井再建問題と賃金問題の同時解決の方針の下に三井の交渉に全力を傾注し、三月三十一日あつせん案六〇〇円提示後もストを解かず交渉を続けた結果、四月六日に三井問題が解決するとともに、あつせん案を労使とも受諾して解決するに至つた。

総評は、四月六日の第六回共斗委で第六次統一行動として、四月十五日に安保条約廃止、改定阻止などを目標に、休憩時間中の職場大会及び全国一斉集会を実施したが、すでに、鉄鋼、造船の一部を除き殆どの単産の賃斗も四月上旬までに解決したため、全く盛り上らず、集会は全国十四カ所、一〇、九〇〇名が参加したにとどまった。

(3) 春斗の特徴点—最後に三十四年春斗の特徴点を若干拾つてみよう。

(1) 規模—上述のように賃上げを要求して春斗に参加した総評を中心とする組合の組合員数の総計は、労働省労政局の調査によれば(労働時報三四年五月号参照)、本年から新たに参加した鉄鋼、全造船を加えて三九二万一千名に達し、昨三十三年同期の三六八万六千名に比して二三五千名上回った。

(2) 性格—総評の春斗方針は階級斗争主義的立場に立っているといわれるように、極めて政治的性格の強いものであつて、今次春斗に当つても賃上げという経済斗争以外に、政治的盛上りを企図したのであるが、各単産の斗争は事実上、賃上げなどもつばら経済要求を中心とした斗争に終止した。

(3) 斗争戦術—①前年同様、産業別統一斗争に終始し、横の地域共斗の盛り上りはあまりみられなかつた。②従来同様、スケジューリング斗争方式を採用した。したがつて「高

原斗争」方式は事実上崩れ去り、結局第六次の無意味な統一行動まで設定せざるをえなかつた。③とくに本年の春斗においては、合化、全鉱、鉄鋼、全造船などでみられた部分ストに重点をおいた。

(4) 妥結額—本年の賃上げ要求額はほぼ昨年同様の二、〇〇〇円程度であつたが、妥結額は経済事情の先行き明るい見通しなどを反映してか、全般的に昨年を上回つた。ただし、東急、名鉄においては、長期安定賃金協定が併行して締結され、又他公社、現業庁との賃金格差を縮小するため国鉄に対し他より四〇〇円上回る仲裁裁定が出された。之等の中で全鉱が前年に比し二・五倍の賃上げを獲得したことは、大いに注目をひいた。

(四) 三十四年夏季一時金斗争の動向

上述のような春季斗争終了後の各労組の活動の重点は、参議院議員選挙及び地方選挙のいわゆる選挙斗争に移行したが、これと並行して夏季手当斗争が進められた。各労組の要求は、四月末よりはじまり、例年同様六月上旬までにほとんどが出揃い、六月上旬から七月上旬にかけて、企業再建問題を抱えた炭労や、海員の大手など一部の労組を除いて、概ね平穩に妥結をみるに至つてゐる。恰かも昨三十三年後半からの急速な景気の回復、本年に入つての新しい景気の上昇という好調の経済情勢を背景にして、その内容

をみると、昨年以上の要求額を提出した組合の多かつたことは、至極当然のことでもあつたが、その妥結額も、前期(昨年年末手当)と比較して、繊維、車輛、造船、タイヤなどを除いては、概ね高くなつてゐるし、さらにナベ底景気のさなかにおける昨年同期(昨年夏季手当)と比較してみても、石油を別とすれば、前記数業種をも含めて大部分の業種で、上回つた妥結状況を示した。ただ銀行、保険などの業種では、月収に対する期末手当の比率が今年も昨年と変わりなく、ここ数年ほぼ一定してゐるが、これは例外である。なお、一般的にいって妥結額は三〇、〇〇〇円前後が多いが、とくに額の高い業種(ほぼ五〇、〇〇〇円以上)は新聞、石油、造船、自動車、セメントなどであり、最高は七〇、〇〇〇円を超えてゐる。

さて、今期の斗争状況から特徴点として指摘されることは、次の如くである。①石炭、海運など不況産業では斗争は困難であり、とくに炭労では、今期は企業整備反対斗争と夏季手当斗争とが絡まり、組合側はこの二つの斗争を區別しているにも拘らず、後者の難航が前者の進展にも影響を与えている。比較的業績が良好の北炭がまず前期と同額(二万二千円)で妥結し、他社ではこれを目標に闘い、七月二十五日以降三井、杵島を除く大手十一社が無期限ストに入つたが、二十七日夜に至り、中山中労委会長の勧告案(期末手当二万円、貸付金二万円)によりようやく解決し

た。②今期初めて単産において、春季賃上げ斗争と同時に夏季一時金の斗争を行うという現象がみられ、電機労連と紙パ労連がこの方式を採用し、電機労連はこれに成功し、紙パ労連では一部でしか成功しなかつた。③従来、私鉄、新聞の産経、電労連の中部などで、年間臨時給与の形をとつて一年を通じての手当額を定めてゐるが、今期は電労連の九州がこの方式で妥結し、全日通で会社側の要望を組合側で受入れて、年間臨時給を研究するという覚書を取り交わした。④王子製紙では、会社がストを問題にして第一組合の組合員と第二組合の組合員との間に、二〇、〇〇〇円の格差をつけたことをめぐつて、容易に交渉がまとまらず、七月十四日に至つて漸く了解点に達した、などがこれであり、いずれも今後問題となりうる事例であろう。

以下、主要労組について夏季手当の妥結状況を概観しよう。

(1) 私鉄総連—私鉄総連は三十三年までは夏季手当要求の場合には年間臨時協定をしてゐたが、昨年八月の大会でこの方針を改め、年末に年間臨時給の要求をすることとし、本年夏は過渡的措置として夏季一時金の分だけ要求する方針に基いて、四月二日の中央委で本年の夏季一時金要求は「基準賃金の一・三カ月分」を基準(大手は一・三カ月分)とすることを決定、五月二十五日傘下組合は一斉に要求書を提出した。しかしこれに対し、大手の各経営者は本

年も夏に年間臨給協定をしたいとの意向を示したため、私鉄総連は六月四日代表者会議を開き、年間臨給による妥結も已むなしとの態度を決定、交渉はこの線に沿って進められた結果、六月中旬から下旬にかけて、大手各社はいずれも例年同様年間臨給で妥結をみた。妥結額は年間五二、九〇〇乃至六二、四〇〇円、夏季支給分一八、三〇〇乃至二五、五〇〇円で、昨年比し、年間で三、五〇〇乃至五、一〇〇円、夏季支給分で一、九〇〇乃至三、〇〇〇円の増加であった。しかし、平穩に妥結をみると一部の予想を裏切つて、大手では京阪神、阪神が二四時間スト、京浜、京成、京帝が三時間の時限ストを実施したほか、京阪、西鉄もスト突入後妥結をみ、中小では江の島、福井が二四時間ストを実施するなど、一部に実力行使が行われた。

(2) 炭労——炭労は六月中旬の第二十二回定期大会において、夏季手当について前期と同額の二六、〇〇〇円を要求することに決定し、六月二十四日、大手十四社に一斉要求を提出したが、炭労は、一方に石炭各社の業界不況切抜け策としての企業整備案に対し、企業整備反対斗争をやっている状態なので、期末手当斗争の長期化、熾烈化を必至とみて、期斗と企反斗争とをからめないとの方針でスケジユールをたて、比較的業績の良好な北炭に重点ストを指令した。ところが、その後の炭労と会社(北炭)との交渉の結果、スト突入を前にして七月十五日、前期と同額で前年同

期を一、〇〇〇円上回る二二、〇〇〇円で了解点に達した。これに伴つて炭労は十七日、他の十三社と交渉をもち二二、〇〇〇円支給を要求した。これに対し三井、杵島を除く各社は回答を保留、賃金運私の状態にある三井、杵島は到底出す余裕はないと回答した。よつて炭労は七月二十日の中斗で、三井、杵島を除く十一社で二十五日以降全面無期限ストに入つたが、二十七日から二十九日の間に中山中労委会長の勧告案に基づいて北炭同様の二二、〇〇〇円(うち二、〇〇〇円は貸付金、但し実際は支給)で三井、杵島を除き(大正は分割払、一四、〇〇〇円を盆前に支給)解決をみるに至つた。なお三井は七月三十一日に「ゼロ回答」、杵島は同日一五、〇〇〇円の回答を行い、組合はこれを拒否し、炭労はこの二社の期末手当問題は合理化問題と同時に解決するとの方針をとり、二社労組に対し一人一万円の融資を行うことを決定した。なお炭労では期末手当斗争をも兼ね、企反斗争の意思統一を図るため十月五、六両日、東京で第二十三回臨時大会を開くことにしている。

(3) 合化労連——合化労連は五月十四日の中央委で、要求額は昨年年末を下回らぬことという決定を行い、傘下各組合の大半は五月下旬まで三一、〇〇〇乃至七三、〇〇〇円の要求を提出し、七月上旬までに前期を上回る妥結をみた。なお東洋高圧は賃上げと同時に交渉で、二月中旬にすでに妥結していた。

(4) 全鉱——全鉱は前期要求額と同額(三〇、〇〇〇円)の要求を出すとの統一斗争方針を決定、傘下の大手各組合は五月八日、二八、〇〇〇乃至三〇、〇〇〇円の要求を提出、大手五社は「前期妥結額プラス五〇〇〜一、〇〇〇円」を回答した。このことは、経営者側が前期を上回る額を第一次回答として提示したという意味で注目されたが、五月二十九日三井、三菱、住友、日鉱、古河の大手が重点ストを実施し、同日から翌日にかけて(古河は石炭部門の企業整備との関連で延びて六月二十五日)、前期の一八、〇〇〇乃至二三、六〇〇円を約四、〇〇〇円上回る二二、〇〇〇乃至二五、〇〇〇円で妥結をみた。

(5) 全日通——全日通は四月三十日、一・五カ月分を要求、会社は一・五カ月分の回答を行つたが組合は納得せず、交渉を重ねた結果、六月十九日に組合の要求通り、昨年同期の一・四一カ月分(二五、六七〇円)を上回る一・五カ月分(二八、四二八円)で妥結をみた。しかしこの妥結に当り、会社側の一貫した主張である年間臨給制度について研究する旨の覚書を交わした。

(6) 紙バ労連——紙バ労連は昨年の定期大会において、三十四年の夏季一時金斗争は、春の賃上げ斗争と同時に統一斗争で統一要求をもつて斗争との方針を決定、さらに三月五日の臨時大会において二カ月分の統一要求を決定、三月十一日に賃上げ要求を併せて要求を提出した。しかし賃

金と同時解決をみたのは十條製紙、北越製紙、三菱製紙の三組合のみで、他は六月中旬から下旬になつて漸く妥結をみた。妥結額は一九、一〇〇乃至五〇、〇七七円で、前期の九、六〇〇乃至四五、七〇〇円をかなり大幅に上回っている。なお問題の王子製紙では生産に従事した日数に応じて額に差別をつける回答が出され、第一組合は、事実上第二組合に比して二〇、〇〇〇円の格差がつくとして会社と交渉していたが、七月十四日に会社側の平均二〇、〇〇〇円の貸付けを行うという回答で了解点に達し、一応の解決をみた。また、実力行使は日本パルプが実施したのみで、同組合は六月十九日、二十三日の両日、四八時間ストを実施し、六月三十日になつて妥結をみた。

(7) 鉄鋼労連——鉄鋼労連は大手五組合については手取四七、〇〇〇円、中小組合については昨年の要求額を下回らぬ額、という方針に基づいて、六月六日を中心に一斉に三六、〇〇〇乃至五六、〇〇〇円の要求を提出した。これに対し、大手の八幡、富士、鋼管は前期妥結額並みの四〇、〇〇〇円、住友、神鋼は右三社に準じて前期の実績に合わせた回答を行い、中小も概ね昨年の水準を回答し、中小の一部に実力行使が行われたが、六月下旬から七月上旬にかけて、いずれも前期と同額か、又は若干上回つた額で妥結をみた。

(8) 新聞労連——新聞労連は五月下旬から六月上旬にか

けて、三八、〇〇〇乃至八三、五〇〇円の要求を提出、前期をかなり上回った三〇、〇〇〇乃至七四、七〇〇円で、六月下旬までに妥結をみたが、この額は他の業種と比べて著しく高いのが注目される。なお、産経は年間臨給制をとっている。

(9) 全織同盟——全織同盟は四月下旬の中執委で、要求額を一・五カ月分基準とし、五月末を解決目標とするとの決定を行ったが、綿紡部会では要求に先立ち、綿紡十社との交渉について集団交渉方式をとることを取決め、五月十三日、一・八カ月分の要求を提出し、十社との間に交渉を行った。その結果、六月六日（鐘紡のみ六月八日）、一・四五カ月で妥結をみたが、これは昨年同期を上回るが、前期（三十三年末一・五乃至一・六五カ月）を下回るものであった。また化織部会では、四月下旬から五月上旬にかけて、東洋レーヨンの三・三カ月分を別とすれば、いずれも一・五カ月分を要求、五月下旬から六月上旬にかけて、東洋レーヨンの二・六三カ月をはじめ一・〇七乃至一・二九八カ月で妥結をみた。妥結額はいずれも昨年同期（東レ二・五三七カ月、その他〇・九七乃至一・二カ月）を上回っているが、前期（東レ二・五二カ月、その他一・〇五乃至一・五五カ月）に比べると低いものが多かった。なお、旭化成は年間臨給制の形で妥結した。さらに羊毛部会では、五月中旬一・八カ月（日本フェルトのみ二

・四三カ月）の要求を提出、六月中旬に一・一三乃至一・四五五カ月（日本フェルト二・三三三カ月）で妥結をみた。これは昨年同期よりは高いが前期よりやや下回っている。

(10) 海員組合——海員組合は六月十日、前期とほぼ同程度の要求（十三割又は更にプラスアルファ）を一斉に提出し、日本郵船、大阪商船、三井船船が七月上旬、前期を上回る一二割乃至一三・五割で妥結したが、他社では難航して、船員中労委のあつせんの結果、漸く七月十六日、一・九割で妥結した。

(11) 自動車——自動車関係では、六月の上旬から中旬にかけて、前期の要求額を上回る五〇、〇〇〇円前後の要求を出し、六月下旬には二八、〇〇〇乃至五四、〇〇〇円とほぼ要求どおりの妥結をみた。

(12) 電機労連——電機労連は一月下旬の中央委で、夏季一時金要求額を前期要求以上とし、賃金と同時要求、同時解決の方針を決定、傘下各労働組合の大部分は、この方針に基づき、三月上旬に賃金要求と合わせ、三五、〇〇〇乃至四四、五〇〇円の要求を提出、三月下旬、前期とほぼ同額か若干上回る三一、四〇〇乃至三九、七〇〇円で賃上げと同時に妥結をみた。残りの組合は概ね五月末までに逐次二乃至四カ月分要求を提出、六月上旬にかけて要求の全額又は若干下回った額で妥結した。

(13) 電労連——電労連は五月六日の要求は、基準賃金二・三カ月（五〇、五八七円）とするとの決定に基づいて、五月下旬（中部は四月七日、九州は六月九日）、四七、〇〇〇乃至五三、七〇〇円の要求を提出、六月下旬に前期とほぼ同額で昨年同期を四、〇〇〇円前後上回る四一、〇〇〇乃至四六、〇〇〇円で妥結をみた。なお、従来中部が年間臨給で協定していたが、今期は九州も年間臨給協定を結んだ。

(14) 全造船——全造船は基準内賃金の二・五カ月分を基準とし、前期の要求額を下回らぬように努力するとの基本方針に基づき、六月上旬、五〇、〇〇〇乃至五九、〇〇〇円の要求を提出したが、前期をわずかに下回る額で七月上旬に妥結をみた。これを昨年同期と比較すれば三、〇〇〇円程度の増加となっている。

(15) 全石油——全石油は前期要求以上を要求するという方針に基づいて、五月上旬に四〇、〇〇〇乃至五八、〇〇〇円の要求を提出、前期を上回ってはいるが、昨年同期を若干下回る三五、〇〇〇乃至五三、〇〇〇円で、五月下旬から六月上旬にかけて妥結をみた。石油は昨年九月の決算の減益が反映して前期がとくに低かったが、今期は持直して妥結した。

(16) 全電線——全電線は二ブロックに分けて、Aブロック一・八カ月以上、Bブロック一・四カ月以上要求の方針

の下に、五月十五日（古河電工は五月八日）一斉に要求を提出し、六月上旬に最低保障一・四カ月乃至二カ月という前年同期を上回った線で妥結をみた。中央委は六月十五日に二四時間ストを予定していたが、それ以前に解決をみた。

(17) 公労協関係——最後に公労協関係では、五月頃、基準内賃金の一カ月分を要求し、六月上旬、昨年同期の〇・七五カ月を上回る〇・九カ月分で妥結をみた。なお、国公及び地公については人事院勧告に基づき、昨年（〇・七五カ月）を上回る〇・九カ月分を支給された。

以上、三十四年夏季一時金斗争及びその妥結の状況は、全般を通じて、例年になく早期かつ平穩裡に終結した。炭労を除いて、ほとんどが六月中旬から七月十日までに解決し、繊維、石油を除いて何れも昨年同期を上回っている。しかしこのことは、労働界が安定化への途を辿つたことを聊かも意味するものではなく、むしろ嵐の前の静けさに類するものであったことは、その後の労働組合の大会シリーズへの移行のうちに、さらに八月の全労系綿紡争議や総評大会を画期として展開された新しい情勢の中で顯示されるのである。

(18) 労組大会の総決算

三十四年は六月中旬の日教組、合化労連を皮切りに幕を

あけた総評系労組の大会シーズンが、八月八日の総評本年度運動方針最終案の発表の前にどうやら一段落した。これら大会の成果が八月二十六日から東京の文京公会堂で開かれた総評定期大会に反映されたわけであるが、総評が新しい運動方針の柱として打出している安保条約改定阻止、合理化反対斗争を中心に、各労組大会に現われた問題点を、まずふりかえつてみよう。

総評本部が六月に発表した本年度運動方針第一次草案では、「安保条約改定阻止」を今秋以降の闘いの根本にすえ、あらゆる斗争は安保体制と対決する闘いの一環であると規定しているが、この線にそつて炭労、私鉄、合化、港湾、全国金属など民間単産はスト権を確立、国労、全通、全電通など官公労系単産も「実力行使をもつて闘う」ことを決めた。スト権を否認されたのは紙バ労働だけであつた。しかしスト権を確立したところでも、「一般の組合員はまるで無関心である」とか、「安保斗争があらゆる闘いの根本だといつても、賃上げや合理化と安保条約がどうして結びつくのかよくわからない」というような、この闘いの困難さを訴える声がしばしば聞かれる状況であつた。スト権投票をやらなかつた官公労系では、ほとんど討論らしい討論もなしに、本部案が認められたといわれている。総評本部のこの問題に対する意気込みと一般組合員の間には、なおかなりのズレがあつたとみてよい。年末から三十

五年春にかけての調印、批准時期に決戦を挑むとすれば、昨年の警職法改正反対の場合と異なつて、よほど徹底した宣伝やオルグ活動が必要であらう。むしろ各労組大会での問題は、これと関連して、共産党との共闘問題が持ち出されたことであつた。七月下旬の国労大会では民同と革同が激しく対立し、とくに役員選挙では革同の推す被解雇者の子上昌幸（東京）が落選し三役を民同で固めたが、大会での論戦の焦点は参院選敗北につながる政党支持問題で、民同は「機関の決定を守る道義的責任がある」と主張し、革同は政党支持の自由の原則を表面の理由に、社共両党支持を主張して激しく争い、殊に革同の細井中執が「政党支持の自由を無視した機関決定には従わない」と発言したため、大会は紛糾したが、結局採決の結果、細井発言は速記録から削除され、社会党支持の原案を可決し、運動方針では団交を重視し実力行使を大事にするという低姿勢に再び落着したが、どの大会でも、あらゆる問題で無原則に共闘するというわけでもなく、安保斗争に関する限りは積極的に共産党とも共闘を進めることが認められた。太田議長（合化委員長）は「安保斗争では全労や新産別と共闘するより共産党と共闘する」（六月二十七日、大阪談話）とまでいい切つている。昨秋の警職法斗争をはじめとして、共産党との共闘はこれまでも実際にはたびたび行われていたが、総評幹部がこれを公認したのははじめて

である。

合理化問題も、各労組大会での討論は、炭労を除けば案外低調に終つたようである。たとえば合化では昨秋、日本水素、石原産業、小西六など相次いで企業整備、労働条件の切下げなどが行われ、どこも経営者側に押し切られた形で斗争を打ち切つている。それだけに活潑な討論が期待されたのだが、同大会では本部が「資本の本質を見抜いた根本的な対策が不十分だつた」とか、「バラバラに出てくる合理化に対しても、ひとつひとつ化学労働者全体の闘いでハネ返さず気構えがなかつた」「定員切りつめや配転によるなし崩し合理化を斗わずに見過ごした」などいろいろ分析して提案したのに対し、代議員の間からはほとんど発言がなく太田委員長の労働講座に終始した観がある。この傾向は合化だけでなく、どの大会も似たりよつたりで、専門家を集めて行われた総評の討論集会（六月十二、十三日、静岡県網代）でも、「積極的に発言したのは数年前から合理化と取り組んできた全電通の代表だけだつた」（太田氏）といわれている。

しかし、これからの合理化斗争の進め方としては、労働時間短縮斗争が最前面に打出されたのが、今次労組大会での一つの特徴であつた。従来は炭労の長期生産計画協定（完全雇用協定）が経営者側の合理化攻勢をハネ返さず有力な手段として高く評価されていた。ところが昨三十三年末に

来の炭労の合理化斗争では、各社ともこの協定が骨抜きにされてしまつた（既掲「主要労働争議の概況」参照）。そこで消極的な雇用防衛から積極的な雇用拡大に方針を切りかえて先制攻撃をかけようというものが、この時間短縮斗争重視の狙いというわけである。総評の太田議長は合化の大会で「時間短縮をして週二日休みにする。そうすれば一日だけ生活を楽しむ日が多くなるのだから、そのためにも大幅賃上げは必要だ」と強調していたが、これが企業合理化によつて高利益をあげようとするとする経営者の立場と真向から対立することは明らかで、時間短縮問題が今後の合理化斗争での、激しい労使の争点となるであらう。

次に賃金斗争の進め方では、新しい技術を身につけた若い労働者層から、同一労働・同一賃金を要求する声が強くなつてきている点が指摘されたが、まだ研究の段階にとどまり、具体的な方針を明らかにした単産はなかつた。個々の単産がかかえている問題では、全通が野上委員長ら解雇三役を再選し、政府と真向から取組んでILO条約批准、公労法改正、団交再開斗争を進めることになつたこと、日教組主流派が三役を独占したこと、私鉄が毎年一回は必ず賃上げ斗争を行うこと、「安定賃金」に対決する方針を打出したこと、などが目立つた。

全体としてみて各労組大会での運動方針は、やはり低姿勢に貫かれている。とくに国労は「当面の最大の問題は組

織点検と組織強化である」として、実行行使は超動拒否や順法斗争など「低い」といわれる戦術を中心にし、主要な斗いの実行行使については、組合員の投票などで賛否を明確にするの思い切った手段をとるとともに、既述のように団交の重視、調停機関の活用などを強調している。しかし、その反面、合化が「総合グループは二権（スト指令権、交渉権）を合化本部に委譲する」との統一斗争強化案を出し（決定は十月頃の臨時大会に持ち越す）たり、組織綱領や資金綱領を作り、これまでの斗争指導を根本的に再検討しようとする単産が増えているのは、新しい芽ばえといえよう。なお、機労（国鉄動力車労組）、電機労連、全造船など総評系といわれている中立単産の総評加盟は、今次大会ではいずれも見送りになつた。

さて、以上のような各労組大会の問題点を整理集約し、過去一カ年間の総評の活動についての反省のうえに立つて、今後一カ年間の運動方針を決定したのが総評第十二回定期大会であつた。

八月二十六日から四日間の会期を、例年になく平穩裡に終了して二十九日閉幕したこの大会は、各方面に高まつている技術革新、企業合理化に対処する斗争方針を審議するものとして注目されていたが、これらの問題についてはやや討論不足の感を免れず、政党問題を除いては全般的に今次大会の論議はきわめて低調だつたとの批判が高い。しかし

政党問題で「社会党支持」の方針が否決されたこと、また中小企業オルグ団設置のための五十円カンパの方針が決定されたことの二点は、民同脱皮論がやかましく叫ばれているおりから、転換期にきた総評の姿を如実に示すものであつた。

こんどの大会が比較的低調のうちに終つたことにはいろいろな理由が数えられる。まず第一にはこの大会に提出された運動方針案が、いまままでに比べてかなり「左寄り」となり、主流、反主流両派の争点とならなかつたことである。国際情勢の分析では、かつて高野・太田両氏の間で争われた平和勢力が第三勢力かの議論は影をひそめ、この運動方針案は平和勢力の立場を貫いていた。また国内情勢ではすべての問題を安保斗争に結びつける点では、主流、反主流両派の意見の食違いはなかつた。第二には、大会代議員の構成では主流派が絶対過半数を握っており、はじめから主流派優位の態勢に固まつていたこと、第三はこの大会の焦点であつた政党問題については、各単産の大会ですでに十分論議されていたため、例年のように主流、反主流の鋭い対立がみられなかつたこと、などがあげられよう。このため社会党支持の否決、五十円カンパの決定など、総評にとつては重大な問題の処理をみながらも、全体的には大会は平穩のうちに終始したといえる。

いわゆる「政党問題」は、総評にとつては形式的には少

なくとも大きな転換といえるものであつた。総評は昭和二十五年の結成以来、反共の旗印のもとに一貫して社会党支持の方針を堅持してきた。ところが、この大会では、社共両党支持勢力の増大に、社会党に不満をもつ者が合流したため、代議員数では原案の「社会党支持」で過半数を得たものの、組合数では過半数に達しなかつたため、結局「革新政党との協力」を主張する修正案とともに原案も否決され、運動方針から政党関係の項が姿を消してしまつた。これは大単産も小単産も、ともに組合数ではそれぞれ一票の投票権をもつという規約の盲点を巧みに突かれ、しかも小単産に社会党支持に異論をもつものが多かつたためである。主流派としては、組合数では「社会党支持」が否決されるおそれがあることも予測していたが、「革新政党との協力」という名でくる共産党勢力の影響を排除し、民同の主体性を確保するためには妥協の余地がなかつたといつていい。産別が解散し、いわゆる「総評へのなだれ込み」方針をとつて以来、社会情勢の変化とともに、次第に総評組織内部に共産党の影響が大きくなつてきたが、これが総評内部における社会党員の無気力に対する組合員の批判と絡んで、社会党支持の立場をとる主流派に対する不満となつてきた。このような情勢から総評主流派もいわゆる「下呂談話」で共産党に対する或る程度の緩和的な態度を打出したが、民同脱皮論の波にのる反主流派の攻勢の前にはこの

ような緩和策も抗しきれず、「社会党支持」の原則が運動方針から消えてしまつたといわれている。

しかし、原案が否決された後、主流派は逆攻勢に出て、結局「国会への働きかけは社会党を通じて行い、国民運動では従来通り広く民主団体と協力関係をもつ」ことを大会で確認させている。これによつて総評の対社会党関係は従前通り協力関係を維持するが、選挙のときの拘束力はなくなるわけで、九月の定期大会を控えた社会党にとつては、明かに痛手となるものであつた。「五十円カンパ」は主流派の主張であつた産業別斗争重視の欠陥のなから出てきたものであつた。昨年、一昨年の春斗にあらわれた賃金斗争の行詰りを打開するためには、労働者の三分の二を占める中小企業の未組織労働者を組織化し、全国一律八千円の最低賃金制の確立によつて中小企業労働者の労働条件を改善し、これによつて産業別統一斗争を有利に展開させようとするものである。この五十円カンパについては、反主流派も真正面から反対することもできず、絶対反対を唱えたのは、全国金属と鉄鋼労連の二組合だけだつた。このため反主流派はこの問題を予算委員会に持込み、カンパ資金の使用、オルグの採用など諸条件を有利にしようとしたが、反主流派の足並みの乱れは圧倒的多数で本部原案を可決させたといえる。このカンパは一億円以上を予定し、年間七千四百万円の総評予算をはるかに超える額であり、主流派

にかけての斗争方針を決めたが、同日決まった三十四年秋、季末斗争方針は次の如くであった。

▽来る十月二十日の第七次統一行動には炭労が全面二十四時間スト、全鉱、全港灣が二時間の時限スト、全国金屬、合化は一―二時間スト、公労協も全電通、全農林が勤務時間内一時間の職場大会、国労、動力車、全通などは同二十九分職場大会、日教組、日高教は午後三時で授業を打ち切り抗議集会を行う。

▽つづいて十月二十三日に福岡、札幌、同二十四日に東京で秋斗総決起大会を開く。

▽第八次統一行動は十一月中旬に行う。

▽炭労の合理化反対斗争支援のため総評加盟組合員一人三百円(総額十億円)のカンパをする。

▽九州、北海道の拠点斗争を強化するため来る十月八日から岩井総評事務局長と主要単産の書記長が北九州を視察、各単産独自の斗争の構想をたてる。

▽北九州の失業者の救援、組織化を進める。当面はすでに組織されている二千人の失業者を動員して来る十月十日、福岡で「食と職をよこせ」のデモをする。

▽台風犠牲者救援のため社共両党、国民救援会、全日農などと協力して「中央災害対策協議会」を設け、独自の救援活動として街頭募金、救援物資の輸送などを行う。

▽ガス、新聞値上げ反対を消団連と協力して行う。十月

五日から朝日、毎日、読売三社と値下げ要求交渉をし、二十日頃から強力な新聞不買運動を展開する。

五 嶮しい労働運動の進路

(むすび)

今年の総評大会は、今後一カ年の運動の基調を、安保体制下における斗争と規定し、具体的には合理化、首切り反対、権利を守る戦い、平和と独立と民主主義を守る戦いなどの諸方針を打出している。たしかに、いま日本の労働組合には、解決を逼っている問題が内外に山積している。そして参院選挙や警職法改正問題と同様に、安保条約改定の問題が組合活動に重要な関係のあることを否定しようというのではない。しかし、ものには順序があり、軽重の度合いがある。政党問題や国際情勢に気をとられて、肝腎の自分の組織の足もとに忍びよっている大問題については、年中行事的なベ・ア斗争や一時金獲得斗争以外には、卒直な反省や慎重な計画をしているようには見えない。経営者側がアメリカ式の経営学の初歩を、高い聴講料を払つてまで詰め込んで、古い温情主義や家父長主義を洗脳しようと

しているのに、労働組合の方はむしろ読書などそつちのけで、強引なハツタリや駈け引きに没頭し、専従者としての点数だけ稼げばよいと行動しているだけでは、到底本当に労働問題の解決に役立ち得るものではない。経営者より一層積極的で旺盛な熱意をもつて問題と取組むのでない限り、労働組合は技術革新や経営学ブームの嵐に吹きとばされてしまうかも知れないであろう。一方では、新しい生産技術や労働方法が刻々導入され、他方では石炭や天然纖維やパルプのように、いわゆる斜陽的状况に落ち込んでいる産業部門が出てきている際、労働運動はこうした明暗両様の労使関係に、それぞれどう対処しようとするのか。それはただ態度だけの、したがって社会党や共産党を労組として支持するかどうかといったような声明合戦の問題よりも、もつと現実的に第二組合をどうするかの問題であり、離職者や被処分者の救済の問題なのである。そこには何よりも労働組合陣営間の戦線統一問題の行き悩みが指摘されねばならないであろう。労働組合の上級組織が各国とも統一化の傾向をたどっており、またそれによつて労働組合が全体として強化されていることは誰もが知っている。数年前、アメリカではAFLとCIOの二大陣営が懸案の合同に踏み切つたことは、何といても共和党政権の下でのアメリカ労働組合の地位を強化したことは争えない。それは高賃金と経済主義一本でやつてきたアメリカの労働組合

が、ようやくより広い視野と高い政治感覚に立ちながら、労働者階級全体としての運動の性格をもつようになつたことなのである。三十三年末、全労会議の提唱によつて労働戦線統一の話し合いが進められ、各方面から期待をもたれていたが数次の懇談会のうち、総評と全労との考え方に大きな食い違いがあつて暗礁に乗り上げ、八月十九日には提唱者である全労会議自ら話し合いを打ち切る旨の発表をして、全く決裂の危機に当面したと報道されている。総評から全労が分裂したときの経緯をふり返ると、戦線統一が容易でないことが明白であるのに、しかもそれにもかかわらずこの話し合いが進められることになつたのは、昨年秋警職法反対の共闘が予想外の成功を収め、総評と全労が本気で共同戦線をしくなら、保守政権に対して十分圧力を加えることができるという自信をもつことが出来たし、そして上級団体が総評と全労とに分裂していれば、政府も経営者団体も、その間にくさびを打ち込むすぎが与えられることが実証されたし、また二〇〇万を超える中立系や単独組合の帰趨も、戦線統一が出来上がれば、それへの加入に踏み切ることが見込まれるのだから、いずれの点から考えても、総評、全労、それに新産別を加えての統一は、日本の労働組合にとつての悲願であるはずなのに、何故統一への話し合いが空転して、一向に進捗しないのであろうか。

戦線統一については、さきに「概観」でも触れたよう

に、最初全労は四つの条件、つまり「組織上の信義を守ること」「階級斗争至上主義の清算」「国際自由労連を指向する自由な労働運動の推進」「共産党との絶縁」をあげたが、総評はむしろ、賃上げのための共斗、最低賃金制のための共斗、時間短縮のための共斗などを通じて統一へ向かうことを主張した。共斗を通じて相互に理解のできたところで統一することが必要で、その場合には互に相手の組織を尊重して、第二組合をつくつたり、切り崩しをしない協定を結ぶことを要求した。こうして総評と全労との間には、最初から話題がうまくかみ合わないままに、話し合いのための懇談会が進められたが、その後全労は、最賃制をめぐる論議の中で、総評と異なり政府案に近い主張に立ち、また総評系の労組の中に第二組合が結成された際、外部からこれを支持したことが、話し合いを停頓させ、他方総評は、社会党の性格を階級政党であるべきことを強く要求し、またその後総評の首脳部は「下呂談話」の中で、共産党が平和革命の原則に立つかぎり、社共両党と共闘するといひ、安保条約改定阻止のための斗争では、「全労と共闘するより共産党と共闘する方が効果的である」というような発言をするなど、統一懇談会が進むかたわら、全労にも総評にもそれぞれ、それなりに戦線統一の空気を盛り上げるのとは反対の言動がみられた。そして最近総評は、組織の「不可侵協定」が統一話し合いの絶対条件である旨を声明、全労

はこれに対して、組織の分裂や第二組合の結成については総評の運動方針にむしろ原因があると応酬し、懇談会は、中立系労組の妥協のためのあつせんにもかかわらず、動きのとれない所へ来てしまった、と伝えられている。もちろん、全労にも総評にも、それぞれの言い分はあろう。そしてそれは当事者にはピンと来ようが、第三者には通用しない。相手の言い分を一応自分の反省の材料にするだけの謙虚さがなければ、話し合いは無意味であるし、今日では高野岩三郎や安部磯雄のような、労働運動界の超党派的な長老で誰にでも直截に苦言と忠告の出せる人たちもいないのだから、それだけに、総評や全労の指導者たちの責任はいよいよ重大である。保守党の保守的性格がいよいよ露骨になつているときに、労組の首脳部は自分の組織の中の居心地のよさに甘えたり、政党との因縁にこだわらずして、当面の労働運動の逼り来る峻路に目をそらしてはならないであろう。とくにこの問題の成否が、政党問題や安保改定や更に運動自体の将来を左右するというだけでなく、何よりも日本の労働組合の現に苦悩している内部的諸問題の解決に最も役立つという、すぐれて現実的な意味においても、組合指導者の反省が、強く要請される場所である。

第四篇 経営者団体と労務管理

一 経営者団体の活動

経営者の労働問題処理のための全国的総合団体である日経連（日本経営者団体連盟）は三十四年四月現在において、地方別八ブロック（北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州）およびその構成団体である全国四十三の都道府県経営者協会（東京、北海道、大阪はそれぞれブロックの団体が都道府経協の組織と活動を兼ねている）のほかに三十三年度に入会した沖繩経営者協会と、業種別全国的三十九団体（製造工業各業種、鉱業、運輸通信業、金融業、商業、水産業などの民間業者団体）のうち労働問題専門団体は十一団体（のほかに三公公共企業体も加入している）をもつて構成され、これらの地方別業種別両構成団体（三公社を除く）の会員企業体の総数は十一万をこえるものとみられる。（第三部資料篇第二篇労働関係団体中の主要経営者団体参照）以下その三十三年春以降の主要な活動を要約してのべることにする。

(一) 三十三年十月の日経連臨時総会

日経連の二十三年四月創立以来の経営者活動の発展は細かく分ければ、本年鑑三十四年度版に示した通り、七つの時期に区分することができ、経済・社会情勢の変化に対応して大きく分けるならば、(1)終戦後二十六年の講和条約締結までの経営権確立の段階、(2)二十六年から三十一年までの自主性回復の段階、(3)三十一年から現在にいたる自力充実の段階の三つに区分される。

三十三年四月の日経連第十一回臨時総会は創立十周年記念の催を兼ねたが、デフレ経済と低姿勢の労働運動に対応して、控え目な態度がとられ、資本主義経済体制に対する信念と企業の社会的責任の自覚に立脚して、経営に科学性と民主性をとりいれて労使協力の実をあげることが明かにした。同年十月十七日の臨時総会は、労組の勤評反対、警職法、最賃法、ILO条約批准、道徳教育斗争など政治斗争の色彩が濃く総評を中心とする法秩序無視の風潮が著しいとして、(1)法秩序の確立(2)雇用失業対策の樹立(3)中小

企業対策の推進を要望した決議を発表した。

当日は前田専務理事から恒例の「労働情勢報告」があつたが、その要旨はつぎの如くである。

(1) いわゆるナベ底景気の見通しについては楽観悲観の両説があり、経済指標をとつてみても国際収支、農業作柄、金融市場、消費水準など楽観材料がある反面、生産調整、在庫調整、企業業績など悲観材料も少なくない。当面の現象として注目せざるを得ないのは、(1)雇用失業問題、(2)中小企業問題、(3)総評を中心とする労働攻勢の動きである。(2)雇用失業問題については、七月の失業保険受給者が四七万に近く前年にくらべて一九万の増加となつており、新たに職につける必要のある新規卒業者も一三六万を数える状態をみるべきとき、政府は総合的な対策を立てるため雇用対策本部の如き機構を考へべきである。(3)なお現在企業合理化に関連して人件費について(1)化繊その他で行われた失業保険の給付を伴う一時帰休方式による人員調整、(2)鐘紡・石原産業などにみられる一斉賃下げ方式による犠牲の均分、(3)日産化学・日本水素・小西六などでみられた積極的な人員整理の三つの段階があるが、これらの多くは過去においてなすべかりし合理化をこの際を選んで断行したものである。多くの企業が大抵余剰人員を抱えつゝ苦難に耐えている実情に対し国民の十分な理解を求めたいし、労組も企業の運命共同体の理念に立ち協力的態度で臨んでほしい。(4)中小企業

問題のうち大きな問題は大企業との間の賃金給与および福利厚生との格差の問題であるが、結局は中小企業が高賃金を払える状態にもつてゆくことが先決である。(5)政府も中小企業対策を講ずるとともに、(6)大企業も系列下の中小企業の面倒をみる雅量を示し、(7)中小企業自ら奮発努力すべきであり、最低賃金法案や退職金共済制度の実現を期待する。(8)中小企業問題に関連して労働者災害については内閣に設けられた産業災害防止懇談会が今後五年間に産業災害半減を目標として国民運動に盛り上げることになつたのは大いに期待をかけたが、安全運動に名をかりて経営者をつるしあげにしたり労働争議の戦術に利用するが如きは排すべきである。(9)総評を中軸とする秋の労働攻勢において総評は動評反対・日中国交回復・ILO条約批准促進など現実遊離の無理な題目で横断的政治斗争を展開しているが、総評の動きにおいて憂慮すべき傾向は(1)法秩序無視の集団的暴力化の傾向(それは王子製紙苦小牧工場の争議に現われている)と、(2)職場斗争の拡大の傾向(それはかつてプロインテルンが戦術会議で採択した職場世話役と符節を合するもので共産党の革命戦線にはかならぬ)である。(3)総評と全労会議とは最近鋭く対立しており、総評は社会民主主義をとり、全労は民主社会主義をとるといわれるが、前者の立つ思想的基盤はマルキシズムないしカウツキーズムであり、後者の思想的基盤はフェビアンイズムである。労使

関係についても総評は階級的な絶対対立の関係とみるが、全労は相対的な対立関係とみている。かように総評が容共化した原因を考へてみると、(1)共産党の総評へのナダレ込み戦術が一応成功したこと、(2)高野前事務局長の思想的立場がサンジカリズムであつたこと、(3)官公労が予算斗争、政治斗争に傾きたがる傾向をもつていこと、(4)労農主義を奉ずる学者・文化人の影響が強く作用していることなどである。(8)日共は七月の第七回党大会で日本の現状分析に対する見解が対立して政治綱領の結論が得られなかつたが、中央委員に労組出身者を新たに任命し経営細胞の指導に中央委員の系統的指導をもつてし、社会党に対しては社会共の統一戦線を強く提唱している。(9)総評と共産党の動きから二つの問題に対して特に各位の認識を要求したい。一つは労農主義の過小評価であつて、真正正銘の共産党員よりも労農主義を奉ずる学者、文化人の影響はさらに大きなものであることである。いま一つは社会共の統一戦線の提唱がソ連共産党の東欧諸国に対する最初の政治工作であり、これが実現したときは社会党員を肅清してソ連がヘゲモニーを握り共産圏国家をつくりあげた歴史的事実に思いをめぐらすべきである。

続いて第四十一回ILO総会使用者代表三城晃雄氏(日経連国際部長)よりILO総会の報告があつた後、会員の所見発表として、法秩序の確立につき品川白煉瓦社長青木

均一氏、中小企業に対する大企業の協力要請につき大同メタル社長川越庸一氏、下請工場の指導につき戸上電機社長戸上信文氏、合同労組対策につき加茂筆筒協同組合理事長川口徹治氏よりそれぞれ開陳があり、さらに関西経協中小企業労働対策特別委員会副委員長西村俊一氏から「中小企業の福利厚生施策の推進に関する提案」がなされ、最後に代表常任理事加藤正人氏(大和紡績社長)の提案にかかる決議案を満場一致で採択した。

○決議 (三三三・一〇・一七)

わが国経済はいまだその調整の途上にあり、各企業経営は殆んど生産制限に伴う収益減に拘わらず、一方では過剰人員をかかえつつあらゆる企業努力を傾けて苦難に耐えているのが実情である。

われわれ経営者は、このときにこそ来るべき経済発展に備え、その社会的使命を自覚し、労使協力を努め、経営基盤を強化して、一日も早く現状を打開せんとするものであるが、政府においても次の諸点につき緊急に対策を講ぜられんことを要望する。

一、労使問題の処理は経済関係を主軸とし相互信頼の原則に立つことを絶対の要件とする。しかるに最近一部の労働運動は徒らに政治斗争化し、集団の力によつて公共の秩序をみだし、司法権をさえ無力化せんとする

風潮が至るところに現出している。政府はかかる不法行為の事実を国民の前に明らかにするとともに、法秩序確立のため断固たる措置をとること。

二、雇用問題の解決は一に国民経済の成長発展と適切な教育政策の実施にかかっている。今や雇用問題はいよいよ重大化している。政府においては当面の失業対策に終ることなく、雇用を造出し得る長期にわたる経済政策の樹立と、教育政策とくに学制の改革および教科内容の刷新につとめること。

三、最近中小企業の労働問題は深刻かつ複雑化し、政治社会的問題にまで発展せんとしつつある。政府においても本問題の重要性を認め、特に最低賃金制の実施に伴い金融および税制の適正化、技術の指導、福祉の増進など中小企業の経営労働両面にわたる対策を強力に推進すること。

(二) 日経連の三十三年度における活動状況

三十三年度における日経連の主要な活動を項目別にのべれば、つぎの如くである。

(イ) 労働法関係では、(1)三十三年二月第二十八国会に上程された最低賃金法案に対し、日経連傘下団体の意見を最低賃金制研究会において取りまとめ、修正要望書を四月十日政府関係当局に建議した。(2)中小企業退職金共済制度に

つき労働者の臨時中小企業労働福祉対策懇談会の三十三年十二月の答申に基き立法作業中の労働省に対し中小企業対策委員会より三十四年一月十七日要望書(国庫補助は給付金でなく掛金に対して支出することその他)を提出した。

(ロ) 社会保険関係では、厚生省が厚生年金の保険料率の引上げと標準報酬の引上げについて三十四年一月社会保険審議会に諮問したので、日経連社会保険委員会では厚生年金は国民年金、民間企業の退職金制度との間に調整を必要とするので、右諮問案は時機尚早である旨二月六日意見を審議会その他関係方面に提出した。なお社会保険委員会では国民年金・厚生年金などの問題に対処するため年金部会を三十三年六月に設けた。

(ハ) 福利厚生関係では、福利厚生研究会で福利厚生者の理論・実際の両面を研究するほか共済会制度研究のための小委員会を設けて作業を開始した。

(ニ) 労働管理全般については、(1)五月十五、十六の両日新潟市で第十六回全国専門委員会を開き、全国の労働担当者約三百名が集り(イ)人事考課(ロ)生活協同組合活動(ハ)労働関係の安定要因についての研究報告と(ニ)定期昇給方式とベースアップ方式についてのパネル討議を行い、また十一月十一、十二の両日は東京で第十七回同大会を開き全国の労働管理者約三百五十名の参加を得て(イ)事務管理(ロ)職階制(ハ)昇給制の合理化(ニ)社内コミュニケーションについての研

究報告と(ハ)不況下の賃金問題についての自由討議を行った。(2)労務管理研究会は例会において当面の問題についての報告を聴取して研究するほか定年制度研究のための小委員会を設けて研究作業に入り、また定年制度の実態調査を行った。(3)各経営者団体の調査統計調整のための連絡会議を業種別、地方別に設け、協議の結果、第一回の全国的統一調査として「労務管理諸制度および方法の調査」を三十七団体の参加協力を得て三十三年十月に実施し、一、〇五三社より回答を得た。これによってわが国労務管理制度の輪郭がうかがうことができる画期的な調査である。

(ホ) 賃金給与関係では、賃金委員会は(1)三十三年度の研究課題として定期昇給制をとりあげ各社の実例につき研究を続け、(2)労使関係安定のための合理的な賃金増額方式について各方面の権威の意見をきき結論を恒例の春斗対策資料「わが国労働経済の現況と賃金問題」中に織り込んだ。

(3)七月の人事院による国家公務員俸給・期末手当増額の勧告に対し、不況下の給与改訂の妥当性その他内容の問題点および現行の給与決定方式、公務員給与のあり方などについて九月十八日意見を政府当局に提出してその慎重な実施を要望した。

(ヘ) 労働対策関係では、(1)総選挙後の第二次岸内閣の発足に当り、六月十一日「新段階とわれわれの見解」を発表し、新内閣に対し(イ)労使関係正常化のための法秩序確立と

労使対等の原則に基く法規改正、(ロ)賃金格差是正のための中小企業の経済的基盤の育成と労使関係の適正な指導および労働者福祉向上の措置、(ハ)社会保険行政合理化のための社会保険省の新設、社会保険積立金の労働者福祉のための大巾還元融資と一般公共事業の失業対策との有機的関連における運営、(ニ)技術革新に即応する科学技術教育の一貫性、研究機関強化のための予算の大巾増額、正常な文化活動のための積極的措置、日教組対策の確立など盛沢山の要請をした。(2)三十三年秋総評の指導下に政治斗争として展開された警察官職務執行法改正案反対斗争に対しては、関係各業種首脳者と連携して違法争議対策を講じた。(3)三十四年の春季労働攻勢に際し「わが国労働経済の現況と賃金問題」を発表し、賃上げスケジュール斗争がわが国経済の発展と福祉の向上を阻止する反面に所得分配面での不均衡が大企業と中小企業との賃金格差を一層拡大し社会的緊張の度を深めていることを指摘するとともに、春斗に当面する業種首脳者との懇談によつて対策に遺憾なきを期した。(4)労働訴訟については十一月十三、十四の両日第十回経営法曹全国会議を開き、(イ)争議行為の態様、仮処分の必要性と布施交通事件大阪地裁判決の問題点、(ロ)チェックオフの廃止と国策バルブ事件の問題点、(ハ)レッドバリーの復職斗争と最近の判決の三点について研究報告、討議を行った。

(ホ) 税制対策関係では、従来の勤労税制対策委員会を改

めて税制経理対策委員会とし税制上の諸問題を検討することとし、十一月二十八日給与所得税軽減の意見書を関係当局に提出して給与所得控除額および退職所得控除額の引上げを要望した。

(イ) 労働経済関係では、産業経済研究会は主として景気動向観測、技術革新と生産性、中小企業経営問題などの研究を行ったが、技術革新と生産性については同名の報告書を発刊し、六月に二日間にわたりこれが研究発表会を開いた。

(ロ) 教育訓練関係では、(1)三十三年七月職業訓練法の実施に伴い、民間における推進機関として従来の日本技能者養成協会が改組されて日本職業訓練協会として再発足したので、これをバックアップするとともに、三十四年二月産業訓練部会を改組して、企業内訓練委員会を設け管理監督者訓練のほか技能訓練を合せ扱うこととした。(2)二十八年より四年間実施した早稲田大学経営実務講座に代り経営幹部育成講座を開設することとし、第一回の人事コースを七月月上旬より九月下旬まで合計百時間余かけて開講した。参加者は各社中堅幹部三〇名で人事労務の専門科目と経営一般科目につき講義と討議事例研究などの方式を併用実施した。(3)中小企業労務管理の近代化と労務対策の組織的推進をはかるため第一回中小企業労務管理実務講座を二月下旬より五月下旬まで毎週二回夜間総計七八時間、業界の有

識者を講師として開設した。参加者は経営者または労務担当者百三十名をこえた。

(イ) 弘報関係では、(1)「日経連タイムス」(週刊)、「経営者」(月刊)、「労働経済判例速報」(旬刊)、「海外経営労務資料」(月刊)、「労務資料」(経営シリアルズ)などのほか各種単行本を刊行した。なお日経連タイムスの購読拡張に努めた結果、年間一万五千の増加をみた。(2)PR研究会は定例研究会のほか、三十四年一月下旬三日間にわたり社内コミュニケーション実務講習会を開き、また従業員コミュニケーションの実態調査の結果を「社内コミュニケーションの実態」として同時に刊行した。

(ロ) 国際関係では、(1)三十三年六月開催のILO第四十二回総会に使用者代表として日経連国際部長三城晃雄、同顧問に日産自動車常務岩越忠恕、大日本水産会常務理事吉田隆の各氏を派遣した。(2)三十三年四月ジュネーブに開催の第六回繊維労働委員会に日東紡績常務荒垣長次郎、大東紡績取締役穂刈文雄、敷島紡績取締役中谷光一、東洋紡績労務副部長五味栄一、紡績協会労働課長吉藤雅亮の各氏を、同年十二月ジュネーブに開催の木材産業三者構成技術会議に東北バルブ常務高橋晋吾、浜松木材産業社長津倉彦次の両氏を、それぞれ派遣した。

(三) 第十二回日経連定時総会

日経連第十二回定時総会は三十四年四月十七日開催されたが、後述のとおり経済の安定化に伴い、労使関係の安定のみならず企業および経済の体質改善と政局の安定を期待する見解を採択したのは、経営者に自力が充実してきたことを端的に物語つていともいえよう。

まず三十三年度の事業報告と三十四年度の事業計画の説明のあつた中で、三十四年度として特に重点をおく事業としては、(イ)中小企業労働対策、(ロ)最低賃金法の普及啓蒙、(ハ)賃金問題の根本的研究、(ニ)厚生福祉制度の研究、(ホ)幹部訓練・技能訓練の推進、(ヘ)地方組織の充実などがあげられる。

ついで前田専務理事から後出のような恒例の労働情勢報告があつた後、役員改選は全員再選し、また三十四年六月ジュネーブに開催の第四十三回ILO総会使用者代表に日経連ILO委員会議長三城晃雄氏、顧問に日経連専務理事早川勝氏、東京芝浦電気常務河原亮三郎氏を推薦し、さらに会員所見発表として、(イ)政府安定につき日本通運社長金丸富夫氏、(ロ)企業の体質改善のための税制改革につき大同製鋼常務川瀬保氏、中小企業育成につき山陽色素社長齋木亀次郎氏、(ハ)労使関係における法秩序の確立につき富士セメント社長佐藤正義氏、福岡乗用自動車経営者連盟の活動

につき新光タクシー社長井上直治氏よりそれぞれ開陳があつた。最後に総理事榎田武氏(日清紡績社長)の提案にかかる見解案を満場一致採択した。

○前田専務労働情勢報告要旨

(1) 経済指標をみると生産面でも金融面でも景気上昇の傾向が歴然と現われているが、もし日本経済が朝鮮動乱ブーム後の不況と神武景気後の不況に続いて第三の失敗を繰り返すならば、日本資本主義の将来に疑問を抱かれるかも知れない。資本主義か社会主義かという問題は結局自由か独裁か、民主主義か全体主義かに通ずる問題を含んでいるから、われわれは新鮮な英知を動員して景気攪乱の原因を除去し日本経済の体質改善に努力を傾けるべきである。

(2) 総評を主核とする今年の春季斗争は大別して三つに分けられる。第一は純然たるベース・アップの経済斗争、第二は三井鉱山、王子製紙などにみられる権利斗争、第三は最低賃金、ILO条約批准、安保条約改正反対など一連の政治斗争である。(イ)ベース・アップ経済斗争は盛り上がり極めて低調であつた。今年の春斗相場をつくるものとみられた私鉄の調停案に経営者が公共事業の建前から良識ある労働慣行に立つて問題を解決するためこれを受諾したことは世論の支持をうけた。また東急・名鉄・長野の三電鉄が二年ないし三年の長期安定賃金協定を結んだことは産業

別統一斗争を打ち出している私鉄総連に一本の楔を打ちこんだものといえよう。総じて春斗が一つの壁に突き当たった感があるのは画一斗争方式そのものに無理があるためで、中央幹部が無理な斗争にリードしようとしても労働大衆はこれに盲従しない。経営者も企業別組合の実態を見直してこれと全国組合との調整を再考慮すべきであらう。経済の自律性を無視した勢力経済の行き方に対してはシュンペーターやダンロップの如き経済学者も批判的である。大企業中心の春斗の結果は大企業と中小企業との賃金格差を拡大し、無理な賃上げはコストインフレを招来して物価高に響いてくる。総評もこの辺りで春斗のあり方を再検討して欲しい。(四) 権利斗争としては第一に三井鉱山の問題は経営権の所在を疑わしめるような長期完全雇用協定を結んだことに端を発していると思われるが、現在の危急存亡の時に当つては経営者は当然なすべき人員整理を率直にぶちまけるこそ良心的態度であり世論に訴える所以でもある。経営者は勇気を百倍して炭労に猛反省を促すべきである。もう一つの王子製紙は操業再開以来第一組合が共産党の革命戦術とみられる職場斗争の戦術に切り換え、第二組合や戦制を残酷極まる方法でつるしあげしてきた。会社の就業規則違反を理由とする懲戒処分を発表に第一組合は非常事態を宣言している有様で、権利争議は妥協を許さないから、経営者は毅然たる態度をとることが問題解決の鍵であるこ

とを再認識すべきであらう。(ハ) 第三の政治斗争については(イ) 最低賃金法の内容は中小企業の現状からみてまず適当なところでこれが成立をみたことは政府の善政の一つとほめてよからう。(ロ) ILO条約八十七号批准の問題は組合が国内法を順守することを前提とし、公労法四条三項の廃止に伴う保障規定の整備をまつてはじめて批准すべきもので、全通などがILOの関係筋を動かし国際的圧力をもつて国内法の改変を迫ろうとする動きは内政干渉の観さえあり、政府の毅然たる態度を要望してやまない。(ニ) 政治斗争が日中国交回復・安保条約改正反対・岸内閣打倒の線に盛り上ろうとする最中に東京地裁の砂川事件七被告に対する無罪判決のあつたことは法解釈の可否を別にして、この判決が政治的に利用され国民に一波紋を投じたことは疑ない。最高裁が合憲の判決を下して国民の疑惑を一掃されんことを期待してやまない。

(ハ) 日共は党员四万五千、資金三億一千万円の現有勢力で、最近力点をおいている活動が二つある。一つは中立主義政策の推進であつて、日米間を離間させ日本を孤立化せしめて中ソへの信頼感を深めさせようとし、いま一つは経営細胞の拡充強化であつて、重要基幹産業に対し中央委員が指導の責任をとり工作オランダを派遣して拠点工場の細胞育成のため周辺の党员を動員するというのである。かような日共の活動に拘らずソ連・中共が期待しているのはむしろ

ろ社会党、総評、日教組であることを注目すべきである。これらの組織の中には牢固として抜くべからざる左翼勢力があり、この左翼勢力は昨年十二月にでた向坂論文で一段と強化された観がある。それは院外の労働者農民の斗争による革命を期待し社会主義永久独裁政権の樹立を目標としたものである。この向坂論文にみられるような進歩的と自称する文化人・労働派文士・学者・評論家は社会党・総評の左翼勢力に大きな影響力をもっている。われわれは日本民族の心の中に祖国愛を植えつけこれを再認識すべき時ではなからうか。

○ 現段階に処するわれわれ経営者の見解 (三四・四・一六)

わが国経済は過去一カ年の不況期を脱し、ようやく発展への曙光をみるに至つたが、この間に一方に経営基盤の弱体化を生ぜしめたといえ、とにかくこの苦難に耐え得たことは、経営者の努力もさることながら、日本民族の潜在力を示したものであり、われわれに新たな自信と勇気を与えた。

戦後のわが国政治経済社会は安定要因と不安定要因が常に並存し、たえず混乱を続けてきたが、われわれ国民はいまこそ確固たる信念のもとに、不安定要因の排除と安定的成長の推進のため、一致協力せねばならない。わ

れわれ経営者も、反省すべきは卒直にこれを反省し、新時代に即応する経営理念に徹し、社会的責任を強く自覚せねばならない。

われわれは現段階に対処して、わが国の政治経済の安定的発展と労使関係の健全なる成長を祈念し、つぎの諸点を強調する。

一、経済と企業の体質改善

内外経済に好転の期待がかけられる本年こそ、経済と企業の体質改善は最大の課題である。

経済構造の体質改善については、特に投資の不均衡に対する自主調整ならびに大企業と中小企業の相互発展に対し、経済界自ら一段の努力を傾ける必要がある。個別企業においてもまた、長期発展計画のもとに自己蓄積を充実し、資本構成の改善と経営・技術の近代化を図ることが根本命題である。経済の安定的発展、労働者の生活上、雇用の改善拡大、福祉国家建設の基礎もすべて経済と企業の体質改善にかかるところを労使が深く認識する必要がある。

二、労使関係の安定

近代社会の使命は企業を基盤とした経済活動の拡大発展を通じて社会全体の福祉増進を期することであり、企業の健全な発展こそ何よりもその前提である。これがためわれわれは、一部の階級的な斗争主義が

労働組合の良識によつて排除されることを期待するとともに、みずから進んで民主的な労使慣行を確立し、労務管理の改善刷新、生産性の向上、さらに賃金の安定を図り、もつて労使関係健全化の基礎を築くべきである。

同時に労使ともども企業の公器性と社会連帯性を自覚し、民主主義の共通の広場に立つて社会の負託に応えるべく一段の努力を傾けることを必要とする。

三、政局の安定

最近の社会政治情勢を顧れば、階級斗争的な暴力や秩序無視の風潮が生ずるとともに、内政外交方策にも少なからぬ混迷がみられることは、国民として深憂に堪えない。ことに政党が党利党略に走つて国会運営の正常化を阻害し、議会政治に対する国民の信頼を裏切り、甚だしきは議会主義否認の考え方さえ行われている。

わが国力がようやく基礎を固めて長期の成長発展に向わんとするとき、国際的にも国内的にも、政治の低迷不安はこれを極力避けねばならない。この際民主主義の權威を高め、少くとも法治国家にもとるが如き一切の暴力主義を排除するとともに、国民的立場に立つ超党派外交政策を確立し、速かに民主政治の強化と政局の安定を図ることが必要である。

二 労務管理

経営者団体の活動は、大別して、労働法規対策、労働運動対策および経営労働対策の三つに分けることができる。

三つの対策とも前章において触れたが、やはり前の二つの対策が経営者団体本来の事業分野であつて、最後の経営労働対策は個別経営者の労務対策、いい換えれば個別経営内の労使関係と労務管理の対策、に対する協力的指導という間接的な活動である。戦後十余年にして経済の安定に伴い経営内の労使関係もようやく安定化の方向を辿るに従つて、労務管理の重要さは一層増大し、経営者団体のこの分野における活動は次第に活発となつてきた。しかし労務管理は本来、個別経営の経営者自体の活動であり、わが国のように企業別組合の支配的なところにおいては、労務管理をみないで、労働運動のみを語ることは殆んど無意味に近いから、前年版と同じく、労務管理に一章を割いて扱うこととする。

三十三年の労務管理を概観すれば、三十二年の経済拡大後の景気後退のもとに、経営者活動も内部管理の再調整の段階に入り、全般的には賃上げ等をめぐる個別企業の労使交渉は、無用の摩擦や衝突を避け得る状態となり、経営者の関心は、むしろ団体交渉から日々の労務管理の改善に向

けられてきた。大企業では労務管理の近代化合理化が進められたが、中小企業や商店など従来殆んどこれに対する関心の薄かつた方面でも、労働運動の圧力や集団募集などの関係もあつて、官公庁や関係団体の指導が労務管理に向けられてきたことは新しい傾向である。労使関係においては春の私鉄十社のスト、炭労十二社の長期ストのほかは春斗も秋斗も比較的低調で、個別企業では不況を反映して松尾鉱業・日産化学・鐘紡・石原産業・日本水素・小西六・日本碍子などで企業合理化案が提示され、日産化学、小西六の両社では長期の紛争となり、また王子製紙では協約改訂その他をめぐつて七月からストに突入し空前の乱暴なストを現出して、一年後の三十四年七月まで平和状態にかえらなかつたなど、戦後稀にみる大争議もあつたが、これらは例外的な場合といつてよい。また中小企業で全国金属労組などの一部組合の指導による深刻な争議の次第に発生しつつあることは見逃してはならない。しかし全般的にいえば個別企業の労使関係は安定の方向に進みつつあるといつてよからう。

労務管理全般についての二、三の動きをあげれば、(イ)まずマサチューセツツ工業大学助教・国際スタンダード電気工業部長のJ・C・アベグレン氏は「労務研究」の三十三年一・二・三号にわたつて日本の労務管理を批判し、雇用形態が一度採用されると定年まで継続雇用される生涯

雇用であること、給与が仕事の性質、その成績など客観的なものでなく学歴、年令など属人的なものによつて決定されること、職務に対する責任権限が不明確で稟議制度のように個人が責任をとらず連帯責任の形が一般的であることなどを指摘したが、その後彼の著書「日本の工場」(一九五八年)が「日本の経営」(ダイヤモンド社)として訳出されるに至つて、わが国経営者・労務管理者の注目を集め、これをめぐつて論議が交された(マネジメント労務研究誌その他)。(ロ)日本労務研究会は三年半かかつて労務調査方式(労務施策調査・労務予算分析・労務管理効果調査・安全監査)を春に完成した。(ハ)各種管理の研究方式としてのケーススタディに対する関心が次第に高まり、労務管理のケーススタディが、「労務研究」で始められ、同誌の一月号から事例を提示して読者の回答を要求することとなつた。(ニ)東大文学部社会学科の尾高研究室では東京都内二二三社について労務管理の実態調査を行つた結果、人間関係に対する経営者側の理解の浅いことを指摘している(経営者)。(ホ)日経連では前述のとおり全国専門委員会を五月中旬二日間新潟市で、十一月中旬二日間東京でそれぞれ開き、労務管理当面の諸問題をとりあげて研究討議した。(ヘ)また五月十二日から十四日まで東京で開かれた全能連主催の第十回全国能率大会でも能率専門家五百名が集り人事労務の問題についての相当数の報告があつた。

つぎに労務管理の新しい動きをみるに当つて、労務管理の対象となる労働者を(1)生産現場における労働力としての従業員の間、(2)社会的存在としての人間の間、(3)労働組合の組合員としての面の三つに分け、それぞれが経営との間にもつ関係を労務管理の三局面としてみることにしよう。

まず(1)従業員関係では、(イ)第一線監督者の職務権限明確化など現場管理の強化が図られるにいたつたほか、(ロ)鍋底景気に伴う化繊の条件付解雇その他肥料・紙パルプ・繊維などの関係企業における人員整理の協定成立や、(ハ)小企業、商業などのおくれた部門における最低賃金協定や週休制・退職金・就業規則の制定促進なども逸せられない。(ニ)年間臨給や定期昇給の協定も次第に年を重ねるに至つた。(ホ)訓練面ではトップのセミナーはますます盛んであるほか、セー
ルスマンその他職能別の訓練も次第に自家製のものが現われてきた。(2)つぎに人間関係では(イ)共済会制度が自己責任と共同保障の精神を結合した制度として最近クローズアップされてきており、(ロ)提案制度は意思疎通の機関としてますます普及をみ、(ハ)態度調査も着実に実施される気運にある。(3)最後に組合関係では、(イ)王子製紙のような深刻な長期の争議もあつたが、他方永年協約の失効していた企業に久し振りに協約の成立をみたものもあり(東芝)、日立造船では労使協力を掲げた労使基本協定が締結されるなど個別企業の労使関係は安定の姿を現わしており、(ロ)生産性向

上のための委員会や運動も地道に拡がりつつあり、(ハ)地域別・業種別の生産性協議会もようやく数カ所に結成をみるにいたつた。そこで前にあげた三つの側面に分けて三十三年における労務管理の動向をつぎに少し詳細にみることにする。

(一) 従業員関係の管理

(1)従業員の雇入と人員整理 (イ)従業員の採用、選考について合理的な手続や科学的な方法の研究がようやく進められ、労務管理研究会では豊原立教大学教授を委員長とする試験方法研究委員会が、研究の成果を五月ないし八月の講習会で発表し、関係者の注目をひいた。
(ロ)臨時工は前年には雇用期間の長期化に伴い本工繰入れが問題となつたが、三十三年には景気の後退に伴つて臨時工の整理が表面化した。造船業では各社で社外工・臨時工の整理が行われ、同業界では三十三年八月下旬の社外工は二万八千人で前年十月下旬に比べて一万八千人の減、臨時工は一万八千人で同じく五千人の減をみた。(ハ)化繊工業では操短の拡大により前年の一時帰休を強化し、一月から人網系の五割操短に伴い化繊七社は優先採用条件付解雇を三万六千の従業員中約七千について実施する協定が成立をみた。その他業界の不況に見舞われた鐘紡・日東紡・興国人網・北越製紙・石原産業・日本水素・小西六・日産化学・日本

碍子などでは人員整理ないし賃下げについて労使交渉の結果希望退職者を募るなどの方法でいづれも妥結をみた。(イ)石炭鉱業では不況にもかかわらず十一月に炭労の長期雇用計画の協定をみたことは問題を将来に残したものであるといはかなく、電々公社が臨時作業員に代る特別社員制度を設ける協定を結んだことや日本曹達で十一月末臨時工を含む要員確保の協定をみたことも見逃すわけにゆかない。(ロ)定年退職者の増加に伴い定年制の検討が各社で始まり、一部の企業で延長をはかつたことは前年版にも触れたが、三菱金属鉱業では三十三年四月から退職者の客員制を実施した。日経連の六月の調査によると、三四九社中三四二社が実施しており、その七割余は一律に五五才と定めていた。一般にこの制度が普及しているだけに問題は容易でなく、日本労務研究会も第七回の懸賞論文に「定年退職制のあり方」を募集し、審査結果を「労務研究」十一月号に発表した。

(2) 従業員の配置と就業 (イ)配置その他従業員管理の基礎となる職務分析については、日本労務研究会が専門家に照会したところによると(イ)研究、三九人の回答中二五人はこれを強く促進すべしと答えており、その用途としては配転、昇進、定員算定、選考配置、教育訓練を重視して賃金決定(職務給)に用いようとする意見は殆んどない。しかしこれら専門家の指摘するように、ライン・一般従業員・労組の抵抗があるのでこれが導入には啓蒙活動が

必要なことはいうまでもない。旭ガラスでは職務評価に新しい方式のパーセント法を採用して七月から実施した(詳細は「労務研究」参照)。(ロ)また人事考課については関西経協が四月実施状況の調査結果を発表し、これに基づいて人事考課表参考例を作成したが、右の調査によると実施会社の半数は二十九年以降に採用したもので比較的新しい制度であることがわかる。それだけにこの制度を運用するには評定者の訓練が要求されるわけで、日本通運の会議方式による評定者訓練コースは注目される。興亜石油で人事考課に面接方式を三月に採用したのは恐らく初めてのことであろう。(ハ)学歴や勤続のような属人的要素に基いた身分制度に代る新しい制度としての能力を基礎とした資格制度は大企業(例えば日立造船・日本石油)ばかりでなく中小企業(例えば三協精機)でも採用されつつある。

(ニ)現場の管理組織の強化については前年通産省合理化審議会分科会の結論をとり入れて第一線監督者の権限の明確化に着手する企業が現われてきたが、就中、八幡製鉄戸畑製造所の十月から実施された作業長制度は現場のライン階層を課長―掛長―作業長―工場長とし、作業長の作業監督、生産上の権限を強化するとともにスタッフ機能を分離した徹底せる制度として注目される。その他三菱電機の工長制度、日本パルプの現場監督者職務権限規定、九州電気工事のゼネラル・フォアマン制度なども同じ線に沿うた改善と

みることが出来る。(ウ)日産自動車は三十一年に先鞭をきつた夏季の二斉休、暇制はその後自動車業界では八社で実施して好評を得ており、海運各社では夏季の半日休暇制を実施した。(エ)問屋街の週休制、商店街の一斉休日制も次第に普及しており、一般に就業管理の遅れている商業や零細工業に對しては集団募集と最低賃金制度の実施に對処し、東京労働基準局では商業の就業規則案を作成し、また東京紙器工業会では就業規則基準案を作成して地区別に制定の促進をはかるなどの例がみられる。

(3) 教育訓練(イ)日本産業訓練協会は三十年七月創立以來管理各層に對する訓練の推進機関として順調な発展を遂げ会員も全国の企業四百五十に近くなつた。十一月には東京で三日間にわたり第三回産業訓練研究大会を開き担当者の研究発表討議が行われた。また三十三年秋には第二次の産業訓練国内チームを編成して西日本の四社を視察し、また九州支部は十月名古屋、大阪地方の六社を視察して、それぞれ報告書を発表した。三十三年に交換教授として来日したイリノイ大学のR・N・エヴァン教授の日本の訓練に對する批判はトップマネジメント訓練その他の弱点を衝いたものとして注目される。(三三・九)

(ロ)管理者、監督者訓練としては、MTP(マネジメント・トレーニング・プログラム)はインストラクターが六八〇名でこれらの指導者を通じて管理者訓練をうけた中堅

管理者は約七万人前後と推定され、またJST(人事院監督者訓練)は民間企業の指導者が六七〇名を数え、さらにTWI(トレーニング・ウイズイン・インダストリー)の指導員は八九名、補導員が八、一五〇名でこれらを通して受講した監督者は全国で延約五十万前後と推定される。新たに作成されたコースとしては産業訓練協会の職長訓練計画第六部(部下の養成)、JSTの継続コース「事例研究」、兵庫県経営者協会の「あなたとアイデア」などがある。先進企業では社内での訓練必要点に對した監督者訓練の自社版を作成して実施するものが増しつつある。生産性本部では職長学級の実行委員会が八月に十日間東京重機で実験学級を開いて監督者訓練の研究を試みたことを附け加えておく。

(ハ)幹部訓練としては、CCS方式(占領軍当時の民間通信局シビル・コミュニケーション・セクションの指導による方式)は産訓協会で講座を開き既に受講者三五五名を数えており随時研修会を開いて継続教育を進めているが、生産性本部は七月箱根と八月軽井沢で数日ずつのトップマネジメントセミナーを開きそれぞれ百名余の参加をみた。慶応大学のハイバード高等経営講座も八月末六日間河口湖畔で開かれたが、既に三回を数えている。また日経連の中堅幹部育成講座も将来の幹部を養成するための長期コースとして注目された。四月の経済同友会総会は経営者啓発についての所見を発表したが、個別企業でもトップマネジメント

の啓発活動がようやく現われてきた。例えば国策バルブでは社長以下部長まで十八名が二日間詰りなつて経営経済についての講習会を開いたし、信越化学では幹部のためのエローブックを作成配布した。ビジネスゲームも幹部訓練の一方式として一部の企業で試みられた(信越化学・新日本窒素)。

(ニ)職能訓練も各企業の要求に応じて実施されるに至つた。セールスマンの訓練は最も盛んであるが、例えば第一生命の外務員教育機関の設置とか、いすゞ自動車の海外要員訓練、中野通信機の品質管理訓練などもその一例である。

(ホ)見習工訓練については、労働省は臨時職業訓練制度審議会の前年末の答申に基づき職業訓練法案を国会に提出し成立のうえ、七月より実施をみたが、同法は従来の労働基準法に基づく監督的性格の技能者養成制度を助長的性格の職業訓練制度に切りかえ、これに職業指導制度を結びつけたもので、訓練センターとしての中央地方の職業訓練所を強化するとともに、企業内の見習工訓練に援助を与え技能検定制度を実施して技能水準の向上をはかろうとするわけであるが、準備の関係上本格的な実施は三十四年度以降に行われることとなつた。従来の技能者養成制度では大企業の単独養成は二万、中小企業の共同養成は四万余で、大企業の養成はこの制度以外の方式(各種学校高校その他全くの任意的的制度)として行われていたわけである。職業訓練法の実

施に伴い従来の技能者養成協会は三十三年十二月社団法人日本職業訓練協会として改組されたが、本格的活動は三十四年度以降に期待されることとなつた。十一月には技能者養成の優良事業所が労働省で表彰されたが、日本建鉄船橋製作所の五感の活用をはかる感覚訓練などは特徴ある方式として注目された。また麻生産業の系統に属する少数企業製の工業高校「麻生塾」の独特の産業教育は、将来の中堅監督者養成の方式として一部の関心を集めた。

(ヘ)新入者訓練については、大企業ばかりでなく中小企業でも組織的な訓練を実施するものが増加している(例えば市川製作所・ライオン歯磨など)。生産性本部では四月上旬二日間、企業に入社した大学卒の新入社員総合講習会を開き一〇七社から一、二〇一名の参加をみたのは新しい試みであつた。

(4) 賃金給与(イ)賃金制度全般については、労働省が毎年行ふ「給与構成調査」によつて一般的な傾向を知ることが出来るが、三十二年九月に行われ三十三年十月に発表された「給与制度特別調査」によつて体系・初任給・昇給・賞与・業績給などの詳細な内容がわかることになつた。賃金制度全般の傾向としては基本給の部分が增加して八割に近く、その内容は職務給中心とまでは割り切れないが、学歴・年令・能率・職務など各種の要素を総合して決定されることが多く、奨励給(能率給を主体とする)も割合が減

つて一割五分に足らず、生活補助給(家族給・地域給)は一割をはるかに割つて奨励給の半ばに近い。各別企業でも生活給中心から基本給中心へ、属人給から職務給への傾向は賃金制度合理化の一般的な傾向である。国鉄当局が年末近くに発表した給与合理化案も生活給から職務給への方向を示したものであつたし、四月に実施された日本セメントの賃金体系簡素化も年令給・勤続給・地域給などの属人給ないし生活給の廃止を実現したものであつた。いすゞ自動車の税込給与制への移行や三井銀行の男女別昇給格差設定を中心とする給与制度改定などは長年の不合理を修理しようとする措置であらう。また興亜石油の賃金水準比較方法に関する協定は労使の意見相違の排除を目指したものであり、北海製缶小樽工場の作業分析による賃金計算事務改善なども賃金をめぐる合理化の試みとして指摘することができるであらう。なおタクシー運転手の不合理な給与制度を改善するための新給与体系基準案を業者団体が三十三年春に申合せたことは、遅れた業界の近代化への努力として認めることができるが、四月から公務員に通勤手当の支給をみるに至つたことなどは前年の人事院勧告に基いたもので、民間としては首肯しかねるところであらう。(四)定期昇給は経済の安定とともに次第に普及してきた。総同盟系の全金同盟の中央執行委員会は、定期昇給制確立を年初に本年度の運動目標として掲げたが、定昇制度の協定は前年

から引きつぐもののほか新たに成立するものも現れた。三月の日本碍子の協定は本給の四割に当るもので、職務給への移行準備を含みにもつていた。興亜石油でも同じ頃定期昇給の協定について年令別最低保障給を協定した。なお電労連は国民経済成長率に見合う自動昇給制について研究したが、要求提出までにはいたらなかつた。(六)臨時給与・賞与の年間協定もまた次第に拡大して来た。例えば上期からの池貝鉄工・市川製作所、下期からの相模工業などで、池貝鉄工では対外信用の確保を強調して組合の意表をついて協定を成立させたが基準賃金比による部分が大部分であつた。日本ビストンリングでは四月、期末手当にわが国でも恐らく最初の附加価値にリンクさせた生産性成果配分の協定を結んだが三十三年上期分は一・二カ月分に決定をみた。なお生産性配分委員会は成果配分についての結論を四月に発表した。(七)小企業の最低賃金に関する業者間協定は官庁の勧奨もあつてさらに普及し、三十二年四月より三十三年九月までの間に四八件適用人員七万二千人員を数えるにいたりいよいよ法制化をまつ段階となつた。

(八)退職金については、三十一年の給与構成調査の付帯調査としての退職金制度調査の結果が労働省から六月末発表されたが、業種的にみると、ビール三社の退職金交渉は中労委斡旋で一月末解決し、私鉄の退職金問題は中労委調停案で十月解決をみた。退職金制度は中小企業方面にも普及

し、例えば横浜の金港交通が離職金の規定をつくり、二十年一三五万円の水準を設定したことは労働条件の比較的劣悪なハイヤータクシー業界では珍しいことであつた。労働省の調査によると、中小企業の退職金共同積立金制度は全国で二十二例あつたが、労働省では九月からいよいよ中小企業労働者共済法案の作成準備にかかつた。

(九)退職年金制は大企業ばかりでなく中小企業にも及び、例えばキュービー・マヨネーズ、日本交通公社などでも離職金の年金制実施をみるにいたつた。

(五) 安全衛生(四)安全関係では政府は最近における重大災害の増加と中小企業の災害増大の傾向にかんがみ、九月末臨時産業災害防止懇談会を設けたが、同懇談会では五カ年計画で災害の半減をはかる運動をおこす産業災害防止五カ年計画について十一月意見書を提出した。今後国民的運動としての展開が期待されている。全日本産業安全連合会(全安連)では第十七回全日本安全大会を十月下旬和歌山市で開催し四千人の関係者の参加をみた。日本鋼管の川崎製鉄所では三十三年一月で百三本の緑十字安全旗があがり、同継手工場でも六十五万時間の無災害記録をつくり、また竹中工務店は六十万時間の無災害記録をたてて安全週間に表彰をうけた。新三菱重工業神戸造船所では兎と亀の競走を標示した安全競争を展開して効果をあげ、十条製紙では十年間無事故の各工場の守衛を東京に集めて鼓舞する

ため防災会議を開いた。(四)衛生関係では、富士銀行は保健の集中管理方式をとつて十月労働大臣表彰をうけた。人間ドックはトップマネジメントではなかなか普及して来たが、一般従業員には近かづきにくいものと考えられていたところ、東京の室町健康保険組合では聖路加病院と契約して、一般サラリーマンの人間ドックを開設し好評を呼んだ。また播磨造船の病院でも従業員のための人間ドックを開設した。その他、けい肺臨時措置法が成立したため、金属山各社では療養給付期間の延長、傷病手当の新設などの協定が結ばれた。

(二) 人間関係の管理

(1) 福利厚生(四)労務管理近代化の波からとり残された感のあつた福利厚生の分野にも最近二つの面で新しい動きがうかがわれるようになった。ひとつは福利厚生制度を合理的な方向に改善しようとする動きである。住宅積立予金制度による持家確保奨励、共済理念の尊重に基づく共済会の新設ないし事業の整備など従業員の自主性を考慮に入れた制度の重視はこの動きの現われである。いまひとつは従来とくに陽の当らぬ場であつた中小企業の福利厚生に目が向けられてきたことである。関西経協が十月にだした「中小企業における福利厚生施策の推進に関する要望」は住宅対策をはじめ中小企業の福利厚生の問題点について今後のあり方に示唆を与えたものであり、政府の立案した中小企業

退職金共済法案もその一つとみることが出来る。他方労組側でも最近では福利厚生施設の管理運営に対する主導権を握ろうとする動きがうかがわれ、労働金庫の活用、共済組織の拡大、生活協同組合の強化などのうち、労連連（全国労働者共済生活共同組合連合会）の働きかけによる火災生命共済の増加、地域単位の労組連合による連合生協の活動、日本労働者住宅協会の第一次計画着工などの事実は見逃し得ないところであろう。

(四)福利厚生費については、日経連の四三四社についての三十一年から三十二年にかけての一年間の調査によると、労務費の一四・六％で前年と全く動きがみられないが、労働者の全国七千事業所についての三十二年二月の調査では現金給与の一・八％となつてゐる。日経連の調査が主として大企業を対象とするのに対し、労働者の調査は広く中小企業も含むものであるから当然のことであろう。しかしとにかく現金給与の割以上が福利厚生に費されてゐることは注目してよい。

(イ)住宅施設は何といつても厚生施設の中で最も金を食う部分であつて、その管理は十分の注意を要する部門であるから、関西経協では一月に「社宅寮管理規程参考例」を作成した。従業員住宅融資のほか住宅建築積立預金は最近制度をみたものが少くない。

(ニ)社内預金は政府の免税措置もあつて、ますます普及

ヒモ付きの制度の導入を考慮してゐる企業は少くないが、学生側がこれを喜ばぬ関係もあり足ふみ状態にある。企業の社会的責任のひとつの現われとしてヒモ付きでない一般奨学資金の設定（企業外の別個の法人組織をとる場合も少くないであろう）その他真に有為の従業員の進学を奨励するための奨学資金の貸与はもつと真剣に考えられてよいであらう。

(イ)文化活動面においては、三十年に発足した日本芸能文化センター（会長足立正氏）は毎日新聞社と共催のもとに七月上旬第一回産業人合唱コンテストを開き全国の合唱団五十、二千二百人の参加をみた。また日本労働研究所と朝日新聞社との共催にかかる第三回産業音楽祭の地方大会も九月中、下旬東京、大阪、名古屋、八幡で開かれ、東京では八八団体三千五百名が参加した。そのほかレクリエーションに熱心な企業の増した（例えば東京芝浦電気）も経済の安定がこれを促進したものであらう。

(2) 意思疎通(イ)意思疎通を中心とする人間関係管理についての論議は一応三十二年あたりを頂点としてその後は下火となり反省期に入つたともみることができよう。人間管理方式がわが国にも従来から存在したという立場と、従来のもとは全く別のものであるという立場とがあつて論議は結着したとは考えられないが、従業員の態度調査の如きは地味に実施普及の気運にあり、官庁の手によつて中小

し、関西経協が三十三年八月実態調査を行つた社内貯蓄制は一四五社に及んだ。

(四)また新生活運動の手がかりとして始まつた家族計画の運動は経営の近代化に伴い従業員の福利厚生・安全衛生管理の一環として企業、労組、健保組合の三者協力によつて積極的に進められ、人口問題研究会の調査では三月現在で実施会社四十四社、実施準備中のもの五十三社で、当初は鉄鋼・石炭・造船など筋肉労働者を多数抱えた業種が多かつたが、最近ではあらゆる業種に及んでゐる。

(五)共済会が最近クローズアップされてきたことは前に述べたとおりであるが、日経連が六月主要企業八六社について調べた結果によると、共済会の組織において会社の占める比重は大きい財源としても会社補助が重要な部分を占めており、事業としては慶弔見舞金、餞別金、不時出費貸付などのほかに退職年金給付の例も現われていて、かような給付は会社の見舞金ないし貸付金と重複するものが多いため、両者間の整理調整と共済会の重点のおきどころが今後に残された問題となつてゐる。

(六)従業員ないしその子弟の進学を奨励し、若しくは一般に育英学生の奨学のための制度は日経連の調査によると「企業の育英奨学金制度の実態」参照）一五五社中六四社に及んでゐるが、本州製紙の如く最近新たに進学奨学資金制を採用した企業もある。また技術系学生の採用難から在学中の学生に奨学金を給付して入社を要請しようとする

企業にも及んでゐる。日本労務研究会が四月調査したところによると、主要企業二九社のうち実施五四社で、未実施一六五社のうち実施予定二〇社、研究中五六社、研究予定七社で一四七社（八八％）がこの制度に関心をもつてゐる。またこの制度の効果について実施企業三七社の回答によると、管理監督者の考え方を変えたというのが一五社、職場環境の改善に役立ったのが一三社、監督者訓練の必要点発見に役立ったのが一二社、社内コミュニケーションの改善に役立ったのが一六社というように、総じて管理者の頭の切換えに効果のあることが指摘されている。個別企業の実例としては三十二年に調査を実施した日本バルブの監督者、従業員の意見調査、中部電力の一万五千余に上る従業員意見調査、立教大学の協力を得て第二回の実施を行なつた住友化学の従業員意見調査などがある。このように大企業ではそれぞれ独自の立場で態度調査を実施しているが、

他方大企業にくらべて陣容、経済問題など実施条件の整つていない中小企業に対しては労働省が実施を推進した。労働省では三十二年十月の第一回調査に引きつづき第一回調査の効果を測定するため、三十三年七月に従業員態度再測定を全国的に千四百の事業場で実施したが、この結果から中小企業の労務管理上の問題点をあげるとつぎの通り（三〇以上の数値を示したものに限る）、人事に情実がある（三一％）、賃金が不公平（四六％）、従業員の意思が無

視されている(四八%)、職場の雰囲気不良(三一%)、技術習得の必要がある(七〇%)、危険有害感がある(三七%)、疲労がひどい(三三%)、賃金の計算方法が面倒(三〇%)、の如く、一般に考えられている中小企業の管理の実態と符合しているが、批判的な意見がおおむね五割以下の数値を示していることは注目してよい点であろう。

(四)意思疎通の重要な媒体としての提案制度に対する企業の関心が高いことは前年版でも触れたが、日経連が主要一九社について調査したところによると、「わが国における提案制度の現状」(参照)、提案の普及率はまだ一般に低い。しかし実施五年で二億円の利益増をみたと算定される。日本精工多摩川工場では年間一人三件を数えており、スタンレー電気では争議後提案が活発化するなど成績をあげているところも少なく、京浜地区では十四社の関係者が四月末集つて提案制度研究会を設置した。名古屋鉄道では提案と苦情処理とを結びつけた座談会に重役が出席して躍進運動を展開し実績をあげている。

(五)人事相談も、国際電信電話の専門家による制度、旭化成延岡工場の人事相談室、日産自動車の家庭法律相談など従業員に活用されているが、苦情処理の不活発と対照的にやはり会社側の親身な態度が肝要なのであろう。

(六)社内報をはじめとするコミュニケーション一般につい

ては日経連が二月に実施した調査によつても、「社内コミュニケーションの実態」(参照)、これを実施しない企業は殆んどないといつてよい。回答案社三〇二社のうち、社内報を発行しているのは七六%に及んでいる。しかしコミュニケーション管理は円滑に運営されているわけではなく、阻害要因があるというのが三六%を占め、要因としてあげられているのは、組織機構上の問題(三六%)、予算(三三%)、幹部の認識(二八%)、従業員の意識(二六%)、対労働組合関係上の問題(一六%)、会社の特殊事情(四八%)などである。特にコミュニケーションに熱心なはず自動車社内報いすず新聞は、創刊二十年の記念祭を六月に開いている。関西経協では企業の従業員家庭に対するPR活動(家庭通信文、家庭訪問など)を調査し八月に九〇社の実情を発表したが、日本毛織加古川工場で実施しているスライドとテープコーダーを携えての現地父兄懇談会は大好評を得ている。

(三) 組合関係の管理

(1) 団体交渉 II 日立造船の社員組合(事務系三千人)が一月に会社との間に労使基本協定を締結して労使間の憲章をうちたてたことは新年早々の一大ニュースであった。化繊七社は全織同盟の化繊部会との間に統一交渉に代る連合交渉の規定を九月に取極め、個別企業では東京芝浦電気が

三十五年九月まで二カ年間の協約を結び、かつて深刻な争議を起した日本製鋼所室蘭製作所ではその後第一組合と第二組合との比率は一对三となり、また尼崎製鋼でも組合は無所属となつて会社との間に労使協議会を開いており、中小企業ではやはり争議を経験したスタンレー電気も争議後第一・第二組合が合併して職場の空気が一新され、新潟県加茂市のタンス業者は結束して合同労組に当り協約の締結に成功するなど四、五の例をあげても労使関係は正常化安定化に向いつつあることが察せられる。しかし三井鉱山三池鉱業所で七月機械化導入について協定が成立したことや、共同通信社で従来オープンショップに代りユニオンショップ条項や人事の組合承認約款を結んだことは経営者側が将来に問題を残したものとされる。三十三年中の労使関係において見逃すことのできないのはやはり王子製紙の争議であつて、賃上げ・一時金から協約改定をめぐる組合は七月十七日無期限ストに突入したがその後第二組合が成立し、九月妨害排除の仮処分執行で第二組合員は工場に入り生産再開したが、第一組合はこの間センタクデモを仕かけ、また貨車の入構を阻止し第二組合にイヤガラセ戦術をとるなど近來稀な暴力争議を展開した。十二月九日に中労委会長の仲裁でスト突入以來百三十五日に一応の解決をみたが真の平和の到来にはまだまだ時日を要するであろう。

(2) 労使協議 II (1) 生産性本部の労使協議制常任委員会は、

使協議制の運営について二月に中間報告を発表し、団体交渉と労使協議との関係について両者の区別は、事項によるものでなく、労使の理解ないし態度によつてきまるといふかなり弾力的な見解を明かにした。「労使協議制入門」(参照)また同本部では一七七組合の協約を分析して労使協議制の実態調査を十月に発表し、「労使協議制の実態」(1)参照)、東京金属生産性労使会議も同じ頃、傘下企業の労使協議の状況を報告した。日経連の労務管理研究会は労使関係の安定した六社の実態を検討し労使関係の安定要因を究明した研究を一月に発表した。「労使関係安定要因の研究」(参照)。これによると、(一)労使関係の他律的規定要因、とくに伝統および経営規模の影響を少からずうけており、経営意思の一元化とその効果的な発揮の結果として、経営業績が優れており、(二)経営者の態度が組合に毅然たるものを持つるとともに協力の相手方として積極的に手をさしよべ、労働条件についても経営の許す限り思いきつた措置をとつており、(三)組合幹部も優れた人物で指導力があつて企業に対しては経済主義の立場を堅持し、一般組合員も自主性が強くかつ企業への帰属意識が高く、(四)労使間に労使協議会が高度に活用されていることが指摘されている。

(2) 生産性向上のための企業内の協議ないし実施機関として三十三年中に設けられた主なものをあげると、日本陶器の生産性本部、小田急電鉄の合理化協議会、森永製菓の生

産性向上委員会、新日本鍛工の生産性委員会、中と通信機製作所の合理化委員会、三国商工蒲田工場の生産性向上委員会などのほかに、日東タイヤ相模工場従業員の合理化運動、富士自動車追浜工場の節約運動などがある。

(イ)業種別協議会として注目された繊維産業会議は三十一年九月の発足以来本会議一回、常任委員会九回が開かれただけで、期待されたほどの活動は示していない。地域的、たし業種別の生産性に関する協議会としては新潟県生産性協議会、岩手県企業合理化協議会、福井県生産性協議会、清水生産性協議会、新潟地区鋳物工業生産性委員会、クリーニング生産性協議会などがある。

(四) 労務管理今後の課題

以上三十三年における労務管理の動向を概観したが、ナベ底景気が回復し経済の安定的発展の過程を期待される三十四年以降の労務管理の方向を展望するならば、労務管理の体質改善といつてもよいであろうか。これを大企業と中小企業にわけてみれば、大企業では他社や外国の模倣でない各社独自の方式による労務管理の体系化と計画化への方向であり、中小企業や商店などでは近代の労務管理の採用整備への方向である。

大企業における労務管理の体系化とは、労務管理の内容の系統化ばかりでなく、労務管理と経営管理との密着を意

味しており、また計画化とは長期的な観点からする計画の設定とその実施後の検討・改善を指している。現場労務管理の充実と労務予算の確立、労務監査の実施はすでに大企業では現実の日程に繰入れられる段階といつてよいであろう。

他方、労務管理のおくれた中小企業における近代的な管理の採用・整備とは、工場では給与その他の労務関係諸制度の整備や訓練・安全などの推進があげられ、また商店ではここ一两年前から始まった就業時間・週休・賃金・最低賃金・退職金などの協定、厚生施設の共同化などの普及が考えられる。

つぎに労務管理の分野を、従業員関係・人間関係および組合関係の三つの面にかけて今後の課題を採つてみよう。

(1)従業員関係 (イ)まず採用管理において計画的な要員充足の算定に基づき新規採用人員を決定するとともに、選考の方法についても従来の学科試験や面接方式に再検討を加え、学力のみならず能力性格の全般にわたつて合理的効果的な調査をなし得る方式について、一段の研究が進められるべきであろう。

(ロ)就業管理では何よりも職務分析が推進されるべきで、これによつて採用も配置も訓練も給与も作業もすべての管理の合理化が貫かれる。ことに設備のオートメーション化その他の技術革新によつて職種の整理統合がなしくずしの

態で進められつつあるとき、従来行われた分析も再検討の必要に迫られている。また経営管理の有機的一環としての労務管理の機能からみて、現場監督階層の整理やスタフの設定による現場監督者の職能の重点化をはかる必要がある。これは最近生産技術の変革に伴い次第に注目をひいてきたが、ほとんど各企業に共通した課題といつてよからう。現場の作業と密着しながら、労務管理がラインの系列で実施されてこそ、はじめて労務管理は本来の姿に立ちいたつたといふことができる。

(イ)教育訓練は自社の要求を的確に把握これに適応した独自の内容を盛りこまれつつあるが、さらに経営首脳部の一層の理解を高めるため、社内社外における幹部啓発の企画はますます活発となるであろう。ことに経営近代化の過程においてトップとローアとの間に位して双方からのコミュニケーションが行詰つた態になつていくミドル上層部の一部に対しては、社外での強力な啓発活動が要求されているようである。技能者養成も職業訓練法の線に沿うて進められることとなるので、技能検定の制度はやがて訓練以外の面にも関係をもつてくるようになるであろう。

(ロ)給与管理では、職能給への重点の指向と定期昇給制度の確立は経済の安定拡大に伴う全般的な方向であり、また年間臨時給与の協定化はさらに普及すべきである。退職金・年金制の設定については、今後何年か後に予想される

多数の定年退職者を勘案し、慎重な計画的配慮を必要とするであろう。

(イ)安全衛生管理については、原価意識高揚の面からもまた人間尊重の面からもこれで十分という終着点はなく、ますます推進されるべきであり、とくに中小企業では協同的な方法によつて積極的に運動を展望する必要がある。

(ロ)人間関係 (イ)厚生管理の面では住宅対策その他共済会、文化教養活動など従業員の自主性に責任をもたせ、企業はこれに協力指導の手をかす方向に向うべきであり、家庭生活の計画化への指導など、職場の空気を明るく健全化するための努力は、一層払われてよいであろう。

(ロ)意思疎通においては提案制度の意義がますます認識されるところに、社内報などPR活動も一層活発となることは必然的な方向である。

(三)組合関係 (イ)王子製紙の争議や炭鉱の交渉を顧みても、いかに日常の労使間の接触と意思疎通が重要であるかが察せられる。下は職場の末端から、上は会社全体を通じて労使間に血の通つたハタタリのない協議懇談の機会をもつことは、いくらその重要性を強調しても過ぎることではないであろう。ことに技術革新の変革期においてはなおさらのことである。それには経営首脳部の信念と労務責任者の熱意とが大きく影響する。これなくしては、到底労働組合の理解も協力も得られないであろう。

第五篇 労働生産性問題

一 概観（生産性向上と労働問題）

一九五八年末、ヨーロッパ生産性本部（EPA）では「生産性向上の概念と国別生産性本部の目的」という覚書を公表した。この覚書は同年三月ローマで開かれたEPAの生産性委員会の第二回会議の結果をとりまとめたもので、その内容は、(1)生産性概念からはじまり、(2)国別生産性本部の役割とこれが国際的協力を指摘している。まず生産性に下された概念規定をみると「生産性とは何よりも精神の態度であり。現存するものの進歩或いは不断の改善を目指す精神状態である」という精神的要素を強調している。次に、生産性向上が各国で伸びていくためには、この運動をより広い国民的視野において取上げることが必要であり、そうした国別生産性向上が国際的規模のプログラムの一翼を荷負うことが不可欠であることに言及している。恐らく、これは、第二次大戦後十余年間にわたるヨーロッパ生産性向上運動の経験と成果に基いた結論であり、

かつ今後の展望を示唆しているのであろう。というのは、精神的態度の再確認こそは、動揺する生産性向上運動のアイデアを再生する最後の切り札であり、またようやく緊縮に向う生産性本部財源の確立のためにも、国民的協力がもう一度振起されねばならないからである。このことは、わが国の場合と同じく、ヨーロッパにおいても、生産性向上運動の足どりが、当初の華々しい発足にもかかわらず、最近においては、そのアイデアにおいても、その経済的基盤においても漸次低調に向つてきたことの証左でもある。まさに、生産性向上運動は、いまや明らかに転機に立つていることのあらわれである。それは、そもそもどうしたことであろうか。

わが国の場合については、昭和二十四、五年の合理化時代、二十七、八年の設備更新時代を経て、生産性向上運動が表面化したのは三十年であり、以後いわゆる神武景気の生産性昂揚を背景に、この運動が展開されてきた。しかし三十二年末から三十三年にかけては、生産性の向上と雇用ならびに賃金の上昇とは、いかにしても対応しなくな

つた。生産性向上運動に協調する側の、とくに全労系労組の疑惑は、もはやかくすべからざるものに立至り、ついに昨三十三年十一月、全国労働組合生産性中央討論集会となつて、過去三年間の回顧と反省が表面化した。この討論集会こそは生産性向上運動に協調する労働組合にとつても、これを批判の機会とし、かつ協調の自信をとり戻すための機会とするつもりであつたに違いない。それほど、生産性向上運動は実質的には神武景気そのものとは縁遠いものであつたし、またナベ底不況の前にはきわめて非情なものであつたとも考えられるのである。ただ、ヨーロッパの場合と異なる点は、同じく生産性向上運動が一時期を画して転回の事態に直面しながらも、本部自ら、その運動を反省するか、或は協調する労働組合をして回顧させるかの相違である。これについては、もちろん労働組合の側でも、これに反対すると否とを問わず、真向からこれと取組もうとする気構えに欠けていたし、したがつて三十、三十一年当時、あれほど論議の多かつた生産性向上運動に対して、これを指導する側で、生産性向上運動の焦点を「労資協議制」に転換したり、「生産性向上」（運動といわない）を「技術革新」と改名したりしても、一向に之を重視することなく、三十三年のナベ底景気のさなかから表面化した「企業整備」ないし「企業再建」なる合理化傾向に対して、漸く事態の重大さに反応せざるをえなくなつた立ち遅れは、当

然責めらるべきであらう。

それにしても、生産性向上の問題が、これを運動する側にとつても、またこれに対応する労働組合にとつても、いまや一つの転機に立つているということは注目せられねばならない。日本生産本部の郷司専務理事は、このことを自認して「われわれは運動のやり方を、この辺で大きく転換する必要に迫られている」といい、その理由として①運動の母体をつくろうとしたのが二十八年秋だからもう五カ年半経つていること、②「生産性」が多少流行語化したほど普及したが、まだその考え方が国民の心の裡に深く根をおろすまでに至っていないこと、③景気の上り坂には「生産性」が謳歌され、下り坂には「生産性」が大いに攻撃されたが、景気の変動とは係わりなく長期的な技術概念であることを国民に理解してもらいたいこと、④この運動の任務は外でもない日本経済の二重構造の解消であり、体質改善の問題であること、これを現実に着手しなければならぬこと、などを挙げている（「労働時報」三十四年五月号所収、郷司浩平「生産性向上運動の将来」参照）。日本生産性本部のこのような代表意見が、運動の当初の宣言や目標とどう違っているか、またどのような意味のものかはしばらく措くとして、一方総評の五九年度運動方針（三十四年八月二十九日、定期大会で可決）でも、従来通り生産性向上運動反対を掲げてはいるが、その内容にはかなり変更がみ

とめられる。というのは、運動方針の「生産性向上運動反対、合理化、首切り反対、時間短縮、災害防止、失業反対、完全雇用の戦い」のなかで、「機械がいればそれだけわれわれは楽をする権利があるのだ」という積極性を強めなければならぬと、「合理化に対する事前協議」とかをいつているからである。もちろん生産性向上に対して時間短縮で対抗するというようなことこそは、いままでの運動方針にもあつたことであるが、「楽をする権利」とか「事前協議」とかといったことは、労働組合としては禁句かもしれないが、一種のいわゆる条件斗争とみられないこともないのであつて、生産性向上に真向から反対してきた総評として、これは一つの前進ともいえる。つまり総評流にえば「総評は一貫してこの運動に反対してきたが、産業別組織が不十分で、企業連的な性格を強く残しており、企業競争にまき込まれがちであつたために、資本はある程度の成功をおさめた」というのが現状だからである。別の立場からいえば、生産性向上に頭から反対することは、機械打壊し運動と同じで、生産性向上それ自体は経済の発展、国民生活の向上に欠くことのできない要件であり、総評がいかに反対しようとも、これは逆らうことのできない大勢なのである。ただこの生産性向上がどのような方向で進められるかが、問題であつたのである。

そこで、以上のような新しい事態を念頭において、以

下、生産性向上そのものの実態と、生産性向上運動のこの一カ年における展開ならびに、これと取組む労組の動向とを項を分けて問題とするのであるが、その前に聊か立入つて、これまでの生産性の向上、したがつてまた生産性向上運動が、労働者にどのような影響を与えたかを、労働実態調査によつて窺ふことにする。

それは日本生産性本部の生産性研究所で、わが国の重工業を中心に、電機、交通など七つの産業部門を対象に、現にオートメーション化ならびに高度機械化などによる設備の合理化が進行し、生産性向上が推し進められている段階を捉え「生産性向上運動の労働者への影響」を、首切り・雇用・賃金・労働条件などの角度から質問して、直接職場の声を聞く労働実態調査を行つていたが、三十三年十一月六日、その調査報告書を発表したものである。それによると、まず、オートメーション方式の採用は技術面の失業者をうみ出すばかりでなく、労働者の作業方法、労働組織、職種の変化などをもたらす性質のもので、労働側の不安感を呼び起している一般的な事実にかんがみ、この問題についての経営者と労組間の話し合いが重要な意義をもつことになるが、現実に生産性向上運動が進行している職場で労働者は、首を切られないでいるかどうか、協議合意の上で運動が進められているかどうか、生産の成果配分を正當に受けとつていくかどうか、という諸点での労働者の真実の回答

を集めている。調査対象は自動車工業が三工場二百八十八人、造船工業が二工場二百四十四人、鋼建材工業が二工場百二十三、内燃機関工業が一工場百六十二人、鍛造、特殊鋼工業が三工場二百九十四人、電気機器工業が三工場六百六十一人、交通(発電、電車、バス)が二企業百四十四人、合計十六工場(企業)千八百三十六人。これはいずれも労組幹部や指導者以外の生産現場の作業員一人一人を対象とし、職場の意識に映る労働条件の変化の状況を見るため、三十二年秋調査票を配布したものであるが、労働組織別にみると、総同盟系二五%、総評系五〇%、中立系二五%であつた。この結果を全体として観察すると、第一に生産性向上運動に対する労働者の理解や態度は、産業の種類を問わず大体同じ傾向を示しており、新しい協力すべき運動だというのが三八%あり、従来通りの合理化だというのが二七%、わからないというのが二三%、無回答が一%であつた、この数字はわが国の生産性向上運動の浸透段階を示すものとして注目されるわけだが、生産性向上の具体的

効果についてなお疑問を抱くもののがかなり多く、労働強化を訴えるもののがかなりいる。とくに雇用を拡大するに役立つと考えたものは極めて少なく一五%にとどまつている。なお生産性向上運動の浸透した経路を調査した内容では「労組から聞いた」というのが四九%、新聞ラジオによつて知つたのが四七%、会社から聞いたというのが僅か一七%であつた。

第二に、問題点である生産性向上運動が賃金、労働条件、首切りと雇用の各方面にどのような影響を与えるかという点に関しては「賃金を増すのに有効」とする者および労働条件を「引上げる」とみる者が各々三五%程度あり、賃金を引上げるとは「思わない」ものや、労働条件をよくすると「思わない」ものはそれぞれ二〇%あつた。しかし「首切りを除き雇用を増大する」とみるものは一五%程度にすぎず、首切り、雇用増大について否定的見解をするものが三二%、「わからない」が二二%、無回答が三%である。(第八十三表参照)

第八十三表 生産性向上運動の賃金、労働条件、雇用に対する影響

賃金	自動車		造船		鋼建業		内燃機関		電機		交通		鍛造業		計
	賃金を増すに有効	思わない	賃金を増すに有効	思わない	賃金を増すに有効	思わない	賃金を増すに有効	思わない	賃金を増すに有効	思わない	賃金を増すに有効	思わない	賃金を増すに有効	思わない	
	四五%	二〇	四五%	二〇	三七%	一四	三〇%	二二	二四%	三五	二八%	二八	三五	三四%	
		二一		一八		二八		三三		二六		一〇	一八	二三	

労働時間	増員			減員			無変	計
	本社	臨時	社外	本社	臨時	社外		
七時間未	三三	五六	四	一〇〇	三六	一	一〇〇	一〇〇
七時間上	二二	三三	一	一〇〇	一四	一	一〇〇	一〇〇
八時間上	三三	四一	一	一〇〇	一三	一	一〇〇	一〇〇
九時間上	三三	四一	一	一〇〇	一三	一	一〇〇	一〇〇
十時間上	三三	四一	一	一〇〇	一三	一	一〇〇	一〇〇
十一時間上	三三	四一	一	一〇〇	一三	一	一〇〇	一〇〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(注) 日本生産性本部、生産性研究所調

つた」という業種が多い。(以上第八十五表参照)

第八十五表 労働時間の变化と人員の増減

程度など賃金構成の問題について要求しているものが同じく五%という状態である。これを業種別にみると基本給、固定給の増加を要求しているのは残業の多い自動車工業、造船業、鋼建業などに多くみられている。

次いで「この二年間に仕事量はどうか」という点については、七%が「増えた」と答えており、このうち二%が「非常にふえた」といつている。残りのうち二〇%は「変わらない」というものがあり、「減った」と答えたものは六%に過ぎず、一般的に仕事量は増大していることを物語っている。業種別にみると、「増えた」というものは造船業及び内燃機関部門で多く、両者とも八〇%以上を占めており、とくに造船業では半数以上の者が「非常に増えた」として仕事量の増加を強調している。「変わらない」というものは鋼建業の四三%が比較的多い方であり、「減った」というものは造船業の皆無をはじめ一%と三%となつており、各業種とも僅少であつた。これを「労働時間がどう変わったか」という点でみると、「増えた」というのが五五%で、「変わらない」が二六%、「減った」というものは一二%に過ぎず、前にのべた賃金増加の理由として残業の増加をあげたものが多かつたことが、その間の事情を裏付けているものとみられる。これを業種別にみると、造船業で七三%が増えたと答えたのをはじめ、内燃機関が六六%、電機部門でも六一%が同様に労働時間が

ふえたと答えている。「変わらない」と答えたものの割合は自動車工業四〇%及び鋼建業四三%で比較的多かつた。労働時間は次の第八十五表にみるように拘束(所定)時間は七時間、八時間のところが多いが、実際の労働時間は九〜十時間のものが三〇%で最も多く、十時間以上のものも一八%あつて、残業時間が多くなつて示している。また「最近二年間における職場の人員の変動について」の回答をみると「人員が増えた」というものが多い。中でも「臨時工がふえた」というものが全体として三五%で最も多く、最近における雇用増加の実態を示している。一方「工員が減った」というものなかでは「本工が減った」というのが八%で、「臨時工が減った」というものの五%を上回つており、雇用が増大する場合でも本工を減らして、賃金の低い臨時工で穴埋めしている企業の労務対策の一端が窺われる。これを業種別にみると、臨時工がふえたというものの比率は造船業と内燃機関工業が六一・六五%を占めているほか、自動車工業が五六%とこれに近い結果をみせた。さらに造船業で三八%までが「社外工、下請工がふえた」と答えたのは注目されよう。臨時工より「本工がふえた」と答えたのは独り鋼建業だけである。また工員が減つた方の業種別は鍛造業と内燃機関及び電機部門で、「臨時工が減つた」というものと、「本工が減つた」というものの比率が接近しているほかは、いずれも「本工が減

最後に、機械設備の新規増設が最近における二年間でどの程度行われ、それが現場の労働者にどのような影響を与えているだろうか。労働者の最大関心事である高度機械化、オートメーション化による首切りはどうか。或いは不用化した労働力の配置転換によつて労働条件は悪化したり、疲労度がどうか。機械設備の新増設は「少し行わう問題点についてみると、機械設備の新増設は「少し行われた」とするものが三七%、「変わらない」が二八%、「大幅に行われた」というのが二〇%である。内燃機関部門の五一%が大幅増設を述べ、「少し行われた」という回答をしたものと合わせると九割以上が「行われた」といつている。これは交通部門でも大幅であり、電機部門以外の各業種とも六割以上が実施されたと答えている。これらの新増設を背景として労働者は、自分のもつていける技術が職場では不用になるのではないかと、将来性に対し不安の念を抱いている。オートメーション化によつて肉体的疲労を嘆く者が三〇%あつたのに対し、それよりも精神的な疲労を訴えたものが三八%あり、前者を上回っている。また設備の更新は各産業の労働者をして、かなり大幅な配置転換をもたらしている旨を三二%の者が答えた。しかしその配置転換によつて労働条件(賃金など)が「低下した」というのは六%で、「上がった」というのが三%、「変わらない」というのが四八%であつた。問題の首切りは、「行わ

れた」が全体の三%、「なかった」が五〇%で、七つの産業で自動車、造船が四%、内燃機、電機が三%、交通が一%、鍛造二%が首切りの行われたことを答えている。なお、肝腎な、生産性向上が行われた結果として、その配分はどうかというに、配分が「行われた」というのが全体の僅か六%、「行われぬ」が二四%、「わからない」及び無回答が七〇%となつていながら、各業種とも成果配分が極めて少なく、生産性向上による成果の労働者への配分は未だしという実情であつた。

二 労働生産性の動向

三十四年八月十三日、労働省は「昭和三十三年労働生産性の動向」を発表した。これは主だつた十四産業(鉄精練業、鉄圧延業、毛紡、綿紡、化繊、パルプ、紙および板紙、自動車、電動機、硫安、セメント、タイヤ及びチューブ、カーバイド、ソーダ)を対象に、その主要生産物について昨年一年間の労働生産性(単位当りの所要労働時間)をまとめて発表したもので、それによると、①電動機、硫安、カ

ーバイド、鉄精練、自動車の五産業は前年に比べて労働生産性は上がったが、他の産業でいずれも逆に低くなつているため、全体としては前年より〇・八%低下している。②その原因については労働省は「三十二年後半からナベ底景気の影響を受け、生産は低迷状態を続け、操業度が下がつたのに対し、労働量の調整が伴わなかつたことが主因である」としている。調査結果の要点は次の通りである。

(イ)労働生産性の向上した産業 ①鉄精練は七%、カーバイドは八%、硫安は一五%、電動機は二六%、自動車は一三%それぞれ向上した。しかし生産量は鉄鉄、カーバイド、硫安で五・九%ふえただけで、その他はやや減つている。②これらの産業は三十三年も前年からの計画にしたがつて積極的に設備の合理化をはかつた。また多角経営をやつていて硫安や電動機では人員の配置転換で、また他の産業は臨時工の整理で、それぞれ労働力の調整をはかつたことが、カーバイド、硫安以外の産業の操業度の低下というマイナス面を補つて、労働生産性を向上させる原因となつた。

(ロ)労働生産性の停滞した産業 ①紙および板紙、パルプは前年とほぼ保合つたほか、セメントが二%減、ソーダ五%減、鉄圧延四%減、毛紡三%減と労働生産性は低下しているが、同時に生産量も全般的に減つていゝ。なかでも前年に引続き操短を行つた毛紡はソ毛三九%紡毛一四%と

大幅な減り方をみせた。②労働生産性は停滞気味だつたといへ、これらの産業の設備合理化はかなり積極的に行われ、人員も減らして不況に対処したが、減産による操業度の低下で労働生産性は保合ないし停滞に終つた。

(ハ)労働生産性の低下した産業 ①不況の影響を最も強く受けたのは化繊(人絹、スフ)で、労働生産性も人絹一三%、スフ一二%とそれぞれ前年より大幅に下がつた。このほか綿紡は六%減、タイヤおよびチューブは一%減であつた。また生産量も人絹は三七%、スフは二六%と大幅に減つたのが目立つていゝ。②これらの産業では綿紡が工程短縮、高速化など新技術を導入したほかは、設備の合理化はそれほど行われなかつたし、操業度も大幅に低下している。また積極的な労働力の調整を行わず、もつぱら退職募集など消極的な人員対策に頼つていたことなども、労働生産性の向上をはばんだとみられる。

(ニ)労働生産性の工程別状況 ①直接、間接の工程別にみると、一般的な傾向として労働生産性が向上した産業では、間接工程より直接工程の労働生産性が高く、低下した産業では、間接工程の方が直接工程よりも低下率が大きい。②とくに、生産性が上がつていゝ産業では、自動化、連続化を中心として設備の合理化を行つていゝ基幹工程(自動車や電動機では機械加工工程、硫安ではアンモニア工程、パルプでは調木工程をいう)の生産性が上がつていゝ。

（附むすび）生産単位当りの所要労働時間からみた三十三年の労働生産性は、十四産業平均して低くなつてはいるが、これはナベ底景気のため新設備を稼働させることができなかったことも一因である。しかし一人当り生産能力でみた技術的労働生産性は低下しては思われぬ、といつてゐる。

以上が、最近労働省の発表による、主要産業の三十三年における労働生産性動向の調査結果である。たしかに、これまで顕著な向上の一途を示してきた労働生産性は、生産がピークを超えた三十二年以降は全体として停滞傾向を示し、三十三年に入つてからは、明かに下降カーブを描くに至つてゐる。これはいわゆる技術的労働生産性についてもある程度同様であつた。しかし次の第八十六表にみるように三十三年後半以後は、再び上昇気構を濃厚にし、高い生産性をもつて三十四年に入つてゐるのである。労働白書は、三十二年から三十三年にかけての生産性指数の低下について「これは生産の減退、操業度の低下に伴う雇用人員の一次的相対的過剰化の現象を反映したものと考えられる」と述べながらも、「尤も雇用の過剰化といつても、それは必ずしも恒久的な過剰現象が発生したことを意味しない。それは操業度の低下によつて一次的に発生した現象で、現存の機械、設備の能力に対して過剰であることにならない」といひ、したがつて「景気の回復過程の問題と考

える」と、三十三年における労働生産性の低下はかなり重要な問題を含んでゐると、いふ。即ち「操業度の低下による一次的な労働生産性の低下の要因を除くために、稼働率で労働生産性を修正し、一人当り生産能力指数の動向を推定してみると、三十三年においても、三十一年、三十二年に引続いてほぼ一貫して上昇をみせてゐる」（第八十七表参照）といふのである。明らかに、これは、操業度の低下に伴つて表面的には労働生産性が低下した現象は見えはしたが、操業度低下の要因をある程度除いた潜在的な労働生産性は、三十三年に入つてもやはり向上の傾向をみせていたことを物語つてゐる。それは、労働生産性調査によつて単位能力当りないし単位設備当り配置人員の動向をみて、三十二年までは一貫した向上傾向がみられ、また三十三年において基幹産業における設備投資が比較的堅調であつたことからみても、三十三年にこのような合理化傾向が鈍化したとは考えられないからである。

第八十六表 製造業における生産・雇用・生産性の推移 (昭和三〇年基準)

年	生産指数	雇用指数	生産性指数
二八年平均	八一・七	九二・〇	八八・八
二九年	九〇・六	九七・一	九三・三
三〇年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三一年	一二三・五	一〇九・五	一一二・八

第八十七表 製造業労働生産性指数の推移

年	生産性(A)	稼働率(B)	A/B
三〇年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三一年	一一二・八	一〇六・七	一〇五・七
三二年	一一九・三	一〇七・二	一一一・三
三三年	一一七・九	九四・一	一二五・三

(注) 生産性は労働省算定、稼働率は通産省作成。
なお、操業短縮と労働生産性との関係についての詳細な資料分析は、労働省、労働統計調査月報一九五九年五月号所収「操短と労働生産性」参照。

年	生産性指数	稼働率	雇用指数
三二年	一四六・四	一一二・七	一一九・三
三三年	一四七・〇	一一五・四	一一七・二
三三年一月	一三三・〇	一一三・一	一〇八・〇
二月	一四七・八	一一二・五	一一〇・七
三月	一五九・〇	一一三・五	一一八・七
四月	一四三・五	一二七・一	一一二・九
五月	一四三・〇	一二六・五	一一三・〇
六月	一四二・一	一二六・三	一一二・五
七月	一四四・一	一二六・一	一一四・三
八月	一四三・二	一二五・八	一一三・八
九月	一四七・一	一二六・〇	一一六・七
十月	一五一・二	一二五・九	一二〇・一
十一月	一五〇・三	一二六・〇	一一九・三
十二月	一六〇・一	一二六・三	一二六・八
三四年一月	一五一・八	一二五・七	一二〇・八
二月	一七〇・〇	一二六・一	一二四・八
三月	一八五・〇	一二八・五	一二四・〇
四月	一七三・三	一三三・九	一二九・四
五月	一七八・七	一三四・一	一三三・三

(注) 1) 生産性指数は通産省算定指数。
2) 雇用指数は常用労働者三〇人以上を雇用する毎月勤労統計対象事業所の常用労働者の指数、三四年一月以降は暫定指数。
3) 生産性指数 = 生産指数 ÷ 雇用指数

以上のように、最近の労働生産性は、三十二年から三十三年にかけての不況—操業度の低下、設備効率の低下、マスコ効果の喪失、過剰人員の累増—にもかかわらず、設備合理化によつて、伸び率の低下は免れえなかつたにしても、依然として向上の傾向を保持してきた。そして三十三年後半以後の生産の回復・上昇の段階では、それまで生産の低下、操短によつてその効果を十分発揮できなかった設備の合理化、近代化の成果が、いよいよ前面にあらわれてきてゐると考えられるものであつた。これはつまり、労働白書も指摘する「生産性向上の雇用節約的な効果」が短期的な遅れをもつて表面化してくることを意味するものであるが、このような効果は、近代化され、合理化された企業ほど強くなる可能性があるといえるし、さらに、最近問題

となつてゐる石炭鉱業のような不況産業ほど、急速かつドラステイツクに現われやすいことを意味しているといえよう。

恰かも日本生産性本部は去る八月五日、三十四年一―三ヶ月期における労働生産性の動きについての調査を発表したが、これによると、三十三年下半年から景気の回復を反映して上向きに転じた鉱工業の労働生産性指数は、本年一―三ヶ月期に鉱業では石炭業の不振が大きく響いて一〇六・五%（三十年一―一〇〇）と前期より七・九%低下したが、製造工業では一二四・九と前期並みの水準を保つた。鉱工業部門を通じて、一般的に景気後退以前の水準に回復しているが、とくに原油、天然ガス、鉄鋼、非鉄金属、石油製品、紙、パルプ、繊維の各業種では、三十年以降の最高記録を示した。このように石炭などの不況業種を除き労働生産性の動きが好調だつた理由として、生産性本部では、生産量が最終需要の堅調や生産財の在庫投資の活発化などから増大した割には、雇用の伸びが小さかつたことを指摘している。即ち調査結果の要点は、①鉱業Ⅱ労働生産性は本年一―三月に入り、前期より七・九%低下し、なかでも石炭は昨年を上回る大規模なスト及び需要減による出炭制限のため一〇二・九となり、出炭水準も二十九年以降の最低を記録した。石炭を除くその他の鉱業はいずれも昨年の水準を上回わり、とくに原油、天然ガスは一四三・四と三

十年以来の最高だつた。②製造工業Ⅱ各部門とも前年同期の水準を上回わり、窯業、ゴム、皮革を除き、三十二年のピークを超えた。鉄鋼業は大手各社の重点ストにもかかわらず、一―三ヶ月期に一―一・一と前年同期より一三・三%も上昇、三十年以降の最高となつた。非鉄金属工業は一三二・四と前年同期より二六%と大幅に上昇した。なかでも電気鋼は昨年十一月自主操短が打切られ、国内需要が本格的に立直つたことによつて、その伸びはいちじるしい。また前期まで労働生産性が異常に低下したニッケルは、大手ステンレス・メーカーの需要増加によつて三五・七から六三へ、また鉛は海外相場の堅調と内需の立直りを反映して八八・四から一六〇・二へと、それぞれ倍増したのが目立つてゐる。窯業の労働生産性は一一〇・六と前年同期より一・五%低下したが、これはセメントが輸出不振のため一三四・二と四%低下したことが響いたためである。ただし、板ガラスは季節的需要の刺激で二二・六%上昇した。次に石油製品の生産性は一五九・八と三十年以降の最高を記録し、需要増大を反映して着実な増加を示した。紙、パルプ工業は前年同期より一八・五%、前期に比べ三・九%上昇し、一三四・五と三十年以降の最高を記録したが、これは新聞用紙需要および化繊の立直りによる原料需要の増大を反映したものである。最後に繊維工業では、在庫調整がかなり進み、市況が好転したなどから、労働生産性は一

一三・四と前年同期より七・八%も増加した。これは依然として、綿、スフ、人絹など三―五割の操短が続いているにも拘らず、全体としては生産拡大が行われていることの反映だが、同時に雇用減少の影響も見逃せない。就中合繊の伸びは著しく、生産雇用ともに増大し、生産性は前期に比べ一〇・七上昇、三十二年のピークにいま一步と迫つた。その他ボール、縫針などが前年同期より上昇したが、金属洋食器は対米輸出の関係で低下の傾向にある。

三 生産性向上運動の現況

三十年三月、日本生産性本部が発足してから四か年半、さきふれたように、わが国の生産性向上運動はいま大きく転換する必要に逼られているという。なにか、そのような状況をもたらしたかは、必ずしも単純ではない。これについて既掲の郷司生産性本部専務理事の、「転換期」を理由づける言葉はまた必ずしもわれわれを全面的に納得せしめるものではないが、少なくとも運動の当事者自らが、過去を反省し、将来の展望に改めて思索をめぐらざるをえなかつたことの実事そのものは、理由はともあれ、一応注目に値することなのである。

周知のように、「生産性向上運動」は今日、日本ばかりでなく、世界的な運動である。最も出足の早かつた英国

は、発祥地の米国から限なく勉強しつくり、産業の近代化を進めてきたが、その他の西欧諸国も、技術革新の波に乗つて、それぞれ国民運動として成果を挙げているようである。後進国の東南アジア諸国すら、この運動を経済開発への糸口にしようと、その吸収に熱意を示してきた。このように「生産性向上運動」が、一応世界の流行児となつたのは、この運動がその「趣意書」にみるように、戦前の産業合理化運動のような利潤本位ではなく、「生産性」の向上で働き口をふやし、その利益を労働者、経営者の双方に及ぼして、全体の暮しを高めようとしていてと考えられたからである。日本生産性本部でも、その発足以来、その「生産性向上運動に関する了解事項」としてのいわゆる「三原則」即ち(1)雇用の安定、(2)労使の協議、(3)成果の配分、を生産性向上という共通の場において実現することを強調して、労組側の協力を呼びかける一方、先進国からの新知識を吸収するため、絶えず欧米へ視察団を送つてきた。昨三十三年秋には、日本生産性本部が海外に派遣した生産性視察団の参加者が二千人を突破して、首相官邸に盛大な祝賀会が開かれたし、一方労働組合の側でも、全労会議をはじめ生産性向上運動に協力的な組合は、昨年十一月中旬に東京で全国労組生産性討論集会を開いたほどに、生産性向上運動は表面的には一応見事な開花期を迎えた観を呈したのである。さらにこの間に、世間の目につかない会

社や工場内部にも「生産性向上」の動きは、われわれの想像以上に広く深くしみ込んでおり、各社の進め方には一長一短があるが、全体から受けた感じでは、わが国の「生産性向上」の動きも、もはや逆ろうことのできない「時のいきおい」になりつつあることを感知せしめるに十分であった。

また対外的にも、この三十四年三月十八日から三日間東京の産業会館で、アジア生産性国際会議が開かれ、日本をはじめ、インド、フィリピン、台湾、インドネシア、セイロン、ビルマ、ラオス、カンボジア、パキスタン、ネパール、マラヤ、アフガニスタン、ベトナム、タイ、の十五カ国代表が参加して、「生産性活動の連携方策」について討議し、①アジア生産性機構設立の必要性を確認する、②このため委員会を設けて検討する、などを内容とした七項目を全員一致で決議し、日本生産性本部が「出版物の分野での広い経験と施設を利用して参加諸国の生産性活動についての情報、資料の交換所としての役割をはたすこと」を要請されるほど、アジアでのこの運動の先達の権威をもつに至つたし、さらにこの十月東京で開かれるアジア生産性委員会を前にして、最近東南ア諸国から、中小企業を中心とした生産性視察団の来日機運が急速に高まり、すでに申込み人員百五十名に上ると報道されている。とくに各国が日本視察に熱意を示しはじめたのは①三月東京で行われた

アジア生産性国際会議でわが国に対する認識が高まつてきた、②わが国産業界の生産性活動が活発で米派遣チーム数は世界各国の四割を占めており、その動きに注目が払われている、③東南ア各国の視察団が欧州を視察した際欧州生産性本部(EPA)から日本を注目してはどうかと示唆されている、④東南ア各国の経済的な特殊事情から、日本の中小企業を調査することが自国のためになると考えられている、などの理由によるものとみられている。

まことに、日本生産性本部の「生産性向上運動」は大成功と烙印を押してもよさそうである。だが、簡単にそうはい切れない。どこの会社や工場でも、現実にはいろいろな「カベ」にぶつかっている。それもきわめて日本的な「カベ」を打破ることができないのである。なかでも最も大きい問題は雇用問題であろう。前掲「労働白書」も認めているように、生産性向上の雇用に対する影響としての、雇用的な技術効果が、いよいよ大きな社会問題として登場しつつあつて、いわゆる「三原則」の第一原則がご破算にならうとしているからである。たとえばオートメーションにしても、いまのところは主として大企業の、それも新規増設工場に採用されているので、せいぜい配置転換をするぐらいで、失業者を出さずに済んでいる場合が多いが、しかしわが国が今後も世界的な技術革新に対抗して輸出競争力を維持増強して行くには、オートメーションをますます

拡汎に導入せねばならず、そうなると配置転換ぐらいで済みそうでないことが、労働者を不安に陥し入れているのである。オートメーションのわが国での花形工場である東京ガスの豊洲工場についてみると、一日百二十万立方メートルのガスを供給する鶴見工場には七百五十人も働いているのに、三百立方メートルの豊洲では四百九十人しか働いていない。豊洲工場の計画が具体化する直前の昭和二十七年に比べて、東京ガス全体の生産能力は二倍以上にふえているのに、その当時と比べて工員の数は全然ふえていない。オートメーションで人手が余つても、一方では計測工業など新しいオートメ関連産業に、より多くの働き口ができるといわれてきたが、なにかというところ直ぐ外国製の機械を使ったがわが国の大企業の態度が改まらない限り、この面での楽観は全くできないからである。これには大企業と中小企業の経済力の大きな開きからくる対立があり、これも日本的な大きな「カベ」に外ならない。

さらに、前掲昨年十一月の、総同盟、海員組合、全職同盟など全労系組合を中心とした全国労働組合生産性討議集会では、生産性向上運動を進めるには、①労使協議制を活用すべきだ、②中小企業への政府対策が必要だ、など政府、経営者、日本生産性本部への要望決議を行ったが、これは、いわゆる「三原則」の第二原則たる事前協議制や労使協議制の協約化がほとんどの経営者によつて実行されて

いないことを示唆している。伝えられるこの討議集会の意味は「生産性向上運動の四大支柱としての労資協議制、雇用、生産性成果配分、中小企業の問題」にあつたが、これは周知のように、生産性本部発足早々に決められた生産性向上運動の「三原則」に対するものであることはいうまでもなく(中小企業問題はこの三原則に追加的のものである)、そこでの討論の内容も、(イ)労使協議制に対しては、これがもつ効果を発揮するために、労働協約に必要事項を入れ、その機能を活用できるようにする、(ロ)首切りに対しては事前の協議を行うとともに、一企業の域をこえて広く産業別の段階で協議する、(ハ)賃金の決定に対しては、企業別賃金決定機構を業種別、職業別に定める方向に切りかえる、(ニ)従来、大企業中心に行われてきた生産性向上運動を中小企業にも浸透させるため、地域別、業種別に生産性委員会の設立を進めていくというような諸点を中心となつており、とくに一般的にいって、団体交渉権の確立のないところで労資協議制ということが、全く有名無実にとつていらるからである。

最近、この労資協議制の再編成を急ぎ、労使間の緊張緩和をはかるほか、労使間の安定化で技術革新の波を乗り切ろうとする意欲が、経営者の間に全産業的に目立つてきた。この傾向はとくに立遅れた労使関係で苦杯をなめてきた中小企業に強く現われ、経営の近代化に踏切るための回

生の妙手として、積極的に受け入れようとする動きが出てくることは注目に値する。この中小企業の典型的な事例として日本生産性本部があげているのは川口市の中小機械工業であるが、もとも米国で生まれた労使協議体制が、わが国でどう取入れられているかを普及状況からみると、大企業では一般に団体交渉の延長的存在として、中小企業では経営の近代化、生産性向上の足がかりとしての大きな役割を、この労使協議制に求めているところに、両者のこの制度に対する考え方の決定的な相違がある。

埼玉の川口地区には現在鋳物工場五百、機械工場六百を含んだ二千百工場が密集、零細工業地帯として、産業立国のわが国の香ばしからざる地域的存在であった。このため、川口市当局自ら積極的に動いて、技術革新下の産業の振興をはかるため、三十二年、生産性向上を阻む因として労務管理の改善に乗り出し、労使（各十二人）、公益（十人）の三者構成からなる労使問題協議会を設け、各企業の労使間の安定に力を入れた。この与えられた労使問題協議会の下に各業種ごとの労使協議制は軌道に乗り、まず退職金制度が実施され、いち早く最低賃金制を実施した。この最賃は川口機械組合が日給三百二十円、川口鋳物協組が三百六十円の初任給最賃協定を結んでいる。このほか最近では職場音楽を奨励し能率増進をはかるとか、市営住宅を

労働者向けのものにするなど、労使協議制が生んだ成果はかなりのものがあがって居る。

しかしこのような労使協議制に対し、総評は真向から無視する立場をとっている。いうまでもなく総評はこれまでの斗争のスローガンの一つに「生産性向上運動に反対する」ことを打出してきたし、その理由は生産性の資本家的向上は過剰生産による不況を招くほか、生産性向上が「独占資本がいうように金の卵を生み出すものでなく、労働者の首を切り、機械更新の速度にあわせて労働強化をしい、実質賃金を切下げることになる」からである。また他の理由は、労使協議制は階級斗争至上主義とは相容れない関係にあるということである。この考え方が、労組の極端な階級斗争意識と、根強く残る家族企業的ウェットさから逃れ出よう、御用組合化を避けよう、とするあせりと絡みあつて、必要以上に、平和な労使協議の場から遠ざかろうとする結果になり、中小企業の労使双方の暴力的な争議の続出しに至っていることは、理由のないことではない。川口市にみるような現行の労使協議制そのものに、労組の存在を前提としないいわば歪曲した行き方の存在することも事実であるとすれば、やはりここにも、生産性向上運動の一つの転機が訪れているのである。なお、日本生産性本部の労使協議制常任委員会（委員長中山伊郎氏）が今年三月十一日発表した中小企業の労使協議制についての報告書は、

明かにこれを示唆している。

さらに、「生産性向上」で会社の利益がふえても、わが国の現状では、経営者はまず「資本蓄積」に力を入れ、労働者に対するいわゆる生産性成果の配分は二の次にされがちであるという問題が、漸く表面化してきた。いわば第三原則のご破算である。これも中小企業では、ある程度やむをえないことであつたが、経営者がせつかくの蓄積の結果を、過剰投資でムダづかいしているようでは、労働者がついて来なくなるのも当然である。生産性向上に伴う「成果配分」問題が最近労使間に大きく取上げられてきた所以である。とくに技術革新が比較的早く進んだ化学や自動車、鉄鋼などでは、すでに三十一年頃から配分方式や配分率について真剣に検討されてきた。ところで、生産性向上に伴って労働者一人当りの付加価値（付加価値生産性）がふえ、付加価値に対する労務費の割合が低くなつたとしても、過去の付加価値に対する労務費率と、低下した労務費率の差額を労働者に全額配分するという考え方にはかなりの問題がある。それは労働者へ配分しなければならぬと同時に、生産性向上の要因となつた経営者の投入資本への配分も必要であり、製品の価格引下げや品質改善による消費者への配分も考えなければならぬからである。ところが広く一般が承認するような、適正な三者配分率は現在まだ考え出されて居ない。日本生産性本部はこのため測定配

分調査団（団長金子経済企画庁調査局長）を、ことしの四月十日米国に派遣し、成果配分方式や配分率の調査を本格的に始めるに至つたが、これらは当然、運動発足当時に用意さるべきことであつたし、今にして始めて之れに着手するのでは、その真意を疑われても弁解の余地ないところであろう。ここにも、生産性向上運動は、発足当時の趣旨に立返つての再出発という大きな転回点に立っているのであり、新たな情勢への考慮は、この原則に対して付加される単なる補完的条件に他ならないとみられている。

第六篇 無産政党運動

一 一般的動向

(国民政党か階級政党か)

三十三年秋の警職法改正反対斗争の勝利は、多くの国民に革新政党への期待を新たにさせたが、丁度その頃から、社会党が共産党とともに、広く民主勢力を統一する「かなめ」としての役割を果たすことを期待されたためか、にわかに社会党の「あり方」や「性格」についての論議がまき起つた。とくに十一月末発行の旧左社系の理論機関誌「社会主義」第八八号(一九五八年十二月号)に登載の「正しい綱領、正しい機構」と題する向坂逸郎教授の論文によつて口火を切られた社会党左右両派の理論斗争は、「国民政党か、階級政党か」という社会党の性格問題を中心として展開され、中央から地方へ、党から労組へと燃え広がり、左派の内部ではこれまでの労農派理論を批判する動きも出るなど、複雑な波紋を投げながら越年し、三十四年一月十

九日の同党拡大中央委員会では、「階級的大衆政党でいく」という統一見解を執行部が報告して、論争も一応下火になるかに見えたのであるが、その後春から夏にかけての地方選挙や参院選挙での社会党の「伸び悩み」や「敗北」に対する自己批判を通じて、改めて党の性格、組織、政策、活動方針などについての再建論争が表面化し、次いで七月から八月にわたる各単産労組大会や総評大会での同様の論議を経て、九月十二日の社会党第十六回定期大会を迎える直前から、西尾末広氏の処分問題を焦点に、運動方針、機構改革、役員人事問題をめぐつて、党内各派の主張は完全に分裂し、党大会では西尾問題で終始混乱し、最終日の十六日に漸く災害対策決議案をはじめ五九年度運動方針、同予算及び長期政策を決定したほか、機構改革案や人事など重要案件については審議することなく、一カ月後臨時国会前をメドに、改めて大会を開くことにして閉幕するという醜態を演じ、大会前夜の幹部が公言し、また世間も期待した「党の再建」というお題目は、嵐の前の木の葉のようになり、どこかに吹飛んでしまった。このような社会党の動向

については姑らく措くとして、右のような事態を惹起した性格論争、即ち「国民政党か階級政党か」の問題は、とくに「労組の政党支持」の問題と密接に関連するのみでなく、今後の日本の革新政党の行方を決定する論議であるだけに、ある程度徹底的に究明する重要性をもっていることはいうまでもない。

もともと、「国民政党か階級政党か」というような理論斗争は、古くして新しい問題で、社会党でも結党以来何度もくりかえされてきたところであるが、それだけに、この問題をどういふ角度で取上げるかは甚だむづかしい。いままで幅をきかしていた古典的なマルクス主義者からいえば、こういうテーマの出し方そのものをまず再検討する必要があるというだろうが、このような公式論的な立場はしばらくおいて、政治の現実在即していえば、現在、西欧の社会民主主義政党は、次の諸点を自明の理として、その基礎の上に立っている。①個人の自由の尊重と人道主義、②議会主義的手段によつて政権を平和的に獲得すること、③政権獲得後といえども、選挙で敗れたら、政権を反対党に譲ること。右の①は共産主義と違うところで、しかも日本社会党では、どうもはつきりしない点である。②は議会外における組織活動、大衆活動を、当然の前提としている。③は、日本社会党では、いまだに適切っておらず、一般には社会党の議会主義は、政権獲得までのシーソー・ゲーム

で、一旦政権を獲得したら永久政権とするのだと思われている。だが、それでは、一九四八年のチエツコ・クーデター後における共産党のやり方を批判することはできない。伝統を誇る西ドイツやオーストリアの社会民主党すら、近年、マルクス主義を捨ててしまったし、イギリス労働党は、元来マルクス主義とはほとんど無縁である。国民政党か階級政党か、という問題は、日本社会党では一応「階級的大衆政党」という言葉で妥協したのであつたが、西欧の場合、いずれも国民政党たることを明かにしている。国民政党論は、端的にいうと、中間の浮動票を獲得するのが狙いである。だが国民政党か階級政党かという議論は、西欧ではすでにあまり価値がなくなつてゐる。何故というに、①機械の発達、オートメーションの進行とともに、昔労働者と呼ばれたものもほとんど技術者となり、また福祉国家では、個人の所得差がしだいに狭くなつてきて、貧富の両極への分化ではなく、逆に中産階級の増加を来したからである。②農業の機械化が進むにつれて、農業工場というべきものとなり、農業もほとんど工業化してゆく。労働階級の指導権という抽象的、伝統的な考え方も再検討せねばならなくなつた、からである。

日本の実情はまだそこまで行っていない。それに、日本では次のような極めて日本の特殊問題をもつてゐる。①労働組合は、労働力という商品ができるだけ高く売ろうと

する意味では、全く資本主義的な組織であるが、日本ではとかくこれを、革命の中核としてもちあげられるだけで、時としてその集団的な利己主義に政党は引きずられる危険なしとしない。③日本の中小企業の労働者はまだまだ組織されず、かれらの存在は大企業の労働者としては負担と感ぜられており、社会党でもかれらを自己の足場として固めるに至っていない。

西欧の社会民主主義は、現在概ね振わない。今度のイギリスの総選挙（十月八日）でも、労働党は百議席以上の大差で保守党に敗れている。単独で政権をとっているのはノルウェーだけで、オーストリア、スウェーデン、デンマークではいずれも連立政権、その他は野党である。日本の社会党の最近における一連の選挙での敗北も、この一般的傾向の一部であるのか、それとも日本独自の理由にもとずくものであるのか、いずれとも簡単には判断しえないが、それにしてもこれら諸外国との共通の悩みは、「何をなすべきか」の問題に対し、はつきりした答えを出しかねていることであろう。自転車と同様、常に前進しつづけなければ倒れる。これが革新政党の宿命である。保守政党は、そのうち都合のよい部分だけを失敬すればよい。だから、左旋回は保守政党にとつて極めて賢明な政策といえる。これに対し革新政党が中間の浮動票をとるため右旋回することは、議会議政党として政権獲得を目指す以上、これまた当然の動

きであろうが、その結果は、①保守政党との区別がボヤけ、革新政党独自の存在意義が薄れる、②本来最も革新政党的であった分子が、自分の政党や運動に対する夢や熱情を失つてしまう、ということになる。少なくとも「福祉国家」というものを確立する段階となれば、社会民主主義政党は「次に何をなすべきか」に悩まねばならない。これを解決できなければ、政権の獲得もむずかしいし、必ず党内左派が抬頭して相剋を招くことになる。

ところで、それならば、国民政党か階級政党かの問題は、いまのわが国の政治勢力の中で、とりわけ革新陣営の側で、どんな形で取上げられているかという点、それは、労働者や一般市民の切実な関心とつながっているのではなくて、むしろ主として社会党の内部において、いわば観念的な綱領論争の形でクローズ・アップされているのである。もし一般大衆が、その論争がどう結着がつかうと、自分の生活とは関係のない年中行事としかうけとつていないとすれば、それは一般労働大衆との結合が何よりの生命である革新政党の、最も憂うべき状況といわねばならない。このような事態は、歴史的には戦前における「講座派」と「労働派」との資本主義論争にも関係することではあるが、戦後合法政党として生れた共産党の綱領や活動方針についての論争や、片山・芦田内閣後の社会党の混迷を打ち破ろうとした第一次再建運動などと比較して、下部黨員や

党外の支持者、とくに労働組合運動と密接な連携をもつた再建運動となつていないことに特徴づけられ、また大きな欠陥として指摘されるのである。しかも、「そのことのもつ危険性は党と組合の遊離を生むだけでなく、このまま放置されたとき、現在までの再建論争が結局派閥の主導権争いに転化されて、各グループの人事取引の具に供せられ、せつかくもり上つた下部黨員や党外の人々の再建への期待を裏切る可能性をもつていることである」とまでいわれているというところは、この問題の論争が、マス・コミの大掛りな取上げ方にも拘らず、必ずしも多くの国民の納得のいく形で展開されていないことを物語るものといつてよい。

事実、いわゆる向坂論文の目的は、社会党内に起つた「機構改革案」に対する批判であり、その内容は社会党が日本における階級政党として、当然あるべき姿を原則論的に述べたもので、この論文に関する限り、新聞が今さら騒ぎたてるほどのものではなかつた。それなのに、この論文が異常な反響を呼んだのは、昨三十三年十一月三十日付の読売新聞が、社会党内に生れつつある「社会党を強化する会」とこの論文を結びつけ、さらにこの「会」の動きを、社会党内の派閥問題と関連づけて大々的に報道したことに始まる。それ以来、朝日新聞その他の新聞も、社会党内の派閥問題と結びつけながら、社会党内の事情を解説的に報道し、さらに十二月八日の大新聞が、こぞつて、北海道

遊説中の鈴木委員長の「向坂論文批判」の談話をのせた。これに対し、総評が鈴木談話に反論を展開し、続いて社会党内の左派連合の編成が報せられるや、いわゆる「向坂論文」が全国的に注目されるに至つたのである。

しかし「向坂論文」をクローズ・アップさせた新聞の報道の仕方に種々の問題があつた。とくにこの論文を「社会党を強化させる会」の動きと簡単に結びつけた報道の仕方は、事実上反したものと論難されている。新聞が社会党内の動きを大寫しに報道したいのなら、「向坂論文」よりも、むしろ「社会党を強化する会」の方の問題にすべきであつた、ともいわれている。というのは「向坂論文」に現われた社会党批判の問題点は、かなり前から「社会主義」誌上で展開されていたものであるからである。それはともかく、ジャーナリズムによる若干の歪曲はあつたとはいへ、「向坂論文」や「社会党を強化する会」が提起した問題は、決して軽視すべき性質のものではなかつた。なぜなら、それは、国民の自由と民主主義を制限する恐れのある警職法改正案を提出した岸内閣に対して、民主的権利を擁護する国民動労大衆が結集して対決した斗争の進行のなかで提起されたからであり、さらにそれが一時的にでなく、その勝利した後においても、より高次の重要な党内外の問題、たとえば選挙斗争や安保条約改定反対斗争を推し進めるに当つての、組織上の欠陥を克服するための問題提起と

して、十分に徹底化する必要のあるものであつたからである。

しかし、階級政論の有力な一つであるいわゆる向坂理論が、現実のなかで、果して党の正しい再建を可能にするものであるかどうかは、また別個の問題である。因みに前掲「向坂論文」(「正しい綱領、正しい機構」)の要旨は次のようなものである。

①統一後の社会党には「たましい」即ち社会主義革命の精神がない。

②社会党の統一は、初めから社会主義革命などということを考えない要素と、革命の目標を追う要素との機械的な結合であり、矛盾を含んだ一つの寄合世帯である。

③戦前の共同戦線党は社会主義政党内に成長してゆくことに目的があつたが、終戦後の社会主義政党内に共同戦線政党内に目的がなく、社会主義革命の具体的な方策を明かにして闘いを進めねばならなくなつていく。

④われわれの目標とする平和革命は、少しも話し合いの革命を意味しない。独占的ブルジョアジーを中心とする支配階級から、権力を完全に奪取する闘いである。

⑤平和革命は内戦による革命ではないが、労働者階級の組織された力を中心に結集した社会的な力の土台において遂行される社会革命である。

⑥交通、通信労働者のストライキでも日本政治、経済を

麻痺させることができる。その力を社会党が掌握できるかどうかには問題がかかつていく。

⑦党は組合に対して指導性を持たなければならぬが、それは鼻づらを取つて引きまわすような支配ではなく、組合の自主性を尊重した精神的影響力による指導力である。そのためには組合の中の社会党員の誠実献身的な活動によつて、社会党と組合を結びつけるという有機的結合が必要である。

⑧統一綱領は、社会主義革命の精神と改良主義的国民政党内の精神とが、あやふやに折衷されたもので、党の日常活動における弛緩、活動的他党員(共産党)との理論闘争における劣等感、機構改革における「よろめき」等の現象は、革命政党内での統一せる意志の欠除によるものである。

また、右のような向坂論文の、社会党の統一は誤りだとする論旨に対する鈴木委員長、十二月十七日、遊説先の釧路での批判的談話の要旨は次のようである。

①左右社会党の統一は思想と行動に原則的な一致をみたためできたのであり、無原則的統一ではない。

②社会党は階級政党内ではなく、労働階級を中心とした階級的大衆政党内でなくてはならない。

③平和革命は議会政治を通じてこそ実現できるもので、国会の偏重或いは軽視は誤りである。

さらに社会党中執委で論議の結果、「向坂論文」と「社会党を強化する会」の活動に対する社会党の統一見解として十二月二十二日発表されたものの要旨は次の如くである。

①社会党左右両派の統一は正しかつたし、その綱領、基本政策も正しかつたことを確認する。

②わが党に大衆運動、日常闘争が不足していることは既に指摘されているところであり、今後これを活潑に展開する。

③党の綱領の性格を徹底せしめ、労働者階級は勿論、農民、中小商工業者へと組織を拡大し、党の躍進しうる体制を整える。

④党内の問題は保守反動勢力との対立・斗争の過程において解決しなければならぬ。今後わが党は保守反動勢力と対決し、強力な院内外の斗争を展開して党内問題を処理していく。

しかし、これで問題が終つたわけではなく、むしろ年を越して事態はいよいよ複雑なものになつていつたのは前述の如くであるが、ここでの次の問題は、国民政党内階級政党内の問題を理解するに当つての、重要関連問題として①労働者の一般的な政治行動と②労働者の政党支持、という「革新政党と労働者の協力関係」が、わが国ではどういふ実情にあるか、ということである。いずれも労働者の政治的関心、

ないし政治意識の強弱或いは方向を意味するものであるが、まず第一の一般的な政治行動といつた場合、三十三年秋の警職法改正反対に際してとられた労働者の統一行動が代表的な事例としてあげられるとすれば、この場合の統一行動は総評、全労会議など左右を問わず同一歩調をとつて動いたのが特徴である。もちろん、この種の政治ストに対しては、労働者それぞれの意見の対立があるほか、学者の見解もいろいろであるが、労働側は憲法に定められた団体行動権の行使であるから合法的だとしている。一方政府は、政治ストは労働法上の合法行為ではないと指示し、したがつて、政治ストが行われた場合には、違法者に対する処分、損害賠償の問題が出るのは当然だとの見解をとつていく。いずれにしても、労働者の直接的な政治行動としての政治ストの続出は、最近におけるも逃しえない傾向の一つで、すでにこれまでも二・一スト、労働ストをはじめとして、日教組の教育法案反対、勤評反対などの斗争、炭労のスト規制法延長反対斗争などにもその実例が示されている。

次に第二の労働者の政党支持の問題は、社会党、共産党、総評などの各種の革新勢力の大会において、政党の組織問題に関連してつねに議論の焦点となつてきたところであるが、この点共産党の場合は、党と労働とは、労働者階級の前衛部隊として一体化しているから問題はないのである。

に対し、社会党の場合には、これが甚だあいまいであるから、まず党自体がこれについてどのような考え方をしているかが問題である。社会党が現在採用している党と組合との一般的原則は、三十二年の第十三回党大会で確認されたもので次の三原則を骨子としている。即ち、「①労働組合と社会主義政党内は、どちらも労働階級の組織であるが、組合は主として経済斗争の領域で行動し、政党内は主として政治斗争の領域で行動する。それゆえに、党と労働組合とは労働階級解放の斗争において同じような重大な任務をもつている。②党と労働組合は、各々の領域のなかでは自主性をもち、絶対に独立してその行動を決定しなければならぬ。政治行動は経済行動より優位にあるから、政党内に対して組合は従属の立場に立ち、政党内によつて指導されるべきものだとしたかつての共産党の方針は事実によつて指弾された。③それと同時に、労働階級の解放斗争には、党と組合との一致と協力によらないでは勝利をおさめることのできない領域があり、その領域は拡大している。そのため組合運動に必要な統一をやぶることなしに、より緊密に永続的な協力関係を結ばなければならない。この点、社会主義思想が組合に入つてくることを恐れる考え方や、組合の政治行動を否定する考え方は克服されねばならない。これらはともにもどの政党とも関係を結ばぬ政党内立の立場に立つことになる」というのがこれである。要するに、この

三原則が明らかにしているのは、社会党は共産党と同じような方式はとらないから、経済斗争は労働組合が主となり、政治斗争は党が主となるという形をとるが、その他は党と労働組合との共同斗争という形をフルに活用するというのである。ところで、それでは労働陣営の側では、政党支持の問題をどう取扱つていようか。これは組合の上部団体の系統によつて若干異なるであろう。この点を少し回顧的にみると、戦後の一時期においては、占領政策の在り方とも絡んで、いわゆる「政党支持の自由」が強調された。これは主として共産党の組合支配を排除するという意味のものであつた。ところが、それは現在ではかなり変つた形となつてあらわれている。つまり現時において反共の立場から政党支持の自由を唱えていた労働組合の主力は、最近では社会党支持を明らかにしてきており、逆に共産党を支持する傾向の労働組合の勢力が、共産党をも支持する傾向がある。味から「政党支持の自由」を主張しているということである。たとえば、昨三十三年度の国労大会や総評大会では、この政党支持の問題は、衆院の総選挙の後であつたことも影響して、運動方針の中でもかなり重要な論点の一つであつたが、結局総評系の組合はほとんど「社会党を支持する」ことを表示していた。もちろん右派系といわれる全労会議と雖も、はつきりと支持する政党は社会党であるが、ただ社会党に対する条件のつけ方が違つている。では何故に論

点の一つとなつたかといえ、同じ総評の中でも容共的な立場をとる反主流派は、共産党を含めての「政党支持の自由」を主張するのに対し、社会党直系の主流派は、むしろ現在の単に支持するという状態から一歩進めて、社会党の支持団体になるべきだといふのである。三十三年の大会では、この二つの主張が総評の内部で激突したが、結局運動方針の中では「政治活動の基調は平和四原則に立つものであり、国際的には平和五原則の立場に立つ。このような立場からわれわれの支持する政党は日本社会党である」といふ表現になつた。これはいわゆる反共的な立場に立つ総評主流派が、依然として労働活動の主導権を握つていふことを意味したものであり、したがつてその政治活動には自ら「民同的」な限界のあることを物語つていたのである。それがこの三十四年の大会では意外な変化を示した。さきに「労働運動」篇でも述べたように、執行部が出した社会党支持の原案が否決されたからである。これは総評主流派の民同幹部に対する不満が、社会党支持問題にハネ返えつたからだといわれている。つまり従来の総評の社会党支持は、総評の下部から出たものではなくて、民同幹部が機関決定という形で下部に強制して来たものだった、ということになる。

また総評以外の組合では新産別がすでに昨年（三十三年）度の運動方針の中で「われわれは社会党と協力関係を

ある。社会党と労働組合が内輪同志になりすぎ、それぞれの職分と役割やその限界があいまいである。これは政党と組合の相互の自主性を危くする。組合の支持団体制、組合内の黨員協議会の設置を進めているが、これには賛成できない。安易な便宜主義は排すべきである」と主張して、社会党の方針にはかなり批判的であつた。同じように、全労会議が、昨年決めた運動方針の中では「現在の日本社会党は単に力不足というだけでなく、暴力と全体主義に対するあいまいさがあり、容共的な色彩もある。われわれは社会党が近代の民主主義を身につけて、真の意味での進歩的な社会主義政党として発展するように、支持団体制の活用や日常活動に対する連携の強化等を通じて協力をを行う」規定していたが、この三十四年九月の社会党大会で決つた西尾氏の統制委員会付託に怒つた全労は社会党の「支持関係」を取消すに至つた。これらは少なくとも代表的な労働団体の党に対する公式的な立場を表明したことになろうが、同時にそれらがいかに派閥的な労働幹部の意向によつて可変的なものであるかを見るところに問題がある。

いずれにしても、以上にみてきたように、政党と労働組合との関係は、形式的にみれば一応その各々の自主性を確立する方向に前進しているように見える。そこでは社会民主主義が想定する議会主義の枠内で、社会党と労働組合の協力関係が段々と落付いたものになつてもいい筈である。だが実際

問題としては、社会党や労組の掲げるそれらの原則なり方針は、あるべき方向を示しただけで、社会党の党内にはつねに国民党が階級政党かの論争が繰返えされ、その実際行動は混沌として、いつまでもすつきりしたものにならないのである。もちろん、これについては基本的には占領政策という異例の状態から生れてきたわが国の政治経済体制のゆがみという、いわば戦後の理由も存するであろう。が、それにしても、わが国の社会党が議会政党としての実際的な経験を習得し、労組に生ずる政治的要求を実現する能力をもつに至つていけば、事態はもつと前進していただろう。しかし残念なことには、いまの社会党にはその能力はなさそうであり、むしろ逆に「組合依存主義」に深入りしすぎているといつてよい。

昨三十三年六月三十日現在の社会党組織部の調査によると、黨員総数六一、〇八五名中、労働者は全体の五二・八%を占めているが、そのうち主要労組の黨員総計は一七、九八〇名であり、全体の二九%を占めている。そのうち、総評加盟労組七四・二%、全労二〇・〇%、中立系五・八%となつている。次に年令別にみると、昭和生れは全体の二四・一%、大正、明治生れが七〇・四%、不詳五・四%となつている。これを総合してみると、社会党は労働者として大企業労組の労働者の比重が高いこと、しかも年令は三十台以上のいわば戦前派が圧倒的に多いことである。こ

二 日本社会党の動向

以上のような、やや抽象的ではあるが最近における革新政党、とくに社会党をめぐる再建問題の一般的動向を念頭において、次に、この一年間における社会党の動きをやや具体的に裏付けてみよう。

昨三十三年秋から現在まで、この一カ年余ほど、社会党がジャーナリズムを賑わしたことはないといつてよい。それも社会党の新しい政策や活動についてのそれではなく、そのほとんどが党内の性格論争であり、派閥争いであり、選挙敗北であり、西尾問題であり、機構改革や再建論争であり、自民党についての話題と全く同巧異曲といつてよかつた。一般に社会党はマス・コミに弱いという評判があるが、警戦法斗争の時も、余りに強引な自民党の議会戦術に強くマス・コミが反対し、反警戦法斗争が世論の支持を受けたときに、社会党はマス・コミの支援に随喜の涙を流したといわれている。しかし斗争がさらに発展し、国会解散と岸内閣打倒を指向したとき、社会党はもはやこれを前進的に指導しなかつた。むしろマス・コミの国会正常化の主張に同調し、下からの大衆斗争の前進を自ら阻止したのである。その後の国民党が階級政党かといった例の「向坂論文」をめぐる論争にしても、党内からよりはむしろジャ

のような傾向から、一般に社会黨員には労働組合幹部が多いと結論しても過言でない。全職同盟の如きは、組合本部の指示によつて各組合の幹部はほとんど社会党に入党しているのが実情である。そして「労組の幹部が組合をバックに議会に出る。これが古い幹部の姥捨て山」といつた状態が生れるのである。このように党と組合との関係が、職場からのエネルギーを吸い上げる生きた関係ではなくて、組合幹部と出身議員という死んだ結合をもつているところに、社会党の停滞の原因も求められるのである。だから「社会党の再建は総評の再建であり、労働組合の再建だ」ということです。換言すれば労働組合の幹部、民間に深くつながる再建なので、民間の脱皮と社会党の再建は一つのもの表裏の関係にあるわけです。」（「世界」三十四年九月月号座談会「三分の一の壁をどう破るか」参照）という発言も、これに全労を加えるなら全く当をえているといつてよい。そしてこのような事態が、そもそもどうして生れたかについて、戦後の日本共産党のエリート的な組合支配の意識が十分な責任を負わねばならないことはいうまでもないとしても、社会党や総評自体も十分に責任をもつて反省し、まず新しい再建の息吹きを、具体的にどこから吸収するかを、卒直に認識することが必要であり、それは今日の段階では十分に可能な筈である。

「ナリズムによつて取上げられた事実が判然としているのである。このようなマス・コミへの依存ないし恐怖症は、社会党が党内の下部黨員や労働者、一般市民の批判を卒直に聞こうとしない態度と表裏するものであつて、今回の西尾問題にしても、自民党内部の派閥抗争と同様に、革新政党の内部にも同様の派閥抗争があることをクローズアップし、政治はあだかも派閥抗争によつて運用されているといふ如きジャーナリズムの歪曲のままに、自らも取引の妥協によつて党内の論争を彌縫しようと努力することになるのである。しかし、それにしても、参議院選挙が終つたとき、新聞は一斉に「社党伸び悩む」とか「社党伸びきれず」とかいう見出しが掲げられ、いかにも社会党は本来もつと伸びるべきものだという前提が窺えることは、逆説的ではあるが、このことに関する限り社会党は冥加につきるとさえいえそうである。しかしこういふ期待に沿つて、社会党は何をしようとしているか、ということになると、以下の各項にみるように、この一カ年は全く空白だつたといつたら過言であらうか。

(一) 社会党論争の底流

左右両派社会党が統一大会を開いたのは、保守合同に先立つこと約一カ月、三十年十月十三日であつた。「日本の平和と独立と社会主義革命達成を歴史的使命とする日本社

会党は、本日力強い新生の産声をあげた（統一大会宣言の一節）——この大会で新しい党綱領、政策大綱などが採られ、大会場は政権担当への期待と決意に包まれたかのようになつた。当時社会党の国会議席数は衆議院百五十四、参議院六十九で、党員数は左右合計約七万余人、うち党費完納が約三万といわれたが、統一を推進した党首脳部の胸算用では、衆議院議員数は遠からず二百人の線に達するはずであつた。党費完納党員数も一年内に十万人にすべきことが大会で決議された。それから約四カ年、現在の社会党の姿は、統一時の夢に比べると余りにもかけ離れてはいないだろうか。昨三十三年五月の総選挙、今三十四年の参院選挙の結果として、国会議席の現在数は衆議院百六十五、参院八十四に過ぎない。この数字が単に党幹部の目算を裏切るものだらうか。選挙戦の経験からかえつて党勢拡張の限界が目立つようになり、いわゆる「三分の一のカベ」が党員全体にとつての実感となつてしまつた。党費完納党員数も約六万五千人程度に過ぎない。ことに三十四年春の参院選挙の結果は大きな衝撃だつた。警職法改正問題をきっかけとした自民党の内紛激化で、社会党としては少なくとも主観的には極めて有利な選挙戦のはずだつた。ところがフタを開けてみると、議席数は相変わらず辛うじて三分の一の線を持しえたものの、党の地方区総得票数が前回（ただし農労党を含む）より百万票も下回ると

いう統一以来初めての苦がい経験を味わつた。最近の社会党内及び労組内部での党再建論争には、党の主導権をめぐる派閥的な駆け引きの要素が加わつてゐることは否めないとしても、しかし基本的には、右のような党の現状に対する危機感が、その底流をなしていることは、否定しがたいところであらう。

両社統一は、政権担当への希望をテコとして実現された——この事実は党首脳部から末端の活動家にいたるまでなお記憶に新しい。にもかかわらず、党はますます政権から遠ざかるようにさへ見え、国民の社会党に対する期待、支持も一向に高まつてこない。これで社会党の将来はどうなるのか。失望、あせり、不安といった気分が統一以来党内にたまりつづけて、綱領、政策、組織、実践活動に対する各種各様の不満と結びつくこととなつた。自己批判は社会党のお家芸だともいえる。選挙の終るたびに、いろんな斗争が一段落するたびに、自己批判がくり返えされてきた。しかし党の綱領にまで立ち返えつて公然たる党内論争が展開されたのは、統一以来今回が初めてである。

周知のように社会党の現在の綱領は、労農派マルキシズムを根幹とする旧左社綱領と、社会主義インターの思想を抛りどころとする旧右社の民主社会主義」とを巧妙につきませたものである。「社会党は議会を通ずる平和革命によつて、社会主義社会を実現しようとする党であり、社会主

義実現をその歴史的使命とする労働者階級を中核に、農民、漁民、中小工商业者、知識層など国民の大部分である勤労階級を結合した階級的大衆政党だ」ということが、教科書風に手際よく書かれてゐるが、手際がよすぎただけに、左右双方に不満の種を残したといわれている。即ち、社会主義を階級斗争の到達目標という角度から捉える左派と、議会を通じての福祉国家建設という面から捉える右派との間には、明らかに思想のミゾがあり、一つの綱領に二つの解釈という実態で今日に至つたわけである。

このような綱領のあいまいさは、党の活動をしばしば混乱させた。たとえば砂川基地拡張反対斗争では、浅沼書記長ら党幹部は文字通り、「身体を張つて」警官隊との闘いに加わつた——これが議会を通じての平和革命というものか？と党内右派は白眼視に終始した。いわゆる院内の実力行使の場合も同じことだつたし、毎年くり返えされてきた公労協労組の「違法争議」についても、党内には自民党の「たとへ悪法でも法じやないか」という主張に同感するむきが少なくなく、左派に属する総評議員団と噛み合つてきた。もちろん社会党に政策がないわけではない。綱領、政策大綱をはじめ、統一以来、党が発表してきた内外政策はかなりの量に上つてゐる。しかしそれらは要するに、社会党が天下をとつた場合の青写真のようなもので、現に院内の少数野党として政府、与党の法案、予算案にどう対処す

るかということになると、全く無方針だつたといつてもよいほどだつた。それは何故であつたか。

それは、総評、全労等の大労組、農民組合といった社会党にとつての圧力団体の力関係によつて、党の態度が左右され通しだつたからでもある。三十二年度予算以来、社会党が独自の予算組替案を作れなくなつた事実、第二十七国会で中小企業団体法案をめぐつて党が衆参両院で分裂状態になつたこと、最近では最低賃金法案をめぐる総評、全労の対立に引きずられて同法案に対する党の方針が動揺を続けたことなどがその顕著な事例といえる。今回の再建論争でも、労組に対する党の主体性の確立とか、①保守政権②社会党政権③社会主義政権の三段階に分けて一貫性ある政策を樹立する必要があるなどと叫ばれているのも、理由がないわけではない。

右のような綱領、政策とならんで、組織の伸び悩みも大きい。大会やら中央委員会のたびごとに、まるでお経のよりに組織拡大が唱えられてきた。だが党員はさっぱりふえない。共産党式の前衛政党ではなく、大衆政党を看板とする以上、これは党にとつて致命的でさえある。党員の日常生活が消極的なためか、党に魅力がないためか——こんな議論をくり返えしているうちに、自民党の組織化と共産党の浸透が、さらに創価学会の影響力さえ、党員の目に大きな脅威となつて映るようになつた。再建策の一つとして議員

中心からオルグ中心への機構改革が党内世論となりつつあるのも、逆ピラミッドといわれる奇巧な組織に対する反省が、ようやく党员全体のものになったためともいえるのである。それにしても、阿社統一から参院選挙の敗北まで、再建論争の底流となる社会党の党内事情はかなり深刻だといわねばなるまい。だからこそ、安保改定阻止の斗争が本格化する前に、少なくとも党员全部が社会党の将来に希望をもてるようにしたいという、派閥をこえた真面目な党员の声が、今次論争の出発点となつていとすれば、そこには十分に、論争そのものの意義が見出せるというものである。

(二) 現実の中の向坂理論

前掲のように昨三十三年十一月の「向坂論文」の発表と「社会党を強化する会」の発足を契機として表面化した社会党の今後の基本路線をめぐる理論斗争は、共産党を除いた「左翼陣営」の全般に発展した。鈴木委員長らの党主流派は十二月二十二日に「現状維持」を骨子とする「統一見解」を中執委で決定して、一応この論争に終止符を打とうとしたが、逆に火に油をそそぐ結果となり、この間の総評の民同幹部の運動とも関連していよいよ火の手は大きくなつて行つた。それは、この論争が既述のように、根本的には「国民党か階級政党か」、「国会斗争か院外大衆斗争

か」という同党の性格と戦術をめぐる「古くして新しい問題」から出発しているためである。

したがつてまず、理論斗争の背景の分析が重要なわけだが、年を越した三十四年一月早々での主なる論争は、大きく三つのグループに分けられた。まず第一は、問題の発火点となつた向坂理論である。これは統一社会党の綱領は誤りであり、明確な社会主義革命の目標と階級政党の性格をもたない党の現状は、キバをもたない虎のようなもので、政権はおろか、保守勢力を打倒して社会主義社会の建設すら不可能であり、ここで「たましい」の入つた党再建を行わない限り党は死滅するといふものであつた。この動きには原則的に党内の和田派（反主流）と総評主流が賛成した。しかし党主流を握る左派の鈴木派と右派の河上派、日労系の浅沼書記長らは、統一は正しく、現在の綱領である「階級的大衆政党」という性格と、議会主義を通じての政権獲得という方向から、結束して向坂理論に対抗する立場をとつた。これが第二のグループ。第三の立場はいわば党最右翼の西尾末広顧問の立場で「党の現状では政権はとれない。党がより現実化した政策を打出し、階級斗争主義をすてて、二大政党下の国民党といふはつきりした方向をとるべきである」とするものである。

しかし、この三つの立場はその後、新しい進展をとげた。まず総評がこの論争を党内論争という立場から、行き

詰まつてきた民同左派の再建ないし再編成に関連させて行動したことである。これは太田議長が岩井事務局長らと共に、旧藤若手党员だけを結集した「社会党を強化する会」（向坂氏はその指導者の一人）を国鉄、全通、全電通、私鉄などの単産組織に根をおろす動きに出た一方、同じく岩井事務局長とともに昨年末、鈴木派までも含めた「左派連合」を再結集し、統一後目立つてきた党の右傾化を阻止する動きに出た。そして一月十六日には和田派、鈴木派、野溝派、松本派の四派代表を招いて旧左派による党内主導権の確立を要望し、結局、鈴木派も総評の立場に押されて左派連合で行動を共にするという言質をとられ、十九日の党拡大中央委員会では、鈴木委員長もその挨拶の中で、ひと月前の「釧路談話」を一部修正して、党は本質的に階級的性格をもつ政党であると規定し、一步向坂理論への接近を示すに至つた。一方、第三グループの右派系の動きも、総評の左派連合の発展以来積極的に鈴木委員長擁護に乗出し、「釧路談話」に早速賛意を表すると共に、統一綱領と鈴木支持の線で「左へのよろめき」を食い止めようと必死に運動している。かくて鈴木委員長ら主流派は左派からも右派からも支持されるという微妙な立場となつた。

なおここに注目すべきことは、右派系の民主社会主義連盟が積極的な左派論争批判に立つたこと、その代表的主張は機関誌「民主社会主義」の三十四年一月号に掲載され

た蠟山政道氏の「社会主義と議会主義」という論文であつた。蠟山論文の要旨は「左派の社会主義綱領は、ひとくちでいえば結局は旧マルクス主義である。一応はマルクス・レーニン主義と異つて議会主義を認めるが、その立場はあくまで階級斗争にあり、その議会主義も便宜主義であり、手段として利用するに過ぎない。社会党を階級的な社会革命の党として規定する限り、議会主義のルールを尊重するか否かは、実力手段との比較において便宜的で価値の差異はない。議会主義の確立は世論の圧倒的支持をうけているのだから、党内の反議会的左派分子と、その背後にある総評指導者をいかに説得するかは社会党主流派、右派指導者の力量の問題だ」というものである。西尾氏が「綱領は妥協の産物だつただけに、いつか社会党再建が論ぜらるべき運命にあつた」といふ、統一後三年以上もたつて、向坂論文や蠟山論文が党内論争の種になるのも、それだけ理由があつたわけである。それは、西欧的民主社会主義にも徹し切れず、一方共産主義とも一線を画するといふ日本社会主義の宿命とさえいえるかもしれない。

このようにして、左右両派の論争はますます激しさを加えてきたが、前掲一月十九日の拡大中央委員会の席上では結局、執行部は暮に発表した「統一見解」で押切つた。即ち、これによつて、切迫した地方選挙や参院選挙へと党の関心を集注することになつたものであるが、それだけに選

挙後に延ばされた党大会では、再びこの問題をめぐつて活潑な論戦の展開されることは、十分予想されるところであつた。また、残された問題として、西尾派と対決しようとする左派にとつて、いちばん頭の痛いことは、中央の左派勢力が四派に分裂して対立感情が根強く残存していることで、来るべき選挙のためにも、このような左派連合の行詰りを打開しておくことが必要であつた。この一つの試みとして注目すべきものが、年初早々左派のなかに、科学的社会主義マルクス主義という考え方に對する再検討のうえに「新綱領研究会」を結成しようとする動きが出てきたことである。これは、党本部では比較的派閥色の薄い旧青年部出身の中堅書記と、関西に伝統的に残つている労農派批判グループが原動力となつたもので、「社会党を強化する会」が労農派理論に貫かれ旧左社綱領を旗印として左派連合を実現しようとしているのに対して、労農派理論とは違ふ新指導理論のもとに新たな左派連合を指導することを狙いとしている。即ち、この運動を推進しているグループの考え方は、向坂理論とは肌合ひの違ふ、いわばイタリヤ共産党式の大衆的な前衛党を目指しており、次のような点で一致しているようだ。即ち、①「向坂論文」は党首脳部の右翼的な偏向を警告し、下部の活動家の沈滞を破つた点で高く評価されるが、社会党統一の否定面だけを強調して、民主勢力の最小限の行動の統一をはかつたという肯定

面を無視して居る。②「社会党を強化する会」を敵視しないが、「旧左社綱領にもどる」運動は支持しない。③新たな綱領は、現実の大衆的な課題に根ざした弾力性のあるものとし、特に革命への移行過程を明らかにすべきで、そのために全面的な長期の論争が必要である。④いまの社会党は、幅の広い連合戦線であるという事実立上つて、これを行動を通じて「大衆的な前衛組織」に高める。⑤大衆斗争の展開とともに、これと密着した議会内での日常斗争を正しく評価する。⑥共産党には是非々々でのぞみ、一線を画することはしない。などがこれである。

このような新しい動きの一つの特徴は、上述のような党内の理論斗争を、派閥を超えた一つの「同志」獲得競争に転化しようとしている点にあるが、そのことの成否は九ヵ月後の今日、なお未解決のまま残されているようである。しかし、これと同時に政治学界などでの、向坂理論への再検討が、後述のような参院選挙後社会党大会にいたる経過のうち、かなり進んでおり、注目すべき所論が示されるに至つてゐる。それは、向坂理論が総評の民同幹部の行動を正当化する理論的道具に使われているだけで、社会党の再建という、いわば現実を変えていくエネルギーにはならないということである。向坂理論が現実を浸透し、現実を変えていく理論になりえないということは、それが最近の職場秩序の変化といわれている新しい事態に対応できない

ということとも関連している。たとえば階級政論論の「階級」というカテゴリーが、最近の合理化の進行などの結果、いちじるしい変容が起つた。いわゆる六・三制教育を受けた新しいタイプの労働者は、職場秩序の変化に見合つて、自分達の新しい生き方、新しいモラルを求めている。そうした欲求をもつ青年層一般を、如何なる勢力がつかむかが、日本の将来を決定する大きい問題なのだが、旧左社綱領の線に止まつているか見える向坂理論や、それを指導理論として支持する総評の現民同幹部は、もはやそうした若い労働者の欲求に方向を与え得ないということが、結局党再建の場合においてもはや現実的な力にはなりえないということなのである。これは果してどういふことであるか。

③ 社会党大会の足跡

社会党は昨三十三年秋から今日までの約一カ年のうちにすでに二つの大会をもち、またもう一つの大会をもとうとしてゐる。即ち、三十三年十一月十二日の第十五回臨時大会と三十四年九月十二・十六日の第十六回定期大会がそれであり、さらにこの十月中旬に第十七回臨時大会或いは再開大会が開かれようとしてゐるのである。僅か一カ年足らずのうち三回の党大会をもつことは、それだけでも社会党に何らかの異変のあることを示唆するものであるが、周

知のように、第十五回臨時大会は、第三十国会会期中に突如政府によつて上程された警職法改正案のために惹起された「変則国会」の事態收拾にのぞむ党の態度について討議したものであり、第十六回定期大会は党内理論斗争や参院選挙・地方選挙のために春の予定を秋に延期して開かれたものであり、さらにそこで党内問題混乱のため重要案件を残して休会したので、その間党内の調整を行い、一ヵ月後に再開臨時大会を開く予定となつたものである。即ち前者はいわば外来的契機によつて開かれ、後者は内部的要因に基いて延期と再開を前後に挟んで開かれたということにおいて、すでに経過した二つの大会は、その内容においても、またその意義についても、全く対照的な問題を呈示したものであつた。しかし、ここに看過してならないことは、この二つの大会が、その相貌を異にしたがらも、ともに社会党の当面しつつある大きな転換期を表示するに十分なものであつたということである。

まず第十五回大会について見よう。池上の大田区民会館で開かれた僅か一日だけのこの大会は、議題としては極めて簡単なものであつたが、その討議の内実は党内の複雑な空気を反映して、しかく単純なものではなかつた。即ち「空白国会」の事態收拾に臨む今後の社会党の態度について討議した結果、これまでの同党の基本的方針、つまり会期延長を無効として警職法改正案を廃案にし、衆院正副議

長が辞職するという「条件」を政府・自民党に主張しながら両党会談などを通じて打開の道をはかるという新しい方向を打出したのであるが、しかし大会における論議を通じても、事態收拾への解決策をめぐって党内の左右両派はもとより、総評、全労という二つに分れた論議が展開され、鈴木委員長ら執行部の意思はかなり細目にわたって責任を附帯的な形で負わされた。ただ大会の論議で一致していたことは「世論の動向を尊重せよ」ということと、「党首会談を拒否してはならない」という二点であり、この基本的立場で具体案を見いだせというに止まった。ところで大会には硬軟両論がありながら、何故上述のような抽象的なしこみを含みのある決定を行ったかというに、大会に出された強硬論、即ち「あくまでも会期延長を否認して党の主張を貫き通せ」という立場を主張し続けても、いさふり返つてみて世論が支持する「有効な解決策」とはならないし、さらにこのために大会を混乱しつづけることは、国会正常化の要望という方向に向つて世論の支持をかえつて失つて自民党に反撃の糸口を与えてしまふという恐れからでもあつた。それだけに左派系の一部議員や総評内部などには、何か割り切れない不満が残されたことは見逃しえない事実であつた。即ち、この場合の「世論」とは、警職法改正反対斗争の動向が議会解散、内閣総辞職の方向に進みつつあることを憂慮したマス・コミが、この反対斗争を国会

正常化の方向にすりかえた「穏健性」にほかならず、社会党執行部がこれに同調して、「敵の出ようをまつて対策を考へる」という答弁にみる妥協的ニユアンスをつねに発散させていたとすれば、単にこれをマス・コミへの恐怖症といわんよりは、本来の革新政党としての気構えを全く欠如した態度と断せらるべきものであつた。大新聞が一斉にこの社会党大会を評して、「ソツのない執行部の対策」といひ、「新生の息吸き満つ、謙虚に声聞く成長ぶり」を謳つているのも理由なきことではなかつた。もともと、この臨時大会は左派の下部組織が執行部を「突上げて」開かせたものであつたとすれば、警職法改正案や抜き打ち会期延長で、議会政治をおびやかしている政府・自民党とはまた正反対の方角から、この大会が議会政治を否認する勢力に圧倒されはせぬかと、ジャーナリズムが怖れていたとしても、革新政党としての社会党が、逆にこのジャーナリズムの意向に迎合し、自らの使命の遂行に極めて不十分であつたといふことは、総評や左派ならずとも、まことに奇異に感じるところであつた。議会政治を守り、その機能をいかにして發揮していくかを、政府・自民党自らが無視したことに対し、その責任を追及することに聊かも寛容であつてはならなかつたとすれば、この大会での社会党の決定の仕方に対し、「向坂論文」が発表され、「社会党を強化する会」が生れたとしても、それは十分に理由のあることで

あつたし、これを契機として社会党内の理論斗争が激しくかつ長期にわたつて展開されるに至つたことも、むしろ歓迎すべき事態といわねべき性質のものである。

では、次の三十四年九月の第十六回党大会についてはどうであつたか。前回の大会を過大なほどに褒めあげた同じ大新聞の記者は、「こんごの社会党の大会は、のぞきに行く価値はなかつた。それは、この大会が、西尾問題で終始混乱し、予定の議事進行もできず、執行部が全然バカにされ通した、という表面の現象のためではない。そうではなくて、その現象のうらに、根づよくわだかまり、この大会を動脈硬化したところの前々からの党内対立を、もう一度見なおすよりほかに、この大会の実相を知ることができなかつたからである」と述べているのである（朝日新聞、九月十七日付）。まことに奇妙な言葉といわざるをえない。前回に社会党が自らを道化人形化したときにこれをほめたたえ、今回のように社会党が、自らを真剣に再建するために苦悩の限りをつくしているときに、これを単なる、相も変らぬ派閥抗争とのみ観じ去るその態度こそ、却つてマス・コミの害悪を人々に感知せしめるに十分なものであるからである。ともあれ、九月十二日から始まつた社会党の第十六回大会は、その十六日の休会に入るまで、たしかに連日混乱に終始した。それは西尾個人に対する左派からの激しい攻撃と右派の防戦という形に終止したが、問題

はむしろ社会党がもつている本質的な「矛盾」を西尾問題が象徴したところにある。党指導部の無力、左右両派の体質と政治理念の相違、労働運動等に対する主体性の欠如、などをさらけ出しただけで、いちばん重要な課題であつた党の「再建体制」は何らできなかつた。だが、そういう党の実体を、左右の別なく全党員がつかんだということに、むしろ大きな意義があるといえるかも知れない。たとえ、大会の空気が一、二年前にはみられないものとなつていた。浅沼書記長がマアマ主義のうたごえを忘れて「もうオレのいうことなど通らない」と腕ぐみしたままであつたことも、今度がはじめてであつた。会場の九段会館では、純粹の「政党代議員」というものがだんだんと姿を消し、中央と地方からおどり出た「労組代議員」が肩で風を切つて横行していた。総評と全労が「労組本部」をそれぞれ社会党大会々場に移して総指揮をとつていたが、鈴木委員長ら党執行部の控室は、夜警の見張り小屋程度の権威しか与えられなかつた。全労会議系は右派全体を動かす力とはならなかつたが、総評の力は左派の全体だけでなく右派にも強い磁力で作用した。一方、思想団体の動きも激しくなつていた。正統派マルキシズムを自認する労農派の向坂教授が自ら指導する「社会党を強化する会」を足場に、松本、黒田、野溝および青年部の各派代議員の結束をはからせる前衛隊の役目を果たしていたし、また右派の民主社会

主義連盟の中堅派が議会主義を中心とする立場で右派系の擁護に立ち上っているなど、つねに二つの「力」の激突が見られた。

大体今度の大会が招集される前から、大会の焦点ははつきり浮き彫りにされていた。それは今度の大会を社会党内では「再建大会」と呼んでいたように、選挙、とくに今年度の地方、参院選挙で敗れた党の建直しをはかる重要な大会で、そのための準備として機構改革案（七月二十八日審議会、八月十日日中執委）も、運動方針案（八月二十日運動方針委員会）も次々と決定済みとなり、「当面の外交方針案」も国際局と政策審議会の合同会議で九月二日には最終案文決定の運びに至っていた。そして役員改選の話合いが残されているだけで一応の大会準備は終了したのである。しかし右の機構改革案や運動方針案の両案をめぐる論戦においても、すでに示されていたように、左右両派の主張は平行線のまま、言葉のうえだけ妥協した形で、たとえば「階級的大衆政党」という党の性格を、左派では「階級的政党」に、右派では「大衆政党」にそれぞれ重点をおいてみており、左派は左派なりに、総評と連携して「西尾派の排除」と「第二組合たる全労の勢力阻止」を戦略目標として戦術を練り、右派の西尾派はまた全労と連携して、河上派に右派連合戦線の結成を呼びかけつつ今度の大会が一つの「決戦場」となる事態を見通して、組織や資

金の面でも出来る限りの準備をしていたとすれば、まことに今度の大会は、すでにその開会前に「再建」にふさわしからぬ事態が、即ち党内各派の激しい対立が底流となつて渦巻いていたのであり、それがついに開会直前に「西尾除名問題」となつてあらわれたのも、決して予測しえないことではなかつたともいえるのである。

このように、もともと地方、参院両選挙後における党内の再建論争を大会で集約することに重大な意味があつたのに、各派間の論争が活潑になるにつれ、しだいに派閥の対抗意識が強まつき、とくに昭電事件無罪判決後活潑な動きをみせていた西尾氏がいわゆる「西尾ブーム」に乗り、次々と「西尾談話」を発表、総評をスポンサーとする左派の選挙責任を追究したり、安保条約問題に条件斗争論（別個の改定案を作れとの意見）を唱えたりするに及んで、「西尾を党から除名せよ」という強硬論が左派の下部組織や総評の一部に出はじめ、時恰かも開かれた総評大会（八月下旬）が西尾問題を大きく前進させることになつた。周知のように今次総評大会は政党支持の問題が紛糾、結局社会党支持が否決されてしまつたが、これは総評主流の立場を脅かす結果となつたのみでなく、総評主流とつらなる社会党の鈴木、和田派など左派に大なる衝撃を与え、社会党のあいまいな性格を一とき階級性に徹する必要を唱える左派はこの際西尾氏に一撃を加え、社会党を左旋回させな

ければならないということになつたようで、ついに党大会前の九月十一日に党内で最も強硬な青年部は西尾氏の除名決議を九十九対二十一の多数で可決するに至つている。

今次社会党大会は、このようにして西尾処分問題について河派の意見がなんら調整されないまま十二日に開かれ、大会の経過は十三日に西尾氏を統制委員会に付託するとの決議が可決され、十四、十五、十六の三日間は西尾派の脱党問題を中心として大会の運営を軌道に乗せるための工作が行われたわけである。その結果は大会を休会として、その間党内の調整を行い、十月に再開することで一応話合いがついたことは既述の通りである。しかしこの混乱を通じて各派はそれぞれの思惑から策謀をめぐらし、その駆引は保守の自民党すら顔負けするくらいであつたと伝えられたことは、社会党にとつては、まことに不幸な出来事であつた。開会以来西尾派は予定通り高姿勢で臨み、十三日の西尾氏の統制委付託決議に対する一身上の弁名に名をかりた「挑戦」によつて最高潮に達し、大会「不参加」という事実上の分裂になつて現われた。河上派が河上顧問を反対討論に立てたことも最悪事態を予想し、西尾派慰留への布石とする含みであつたといわれているが、事態はいよいよ急転し、河上派も慰留のためには、ついにいままでの日和見主義的な態度を清算して完全党内野党に踏み切らざるを得なかつた。この間西尾派が慰留説得に動いた河上派にその

線なら「復帰する」ことをほめかしたのも、第一目標の「オール右派結集」という収穫を見通したからだつた。河上派が党内野党を決意したのは初めてであるが、これに踏み切らざるをえなかつたのは組織をもたない中間派の弱みからであつたとみられている。だがこのとき、またも西尾氏が十五日、新党樹立構想という彼の最終目標を表面に出すことによつて事態は再転した。完全党内野党を宣言した河上派との連携を絶たれ、他方階級政党論の和田派の攻撃でこのとき窮地に立つていた鈴木派自身にとつて、この新党構想が出たことはまさに天祐でもあつた。早速これを口実に西尾派の意図粉砕に逆攻勢をかけ、また日労系の河上派の足をとめるために「統一のため浅沼支持」を打出した。西尾派はタイミングを誤つた新党構想によつて大きく後退し、十六日に「再建同志会」をつくつて低姿勢で党に残り河上派とのもつれの調整に時を費すということになつて、まことに上手の手から水が洩れた観があり、寝わざ師西尾として、珍らしい不手際とも評せられたが、他方にかに高姿勢にかえつて強気を出したかに見える鈴木派、とくに鈴木委員長に対しても、下部黨員とくに党青年部の風当りが毫も緩和されたわけではない。西尾問題が何らかの形で片づけば、ふたたび党内に鈴木不信任問題が再燃することは必至であるといわれている。ともかく、大会は運動方針を決めて休会となつたものの、単なる鈴木派の面子を

保つただけであり、戦う党体制などどこにもない。再建大会は再建同志会という分解作用への種しか生まなかつた結論になる。このような大会の姿は一カ月後の再開大会までに浮動する河上派を中において、激しい「暗斗」が行われるにとどまるであろうとみられている。このような社会党大会の足跡は、西ドイツ社民党が「階級政党」から「国民政党」に転換した際だけに、資本陣営や商業的ジャーナリズムからの批判も多い。しかし、西欧の社会党は一世紀にわたつての内部抗争と「実験」からそこに到達したものであり、事情は異なる。日本の場合には、戦前の無産政党は「社会主義運動」に比重がかかつて「政党」といえる存在ではなかつた。圧力団体たる総評にも決定的失敗がないことから、労組からの主体性を確立するチャンスもまだないわけであり、戦後十五年目の年令では、この混乱も当然の宿命であるといえよう。因みに、十六日結成された西尾派（社民系）の「社会党再建同志会（仮称）」の趣意書（要旨）は次の通りである。「今大会は選挙敗北の自己批判、党再建方針の確立のため開かれた。しかし一部総評幹部の大会に加えた圧力とそれと同調する左派勢力の突上げと、党首脳部の無気力により、大会と党運営は混乱し、党再建へのわれわれの期待は裏切られた。このままでは三分の一の壁を破れぬのみか国民の信頼を失い社会主義勢力の退潮と保守反動の独走を助長するであろう。この危機を克服し、政

権担当能力ある社会党再建を実現するためには党再建の意欲にもえる同志を糾合して前進しなければならぬ。われわれの再建目標は次のものでなければならぬと考える。①民主社会主義の立場に立つて資本主義を克服する。②その達成のため議会主義を堅持し一切の暴力に反対する。③外交の基本方針は正義と秩序にもとづく国際平和の確立とわが国の自主独立の推進である。④国民大衆の利益を守るため現実的具体的な政策を大胆に提示する。⑤共産主義と社会主義の相違を明確にし、共産党及びその同調勢力と対決する。⑥労働組合その他党外大衆組織に対する党の主体性を確立し、正常な協力関係をもつ。⑦党の組織運営に当つては党内デモクラシーを確立する。⑧以上の基本的立場に共鳴する国民各階層に広く門戸を開放する。党内外の同志諸君が広くこの趣旨に賛成され、ともに前進されんことを願つてやまない。」

なお、全労会議は十六日夜、東京麻布の本部で執行委員会を開き、右のような社会党再建同志会に対する態度を協議した結果、これを全面的に支持協力することになり、社会党支持団体との関係についての措置その他六項目にわたる方針を決めた。

（四）社会党はどこへ行く？

社会党はいま、十月二十六日に召集される臨時国会を前

に、どうやって党の統一を守りながら西尾問題でこじれた党の体制を建て直をすかに追われている。さし当つて臨時国会では与野党対決の一つの焦点とみられるベトナム賠償問題をとつてみて、ようやく大詰めの段階にきた日米安保条約の改定問題に対しても、まだこれに正面から立ち向かう党の構えができていない。伊勢湾台風など緊急を要する災害対策については、どうにか体裁をととのえたものの、臨時国会の会期や、社会党がかねてから主張している安保改定についての中間報告の要求、これに対する追及の布陣なども、いまのところ「新執行部一任」ということでほとんど白紙に近い状態である。「向こう岸」の政府、自民党が着々と党内の意見調整をはかどらせ、積極的に安保改定のPRスケジュールを進めているだけに、西尾問題の取捨に手を焼き、安保改定の反対斗争で立ちおくれた形社会党首脳部は、やはりあせりの色をかくせないというところである。

一口に「西尾問題」といつても、その意味しているものは極めて複雑であるうえ、社会党統一以前からの左右の根深い対立がその底を流れているため、いわばこの問題に社会党の抱えているあらゆる本質的な問題が集約されているといえる。来る十六日の再開大会を控え、あますところ「制限時間」もわずかである。西尾氏の統制問題を調べる社会党の統制委員会（委員長猪俣浩三氏）も十二日に西尾

氏を直接喚問して党大会と中執委から「起訴」された「容疑事実」について釈明を求め、翌十三日にはこれに対する統制委員会としての結論を出すことになっている。しかし、西尾氏の「処分」をどう決めるかは、もはや単に西尾氏個人の進退の問題ではなく、西尾派はもとより河上派までも含めた党の完全統一が保てるかどうかの重大なカギとみられている。左右も原則的にはいまの統一のワタはくずしたくないという気持をもっているが、感情的な対立や相互の不信感など、これまでの行きがかりもあつて、統一への道すじはなお曲折も予想されるようである。それでも大詰めにきた社会党の混乱は、その焦点が少しずつではあるが、はつきりしてきており、左右の話し合いの中心も鈴木主流派のある程度の譲歩によつて、西尾処分の内容そのものよりも、これから先の党の再建と運営のやり方にウェイトが移つてきている。とくに再建同志会など西尾派が強く主張してきた議会主義の尊重、党の主体性の確立、容共的言動の排除などを、同じ右派陣営の河上派が去る十月四日の全国代表者会議で大幅にとり入れ、事実上「オール右派」の形で左派系に対抗する方針を打ち出してからは、この「党のあり方」がクローズアップされており、いまや問題は党の運営に当る鈴木—浅沼氏らの最高首脳が、最後のどうハラを決めてまともにかかるといふ決断の時期にきているといつてよい。

ところで問題は、社会党はいま総評と全労から「絶縁」されているということにある。というのは、今度の社会党大会で決まった西尾氏の統制委付託に怒った全労が社会党の「支持関係」を「取消し」、一方総評も八月下旬の総評大会で「社会党支持」を「否決」されているので、形式上は労働運動の二大勢力と何んのつながりもないというわけである。しかし実際には今度の社会党大会を契機として社会党左派と総評、再建同志会（西尾派）と全労の関係は、以前にもまして緊密化したというのが本当で、西尾氏処分問題をめぐって混乱した社会党大会も、その最大の根源が総評・全労の対立関係だったことは明らかである。それだけに労組の党に対する圧力の強さが思いやられ、同時に再開大会を目指す党内調整も、結局この労組関係が片づかない限り、きわめて困難であることが痛感させられるわけである。「社会党再建」をうたった今度の党大会での主要議題の一つが「労組に対する党の主体性の確立」であり、参院選挙の自己批判で「労組幹部への依存から脱却」との方針を打出したにもかかわらず、大会が全く逆に総評、全労に振り回されたのは皮肉というほかはない。大会を終つての両労組団体代表者の「労組と党との関係」についての見解は次の如く報道されている。

岩井総評事務局長——両者の関係は対等の立場でお互に協力し合うべきものだ。党が労組を、或いは組合が党を支

配することはできないし、またやつてもいい。しかし社会党が総評なり全労なりの組織労働者の意見や希望を参酌するのは当然である。総評を圧力団体というが、我々が党に希望を述べるといふ意味ではそういわれてもさしつかえないが、我々はなにも労組の利益だけを考へろといつていいのではない。総評は党が貧しい労働大衆を守るために先頭に立つて斗えといつてるのであつて、この注文を悪いことだと思つていない。

和田全労書記長——党は組合の組織に介入すべきではない。ところが介入するから問題が起こる。一方労組が党に注文することはあつてもよい。党はいろいろと摩擦のある国民各階層の調節を図つて処理するのが任務だ。それが実際には特定グループの利益代表となり、アクの強い総評の走狗となつていふのだから国民の離れるのは当り前だ。

また総評と全労の対立を党に持ち込んだという批判に対しては「こんどの大会の性格は西尾氏の考えが間違つていふことを勤労大衆がはつきりさせたことであつて、総評と全労の争いには何の関係もない」（岩井氏）。「総評も全労も悪いというけんか両成敗式の物のいい方は世間に通りがよいだろう。しかしさつぱらんにいつて我々は総評にけんかを売られたので堂々とこれを買つて了つたのだ。総評は自分たちの意見だけが正しい、これに反するものをしめ出すという態度だが、全労は違つた意見も論議を通じて調

和をはかれというのだ」（和田氏）と、相変らずの「対立」ぶりである。

こうした労組関係を党側からみると、根本はすべて各議員の選挙関係ともいふことができる。衆参両院合わせて百人を越す総評系議員団と七、八十人に及ぶ全労推せん議員団の存在することは、何といつても、すでに社会党の中につちりと総評・全労が食い込んで、物を語るものである。大会で浅沼書記長が「もうオレの力ではどうにもならなくなつた」と嘆いたというのも、労組に根をもたない戦前の社会主義運動を経てきた幹部たちに共通した悩みであり、共産党の現幹部といえどもその例外たりうるものではない。組織票からいつても選挙資金からいつても、労組の党に対する影響力はむしろ当然の成行であつて、「労組に対する党の主体性の確立」とか「労組幹部への依存からの脱却」といふこと自体が、社会党議員の政治力の貧困を意味する以外のなものでもない、ともいえるのである。ただ問題は、総評と全労の対立自体が党内の左右両派の対立の根源をなすものであるという見方からすれば、総評・全労の対立の解消を措いては、党内派閥の解消はありえないといふことになる。それは労組の「政党支持の自由」といふ問題をはなれて、むしろ労組のいわば派閥の解消、即ち根源的には、第一組合と第二組合の対立の解消、統一といふことになるのであるが、これはユニオン・シヨツ

プ制の徹底ということによつてさえ解決しえない多くの問題を含んでいると同時に、逆に労組のもつイデオロギー的な対立にまで遡つて考へねばならないということにもなるのである。今日国際的にも労組の上部団体に大きく二つの対立が存在する如くに、各国での労組間の対立はきわめて複雑である。とくに戦後の日本のような労組の発展過程において、産業別或いは企業別の労組のそれぞれの成立事情や斗争経験によつて、著しい不均衡が示されているとすれば、総評と全労というような比較的数少ない上部団体に系列化されていること自体が、むしろ奇跡といつてよいほどすぐれて高度の発展段階を示しているともいえる。問題はそれら異なる労組関係において、何が共通の目標として共闘の対象となり、また社会党がそれを政治の面で、いかに強力に貫徹してくれるかに係わるものとすれば、わが国での社会党の行方も、そこに自ら前望的な活路が所期されるというものであらう。

三 日本共産党の動向

同じ無産政党或いは革新政党といつても、日本共産党の活動は、いちじるしく日本社会党のそれとは態様を異にしている。またその活動状況や行動範囲についても、きわめて抽象的にその意義や目標について語られるだけであつ

て、その具体的な経過や成果については、その機関誌・紙においてほとんど発表されることがない。したがって一般新聞紙やその他のマス・コミを通しての日本共産党の活動状況は、戦前の非合法時代とほとんど選ぶところのないまでに、一般人には隠秘に附されている。しかもそれにもかかわらず、自分の党以外の諸団体の活動や主張に対しては、政治、経済ならびに文化の全般にわたつて、完膚なきまでの批判を加えてとどまるところがない。とくに昨三十三年七月下旬の第七回党大会以後今日にいたる一カ年余の党としての活動は、全く批判のための批判に終始しているといつてよいほど、自らの実践活動についての記録を秘密にして、発表を敢に拒否している。わずかに最近（「前衛」一九五九年九月号）に発表された六中総決議（日本共産党第六回中央委員会総会の決議）の中で、地方、参院選挙戦の結果と安保条約改定反対斗争などについて、党の方針の「正しさ」を知らされてに過ぎないというものは、党幹部の独善性ないしエリート意識に対する一般国民の憎悪や疑惑が、必ずしも不当でないことを示唆しているようである。戦前における獄舎での残虐や桎梏は、かのトーマス・モアやトマス・カンパネラのそれに遙かに及ぶものでないのに、さらに今日なお生々しいシベリアでの日本人俘虜の虚遇にも大差ないものであるのに、それを今日なを誇示してはばからない彼らの意識は、日本共産党の発展にと

つて、まことに不幸な存在といわねばなるまい。しかし、それはともかくとして、今次の六中総決議「選挙戦の結果と当面の中心任務」と手紙「党を拡大強化するために全党の同志におくる手紙」は、右のような党首脳部の硬直性にもかかわらず、いかに下部黨員が第七回党大会以後における困難な情勢のなかで、苦しい戦いを遂行しなければならなかつたかを示唆している。即ち、まず「決議」は、知事選挙、都道府県会議員選挙、市長選挙、市議選挙、町村長、町村議選挙、参議院選挙のそれぞれについて、次のように議席、得票数、得票率の三方面から、成果と欠陥を「客観的に」分析している。①知事選挙、二〇都府県で戦われたが、党は岩手、秋田、長野、三重、大分、宮崎、鹿児島七府県で独自候補を立てて斗い、新潟、神奈川、大阪、福岡、和歌山の五府県では公然たる政策協定にもとづく統一候補で斗つた。岡山、福井、茨城、島根、徳島、佐賀の六府県では立候補しなかつたが、共斗もできなかつた。党の独自候補は五〇万近く票をとり、いままでの一般的な党の支持票の数倍ないし十倍をこえる投票をえた。統一候補は福岡でのみ勝利したが、社共を中心とする民主勢力の統一行動こそ、自民党を打破る最大の保障であることを示した。②都道府県会議員選挙では、社共両党はこれまでの全国の議員数の五分の一の勢力から四分の一の勢力へ近づいた。また社共、主として社会党が三分の一以上を

しめている都府県は東京、長野、大阪、京都、福岡、北海道の六に及んだ。しかし自民党も前回に比べて得票数、議席数とも増加していることは無視できない。党は一三二名が立候補して一二名の当選者を出し、改選前より三名増加した。得票数、得票率では前回三二万（〇・九％）から四四万（一・一％）へ増加した。また神奈川（川崎市）、富山（高岡市）、石川（金沢市）、広島（広島市）など大都市以外で当選しはじめたのは積極的な傾向である。しかし東京の現状維持、大阪の一名減などは、大都市の党活動の検討と強化が求められていることを示している。③市長選挙では、わが党は自社共同推せんが行われた二〇市に独自候補をたてて敗北したが、これまでにない支持を受けた、山形県酒田市では政策協定にもとづく統一候補を立て勝利した。④市議選挙では、五大市議会（大阪、京都、神戸、名古屋、横浜）に四一名立候補し一一名当選した。とくに京都では立候補一〇名のうち八名当選した。一般市議会では二八六名立候補し一六九名当選した。静岡、岐阜県では立候補の全員が当選している。今回の選挙の結果、わが党は県庁所在地一四市に新しく議席を追加し、全国の府県で市会議員をもつことに成功した。わが党の市議数は改選前の二二三名より七四増加して三〇七名となった。しかし横浜、名古屋、神戸など大都市に市議を確保しえなかつたことは検討を要する。⑤町村長、町村議員選挙では長野県村上市

長が再選し、わが党の町村長は香川県香川町とともに二名となる。町村議は二九四名立候補し、一六四名が当選した。町村長、町村議選挙の全体の動向をみると、まだ無所属の比重が圧倒的に大きく、その中には保守系の比重が大きいのが特徴的であるが、自民党の組織化の進行が著しい。⑥以上の地方選挙全体を通じて、わが党は当選者、得票数、得票率とも前進しており、党の自治体議員数は改選前の六一〇名から七四〇名に一三〇名増加した。しかし次のような側面を忘れてはならない。わが党の自治体議員数は都道府県議員では総数の一・七％、市議会議員では一・八％であり、全自治体議員総数に占める比重はきわめて微小なものであるということである。全党がこのきびしい現実と事実上反動支配の下におかれている自治体の現状を直視すべきである。⑦参議院選挙では、地方区においてわが党は三四府県で立候補を立てて斗い、七府県で民主勢力の共斗で社会党候補を統一候補とし斗つた。わが党は二名の全国区候補のうち一名を当選させ、党の議席は二名から三名にふえた。また党も参加した統一候補では山梨で社会党候補を当選させ、社会党は三一名の改選に対し三八名を当選させ、残留議員を含む同党の議席は七八名から八五名へ七議席ふえ、かくて参議院における改憲阻止勢力は改選前の八〇名から八八名に増加し、議席の三分の一以上を確保することができた。しかし自民党は前回に比べて得票率は

全国区では三九・七%から四一・二%へ、地方区では四八・四%より五二%へ進出し、議員数は改選前より五名増加し、議席の過半数を占めるに至つた。この反動勢力は創価学会、緑風会、中政連を加えると地方区の五五・六%、全国区五九・八%であつて、反動派にこのような進出を許したことは重視しなければならない。

かくて「決議」は、中央委員会が選挙戦の経験から次の六つの教訓をひき出したと述べる。即ち、第一の教訓は「党が労働者階級をはじめ、人民各層のあいだでの大衆活動をもつと積極的に強化しなければならないことである。党の力は人民大衆との結合のいかんにかかつている」とのべている。第二は、「これと関連して党は戦後における世界と日本の経済的・政治的諸関係の発展に対するマルクス・レーニン主義的分析の上に立ちながら、情勢の変化に即ち、労働者階級をはじめとする人民各層の生活と要求に即した具体的で、豊かな、生々とした政策をもつために一層の努力をはらう必要がある」とのべている。第三は統一行動の問題であるとし、「統一行動のための党の中央と地方の活動は、安保斗争の統一行動の発展、選挙における共闘の発展という二つの面で積極的な役割を果しており、その成果は少なくなかつた」とのべている。第四の教訓は議会と選挙斗争の問題であるとし、「今日のファッシュの反動化の情勢のもとで、議会と選挙のしめるきわめて重大な意

義を正しく理解し、党が計画的に議会斗争をおしすすめることが必要である」とのべている。第五に、「今回の選挙戦は第七回大会後の党活動の前進のなかで斗われたが、同時にそれ以前から存在する党内の困難な諸条件の制約をうけた」として、選挙戦のなかでいちじるしくあらわれた党活動の積極面と消極面についていくつかの事例をあげている。最後に、第六の教訓として、「現在の重大な情勢と党に課せられている任務に対して、党勢力があまりにも立ちおかれていくという問題をどうしても大胆に引出さなければならぬ」とのべ、①共産主義者としての戦闘的精神の未熟、②消極的な活動しかしない党員の存在、③個人的選挙のやり方の残存、④全体として党の組織力が非常に弱いこと、などをあげている。

このような、「決議」に示されたいくつかの教訓のゆえに、中央委員会は「手紙」のなかで、「われわれが真に新しい決意をもつて党拡大にさらに決定的な前進をかちとらないならば、この眼前の敵の攻撃をのりこえることは困難である。そして、また、将来にむかつて全人民とともに日本の革命を達成するというわが党本来の使命を果たすことができない」と強調しているのである。

右のような六中総の「決議」と「手紙」は、日本共産党が依然として高姿勢を続けることを示唆しているようであるが、それはまた同時に、自らの組織の弱さをもはや蔽い

かくしえなくなつていくことの表現とも考えられることは、とくにその文中において示される修正主義との斗争の強調にあらわれている。

なお、三十三年七月末の第七回大会と、その後における役員人事については、すでに前年度本年鑑に収録したので、ここではその後の日共の動向の中で世論の対象となつた若干の問題について説明すれば次の如くである。

(1)日共の中立化政策 II 日共は徳田論文以後一貫して中立を否定する態度をとつてきたが、三十三年十一月十九日の中共陳毅外相の声明、十二月二日のソ連グロムイコ外相の日本政府への申入れ等から、従来の方針を転換し、日本の中立化政策を打出すに至つた。即ち十二月十日、日共中央委幹部会は「日本人民の独立と安全への道」と題する声明書を発表し、「わが党は日本が今日おかれていく民族的危機から抜け出す道は、日本の外交政策を対米従属から真に自主的な中立政策に転換する以外にない」として、安保条約の破棄、如何なる軍事同盟への参加も反対する旨を説いている。三十四年に入つて一月十日から十二日に開かれた第四回中央委総会では「日本の中立化についての党の態度」を発表するなど、中立化政策を相ついでアカハタ等の社説に出しているが、その趣旨は社会党の平和三原則、ネールの第三勢力論等をすべて包含したもので、要は安保条約の廃棄、軍事基地撤廃を繰返して述べているに過ぎ

ず、党内においても従来との理論的ギャップを未だ十分に埋めておらず、下部への浸透も不十分であることは、前掲の六中委総決議からも窺われるところである。当面の中立化政策は社会党や総評との提携により安保条約改定反対へ集中されているとみられるが、社会党は三十四年三月十日の幹部会で、警職法国民会議とは別個に新たな組織を企画し、総評、護憲連、日中国交回復国民会議、全国基地連、全日農、青年学生共闘会議、人権を守る婦人協議会、平和委員会など日共の勢力下にある十団体で幹事団会議をもち、日共に対しては幹事団としてではなく、実行団体に認める方針を決定したことは、今後の日共の中立化政策を推進する母体ともなるわけで、今後の動向が注目されている。

(2)全学連問題 II 昭和二十三年九月十九日結成された全学連（全日本学生自治会総連合）はこれまで平和斗争、軍事基地斗争などあらゆる政治斗争に広汎に参加してきたが、三十二年十二月二十八日のアカハタ紙上では、「一九五七年の学生運動は民主勢力の有力な一翼としてこの役割をさらに強め、学生特有の敏感さと機動性を發揮した」と讃美されたが、三十三年度に入つては「反独占資本、反政府斗争」を露骨化し、動評反対、原水爆反対、道徳講習会阻止、警職法改正反対などの諸斗争に結集し、労学提携の中心で先駆的、推進的役割を果たしたが、同時にハネ上がった

トロツキスト的暴力革命を指向した不法行為をしばしば惹起し(学生関係の不法事件は三十三年に十八件、検挙者四十名、三十二年に六件、二十九名である)、日本社会主義学生同盟(社学同)に抱る急進派と日共主流派系統との間の対立が激化し、全学連第十一回大会(三十三年五月二十八日)には乱斗騒ぎを起し、同年六月一日に開催された日共のグループ会議での乱斗事件、引続く日共の除名処分などが行われ、これら除名された学生と日共との対立相刻は深まり、学生運動はますます激化の方向をたどろうとしているようである。前述五月二十八日から四日間開かれた第十一回定期大会では、東大を中心とする主流派と早大、教育大、神戸大の少数派とが意見対立し、乱斗騒ぎを起したが、委員長香山健一(東大)以下役員三十名中二十八名が日共党員で占められたので、六月一日、日共本部は全学連大会に出席した一二〇名を招集し、党中央から紺野与治郎、鈴木市蔵(大衆運動部長)高原晋一、津島薫の諸氏が出席して協議が持たれたが、グループ側と対立し津島氏は殴打されるという混乱を示した。日共は七月十七日に香山委員長以下十六名を、八月二十二日には中村社学同委員長以下九名を、それぞれ除名、活動制限等の処分を付した。その他夜学連や高校生を中心とした運動など、学生運動にみられる急進的な傾向は、一般に日共指導の誤謬の結果とも考えられ、今後の動向が注目されている。

(3)警職法反対斗争 日共は従来、社共統一戦線を軸とする「民族民主統一戦線」の確立を企図していたが、社会党側からの拒否によつて実現をみるに至らなかつた。たまたま三十三年十月の警職改正法案反対斗争を契機として、活潑に乗出し、十月二十八日の総評第三次統一行動の前後には各府県、地区において、地評、地区労に働きかけ、労組を中核とした下からの地域共斗会議の結成に全党の力を集中した。社会党本部では「警職法反対国民会議」にはあくまで日共を入れぬ方針をとつたが、下部の県連や支部では、日共を加えた地域共斗会議が続々と結成され、高知県では日共の委員を書記長とする県共斗会議、島根県では日共党員を実行委員とする共斗会議、福岡県では日共県委員長を副議長とする共斗会議が結成され、このほか群馬、長野、和歌山、山口、熊本、広島、新潟、大分、兵庫その他の府県でも日共を正式メンバーに入れた府県単位の共斗会議が結成された。日共は警職法改正を粉砕した後も、原水爆禁止、勤評反対、安保条約改定反対、岸内閣打倒などの政治斗争にこの組織を活用し、同時に経営細胞の拡大強化に利用せんとしていることは周知の如くである。

第七篇 農家経済と農民運動

一 概観(農業経済の問題点)

ここ数年農業経済は順調な成長を示しているようである。たとえば農業所得の対前年比増加率をみると、年によつて若干の違いはあるが、大体五%前後のそれを示している。三十三年度の農業経済の動向も、三十四年経済白書によると「一般経済が停滞から回復へという大きな基調変化を起したにもかかわらず、その影響はあまりうけず、農業生産の上昇によつて所得水準を高め、国民経済の中では比較的安定した部門であつた」(同書、二二二頁)。しかしこうした農業生産の上昇にもかかわらず、その発展途上に、いくた大きな問題が投げ与えられている。たとえば、右のような農業部門の成長ではあるが、これを非農業部門と比較すると、かなりその発展速度はおそいものである。就業者一人当りの所得にしても、非農業一〇〇に対し農業はわずかに四〇である。こうした農業・非農業の格差は、日本経済の安定的成長を望む上からは、大きな問題といわ

なければならぬだろう。一九六〇年は「黄金の年」といわれようとしているのは、経済規模が従来より一まわり大きくなり活潑な経済活動が予想されているからである。こうした日本経済のなかで、農業はいかにしたならばより発展し、経済の安定的成長に役立ちうるであろうか、重要な事柄である。

では、当面の農業経済にはどういふ問題が横たわつてゐるか。三十四年七月政府が設けた農林漁業基本問題調査会(会長東畑精一氏)は、曲り角にきたといわれる日本農業の進路を見出すために、本格的な審議に入つていられるといわれるが、旧い農本主義的傾向の考え方からの脱却ができずに堂々めぐりをしているとも伝えられ、いまだに基本的な問題点すら発表するに至つていない。むしろ注目されることは、八月下旬に入つて自民党と社会党が相ついで、長期農業政策を発表したことであろう。自民党の案はまだ素描程度のもので、二十年后に農業生産額を五倍にするといつた「長期」の目標を掲げただけで、具体的施策は今後の検討に待つとしてゐるのに対し、社会党の案は農業基本法

案、農業生産組合法案、その他国土高度利用、経営近代化などについて、かなり詳細な構想を明らかにしている。もともと農業政策は、農業経済の発展についての長期の計画性をもつべきもので、内閣の交替によつて安易な転換の行わるべきものではないが、政党がようやくその方向に目標を向けて長期的な施策を打出そうとしていることは一つの進歩であろう。

農業経済の基本問題は、まず何よりも農業生産力の上昇であるが、同時にそうした農業生産の高まりを、世界的な農産物の過剰傾向のなかで、経営的に安定せしめることでなければならぬ。ここに農業経営即ち農家経済の安定と進歩とが、何よりも基本目標とされる所以なのである。しかもそこには、上にみたように農業と工業の所得の格差が年々大きくなつていくという矛盾が、同時に農業政策の曲り角をも意味してくるのであり、またこの前提に立つてはじめて、当面の問題としての低所得農家（農村の雇用問題）や農地制度（農業法人の問題など）、の問題が注目の対象となつてくるわけである。

三十年から四年続きの豊作で、たしかに農家のくらしは向上してきた。同時に農村の生活文化も戦前とは格段に高まつている。だが六百万農家のうち、農業経営だけで生活を営むことのできる農家は、そのうちの三割にも満たないのが現実の姿である。農家経済がよくなり、生活も楽にな

つたといつても、それはひとところに比べて少しばかりよくなつたというに過ぎない。農林省は米の平均反収を引き上げて、平年作の水準を改定したが、これは農業生産力の向上を証明したものである。しかし、その反面では、生産に要する経費のための支出もかさみ、また国民全体の生活水準が向上するにつれ、農家のそうした面への支出も多くなつていく。総体的に農業生産は高まつてきたといつても、農家経済それ自体は、それほど好転しているとは思われない。むしろ今日では、多くの農産物が過剰生産となつて、豊作貧乏の形で農家経済を圧迫している。このままでは農業経営は、ますます苦しくなるばかりか、日本農業の健全な発展も困難とならうといわれている。ここに現在の農家の悩みがあり、またそこから農業経営の前進に立ちふさがり壁を突き破るための、農民の智慧が生れてくることになる。

周知のように近年の農業は、国際的な視野からしても、産業としての性格を強めることが要請されてきている。そのためには技術の一層の向上はもとより、生産規模の拡大、資本の投下も必要である。農業経済の発展にとつて必要なこれらの事柄について、多くの農家はそれが現状のような個別経営では、すでに限界に達しつつあることを意識し、これをつき崩そうとしている。たとえば、多方面でみられる共同化である。共同作業は農繁期の労働力問題を

解決するであろうし、一農家では利用しきれない農業施設や動力機械の共同利用は、その資本効率をいちじるしく高めている。しかし、こうした農作業の共同化のみでは、農業経営の合理化ないし近代化は達成しえない。経営の面からみるならば、より大きな商品生産を行える農業とするには、まず農家経済の経営規模を拡大するものでなければならぬ。ここに共同経営という考え方が、全国の農家の間で急速にひろがつた理由がある。かの徳島県勝浦町に端を発した農業法人化問題も、そのきつかけは、農家の税負担軽減目的から出発したものであるが、経済的合理主義を農業経営にも持込もうとする農民意識の現われとして、これを評価しなければならぬものがある。徳島県より一足先に法人成りした鳥取県などの例をみて、限界にきた個人経営を打破しようとする自作農の真剣な表情がうかがわれるのである。しかも、そればかりではない。法人化を進め、共同経営を行うことによつて、農村はいまや新しい意識に目覚めつつあるようだ。農業経営における経営部門と家計の分離、家族の労働に対する賃金の支払いは、自分たちの労働がタダでないことを自覚させ、それまでほとんど発言権をもたなかつた、二、三男や娘さんたちをも、一個の人格として扱う、いうならば、人間尊重の意識が芽ばえつつあるということである。それは技術革新下における若き技術労働者の意識が、これまでの労働組合の発展方向

を転換せしめつつあると同じ様に、新しい農民の意識が、これまでの小作人意識の農民組合の行き方を、全く異なつたものに転換せしめようとしているようである。

政府は農業法人について、現行農地法の関係から一応これを否認してきたが、農村における法人化への動きは依然として根強い。たとえば愛媛県のみかんどころの立間地区の如きは、三百六十戸が四十一社の共同化法人を作つているといわれ、これまでの一戸一人の形から一歩踏出そうという動きもあり、したがつてこの場合は税負担の軽減もさることながら、共同化による経営の近代化、合理化を目ざしていることは明らかである。農林省も農業法人の立法化を検討することになつていくが、一方全国農業会議所（会長堀本宜実氏）でも、三十四年七月二十四・五の両日鳥取で開いた第三回「現地研究会」で「農業法人の法制化に関する要綱」を決め、国会、農林省に働きかけることになつた。

もちろん、これら農業法人化運動が西日本の果樹栽培地帯から起つてきたことについては、果樹地帯が直接商品の流通部門に接する機会が多く、そのためコスト切下げその他経営合理化を狙う法人化の動きとなつたのだから、これは果樹農家だけでなく、いづれ米作農家にも起つてくるのが当然予想される問題なのである。ただ、ここで問題は、法人制が立法化すれば、それで経営合理化の目的が達

せられるということではない。後進国の資本主義化（近代化）がしばしば先進国の食いものになったように、そしてまた事実、中小企業の「法人成り」が大資本の系列化促進の一つの手段に利用されたように、農業法人化も十分に他の目的の手段に利用される恐れのあることは、最近農業法人の立法化に当り、農林省の外郭団体とみられる全国農協中央会と農業会議所との間に意見の対立ありと伝えられていることによつても、ある程度程度度されることであるからである。

だとすれば、農業経営の共同化を云々するまえに、それがどのような階層に、どのような矛盾の解決のために、それが必要とされるものであるかについて、もつと立入つて明確にする必要があるということになる。ここではこれを、次節の農家経済の動向の中で析出することにしよう。

二 農家経済の動向

三十四年四月二十八日、農林省は第四回の農村経済四季報を発表した。これは三十三年四月十二月を中心とする三十三年の農家経済を分析したものだ、それによると①四年続きの米の豊作と食糧管理制度による米価維持に加え、労賃俸給など兼業収入の伸びに支えられて、農家所得は前年より六%ふえている、②しかし毎年ほぼ一〇%ずつふえ続け

てきた農家の資材購入（投資）の伸びが著しく鈍つたうえ、消費支出も二・二%の増加にとどまり、貯蓄が大幅にふえていることが目立つ、というのである。その概要は次の通り。

(1)三十三年の農家経済①国内経済が景気後退から回復の過程をたどつたなかで、農家経済は引続き安定した基調を保つた。四月十二月中の農家現金所得は戸当り二十一万七千円（全府県平均）で前年同期の二十万五千円より五・七%ふえた。このうち農業所得は九万八千円（前年同期比五・二%増）、兼業収入を主とした農外所得は十一万九千円（同六・一%増）である。②所得の内訳をみると農業所得では米の販売代金が前年より一〇・一%（うち供出は前年比八%増、自由売り一七%増）、また農外所得では労賃、俸給手当が同じく一〇・一%それぞれふえており、この二つが農家所得増加の柱となつている。ただ全体としてみれば農業より農外所得の方が所得増に果たした役割が大きかつた。③農業生産資材の購入費は戸当り五万八千円で三十二年に比べわずか一・五%の増加（価格下落を調整した実質では三・五%）にとどまり、いちじるしく増勢が鈍つている。これは三十三年の酪農不振から飼料費が減つたことが大きく響いているほか、全般的に農家の生産資材に対する投資が一巡していることがうかがわれる、④農家の消費支出は現金支出額で戸当り十四万六千円で、前年

同期に比べ二・二%の伸びにとどまつた。可処分所得（現金）が六・二%ふえていることからみると消費は控え目である。これは衣食の面では消費が一応の水準に達したものの、テレビ、電気洗たく機など耐久消費財を買うほどのゆとりが十分でないため、余つた金は一応貯蓄しているものとみられる。⑤農家所得から家計支出と租税公課を差引いた余剰金は戸当り五万三千円で、うち六割強の三万四千円が貯蓄に向けられており、三十三年末の貯蓄高は戸当り二十一万七千円（前年同期比二・一%増）に達している。⑥農家経済を地域的にみると非常に異なつている。瀬戸内海沿岸（前年同期比一九・一%増）や北九州（同九・七%増）は非常に所得が伸び、また東海、近畿、山陰も順調に伸びた反面、北海道、東北、北陸はほぼ前年並みにとどまつた。

(2)農村物価の動き①卸売物価が三十三年秋以来反騰に転じている一方、農村物価は販売農産物、購入品とも軟調傾向を続け、三十四年二、三月になつてようやく下げ止り気味となつている。②三十三年度の水準は前年に比べ農産物が一・六%、購入品が二・一%（うち生産財三・七%消費財一・二%）それぞれ下がつている。農産物に比べ購入品の下げ幅が大きかつたため、農家経済の交易条件は多少よくなつている。③農産物価の下げ幅が小幅だったのは、三十三年産米麦の政府買入れ価格が前年並みに維持された

ことが大きな支えである。三十三年度中は野菜、果物、藪、畜産物など値下りしたものが多く、政府の価格支持を受けない農産物価格は前年度より八・三%も下がつている。

以上が、農林省の農村経済四季報の概要であるが、同じ農林省の「農家経済調査」月計の集計を引用した三十四年「経済白書」所収の農家所得と家計費の全国戸当り平均は次の第八十八表の如くである。これによると、農外所得のうち、林業、漁業、商業等の農外事業による所得は、三十三年において林業、薪炭部門あるいは沿岸零細漁業の不振等によつて、前年度に比して一七・三%も減少した。しかし、それにしても、二三・八%増という経済余剰が、消費の一応の水準到達のため、もつぱら貯蓄の増加にまわつ

第八十八表 農家所得と家計費（全国戸当り平均）

	三年度	三年度	三三/三三
農業所得	19,000円	21,400円	112.7%
農外事業所得	36,000	33,500	93.1
労働供給収入	100,000	110,000	110.0
農家所得	155,000	154,900	100.0
家計費	141,000	136,000	96.5
租税公課	34,000	32,000	94.1
経済余剰	14,000	18,900	135.0

(注) 農林省「農家経済調査」による。

たとされているのは、一戸年平均二六万円程度の農家所得では考えられないところであろう。そこで同じく「農家経済調査」によつて農家経営規模別所得、並に消費上昇率をみると次の第八十九表の如くである。

第八十九表 農家経営規模別所得、消費上昇率(全府県)

所得所業農	元年度(A)		三年度(B)		対比(B/A)
	所得	消費	所得	消費	
〇・五町未満	三三、三六	六、一七	三三、三六	六、一七	〇・八
〇・五町一町	一五、八七	一五、〇九	一五、八七	一五、〇九	一〇〇・九
一・五町二町	二六、四四	二八、〇七	二六、四四	二八、〇七	一〇六・一
二町以上	三六、〇七	三六、〇七	三六、〇七	三六、〇七	一〇〇・〇
〇・五町未満	一九、六五	二五、七五	一九、六五	二五、七五	一三二・一
〇・五町一町	二四、九三	三〇、六九	二四、九三	三〇、六九	一二五・三
一・五町二町	三三、四二	三七、一〇	三三、四二	三七、一〇	一〇八・二
二町以上	四三、六〇	四四、六九	四三、六〇	四四、六九	一〇二・三
〇・五町未満	四三、六〇	五九、四七	四三、六〇	五九、四七	一三六・三
〇・五町一町	一八、三三	二六、六九	一八、三三	二六、六九	一四五・一
一・五町二町	二六、六九	三〇、七五	二六、六九	三〇、七五	一三三・三
二町以上	三三、四二	三九、四九	三三、四二	三九、四九	一二五・一
〇・五町未満	三三、四二	四八、八六	三三、四二	四八、八六	一四六・一
〇・五町一町	三三、四二	三三、四二	三三、四二	三三、四二	一〇〇・〇
一・五町二町	三三、四二	三三、四二	三三、四二	三三、四二	一〇〇・〇
二町以上	三三、四二	三三、四二	三三、四二	三三、四二	一〇〇・〇

(注) 農林省「農家経済調査」による。
農家可処分所得は農業所得と農外所得の和から租税公課を差引いたもの。
即ち、これによると耕地面積別農家の農業所得の増加率

数年来の農業就業者数は千四百万人台を前後している。このことは農村の毎年ふえる労働人口の自然増加分が、他の職業を求めて農村から離れていること、同時に農業経営への人口圧力となる余剰人口を相変らずかかえていることをあらわしている。雇用審議会が最近まとめた「完全雇用に関する答申参考資料」によると、不完全就業者と定義づけられる農家(年間所得二十万円以下)が全国にざつと六十万戸からある。この家計さえまかなえないような低所得で働いている者は百万人と推定されている。これらの階層は耕地面積一ヘクタール以下の零細農に多く、しかも他に働き手がいないため副業はできず、農業一本にとりすがっている状態にあるというのである。三年続きの豊作の関係で、昨三十四年四月十二月の農村経済の四季報による農家所得は、既述のように、六%ふえたと農林省は発表したが、少なくとも全農家の一割は、なんらかの救済策を講じなくてはならない状態にあることがわかる。また労働省の調べによると農家の所得は非農林業就業者の家庭の四―五割程度の低い水準にあり、農業世帯一人当りの所得額を全都市勤労者世帯の一人当りの実収入と比べてみても七割程度に過ぎない。この低所得、あり余る労働人口が、わが国の就業構造を早急に近代化させることを妨げる主因となつてきているが、反面、最低賃金法の恩恵にさえ浴することのできない低所得農家は、結局生活費を切り詰めるほか、世帯

では、二町歩以上の大農家は二十九年から三十二年までに二二%もふえているが、五反未満の層では逆に二・二%減である。これらの零細農家では農業収入の低さを賃労働や農外事業収入に依存する割合がますます高まり、零細農家の賃労働者化が進み、脱農も緩慢ながら進んでいる。ここに農村雇用問題の深刻化が伏在し、ひいては低賃金労働の供給源とされる不完全就業の増大を惹起するわけで、農家経済と都市労働問題の密接な関連が、依然として今日の問題であるといふことである。以下、この農村の不完全就業の実体について、いささか立入つて考察してみよう。

周知のように、わが国の農業の実体は、零細な耕地面積と貧弱な資本による労働集約的経営という前近代的なものであるが、現在中核労働力は家族労働、しかも主婦労働によつて占められ、低い所得と生活水準が支配的であるといわれる。戦後これらの傾向が一段と強まつた理由は、終戦後の海外からの引揚げ、人口の農村への還流などで、昭和二十四年以降農家が六百万戸(戦前より五十万戸増)にふくれ上がったこと、二十五年の農業センサスで六百二十五万ヘクタールといわれた耕地面積が、宅地転用などで減る傾向にあることなどで、農林省の調査では昭和八―十年当時、農家一戸平均所有面積は約一・〇ヘクタールだったのが、最近では〇・八ヘクタールに減り、零細農化してきたことを示している。ところが農業人口はどうか。ここ

構成員の有業率を高める結果ともなるわけである。

最近農村の目立つた現象として、専業農家が減つて、兼業農家がふえたことがあげられるが、また農業に従事する青少年の数が減つていることも最近の特徴である。文部省の調査によると、二十五年三月卒業の新規学卒者で農業についた者は四十万人(うち男子二十三万人)だったが、二十八三年三月卒の場合は二十八万七千人(同十六万人)と減り、三十四年三月卒の場合は十八万人(同十万人)と激減して、右の傾向を裏付けている。農業から離れる新規労働力のなかには、本来農家にとどまらねばならない世帯主、長男も多く含まれ、戦前と変つた最近の特異な傾向とされている。しかもその就職先は、いちばん有利な新規学卒の場合でも大企業より第三次産業、しかも零細企業が多い。労働省が調べた三十四年三月卒業の傾向をみると、新規高卒の農村出身者二万三千六百三人の規模別就職状況は、「十五人以上九十九人」の小企業がいちばん多く三七・九%、次が「十四人以下」で三一・八%、「五百人以上」の大企業には一〇・六%しか就職していない。(これに反し工業都府県出身者の場合、就職した七万四千七百人のうち、「五百人以上」に就職したものが二七・六%、「百人以上四百九十九人」二六・三%と大企業への就職が過半数を占めている)。つまり農村出身者は零細企業に大体七〇%就職しているわけで、将来不完全就業者となる可能性が

あるとされている。

ところで、農村の人口圧力を代表するといわれる二、三男の動きはどうか。まず農業人口に含まれる十六才以上の二、三男は農家百戸当り三十人おり、このうち農業を主にやつてゐる二、三男は七人、農家に居住し、通勤労働してゐる二、三男は十四人と推計されている。農家に専従してゐる二、三男も、二十五才までには四分の三以上の者が離農して他に勤め口を捜している。二、三男の動きは二通りあることがわかる。即ち、一つは学校を出るとともに農業以外の他の職業につくもの、他の一つは上級学校へ進学又は農業に従事するため農村にとどまるもので、前者は一ヘクター以下の零細農の家庭で多くみられ、後者の例は経営規模の比較的大きい（一ヘクター―一・五ヘクター）農家に多くみられる。特に多くの問題をかかえてゐるのは後者の場合で、一定の年令（結婚適令期）まで農業に従事したあと、その農家から出ていかなければならないが、高年令層に達してからは好条件の雇用につきにくい。結局養子か分家するか、その農家にとどまつたまま家計補助的な低賃金で働くことになる。しかし所有面積などで分家の方法で解決することにも限度があるとすれば、残された道は出稼労働者か臨時工である。この点は農林業就業を前職とする者の就業先をみれば明らかで、ほとんどが低い労働条件の職場に就業している。また出稼組は農業日

雇、造林、伐木、水産業、その他女中、子守、雇われる仕事の決まつていないものなどとなつてゐる。雇用審議会では季節出稼ぎは十九万人、季節雇人夫、日雇百十五万人と発表した。

このような低賃金労働者の供給源として、ひいては不完全就業を温存する役割を演ずる農家の二、三男対策について、農林省では従来建設省と協力して二、三男を対象とする中央、地方建設隊を組織し、開発機械の操作など、「職業訓練」を行い、かなりの成績をあげているが、訓練設備が小さく、人数も限られているため、新分野の労働市場開拓が当面の課題となつてゐる。

三 農民運動の動向

今日、日本農業が重大な転機に立つてゐることは上述の所論からも、一般に認められてゐるところであるが、その意味は二つに分けられる。第一は、工業の発展に対する農業発展の速度の必然的な立ちおくれによる所得開差の問題であり、第二は、農業内部における所得不均衡の問題、とくに低所得農家の多数存在の問題である。このまま推移すれば、この矛盾は、いずれもさらに進行することが予測される。今後の農民運動の方向は、つきつめてゆけば、結局は、この二つの基本的な課題に直面するわけである。戦前

及び戦後の農地改革までの農民運動は、小作人の地主に対する斗争であつて、単純でもあつたし、分りやすかつた。現在はそのとはちがつて、きわめて複雑な様相をおびてゐる。

全日農（全日本農民組合連合会）は昨三十三年三月の形式的大会から一年半。三十四年八月初めて全国大会を開いて運動方針を決定したが、その内容は、米価をはじめ農産物価格をめぐる運動を主体と考へてゐるようである。価格が、農民の所得に重大な関係をもつことはいふまでもないし、また価格に対する運動が、農民にとつてもつとも理解し易いこともたしかである。だがいわゆる価格斗争には、自ら限界があり、またそのみによつて問題の根本的な解決を期待できないことも事実である。米麦をはじめ、サツマイモ、酪農、タバコ、養蚕など、それぞれについて農民の要求と運動があり、それを並べあげ、さらに税金問題などをつけ加えることにより、運動方針の作文はできるが、未来の展望をどこにおくかという点になると、全日農の大会決定はまことに物足りない。少し強い言葉を使えばお座なりともいえるだろう。今後の農民運動は、農業構造にふれることが、当然の筋道といわなければならない。いわゆる法人化なり、共同化の問題をとりあげたのは、今年の大衆の注目すべき特色ではあるが、そのとりあげ方は、概して観念的である。これは、全日農という組織の性格からくることかも知れない。

昨三十三年来、全国各地に、農民の政治的結集の動きが

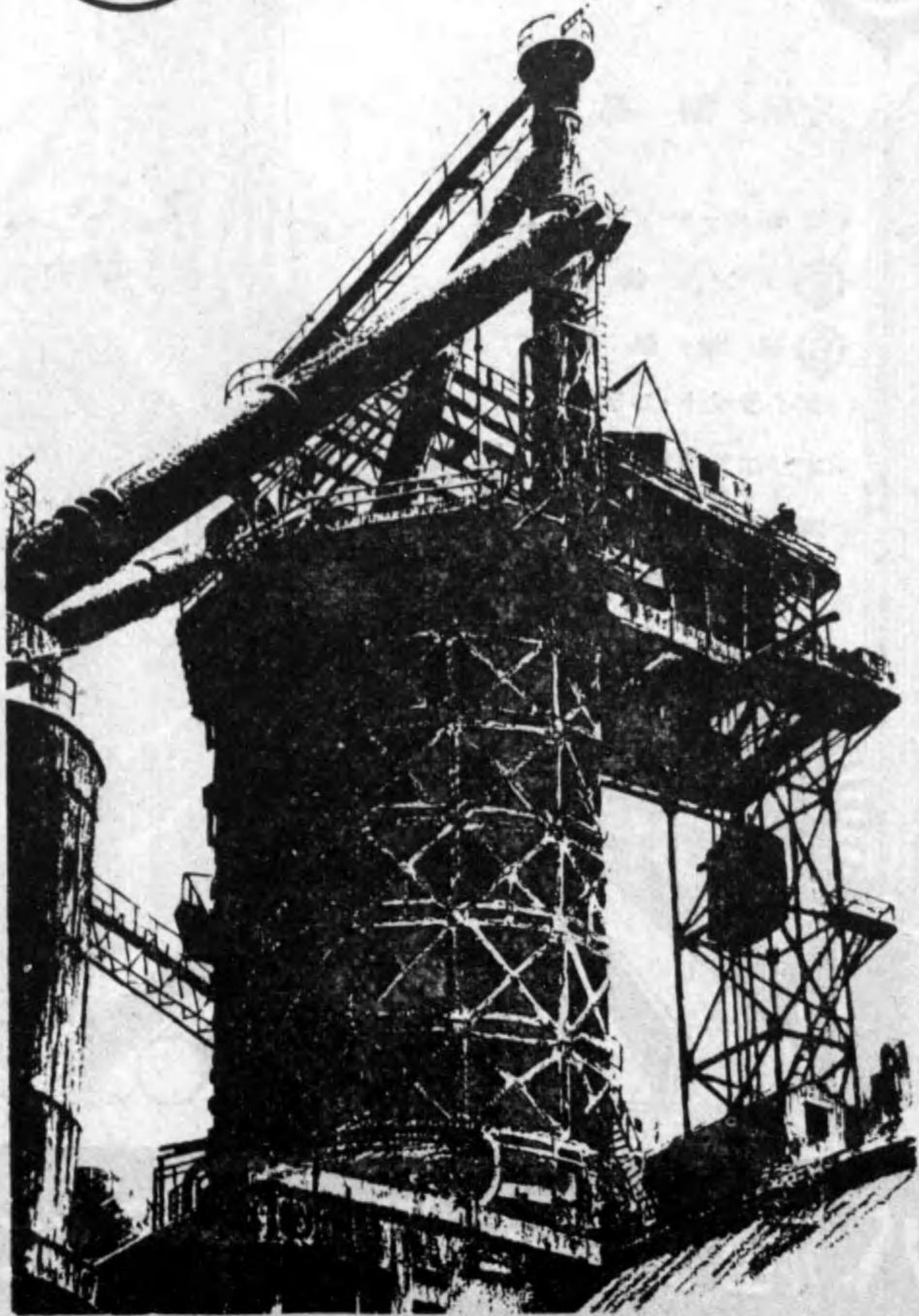
出てきたことは注目すべきことであつて、政治団体を結成して、衆参院選挙や地方選挙に押し出した動きは、かなり活発であつた。あるものは、個人の選挙母体的なものもあつたが、なかにはその政治団体が、地方政治に重要な発言権をもち、また既成の農民組織の民主化運動にのり出してゐる傾向もみられるのである。このような分散的な運動は、自然発生的であるだけに、まだ全国的結集にはほど遠いが、転機における新たな農民運動の芽生えともみられよう。

現在の農村は、古い指導者群によつて毒されている面が少なくない。かつての小作争議の斗士が、今ではもつとも保守的なボスと化して、若い年代層の成長を抑えている例も少なくない。農民の自主的組織であるべき農協にしても、多数農民の利益のための結集体として資格を欠くものがある。将来の農民運動は、農業構造そのものの変革へ新たに焦点をおくべきであり、それは農村社会なり既成組織の民主化運動と結びつたものでなければならぬ。価格問題その他をめぐる要求も、そのとき初めて筋金に通つてくるだろう。

だがそれはともかく、当面の問題はやはり農民の新たな組織化にあることはいふまでもない。現在、全日農に組織されている農民の数は約二十五万人といわれているが、日本の農民の大部分は未組織の状態にある。この未組織の農民をどう組織するかということは、当面の農民運動の重要な問題であると同時に、きわめて困難な問題なのであ



製鉄・造船



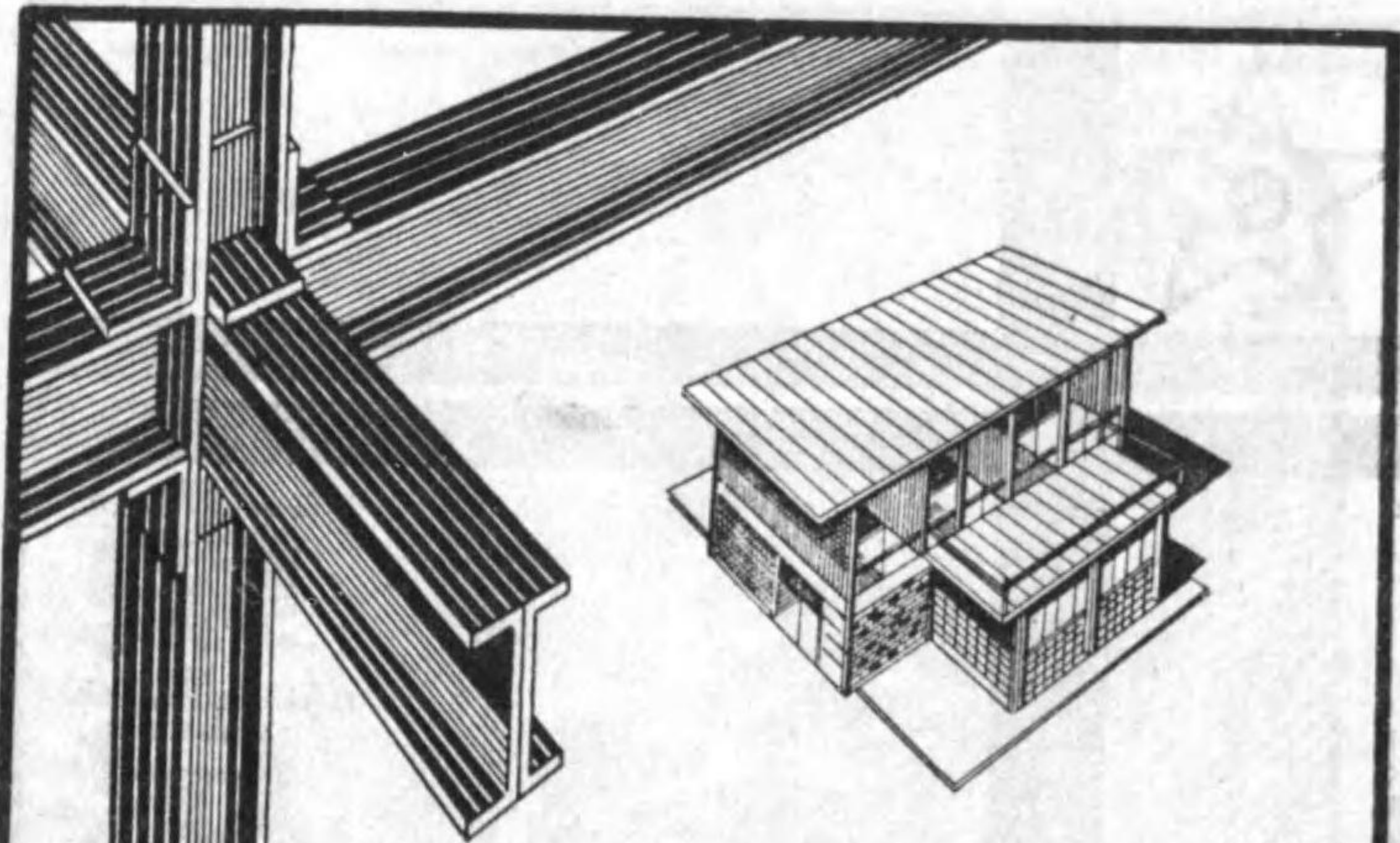
日本鋼管

東京・大手町
TEL (23) 代表 7711

る。全日農はこれに対して、どのような立にち向かうとしているのであろうか。

「役員作りの大会」といわれた今次全日農第二回全国大会は、百九十九人の代議員が三日間、運動方針、組織づくり、組合財政と取組み、初代会長に野溝勝氏を満場一致、波乱なく選出した。戦後の農組が統一派（共産系）、新農建派、全農派（以上社会党右派系）、主体性派（社会党左派系）の四派に分裂して指導理論が混乱し、斗争目標を失っていた。そこで昨三十三年三月やつと形成的な合同大会にこぎつけたものの、派閥抗争で会長も運動方針も決まらず、こんどの大会でようやく「完全統一」へ一歩前進した形となった。三日間の大会の中では政党支持問題、農業法人と共同化の問題、階層分化の見方など基本的な課題の討議とともに、土地改良、米価、養蚕、共済制度、二、三男問題などについて活発な討議が行われた。運動方針では新農建派の代議員が支持協力する政党を明らかにすべきだと主張したが、政党に対して自由であるべきだとの意見が支配し、問題にされなかつた。農業法人と共同化の問題については共同化、近代化の面を積極的に評価し、農業生産組合法の制定を要求すべきであるとの意見と、共同化の動きを大きく評価することは、農民に共同化すればよくなるという間違つて考えを与え危険である、との意見が対立したまま、新執行部に一任したが、農業の根本にふれる問題だけに新執行部の試金石となろう。安保阻止については単なる決議だけではだめだということで、県や市町村の長に全

日農として「阻止協力」を呼びかける方針をつけ加えたが、農民と安保問題を結びつけることは非常に困難な情勢にあるようだ。また反独占斗争については米価斗争と同じ方法で肥料資本に向ける方針を確認したことや、合化労連との提携を進めることになった。このほかこれまでの農民運動が世帯中心であつたことから脱皮し、二、三男、婦人層を斗争の中心に参加させることに決めたことは、新しい動きとして注目される。また独占資本と対決する組織の中核を中、貧農におくか、全農民におくかは結論が出なかつた。前述のように、全日農といつても、六百万農家のうち二十五万戸しか組織していないとすれば、「全農民」の組織にはほど遠い。しかも統一派と主体性派が圧倒的な勢力をもっているため、野溝—亀田（書記長）ラインで役員人事を押し切つたものの、三宅正一氏らの新農建、稲富稜人氏らの全農は、時あらば反野溝戦線を結成しようとしているといわれ、そのうえ、一人当り月二円の本部組合費も昨年度は一割しか納入されておらず、財政を国会議員団や友好政党団体にたよつているかぎり、政党、政派の対立で、いつ分裂の危機がくるかわからない状態で、全日農の今後にはなお大きな課題が横わつているとみられている。また、旧地主の土地取上げ、農地補償の動きに対する斗争をはじめ、選挙のたびに保守政党に食われている農民地盤の失地回復と組織化を大会で叫んだ全国の若い代議員の声は、そのまま、新執行部に当面の課題の何であるかを訴えたものだろう。



これからの住居.....

火事や地震は、いつおこるかわかりません。

国の統計によれば、毎年400億円もの財産が灰になり、15万人もの人々が住む家を失っています。

このような心配をなくして平和で豊かな生活を1日も早く営むことはだれでもの希いです。

それには、これからの住居はぜひ耐震・不燃住宅にいたしましょう。

富士製鉄の「軽量形鋼」と強力トタン板「フルハード」は、建築の耐震、不燃化に富士製鉄が自信をもつておすすめする最適の建築用材です。


 **富士製鉄**

本社 東京・日本橋
工場 室蘭・釜石・広畑・川崎



新製品

電気メッキブリキ

 ポンテ鋼板

 亜鉛鉄板

ダイライト・コア

オリエント・コア

直線型鋼矢板

焼入軌條



八幡製鐵株式會社

本社 東京都千代田区丸の内1丁目1番地(鉄鋼ビル)

鋼索・合織ロープ・網
ガードケーブル・PC鋼線

東京製網
東網商事

東京都中央区日本橋室町2-8

東京瓦斯株式会社

取締役社長 本田弘敏
取締役副社長 安西浩

東京都中央区八重洲1の3
電話 (28) 0111-10・0121-10・1121-10

皇室御用品



創業一六一六年・純粹天然醸造

しおんゆ
トゲタ

銚子醤油株式会社



(旧 浅野セメント)

日本セメント株式会社

取締役社長 井上 英熙

本社 東京都千代田区大手町一ノ四
大手町ビル六階

第一セメント

ポルトランドセメント
高炉セメント
生コンクリート

東京都中央区銀座東7の6
社長 谷口 稠
工場・川崎市浅野町

第一篇 世界労働情勢概観

一 世界経済の動向

フルンチヨフ・ソ連首相のアメリカ訪問（一九五九年九月一五〜二七日）は、いまや世界の政治経済に新しい時代の到来を告げつつあるかの如くである。もちろん、アイク自身を示唆しているように、米ソ首脳会議（九月二五〜二七日、キャンプ・デービッドでの）はあくまで雪どけへの第一歩であり、本格的な雪どけがはじまったと断定するのはなお危険である。今度の会議が成功だったことは当然認められるにしても、それはいわゆるパーソナル・ダイプロマシーの成功である。二人の指導者が平和への道を切りひらくことに共感したという点に大きな意義があると同時に、それだけにその成功は心理的要素を帯びており、まかり間違えば、もろくも崩れ去る危険を多分に内包している。

しかし、それはともかく、フルンチヨフ・ソ連首相が九月十八日の国連総会で述べた軍縮提案の内容は西期的なものであった。「軍縮が、発展した資本主義世界に恐慌や経済

的不況をもたらすという、いつわりの主張は打ちくだされるだろう」というのである。もしこの言葉がアイゼンハワー米大統領がいつたとしたら、世間は別に騒がないであろう。ところがこれはソ連首相の言葉であり、マルクス・レーニン主義経済学者を含めての世間一般が驚いたのには、理由のないことではなかつた。また九月二三日、スチーブソンソ前民主党政大統領候補と会談したときには、「米國は失業者と不況の心配なしに兵器生産をやめることができ」と述べたあと「同氏の手記によると「鋭い目にいたずらつぼい色を浮べて「少なくとも、これは米國の工業家が口をそろえて、私にいつているところだ」とつけ加えたといわれている。十年ほど前には、米國の資本家やその代弁者たちは、この問題の見通しについては、共産主義者の「待望」と同程度の強さで心配していた。たとえばU S ニューズ・アンド・ワールド・リポート誌の九月十四日の論説で、フ首相がフォーリン・アフェアズに載せた平和共存論を「ヒトラーばり」のデマ論議だときめつけているが、その同じ雑誌の十年前の一九四九年の一月十四号の論説で

は「軍備支出は米國にいつわりの繁榮を与えてきた。…もしスターリンが和を講じたら、わが國の經濟にショックを与えて雇用状態をめちゃくちゃにし、投資家にいい知れぬ苦痛をひき起すだろう」と書かれていたからである。しかし、第二次大戦の終了と朝鮮の休戦成立と、二度の大幅な軍事費削減に対して、アメリカ資本主義はいまだ軍縮をそんなに恐れていない。先般来日したサミュエルソン教授も「フ首相の訪米で冷戦が緩和され、国防費が相当に削減されても、大したショックにはならない」と述べている。だからといつても、資本主義体制のもとで「完全軍縮の実施によつて、住宅や病院、道路、食料、日用品の生産に巨大な資金をまわし、戦争のための税金をぐつと減らし、無数の一般市民の歓迎を受ける」と、フ首相がいつほどに、事がすらすら運ぶかどうかは問題である。短期的にみても、多少の景気後退が起ることは免れないし（事実、鉄鋼ストの影響もあるが、早くも九月二十二日のニューヨーク株式は八月三日のピークを六十一ドルも下回つた）。長期的には、軍縮で浮く数百億ドルの資金を、人民の福祉向上のための公共投資や減税に抵抗なくまわせるはずがない。フ首相はそれを知りぬいてから「いたずらつぽい」目付をしたのであらう。それにしても、軍縮で資本主義が必ずしも「大恐慌」におちいるものでないことを認識したフ首相の現実感覚は注目し値する。資本主義が行詰

まれば行詰まるほど軍事化に依存せざるをえず、依存すればするほど搾取の基盤そのものが掘りくずされて、資本主義が崩壊への道を急ぐ、というのは、一九三九年のソ連共産党第十八回大会のスターリン演説、一九五二年の「スターリン論文」以来の公式的な見解であつた。なるほど一九五六年の第二十回大会では、フルシチョフとミコヤンが「資本主義の絶対的停滞性」を否定して、それ以来マルクス主義の現状分析は以前よりは柔軟になつた。だが經濟軍事化の命題についての考え方は、ほとんど旧態依然たるものであつた。たとえばE・バルガは「平和と社会主義の諸問題」の一九五九年八月号で「国家独占資本主義は、独占体の恐慌の重荷を非常に軽減させた。それが可能になつたのは、軍事注文が戦時の水準を維持したばかりでなく、時には増大さえ示したおかげである」と書いている。フ首相の現実感覚にマルクス經濟学が追いつくためには、資本主義の絶対的停滞への歴史傾向という「法則」を支柱としているマルクス經濟学の基礎理論の構造そのものが、建直しが必要があるといふのであらうか。

だが、それにしても、最近の景気診断は猫の目のようによくかわる、といわれている、有名なハーバード大学のスリクター教授は、アメリカの景気について、この三月（一九五九年）には次のように述べていた。「以上のようにみると、ここ数カ月經濟拡大の強力な要因であつた在庫政策

は、その力の大部分を使いきつてしまつたことがわかる。また今後数カ月の政府支出による刺激も過去数カ月ほどではないと思われる。そこで個人消費支出と設備投資の増加がこれから經濟拡大を支配することになるが、これまでのところ企業は設備投資をふやす意向をほとんど示していない」（日本經濟新聞、三月二十八日）。これから考えると、アメリカ景気は今後数カ月足ぶみをつづけるように思われる。しかし四月に同じスリクターは「個人所得は引続き記録を更新しつづけている。三月の小売売上げはこれまでの最高だつた昨年十二月の記録をぬいて史上最高をつけた。建設契約高は依然高水準にある。製造工業の新規注文は在庫蓄積の動きを映して二月以上の増加となり、いままでの最高である一九五六年十一月にあと一步まで迫つた」と述べている。（日本經濟新聞四月二十二日）。これで見ると、三月にいつたことが本当なのか、四月にいつていることが本当なのかという気がする。

しかし、これもあながち診断者の罪だとばかりはいえない。經濟の實體そのものが變つているのである。實際、アメリカだけでなく、ヨーロッパや日本の經濟の動向をみて、昨一九五八年以来、工業生産をとつても、世界商品價格をとつても、数カ月間の上昇と下降、あるいは上昇の歩調の加速化と緩慢化の交替がくりかえされている状態で、こういう状態がまだ続く可能性が大きい。スリクターに統

いて、イギリスのオックスフォード大学のハロッド教授は次のようにいつている。「世界的な景気後退がここしばらく悪化の様相をみせていないのはいい兆候である。原料品價格指數は依然低水準を続けているが下落はしていない。先進國の輸出もかなりよく維持されているようだ。回復と下降の力はうまく均衡しているようにみえる。そこで世界經濟は目立つてよくも悪くもならない横ばいの動きをしていると考える向きもあらう。だがこういう見方はこれまでの經驗とあわぬようである。長期にわたる安定はまだまだかつて存在したことがなく、經濟の動きは上つたり下つたりしている。したがつて景気の回復は遠からずやつてくると見られるものがある反面、景気は未だ下降傾向の舞台にあり、今後經濟活動がさらに低下するとの見方もあながち否定しきれない」（日本經濟新聞、四月二十九日）。世界の景氣動向に関する限り、どつちつかずとも見えるハロッドの言葉が、むしろ當つているといえるのである。

去る七月二十九日（三十四年）、經濟企画庁は「世界經濟の現状」と題する初の「世界經濟白書」を發表した。世界經濟の動向の分析については、さきに国連の經濟年次報告（国連年報）と國際決済銀行の第二十九回年報（BIS）の二つの世界經濟報告が出ており、それぞれ景氣後退要因やいわゆる經濟の成長・安定論争についての見方に対立を示しながらも、世界的に權威あるものとしての定評をもつ

ているが、わが経済企画庁の今次の「世界経済白書」が、その客観的な資料価値において、どれだけのものをプラスしうるか一応疑問とされている。しかしそれにもかかわらず、われわれはこの報告に注目したのである。それは、日本経済も今日のように成長してくると、単に国内経済的な視野だけでは、その中心の発展方向を考へることができなくなつてきており、大きな或いは長期的な経済政策をたてようとするれば、どうしても世界経済の動きを大きくつかみ、その潮流に逆行しないような配慮が必要であるからである。しかも、それは単に、日本の場合、経済の国内均衡のほかに、国際均衡も考へていかねばならないといった経済の成立や環境に即しての必要性ばかりではない。近年における世界各国の経済は、技術革新の進展、地域化、自由化の歩みなど、大きな変化を示しており、それらは各国の経済のあり方、企業のあり方として、いよいよ固い武装ないし身構えをさせるのに役立つている。こうした「世界経済の体質改善」の潮流を前にして、わが国だけが旧い体制と考へ方のまま、ただ「特殊性」だけを主張していればよいということにはならないからである。経済の重要な環としての労働経済や、これとの関連における労働組合運動についても、この意味において「日本の経済の体質改善」という積極面から、世界経済の動向をみた調査報告の必要を、政府なり官庁なりが認めたことを示すものとして

、今次の発表は一つの前進なのである。

さて、この経済企画庁の報告は、一九五七年から五八年にかけての世界経済の動きを、国連など各種国際機関の統計や調査結果をもとに分析したもので、この間に自由世界を見舞つた戦後三回目の景気後退から回復への過程を通じて、世界経済と日本経済がどのような関係にあつたかを明らかにしたものである。同庁は昨年も同じような調査を行つたが、今年これを初めての公式報告としてまとめ、さきに発表した国内分析を中心とする「経済白書」が国際からの分析を意図的に避けていたのを、これによつて補足する狙いをもつている。この世界経済白書の内容は「前文」と「結論」を除いて、「総論」にあたる「一九五七―五八年の世界経済の動き」と「国際市場のなかの日本」の二部に分け、さらに前者は「景気後退から回復への特徴」と「現状と問題点」に、また後者は「日本と西欧、米国の違い」と「後進国市場と日本」に、それぞれ分けて分析している。ここではそれらの内容に立入つて考察する余裕がないので、主要な問題点を指摘するにとどめるならば、まず、「総論」のなかでこんどの世界景気の一循環が前二回のそれと違う基本的な点として、世界経済の構造的な変化がいちじるしいことを指摘し、なかでも工業国間のいわゆる「ドル不足」が解消しつつあること、工業国と後進国間の不均衡が目立つてきたことに注目している。またこれらの

問題と関連して西欧通貨の交換性回復や欧州共同市場の発足が日本経済の今後の方向に大きな影響を与えると同時に、いまや経済の「安定か成長か」の論議が単なる国内問題としてではなく、共産圏との経済競争や後進国の開発問題ともからんで、自由世界全体に共通する課題となつていと述べている。

ここに注目すべき点としては、まずこんどの景気後退から回復への過程を通じて三つの特徴があげられていること、第一はアメリカ、西欧、日本などほとんどすべての工業国が相前後して景気後退に入り、五三―五四年の場合のように時間のずれはみられなかつたこと、第二は景気後退の原因としては過剰設備の圧力による投資の減少が見逃しえないこと、第三に、これらの要因は景気を世界的な大不況にまで発展させると予想されたのに、結果においては思つたよりも軽くすみ、回復のテンポも意外に順調であつたこと、などがこれであるが、とくに最後の第三の特徴については、「景気回復のメカニズム」として、これが要因を①政府が財政投資や国防発注などによる景気刺激策をとつたこと、②失業保険、累進課税などいわゆるビルト・イン・スタビライザー（自動安定装置）が景気後退にブレーキをかけたこと、③もつとも大きくは技術革新の大波が設備投資の減退を阻止し、新たな投資意欲をもちあげ、投資増大の呼び水の役割を果たしたこと、などの三点に帰着させ

ていることであらう。

右のような「景気回復のメカニズム」については、すでに「経済白書」において指摘されたところと全く同じくりかえしであるが、それは、世界経済白書では、これをもつて、米国と西欧など先進工業国の間に一種の「平準化」作用が起り、米国の地位が相対的に弱まつてきた事実を強調するとともに、一方では工業国間の平準化への傾向に反して工業国と後進国のギャップがますますひろがつているとし、これらの傾向を生み出した背景として、西欧を中心とする工業国内部で、「革命」といつてもよいほど大幅な産業構造の变革が進んでいる、というのが、この世界経済白書の基本的な見方となつているからである。

さらに、この「白書」は日本経済の国際的な位置づけについて、国連の「世界経済年次報告」が日本を西欧と同列に扱っているからといって、必ずしも西欧と同等の実力をもっているわけではないと主張し、とくに日本の輸出構成が、工業国向の場合も後進国向の場合も、軽工業品が主体となつているので、市場の将来性に乏しく、場合によつては八方ふさがりになる恐れさえあると警告しており、日本が貿易自由化の大勢のなかで激しい国際競争に生抜くためには、経済の体質改善を含めた貿易のあり方を、根本的に再検討しなければならぬといつている。

しかし、「白書」は右のような野心的な問題意識にもか

かわらず、①後進国、とくに日本とのつながりの深い東南アジアの実体についての分析が少なく、②ソ連、中共はじめ共産圏諸国についての資料が少なく、これらとの経済競争の詳しい分析と見通しに欠けている、③世界経済の通貨ないし金融の側面、とくに国際金融、国際的な資本移動の実体について体系的な分析がない、④日本の国際競争力についても分析がやや概念的である、などの欠陥をもつており、なかでも「総論」の初めに「安定か成長かが世界的な問題になつた」と述べながら、その論争の詳しい紹介やその底流にある基本点の分析が行われていない。

このような「世界経済白書」の欠陥は、経済企画庁という日本政府の方法論のない考え方や視野の狭さに由来するだけでなく、総じて「世界経済」という概念が、その中でいかように言葉の上ではソ連はじめ共産圏が含まれているにせよ、なお依然としてアメリカや西欧を中心とするいわゆる自由主義諸国の枠内でしか考えられていないという、まさに決定的な現実感覚の立ちおくれに基いているのであるまいか。

一九五八年は、世界経済にとつて、真に多事な年であつた。それは、一方において、経済企画庁の世界経済白書が指摘するまでもなく、春まで続いたアメリカの景気後退は西欧の停滞と重なつて、そのシワ寄せが未開発後進国に集中した。しかも景気回復の段階では、事態の成行を静観し過

ぎた西欧およびアメリカの慎重な在庫再蓄積政策がわざわざいして、先進国の原料輸入は容易にふえず、アメリカ景気の漸進的な回復から、拡大は今日もなお原料価格を決定的に上昇させる力とならず、後進国の外貨難はいつ解決するともわからない状況である。その間に、西欧の中核体である六カ国は排他的な（少なくとも現段階では）共同市場の準備態勢を整え、五九年一月から発足させた。また、共同市場よりもさらに広い地域の貿易連合体を望む英国は、独自の構想—貿易自由地域—をもつて六カ国とわたりあり、同意を渋る英仏交渉の幕切れで、西欧通貨の自由交換性を回復し、経済力に弱い諸国（軟貨国）との格差をさらに拡大した。

このような、依然として相互対立的な目まぐるしい自由主義陣営の舞台の外に、他方一九五八年は、スプートニクにはじまつたソ連にとつても、中国にとつても、共産主義ないし社会主義圏全体にとつては、ひきつづく勝利の年であつたようだ。国内的には各国ともに国民経済の建設が、近年まれなほどはかばかしさで進んだし、対外的には社会主義圏の結束が強められ、全体として資本主義世界との勢力関係は、社会主義陣営に有利に展開されたことが認められた。いわば、毛沢東のいう「東風」が、この一年もまた「西風」を押しつづけた感じである。まず「東」の世界の経済建設で何よりも注目されたことは、この一年間の工・

農業生産の順調な計画遂行を背景に、すべての共産圏諸国が、資本主義との競争に関する具体的な目標をはつきりと打出してきたことであろう。即ち、歴史的にみて極めて短かい期間のうちに、人口一人当りの生産高で、最も進んだ資本主義国に追いつき追いつく、という基本的経済課題を全国民の前に提起したソ連は、その時期をできるかぎり早めるために、さらに新たな努力を開始した。一九五九年からの国民経済発展七カ年計画の作成がそれである。中国は今後十五年以内に重要工業生産物の生産で英国に追いつき追いつく、中国を強力な社会主義的工業国にするという課題を掲げた。中国はこの期間のうちにソ連が第二次大戦前に立つていた工業水準に達することになるが、現在の第二次五カ年計画の終る一九六二年には、早くも日本やフランスのような発達した資本主義国の工業生産水準に追いつくという。チェコでは、現在すでに製鋼、発電その他の面で、人口一人当りの生産高でも、多くの西側の先進国を追い抜いているが、近々数年のうちに全面的に優位をかちとることを目ざしている。その他東ドイツでは三年以内に西ドイツの生活水準を追いこすことを、ブルガリアは欧州の先進的な農業国に追いつき追いつくことを、当面の課題として打出し、北朝鮮でも一九六一年までに、主要工業生産物の生産で日本の水準に追いつくという目標を掲げた。こうして、社会主義諸国は、個々に、また全体として、

資本主義諸国に、いわば世界歴史的な経済競争を挑んできたのである。一九五九年一月二七日からはじまつたソ連共産党第二十一回大会は、十日間にわたる議事を終了して二月五日に閉幕したが、この大会の唯一の議題はいわゆる「新七カ年計画」であつた。フルシチョフが「史上前例のないもの」と自賛し、ミコヤンが「共産主義建設の壮大な交響曲」とたたえ、アメリカの新聞記者（UPI）が「とほうもないパラダイスの青写真」と評したこの計画は、ほぼフルシチョフの原案通り採択された。七カ年計画についてのフルシチョフの冒頭報告は、延々実に六時間にわたつたと伝えられているが、一国の首相の施政方針演説として、長さの点だけでなく、内容の点でも、あまり類例のないスケールのものであつたことは否定できない。というのは、七カ年計画の中には、ミルクやバターや砂糖の供給をアメリカより潤沢にし、労働時間を一週三〇—三五時間（週二日休日）で一日五—六時間労働）に短縮し、所得税などの一切の租税を廃止し、最低賃金をほぼ二倍に引上げ、七年間に二千数百万戸の住宅を建設するというような、甚だ気前のよい公約が盛り込まれていただけでなく、向う十年間そこそこでアメリカに「追いつき追いつく」という野心的な経済的挑戦と、共産主義社会の建設という「遠大な」理想が含まれていたからである。新七カ年計画が「社会主義と資本主義の経済競争の決定的段階」とか「共産主義の展開的建設期」と

かいう新しい時代の幕を開くものだというソ連側の表現に同意するか、それとも余りに誇大な表現として拒否するかはともかくとして、もはや単なる国内問題として取扱うわけにはいかない現実性とスケールをもっていることは否定できないであろう。すでにアメリカ政府筋は、この計画が「中立国や後進国に与える影響」を憂慮していると伝えられている（三十四年一月二十八日「毎日新聞」）。ロシアにおける社会主義建設を、北半球の一隅で行われている気まぐれな冒険として取扱うことができた時代は、すでに全く過去のこととなった。ソ連がロシア革命の究極の理想であつた共産主義社会の実現向つて進んでゆくということ、ソ連の経済力が近くアメリカに「追いつき追いこす」ということ、この二つのことが惹起す国際的な思想的・政治的・経済的影響は、アメリカ景気が日本経済に及ぼす影響のようには直接的でも明確でもないが、それだけにかえつて一層に深刻化する無気味なものがある。それをいまやはつきりと人々に印象づけたものが一九五八年の世界経済の動向であり、その具体的な姿が、五九年初秋のフルシチョフ訪米のアメリカ国民をはじめ全世界の人々に与えた「新時代到来の感覚」に表現されているのである。

二 対蹠的な二つの労働問題

前述のような世界経済の、一九五八年にみる画期的な動向は、ここでの労働問題のあり方に明瞭な表現を見出ししているようである。それは、いまや社会主義と資本主義の経済競争が「決定的な段階」に入つたというソ連側の主張が、それを承認するに否とにかかわらず、労働問題の現実を当面している米ソ両体制間の差異として、明らかな投影を示すに至つているということである。まずソ連側についていえば、労働問題とは「労働経済」の問題に局限され、それも資本主義社会においてのようには、労資関係というすぐれた階級的な生産関係を前提とするものでなく、全く生産力発展のための技術的な問題として貫徹されていることは、クドリヤフツエフ篇の「労働経済学」（一九五九年二月邦訳）の叙述において明瞭にされているところであるが、そこにみる具体的な特徴としては、労働力の量、その賃金、時間などの労働条件、さらに労働生産性という一連の労働経済の問題が、つねに経済計画と密着した関連において問題とされているということであろう。たとえば今次七カ年計画の具体的な立案に当つて、計画立案者を追込んだ最大のジレソマは、当面最大の障害となつている労働力確保とその取扱いの問題であつた。この問題は、ここ五、六年間ソ連が

その労働力を、一九四二ないし四六年生れの戦争により減少している青年層に依存するという、つらい人口事情が主因になつている。最近ソ連の労働力は集団農場の農民を除き年間約二百万人の割合で増加してきた。しかし今年（五九年）は、これがわずか百三十万人増という労働力不足時代がいよいよ訪れている。そのうえソ連は、農業生産の拡大のため絶対必要な措置を強力に進めているため、非農業部門は、伝統的な労働予備軍である農業人口を以前ほど自由に引張ることができない。そこで七カ年計画は七年後のソ連労働力は二一%増、つまり年間百六十万人増と一見内輪に見積つている。しかし実はこれでも人口事情の隘路のきびしさからすると、全く楽観すぎる見通しなのである。計画立案者は七カ年計画に盛り込まれた一半は、労働力の需給緩和を目的とする諸措置をかなり予定してのことだという。即ち、賃金政策はその一つである。七カ年計画期の賃上げは大部分が低所得階級の中で、それはかなり大幅なものである。これでソ連は首尾よく下積み階級の「友」に仕上げられるだけでなく、労働力を増すことになるかも知れない。附随的な低所得労働者は婦人が多いから、工業に入つてくる婦人は増加するからである。このほか七カ年計画は、年金政策によつて老令労働者にも引続き働かせるように仕向けている。退職年金は一九五六年の改正でもなお非常に低い額だが、七カ年計画は一九六三年までその増

額は見込めないとしている。この一九六三年になると、労働力増加に対する戦時中の低出生率の悪影響は峠を越すのである。また七カ年計画に歩調を合わせた学制改革も、この労働力の供給緩和がその狙いとみられている。ソ連のスポーツニク打上げで、米国人がソ連の教育水準の高いことを羨望しはじめているときに、皮肉にもソ連の指導者は、ソ連の青年は教育され過ぎているといひ出したのである。ソ連の学生はいまでは十五才で卒業、就職を奨励されている。大学を受験する者でも、学業の職業訓練と一緒にやるのである。米国のむだな実習課程とは違つて、ソ連の訓練は真剣で組織的なものである。だからソ連の産業はある程度養成済みの青年労働者を獲得できるわけだが、その初任給がこんど引上げられたため、若者はますます卒業を急ぎ、就職する気になるだろう、というのである。

このような労働力の供給確保を期する措置と矛盾するものが、余暇をふやしてほしいという労働者の労働時間短縮の要望に屈して、共産主義社会実現までの長い今後の過程にはげみを与える措置をとつたことである。ソ連では近年労働時間を若干減らし、非農業部門の平均労働時間は四十五時間程度となつている。それを七カ年計画は一九六〇年には週四十一時間（未成年者はもつと短い）、一九六二年には四十時間が普通になると約束している。次いでさらに一九六四年からは三十ないし三十五時間に移行しはじめ、一

九六八年にはこれを完了するとしている。フ首相は、そうなるに連労働者は世界で最短の労働時間になるといつており、これまた現在では実証できない長い先の予言ではあるが、年金制改正のような他の多くの公約とともに、ソ連政府の社会福祉に寄せる関心を内外の労働階級に印象づける手段になつているといえる。しかし、こうした労働時間の短縮は、労働力の確保を制約するもう一つの要因でもある。工業生産が七カ年で予定通り八〇%増となるには、工業部門の労働力増加が予定の五分の一増よりやや多くなつたととしても、週当り労働時間は減るのだから、一人一時間当りの生産量が五割以上ふえることを必要とする。これは労働生産性の実績と称せられている年六%より大幅に上昇しなければならぬことを意味している。このようにソ連の七カ年計画立案当局が、労働力不足を埋め合わせるために、労働生産性の急上昇を望んでいるのは明らかだが、現状のままではそれを期待することはできない。一人当りの生産量を高める確かな道は、設備と動力をふやすことである。断片的なデータから判断すると、七カ年計画では相変わらず重工業をはじめ工業に最も多くの投資をさくことになつていくようである。しかし工業面での新規の設備や建築などの無限に近い要求に直面して、投資余力節約に注意し、配分に苦慮しなければならなかつたようである。

以上のような、ソ連のひとえに「労働経済」的な労働問

題に対して、今日まさに対蹠的な労働問題のあり方を顕示しているのが、米英をはじめ資本主義諸国での労働問題である。具体的な数字や事例は、できる限り、以下の各国の労働事情にゆずることにして、ここでは一般的な主要傾向だけに言及すると、失業の増大という労働経済の低調化と、労働争議の長期化という労働運動の熾烈化、この二つの競合によつて必至とされる労働生産性の低下傾向を必死に克服するための生産性向上運動展開の必要と、その困難の増大ということであろう。しかも景気の目まぐるしい変動は、陽の当る産業と斜陽産業との、労働問題における開差をいよいよ顕著なものにしていくようである。一九五九年二月十日、ときを同じくして米英両国政府によつて発表された一月の失業者数は前月（五八年十二月）よりかなり大幅な増加を示した。両国の雇用情勢はやや性格を異にしているとはいへ、失業問題は、いまや両国政府にとつて頭痛のタネとなつたと伝えられたのである。米国の商務、労働両省の合同発表による五九年一月の失業者数は、四百七十二万四千人で、同月としては一九五〇年以後の最高であり、また前月に比べて六十一万六千人の増加に当る。米国の失業者数は五八年六月の五百四十三万七千を天井に十一月まで順調に減少してきたが、十二月に再び増加に転じて四百万台となり、一月にはまた一段とふえて五百万の大口に迫つた。また英国では、マクラウド労働相が二月（五九

年）十日下院で発表した一月十二日現在の失業者数は、前回の十二月八日現在の数字より八万八千人増加して六十二万人と、戦争直後の石炭不足で産業活動が阻まれた一九四七年二月以来の最高に達した。それまで一%程度の失業率で超完全雇用を誇つていた英国で、失業者がふえたという事実は大きな政治問題であつた。米英両国とも、失業者の増大を主として季節的な理由によるものとしている。たしかにそれも一つの理由であろう。しかし両国とも軌を一にしたその後の景気回復の過程の進行にも拘らず、失業者はそれほど数を減じていないのである。五九年六月三日からジュネーブで開かれた第四十三回ILO総会において、デヴィッド・A・モース総長はとくに、増大する失業に積極的に対処せよと呼びかけ、各国においていまや雇用政策の再検討の時期であることを強調しているのは、右のような米英両国の失業情勢が、いまや自由主義諸国での一般的傾向となつているからにはかならないが、フルンチヨフ・ソ連首相は、この総会にメッセージを送つて、ILOは労働者の労働・生活条件の向上に努力せよ、と強調している。五九年一月末労働教書を出してアメリカ労働組合の賃上げ要求における暴力化的傾向を警めたアイゼンハワー大統領は、鉄鋼ストの長期化のさなかにおいて、九月十四日ついにタフト・ハートレー法（四七年労働関係法）の改正に署名するに至つたが、このことは労使関係の悪化しつつある各

国においても、一つの先例を労働政策の今後に加えるものと予想されるといふのは、他方同じ悩みをともに石炭業界の労使関係にみる英国が、社会保障制度の縮減を断行するにいたつたこととの間に、労働問題とその処理の方向に、或る共通の傾向が看取されるからにはかならない。

しかしまた、一面における右のような自由主義諸国の労働政策の或る共通な傾向にもかかわらず、他面においてこの傾向を阻止する力の増大しつつある別の傾向も看過すべきではない。それは、すでに見たようなフ首相訪米にみる新時代到来の期待と、まさに時を同じうして、いまや大きく前面に現われつつある技術革新下の若き技術労働者にみる新しい精神と要求という、すぐれて現実的な感覚と照応するものであらう。

第二篇 アメリカ合衆国

一 一般経済情勢

一九五七年第3四半期に始つた米國經濟の後退は、その後約九カ月間続いたのち一九五八年第2四半期には再び上昇に転じた。好転の兆しは五月頃から現われ、一たび恢復に向うや急速なテンポであらゆる經濟分野にわたつて上昇の勢いが拡まつた。そして一九五八年末までには、景氣後退期間中に生じた經濟活動上の減退はほとんど恢復せられるにいたつた。すなわち、工業生産指数(一九四七—四九年を一〇〇とする)は一九四七年の最高一四六に對して一四二までもどり、總雇用量は景氣後退の最悪時に比べれば約百万人の増加を示し、失業もほぼ同程度の改善を記録した。うえ、個人所得と消費は新たに最高の水準に達した。また粗國民生産高は年率四、五三〇億ドルにまで上昇し、これは價格の変動を考慮に入れたうえでも一九五七年中の最高記録に等しいものであつた。要するに、一九五七—五八年景氣後退の特徴は、雇用、生産、所得等における低落の

程度とその継続期間の双方からみた場合、過去幾度かの不況と比較して大して深刻なものではなかつたといえる(第1表参照)。

このように、このたびの景氣後退が比較的輕かつたことについては、政府によつてとられた幾つかの經濟政策その他の施策があつたことともあつたことはも

第1表 戦前・戦後における景氣後退の程度

景氣後退の時期	不況期間(月数)	變動率(%) ^①			
		全體(國勢調査局)	非農業(勞働統計局)	工業生産	個人所得
1929—33年	43	なし	-30.7	-50.8	-49.8
1937—38	13	なし	-10.0	-32.3	-11.2
1948—49	11	-0.7	-4.1	-7.7	-3.4
1953—54	13	-2.5	-3.4	-9.6	-0.1
1957—58	9	-1.7	-4.4	-12.4	-0.9

① 景氣變動の山と谷との間の變化率

出典: Economic Report of the President, January 1959.

ちろんであるが、より根本的には、米國の國民經濟そのものの基盤が、以前にくらべてはるかに不況に對して強固となつてゐるためである、と論ぜられてゐる。今次の不況に對する最も主要な抵抗要因であつたものは、全般的な消費需要の持続であり、これはとりもなおさず消費者生活の安定、個人所得の安定、個人所得の安定の結果であつたと考えられている。すなわち、粗國民生産物は一九五八年第1四半期に年率換算で前年第3四半期の数字より二〇〇億ドルも低かつたが、個人可処分(税引後)所得の低落は四〇億ドル未満、また總消費支出はわずか二〇億ドル低下したにすぎなかつたのである。

戦前の不況においては、投資活動の低下はただちに大規模な個人所得の縮減をもたらし、所得低下は当然に消費購買力の減退となつて現れたものである。しかし戦後にあつては、消費者所得ならびに購買力の安定が、本来ならば連鎖反応をおこす危険性のある景氣後退においてスタビライザーの役割を果し、その結果、生産の低落も比較的狭い經濟分野でくいとめられることになつてゐる。

消費者所得の維持を助けた要因としては、まず第一に、個人稼得賃金(生産過程から生れる所得)が生産(量と価値)そのものの収縮に比べればごくわずかし低下しなかつたことをあげなければならぬ。すなわち、生産物(民間産業)一〇億ドルの低下につき個人稼得賃金はわずか三

億六千万ドルの低下を示したにすぎない(一九二九—三〇年の不況では同様の対比で六億七千万ドルの低下)。このように個人稼得賃金の低下が小巾に止つた理由の一つは、現在、米國勞働力の多くが少々の不況や景氣變動にはさう簡単に左右されない産業や職業に雇用されており、また、たとえ變動に敏感な産業であつても、その雇用者は短期間の經濟の動きによつてただちに職を失うことは戦前に比較して割合に少いたためだと言われる。さらに、今次の不況では、賃金率そのものはたえず上昇を続け、雇用者の所得を増大せしめることによつて、短時間労働を余儀なくされた人々の所得低下をおぎなう効果をもつた。

他方、不況を通じて会社利潤(法人所得)——したがつて政府のこの面での税収入も——は急激に低落した。しかし、これは会社が引続き高い配当率を維持し、結果的に個人所得の堅調に寄与したことを意味する。

さらに、もう一つ個人所得の維持に貢献した要因として、不況の期間を通じて農業所得が上昇したことをあげねばならない。すなわち、一九五八年第1四半期に年率換算で一九五七年水準より一〇パーセント高くなり、第2四半期にはさらに六パーセント上昇、その後は保合という状況であつた。

次に生産過程外において、消費者所得の維持を助けた大きな要因があることを忘れてはならない。すなわち、それ

第3表 非農業雇用の変動

業	増 減 (単位千人)		
	1956年12月 —1957年7月	1957年7月 —1958年4月	1958年4月 —1958年12月
非農業雇用	213	-2,410	682
製造業	-217	-1,633	424
耐久財	-157	-1,327	374
非耐久財	-60	-306	50
建設業	17	-105	-15
運輸・公益事業	-70	-223	-74
運輸・通信業	-12	-273	-26
運輸・通信業	-32	-241	10
公益事業	14	-29	-36
卸売・小売業	6	3	0
卸売・小売業	122	-318	50
卸売・小売業	59	-77	-12
卸売・小売業	63	-241	62
金融・保険・不動産業	24	7	28
サービス業その他	170	-43	94
政府	179	178	201
連邦政府	13	-58	62
州・地方政府	166	236	139

出典：前掲書

非農業事業所の雇用(使用者の賃金台帳から推計)は、一九五七年八月から減少しはじめ、一九五八年四月までに約二四〇万の低下を示した。この低下の五分の四は製造業、鉱業、運輸業におけるものであった(これら三産業は非農業雇用全体の五分の二を占める)。五月からは徐々に上昇に転じ、十月と十一月には労働争議のため停滞したが、概して年末まで順調に伸び、十二月には非農業雇用は五千七〇万に達し、四月に比較すれば七〇万の増加であった(第3表参照)。

なお、民間雇用全般を主要職種別に眺めた場合、景気後退によつて最も強い影響を受けたのは

(一) 雇用

以上のとおり、一九五七—五八年の景気後退は、個人所得や消費に対するその影響から見てそう深刻なものではなかつたといえ、それでも労働市場にかなりの変動をもたらしたことは否定できない。

二 景気後退と労働経済

はわずかに約一パーセント、また消費支出は約〇・七パーセント低下したにすぎなかつたことが特に興味ある点である(第2表参照)。

以上のとおり、一九五七—五八年の景気後退は、個人所得や消費に対するその影響から見てそう深刻なものではなかつたといえ、それでも労働市場にかなりの変動をもたらしたことは否定できない。

は稼得収入に対する補足である。第一に失業保険給付への支出は、雇用や所得の低下にもなつて急速に増大し、とくに一九五八年には保険給付期間の延長が行なわれた。給付期間延長は実際には景気が回復過程に入つてから実施されたのであるが、それでも不況の影響をかなりの期間にわたつてうけていた人々に対しては大きな援助となり、かつ景気回復のテンポを早めたと考えられる。また民間産業の私的な補足失業給付制度も個人所得と消費支出の維持に役立つた。このほか、年金その他の社会保障給付等も、受給権者の増加ならびに給付額の引上げなどでかなりの役割を果たしている。こうしたいわゆる「振替」支払いはきわめて多額にのぼり、一九五七年第3四半期と一九五八年第1四半期との間に年率で二六億ドル、その後五八年第3四半期までにさらに二六億に達した。

最後に減税の効果について附言しなければならない。これは個人所得の幾分の低下をおぎない、個人の可処分所得——したがつて購買力——が減退するのを防ぐうえにかなりの効果があつたと考えられている。

以上大きく分類して三つの安定要因、すなわち、(1)生産の低下に比べて個人稼得収入の減少が少なかつたこと、(2)振替支払いの増加、(3)個人所得税の削減が、消費者所得の減退を大きくいとめ、その結果、消費購買は(実際上避けえなかつた幾分か)の所得低下ほどにも)落ちなかつたわけ

である。もし一九五七—五八年の消費購買が一九二九—三〇年と同程度に生産の低下と歩調を合せた後退していただとすれば、それは少くとも二六〇億の低下になつていたのであろうと言われらる。しかし実際には、わずかに二〇億ドルの低下にとどまつたのである。今次の不況では、粗国民生産高は約四・五パーセント落ちたのに対して、個人可処分所得

第2表 景気後退と個人所得・消費の変動

景気後退の時期	変 動 率 (%)				粗国民生産高の対比変化の割合(%) ^①
	粗国民生産高	生産過程からの個人所得	個人可処分所得	個人消費支出	
1929—30年	-12.7	-10.7	-10.5	-10.1	0.60
1937—38	-6.2	-8.0	-7.5	-4.0	0.48
1948—49	-3.6	-3.7	-2.0	0.2	③
1953—54	-2.7	-1.1	-0.8	1.4	③
1957—58	-4.4	-2.2	-1.2	-0.7	0.11

① ドル価格での変化の比率

② 粗国民生産高が低下したのに消費は上昇した故、比率をとらなかつた

出典：前掲書

である。もし一九五七—五八年の消費購買が一九二九—三〇年と同程度に生産の低下と歩調を合せた後退していただとすれば、それは少くとも二六〇億の低下になつていたのであろうと言われらる。しかし実際には、わずかに二〇億ドルの低下にとどまつたのである。今次の不況では、粗国民生産高は約四・五パーセント落ちたのに対して、個人可処分所得

した。しかし一九五八年三月からは同年一杯再び増加に転じた。時間当たり平均稼得賃金は一九五七年末に二ドル十一セントであったが、これはそのまま翌年四月までほとんど変わらず、その後早目に上昇して十二月には二ドル十九セントに達した。労働時間数と賃金率とのかけ合せである週当り平均稼得賃金額は、一九五七年九月から翌年二月まで減少した。しかし、これも同年六月までには回復し、十二月の八八ドル四セントという数字は一年前の水準より五ドル三〇セント高かった。また購買力を考慮に入れた上での週賃金は物価上昇があつたため四月までは低下の傾向を示したが、これも週労働時間数の増加と物価の安定にともなつて年末までには完全に回復した。なお、賃金分野では、一九五五年初め以来据置きとなつていた軍隊ならびに連邦政府職員の賃上げ（平均一〇パーセント）が、一九五八年半ばに行なわれたことが注目に値する（政府職員については一月にさかのぼつて実施）。これによつて、約三四〇万人が給料引上げをうけ、その増加分は年間約一四億ドルに達すると言われる。

さらに、一九五八年には団体交渉による基本賃金率の引上げも引続き活発であつた。一九五七年と同様、全般としての賃率上昇は時間当たり約十二セントで、しかも約六八〇万の労働者（労働者千人以上を包含するいわゆる主要労働協約によつてカバーされる労働者の約八五パーセント）が

第5表 主要労働協約下に賃上げをうけた労働者①

時間当たり賃上げ額	1956年	1957	1958
賃上げをうけた労働者数 実数（単位百万）	7.5	7.6	6.8
	賃上げ額による分布（%）		
分布状況（%）	100	100	100
5セント未満引上げ	1	2	3
5-9セント未満	19	21	21
9-13セント未満	62	30	32
13-17セント未満	8	38	22
17セント以上	7	5	19
とくに規定せず	3	2	2

① 生計費調整、長期労働協約による予定分割賃上げ、また新規交渉による賃上げをとわず、1,000人以上の労働者に適用される協約下に実施された賃上げで、労働者に判明しているもの。ただし、建設、サービス、金融、政府雇用を除く。

出典：前掲書

この賃上げをうけた。さらに団体交渉の四分の三においては、賃金以外のいわゆる補足的給付の改善が獲得されたと言われる。全般的に見て、一九五八年中に賃金率が上昇した主な要因は、前々から労働間で定められていた分割賃金引上げ条項と生計費調整エスカレーター条項の発動であつた。

第4表 主要職種別に見た民間雇用の増減
(14才以上：単位千人)

主要職種	1947年	1957	1958	1957-1958 増減
総計	57,843	65,016	63,907	-1,109
専門職・技術・類似職	3,794	6,468	6,893	425
農夫・農場経営者	4,995	3,329	3,128	-201
経営者・役員・業主(除農)	5,795	6,703	6,727	24
事務・類似職	7,200	9,152	9,124	-28
販売係	3,394	4,128	4,105	-23
職人・職長・類似職	7,754	8,664	8,487	-177
工員・類似職	12,274	12,530	11,464	-1,066
家事使用人(個人家庭)	1,730	2,098	2,210	112
サービス職(除個人家庭)	4,256	5,534	5,571	37
農場労働者・監督	3,124	2,730	2,529	-201
労務者(除農場・鉱山)	3,526	3,680	3,669	-11

出典：前掲書

は工員、職人・職長等であり、近年著しく増えている専門職・技術職要員は逆に不況期間中にも約四〇万（七パーセント）増加していることは興味深い（第4表参照）。

(二) 失業

失業は一九五五―五六年以来ほぼ二八〇万（民間労働力

(三) 労働時間・賃金

製造業における生産労働者の週労働時間数は一九五七年前半には徐々に、九月以降翌年二月までは急激に減少を示

の約四・二パーセント）前後で小巾に動いていたが、一九五七年第3四半期頃から徐々に上昇に転じた。そして年末にかけて雇用が減退すると同時に労働力人口の増加もあつて失業は急速にふえ、一九五八年四月には五百万の大会を突破していた。季節変動を調整してみてもきわめて高い水準は夏一杯続いたのち大巾減少に転じ、十二月までには四一〇万、労働力の六・一パーセントにまで減つた。不況の場合にはいつも、不況の進行にともなつて失業保険受給権のきれる者が増加・累積していくが、今次の景気後退でも一九五七年九月の八万二千人から一九五八年七月の二八万五千人まで毎月、失業者の数がふえていった。そこで大統領の勸告にもとづく議会の立法措置により、通常の受給期間が過ぎていまだ失業中の者には各州政府との合意により給付期間の延長が行なわれることになつた。多くの州がこの計画に参加したため米国の総被保険雇用の約七〇パーセントが特別の恩典に浴することになり、この臨時措置を利用した失業者は一九五八年八月に最高の六五万八千人に達し、年末には四〇万未満にまで減少した。延長給付の総額は年間三億九千万ドルに達したと言われる。

三 労働組合の腐敗問題

米国最大の労働組合であるチームスター(トラック運転手の組合、組合員数約二〇〇万人)(注1)その他をめぐる組合の腐敗問題は、一九五七年の米国労働界の最大の話題であつたが、一九五八年においても、引続き上院特別調査委員会(通称マクレラン委員会)の調査と、労働組合自体の肅正行為がすすめられた。また議会は、組合の年金と福祉基金の管理をめぐる腐敗を除去することを目的とする法律を可決した。

(注1) 正式には「御者・運転手・倉庫労働者・助手国際友愛会 (International Brotherhood of Teamsters, Chauffeurs, Warehousemen and Helpers of America)」である。

一九五八年において「労働界ならびに経営界における不正活動にかんする上院特別調査委員会」が調査した組合は、運転工組合、合同自動車労働組合、ホテル・レストラン従業員組合、食肉包装工組合、大工職組合およびチームスター(チームスターの他は全部AFL-CIOに加盟している)であつた。前年同様、委員会の判定に

もつづいて、AFL-CIO執行委員会は、腐敗が見出された組合に対して、懲戒行為をとつた。かくして、実際には、委員会が労働者自らの手による労働運動肅正の露はらいを行ったことになる。

委員会が調査した組合の中で、合同自動車労働組合の嫌疑だけは、組合内部の綱紀違反問題ではなかつた。審問は、組合が四年前に、ウインスコンシン州の一鉛管製造会社に対して行つたストライキに関するものであつた。

運転工組合の調査により、暴力と若干の組合指導者による非民主的なやり方が明るみにでた。ニューヨーク州ロングアイランドのローカル・ユニオン組合長は、自分のローカルの組合員の大部分が投票権をもつていないことをみとめた。また運転工国際組合長ウィリアム・R・マロンニイは、組合の資産を個人的利益に流用した嫌疑を問われていたが、委員会に出頭せず、数日後に健康を理由に組合長を辞職した。

委員会は、シカゴ地区において、ヨタモノやユスリがホテル・レストラン従業員組合をかくれみのに使つていると告発した。委員会では、彼等が暴力によつて労働者の組合加入を強制したこと、若干のレストランと経営者に「みよようが金を強要した」という主張があつた。

また一製茶会社は、その会社の労働者を組織しようとする他の組合の運動に対抗して、ニューヨーク都市地域の食

肉包装工組合と一九五二年に五カ年間の共謀による協約を締結した件について告発された。役員が、代表権を獲得するために、組合員証を偽造したといわれる。また、大工職労働組合の嫌疑は、組合長M・ハッチソンが、組合基金を高速道路の汚職に流用した件についてであつた。

一九五八年の委員会の審問のうち最も注目をひいたのは、夏の七週間にわたるチームスター事件である。その審問において組合長ジェームス・R・ホーファ (James R. Hoffa) は女名前でヤミ会社をつくり、トラック経営者と共謀して巨額の利益をせしめた件を含む数々の非行によつて告発された。ホーファの身内の副組合長ハロルド・J・ジイボズも暴力事件と買収の件で告発された。委員会ではソリン・スタンドの強制利用やトラック輸送契約などが彼等の食いものになつていくことがわかつてきた。それもチームスターがそのかくれみのの中心的役割を果してきたことが明らかになつてきた。チームスターの調査の終りに、委員長は、組合が「全国の商業をマヒさせる」ことができるといふホーファの陳述に言及して、「過度の権力はそれ自体が脅威である。それが節操なき者の手に落ちたとき、それは重大な危険を意味する」と述べた。

チームスターとその組合長は、一九五八年において他の件についても一般の注目をひいた。

一九五七年十月に、チームスター大会で役員選挙が行われたが、ホーファと他の役員の前選は買収によつて行われたものであり無効であると、十三名のチームスター組合員が連邦地区裁判所に提訴したため、役員地位の権利停止が行われていた。一月に裁判所は、ホーファならびに他の役員が役職に就くのをみとめる、ただし、組合を三名の裁判所が指名したモニター(警告者)の監督の下におく旨の判決を下した。

九月に裁判所が指名したモニターと組合との間に紛争が生じた。それは、モニター三名中二名が、チームスターが彼等の勧告にしたがわぬことを非難し、とくに組合の記録保存組織について批判したからである。

二名のモニターは、モニターに対する組合の反対に対し、裁判所に、モニターの勧告を実行させること、大会の開催日を決定すること、代議員の信任状を検閲すること、を明確に規定する権限を求めた。チームスターはこれに對抗して、裁判所に、かかる権限をモニターに与えないことを要求した。

十二月十一日の判決において、裁判所はモニターを支持し、モニターを「最初の判決の基本的目的を実施するに合理的に必要とされるあらゆる権限」をもつ裁判所の職員とし、チームスターの行為を「その義務を忠実に履行することを怠つたもの」と宣告した。裁判所は、ホーファならびにそ

の仲間に、その職の保有は、一時的なものにすぎず、取消を受けることもある」ことを警告し、またチームスターがモニターが出した十一の特別の勧告に従うことを命令した。

AFL-CIOの行動

AFL-CIO執行委員会はチームスターに対して次のような行動をとった。執行委員会の二月の会合（その二ヵ月後にAFL-CIOはチームスターを除名した）で、チームスター脱退を肯じないチームスターのローカル・ユニオンに加盟承認状を発行することを拒絶した。委員会はまたチームスターとAFL-CIO加盟組合の相互援助協定にもとづく行動を延期した。チームスターは、一九五八年上半期中に、AFL-CIO組合の大部分と協定を再交渉し、あるいは新協定を締結した。夏には、かかる協定がAFL-CIO全組合員の約三分の二を占めていた。そこで八月の委員会は、チームスターならびにAFL-CIOから追放された他の組合とのあらゆる協定を禁止し、かかる協定を解消すべきことを命令した。

チームスター・ローカルに対するやりかたとは反対に、二月の執行委員会は、除名した洗濯工組合に従わないローカルを加盟承認することに意見の一致をみた。新しくAFL-CIOに加盟した組合は、公式に五月十二日の大会で、洗濯ドライクリーニング国際組合として結成された。

執行委員会はその他、繊維労働組合、運転手労働組合、食肉包装工組合、ホテル・レストラン従業員組合、大工職労働組合に干渉した。

立法

労働組合の経理の乱脈などが、つぎつぎと指摘されたことは、救済的立法の問題を惹起した。議会に対する特別教書において、アイゼンハワー大統領は夙に一九五八年一月二十三日「腐敗、ユスリ、組合基金や権力の悪用」を防止する法案を提案した。さき一九五七年十二月にミッチェル労働長官がこの法案の輪郭を示したところによれば、これは、組合基金の使途報告、無記名投票による組合役員の選出、裁判所のスト禁止の規制適用などを含むものと考えられた。上院特別調査委員会の第一次報告書が三月二十四日に公表されたが、これは、年金・福祉基金および組合資金を規制し、組合民主主義を確保し、労働争議屋の活動を抑制し、全国労使関係局(NLRB)の管轄が及ばないところに各州の管轄を与える法案を要求していた。結局、大統領の教書はケネディ・アイブス法案という形をとつてまず上院を通過したが、下院の審議では多数の反対でつぶされてしまった。この法案は、組合資金の運用の詳細を労働者に報告させて監督するのであるが、趣旨として組合は異論はないものの、組合保護の名目で政府は組合支配を狙

つていと反撥し、これが下院に鋭敏に反映したのである。しかし、労働組合の不正防止のための法案をめぐる動きはこれによつて下火になるどころか、その後ますます活発化し、とくに一九五九年一月再び大統領が積極的に「労働教書」の形でこの種の規制法の必要を議会に対し提案するに及んで、米政界、労働界における最重要問題となり、議会内外を通じて白熱の論議が斗わされることになった。なお、本問題は最近の米労働界の動きを知るうえに看過しえないものである故、章節をあらためて眺めることにする。

四 州労働権法立法化の動き

「労働権(right to work)」とは、新規雇用または継続雇用の条件として労働組合の組合員となることを要求する団体協約を禁止した州法に關し用いられる言葉である。すなわち、労働権法の要旨は、「いかなる者も、労働組合への加入を拒否し、または労働組合から脱退したことによつて解雇されるはならない」というものである。米国においては、周知のようにクロズド・ショップ制はタブ・ハートレー法で禁じられているが、ユニオン・ショップ制は各州の判断にまかされており、従来一八州において禁

止されていた。これらの州は大体南部の農業中心地で、したがって、組合にとつてもさほど気にならなかつたが、一九五八年一月四日、折からの中間選挙に付随して、特に労働組合の勢力の強い工業地域である六州——カリフォルニア、コロラド、アイダホ、カンサス、オハイオおよびワシントン——において「労働権」提案の賛否を決定するため住民投票が行われた。組合を中心とする反対派は、もしこれらの住民投票で敗れば、他の工業州も当然それにならぬ、ついにはユニオン・ショップ制も連邦法で禁止されるようになるかも知れないと気遣つて猛烈に反対した。

住民投票の結果は、六州のうち五州(カンサスを除く)において「労働権」案は否決された(第6表参照)。ワシントン州とオハイオ州においてはほとんど二対一の大差で否決されたが、アイダホ州においては極く僅かの差であった。カンサス州においては、大体四対三の比で採択された。

以上のほか、他の四州——ケンタッキー、ルイジアナ、メリーランドおよびロード・アイランド——でも、一九五八年中に州議会において労働権立法化の動きが進められたけれども、いずれも通過しなかつた。またマサチューセッツ州においては、議会で労働権法反対を建議する合同決議が可決された。

新たに成立したカンサス州の労働権法は、州憲法修正の

第6表 1958年11月の6州労働権法への賛否投票

	賛成	比率	反対	比率
		%		%
カリフォルニア	1,934,911	40	2,903,309	60
コロラド	200,027	39	315,683	61
アイダホ	116,770	49	120,673	51
カンサス	369,511	57	280,325	43
オハイオ	1,160,324	37	2,001,512	63
ワシントン	321,655	36	577,377	64

形式をとつてゐる。同州は、一九四七年以来、あらゆる議会会期において労働権立法を制定せんと努力してきた。一九五五年、かかる法案が両院を通過したが、知事によつて拒否権が行使されたこともある。一九五八年の選挙において労働権法案を拒否した五州は、従来にあつても議会または住民投票において同様な提案を拒否してきた。

カンサス州における憲法修正の議会通過によつて、現在、一般的に適用される労働権法を有する州は一九州となつた。これらの州は第7表の通りである。もう一つ労働権法をもつた州がある。この二十番目の州ともいへばルイジアナ州の労働権法は、農業と特定の加工部門の労働者に適用が限定されている。労働権法は、使用者が組合員のみを雇用するところのクローズド・ショップのみならず、組合員でない被用者が雇入れ後一定期間内（米国では三〇―六〇日以内）に

第7表 州労働権法の成立状況

	憲法修正	法律制定
マサチューセッツ	1946年	1953年
アラバマ	1944	1947
アリゾナ	1944	1947
アーカンソー		1943
フロリダ		1947
ジョージア		1957
インディアナ		1947
アイオワ	1958	—
カンサス		1954
ミネソタ	1946	1947
ミシシッピ		1951
ネブラスカ		1947
ノースカロライナ		1947
ノースダコタ		1947
サウスカロライナ	1946	1954
サウスダコタ		1947
テキサス		1947
ユタ		1947
バーモント		1955
バージニア		1947

組合に加入することを規定するユニオン・ショップをも禁ずるものである。それはまた、労働契約の開始時に組合員であるものは、契約期間中、組合員であらねばならぬとする「組合員維持条項」をも禁止する。

その他の労働立法

（連邦）
一九五八年の第八五議会を通過した最も重要な労働立法は、労働年金厚生資金帳簿公開法（Welfare and Pension Plans Disclosure Act）であろう。この法律は、毎年年金資金を管理する職員が労働者に報告書を提出するよう規定

しており、労働者も自分に関係のある年金、資金について、何時如何なる時でもその報告書の全文を知ることができものである。

他の重要な立法には、州および連邦失業保険給付期間の切れた失業者に、失業手当の五〇パーセント臨時延長を行うための州に対する連邦の貸付、連邦老令・寡婦・廃疾手当の七パーセントの引上げなどがある。

（州）

既述の労働権法問題を除けば、州の労働関係法に重要な変化はほとんどなかつた。失業手当の給付期間の切れた労働者に対する臨時の失業手当の延長は、その州法または連邦臨時失業保険法にもとづいて一四州で行われた。他の八州は、現在の失業保障法で延長を行うとの解釈をとつた。また若干の州では、週給付額の最高限度の恒久的引上げが行われた。このほか、社会保障の分野では、いくつかの州で給付の改善が実施せられた。

五 労働管理法の提案・新労働法の成立

既にふれたとおり、アイゼンハワー大統領は一九五九年

一月二八日付で第八六議会に対し「労働教書」を送り、上院マクレーン委員会が明るみに出した組合内部の不正を排除し、公共の利益を守り、数百、数千万の労働者の諸権利と経済的自由を保障するため「完全にして有効な労働管理法」がなくてはならないことを警告し、さらに具体的に二〇項目に及ぶ提案を行つた。これは簡単に言えば、一九四七年全国労使関係法（タフト・ハートレー法）の大巾な強化を目指したもので、もしこれが立法化されれば労働組合に厳重な規制が加わることになる。したがつて、労働組合はもちろんこれとつながりの強い民主党が反対することは明白で、共和党との間に議会審議をめぐつて一大波乱はまぬがれない見込みとなつた。

実際問題としては、既にこれより以前、反組合主義で有名なバリー・ゴールドウォーター共和会上院議員（アリゾナ州出身）が政府案に近いゴールドウォーター法案を提出済みであつたし、また他方、民主党側からはジョン・ケネディ上院議員（マサチューセッツ州出身）が、前議会で敗れたケネディ・アイブス法案と同じ基本線に立つた新しいタ・ハ法修正案を既に議会に提出し、ゴールドウォーター法案と真向から対決する気構えにあつた。このケネディ法案は同じく民主会上院のサム・アービン議員（北カロライナ州出身）ほか十二名との共同提案で、後日、ケネディ・アービン法案となつたものである。

タ・ハ法の大中な修正を目指すこの大統領提案が嵐を含んで議会討論の俎上にのらんとし、単に米国内のみならず広く国外からの注視を集めた最大の理由は、過去一年間にわたつてマクレラン委員会が洗いあげたチームスター組合幹部の不正が、米労働運動史上空前の悲劇的事件と言われ、ニューデイル時代にわずか三百万にすぎなかつた米組織労働者が、一千六百万を突破する勢いにある今日の組合全盛期にとつて、正に重大な反省への警鐘をうちならすものであつたからである。このほか、一部では一九五八年秋の中間選挙で、「労働権法案」が政府の期待を裏切つて各州において敗れたことへの、政府側の巻返しの意味もあつたと言われている。アイク教書の内容は次のとおりである。

アイゼンハワー労働教書

(一九五九年一月二十八日、議会へ提出)

米国議会へ

一月九日の年頭教書で、私は次のことを目的とする有効な法律の制定が必要なことを、ふたたび報告した。

労働組合のあらゆる不正使用を防止し、労働組合役員、自由秘密選挙という基本的権利をふくむ個々の労働組合加盟員の権利と自由とを守り、正しい信頼しうる団体協約を前進させ、ボイコットや暴力的なピケットなどの公正でな

い強制的慣行から一般の善良な第三者を守ることに有効な労働管理法制定へ

私はここに二〇項目の計画を議会の検討を求めるために提出したい。この計画はマクレラン委員会の公聴会によつて明らかにされた不正を排除し、公共の利益を守り、数百、数千万の米労働者の諸権利と経済的自由を保証するであろう。

正しい、信頼しうる労働協約が、労働者の権利と自由の完全な保護ならびに公共の利益の十分な保証の下に実行されることを、米国の公衆に約束するためには、小手先の計画では駄目で、完全にして有効な労働管理法がなくてはならない。

これらの勧告が実施に移されれば、米国の公衆が立法措置を通じて矯正されるものと期待し、またそう信じているところの不正や適当でない慣行を排除するのに大いに役立つにちがいない、と私は確信する。同じく重要なことは、まじめな労使関係者の正当な活動に対し、一方的制限や懲罰的措置をなんらとることなく、これらの措置が実現するものと期待されることである。

私は次の立法を勧告する。

適切な記録の提供

一、すべての労働組合は労働省に詳細な年次報告を提出し、また組合費の収支状況に関する情報を組合員に提供

しなければならない。

二、すべての労働組合は労働省に対し、広報として、組合規則と細目および組織と手続に関する情報を提出しなければならない。これには秘密投票による定期的な役員選挙、役員を罷免および下部組織の事項に対する監督的統制の付課を実施するための大会の最低基準についての規定が含まれてはならない。

三、すべての労働組合は報告を要する事項に関する適切な記録を常に政府代表に対し公開し、また正当な理由または要請があるさいには、組合員がこれらの記録を見、かつ調べることを許さなくてはならない。

四、労働組合、組合役員、組合代理人および使用者は利害の争いを起したり、個々の組合員や被用者の身分上の権利に干渉する目的をもつた支払い、取引、あるいは投資に関する適切な記録を報告し、かつ保管しなくてはならない。

五、組合役員は組合員の福祉と組合の目的の促進のためにのみ組合費を保管、管理しなくてはならない。またこの義務は、組合または組合員に対し、訴訟に対する法廷での釈明を強制せざるものとする。

守るべき最低基準

六、労働組合は次のことに関する最低基準を守らなくてはならない。役員選挙を実施すること。これには定期的選

挙のほか、なんらの拘束も押付けもなしに、かつ適切な事前通報にもとづき組合員が秘密に投票する権利をもつことを含む。全組合員が、役員候補たりうる同一の機会をもつこと。投票の正確な集計を保証する手続。特定候補者を役員に推すために組合費や使用者の資金を使用することを禁ずること、および組合規則と細則には選挙手続に関する詳細な記述とこれらの手続の順守方法を含まなくてはならないこと。

七、労働組合が最低基準を守り、下部組織の事項に対する監督的統制を行使用するにあつては、これに関する組合規則ならびに細則を順守しなければならない。この統制は、腐敗または民主的手続の無視あるいはその他、下部組織組合員の諸権利にとつて有害な慣習の矯正と、協約代表者としての諸任務の遂行の確保を目的とする場合だけに限定されるべきである。

刑事上の罰則行為

八、この法律の執行を労働長官に委ね、同長官に次の事項を行なわせるための適切かつ十分な権限を与える。規則の制定、調査、証人の喚問ならびに記録の提出、強制遵守ならびに違反矯正のための訴訟、およびこの法律の目的を有効ならしめるのに必要な決定と命令——これは司法上の審査に従属するものとする——を導く行政手段の設定。

九、刑事上の罰則を次の行為に対し適用する。この法律に對する作為的違反、保管を要する記録の秘トクまたは破壊、使用者と被用者代表間の贈賄、使用者または被用者代理人から被用者または被用者代表への不正支払、組合費の使込み、組合の帳簿および記録への虚偽の記載またはその破壊。

一〇、組合員に対しこの法律の下で与えられる救済手段のほか、州法または連邦法の下で与えられている現行のすべての救済手段を維持する。

違法争議行為の規制

一一、全国労使関係法の第二次ボイコットに關す規定を次の事項を含むように修正する。使用者が他の使用者との取引を停止するか、または停止することに同意するよう直接的に強制すること、同関係法の適用外に置かれる第二次使用者に対し組合が圧力を加えること、個々の被用者にその使用者と他の使用者との取引停止を強制する目的をもつて業務の遂行を拒絶させること。また、使用者がスト中の事業を他に貸与している場合および特定の状況下において第二次使用者が第一次使用者と共通の建設地の作業に従事している場合には、第二次使用者に對して組合活動が許されることを明確化すること。

一二、つぎの各場合、組合がビケ行為によつて、使用者に對し組合を被用者の代表として認めさせ、また被用者に

對して組合をその代表として承認もしくは指名するよう、強制することは違法とする。使用者が法律にもとづき別の組合組織を承認している場合、代表選挙が過去十二カ月以内に実施されている場合、被用者がビケ実施組合によつて代表されていることに十分な関心を示していることが立証されない場合、またはビケ行為が相当期間継続し、しかも代表選挙で被用者の希望の決定が行なわれていない場合。そして、これに對し早急かつ有効な強制措置を準備する。

一三、全国労働関係委員会に對し、商業への影響が比較的に重大でない案件については、これを拒む権利を与え、州の諸裁判所および諸機関がこれを処理することを認める。

全国労働関係委の権限

一四、特定のストライキ参加者が代表選挙に投票することとを禁じているところの現行の法規を撤廃し、これに代え、ストライキ参加者の投票資格の有無を、他の者に対する場合と同様に、全国労働関係委員会の行政的判定に委ねる。

一五、全国労働関係委員会に對し特定の諸条件を慎重に考慮のうえ、建築および建設労働組合を選挙によることなしに、交渉代表と認定しうる権限を与える。

一六、選挙手続の秩序ある進行を早めるため、選挙の実施

に實質的な反対がない場合は、全国労働関係委員会が十分な保護の下に、事前に聴聞会を開くことなく代表選挙を実施することを認める。

一七、共産党員でない旨誓約する義務を、労働組合だけでなく、全国労働関係法の手続の利用を望む使用者にも拡大適用することによつて、この義務を平等化する。

一八、正当な団体交渉協約の当事者は、協約の更新をする取決めになつてゐるか、ないしはその旨に同意してゐるのでない限り、協約の有効期間中は交渉を要しないことを明確化する。

一九、全国労働関係委員会首席法律顧問が空位となつた場合、大統領にその代理を任命する権限を与える。

二〇、全国労働関係委員会は超党派的に構成し、同一政党からの委員は三名を超えないものとする。

私は議会がこの計画に對し早急かつ好意的考慮を払うよう要請する。私の見解によれば、この法律の制定は、公共の利益と個々の労働者の基本的諸権利の保護に、大いに貢献するに違いない。

ところで、問題のケネディ・アービン法案であるが、これは、主としてチームスターのような大組合の幹部腐敗の規制を主たる内容とするもので、アイゼンハワー大統領が、今度の労働教書の中で「小手先の計画」といつてい

のは、この法案をさしていると言われた。教書はかかる法案を否定し、もつと抜本的かつ有効な労働改革法の制定が必要だと強調していると言うわけである。事実、ケネディ・アービン法案は、ゴールドウォーター法案に比べて、かなりゆるやかな内容のもので、①労組の経理内容を労働長官に報告する。②組合資金の濫用は連邦法で処罰する。③組合役員はすべて無記名で選出されるなどがその主なものであつた。これに反して、ゴールドウォーター法案は、これよりはるかに徹底したもので、とくに「第二次ボイコット」と「ブラックメール・ビケ」(一部労働者の意思だけを代表するような労働組合が経営者に協約調印を迫つてはるビケ)の禁止を強く主張していた。

その後、さらに南部の保守派を代弁するアーカンソー選出上院議員ジョン・マクレラン(マクレラン委員会議長)が別の法案を出し、三つの法案が議会で審議されることとなつた。マクレラン法案は、ケネディ・アービン法案よりも、組合を強く押えることを内容とするもので、そのなかには、強制的なビケの禁止、組合員の言論集會の自由、幹部が法外な入金や組合費をとりたてることに対する異議の申し立ての自由、組合員の権利が犯された場合、労働長官に介入する権利を認めることなどが含まれていた。

上院における討論は、結局、ケネディ・アービン法案対マクレラン法案という形で大詰めになった。討論の焦点は、

伝統的に自由団体と認められてきている労働組合の内部問題に、政府の規制をどの程度まで認めるかというところにあった。法案の意図するところは、いかにすれば個々の組合員を不正な指導者の非行から最もよく保護しようかにある。その背後には暴露された組合内部の腐敗に対する厳しい世論の批判があり、このことは、組合自身が進んで解決しなければならぬ問題をかかえていることを意味する。しかし、そのために組合の力に制限を加えることは適当であろうか、あるいは不正な指導者を排除するのに新しい法律が必要であろうか、それは組合運動に対する政府の不当な干渉にならないか、こうした諸点をめぐって上院の討論は白熱化した。そして結局、ケネディ・アービン法案中の組合に対する規制規定を若干強めるといつた形で妥協となり、四月二五日に上院はこのケネディ・アービン法案を可決し、同二九日にはこれを下院へ送った。下院がこれをどう扱うかは別として、このような法案が成立したことは、共和党、民主党をとわず、「労働組合の事務は公共の関心事であり、公然と行なわれなければならない」という一般の考え方を表明したものと見て注目する。下院へ送られたケネディ・アービン法案の内容は大体次のとおりであった。

一、労働組合は、役員および事業所に対する支払と貸付を含む財政報告を、労働長官に報告しなければならない。

役員選挙および除名には秘密投票を行わなければならない。

一、使用者は、労働関係の顧問料、組合役員に対する支払ないしは貸付、労働者の組合情報に対する支払いを、労働長官に報告しなければならない。

一、組合員は、組合の集会で幹部のとつた措置に反対するため自由に発言する権利をもつ。もし権利が侵害されたならば、組合員は裁判所に提訴できる。

一、使用者が、他の組合と有効な協約をもっているか、またはその九カ月前に他の組合を認めた場合、組織的なビケツテングは禁止される。

一、組合役員選挙においては、タフト・ハートレー法第九条(C)(3)の「同盟罷業中の被用者であつて復職の権利を有しない者は、投票権を有しない」の規定を削除する。

一、違反に対する刑罰はつぎのとおり、罰金一万ドル以下、懲役一年以上二十年まで。労働長官は、違反を調査するため召換を行う権限、および法律で規定された報告を強制するため裁判所の差止命令を得る権限を与えられる。

右のとおり上院のケネディ・アービン法案は、組合經理の公開、ビケ規制などで現行法よりきびしいものの、組合の力に対する規制問題の中心である「第二次ボイコット」

についてはふれず、このため、アイゼンハワー大統領もこれをおさなりだとして拒否の態度を示していたわけである。

なお、この労働法改正をめぐる最近の動きについて附言すれば、以上の上院の審議とは別個に、下院でも幾つかの改革法案が審議されたことを述べなければならぬ。すなわち、下院ではシェリー、エリオット両民主党議員それぞれが法案と、ランドラム(民主党)、グリフィン(共和党)両議員の共同提案になる法案との三つが審議されたのである。シェリー法案は組合經理の公開を明記した程度で、エリオット法案は上院のケネディ・アービン法案とほぼ同一の内容で、下院議長もこれを支持していたと言われている。

ところが一九五九年八月十三日、いよいよ法案採決のときに労働組合の露骨な圧力に反感を抱いた一部の民主党議員が組合に対する強い規制を含んだランドラム・グリフィン(Landrum-Griffin)法案に同調したため、組合經理の公開はもちろん、組合員の権利保護を中心とする組合内部の民主化規定や、問題の第二次ボイコットの全面的禁止を定めた同法案が二二九票対二〇一票(賛成——共和党一三二、民主党九七。反対——民主党一八四、共和党一七。)をもつて可決されるにいたつた。

この結果、上院のケネディ・アービン法案と下院のラン

ドラム・グリフィン法案とが両院協議会にかけられ論議されることになつた。組合の不正や腐敗防止については両法案ともほぼ同じ立場をとり問題はなかつたが、第二次ボイコット、脅迫的ビケ、調停機関の介入等をめぐって激しい応酬があり、結局、九月二日にランドラム・グリフィン法案に近い線で妥協が成立した。これを改めて上下両院が九月三、四日それぞれ正式に採択し、あとは大統領の署名をまつばかりになつていたが、大統領は九月十四日これに署名し、ここに一九四七年タフト・ハートレー法の改正が成立するにいたつた。

改正法は、労働組合の不正・腐敗防止、労使関係の是正をめざし、このため組合經理の公開、組合員の権利保護、脅迫的ビケの規制、第二次ボイコットの全面的禁止、公けの調停機関の介入など、相当思い切つた規定を盛り込んでいる。これは組合にとつては、たしかにかなりの打撃で、とくに問題のたえないチームスター組合などはこれできつと締めあげられる感じが強い。労働組合はこの改正に激しく反対したものの、これを押切つて米議会が労組規制にふみ切つたのは組合横暴の是正に世論の支持があつたためと言われる。しかし、労働組合側もこのまま引込むことなく、恐らくは巻返しにでて、これが一九六〇年の大統領ならびに上下両院議員の選挙にかなりの影響を及ぼすことも予想されている。

第三篇 英 連 邦

イギリス

一 一般経済情勢

— 景気後退の深刻化と経済政策の転換 —

一九五八年は、英国経済白書の表現をかりれば、英国の「経済政策の重点にいちじるしい変化のあつた年」であつた。すなわち、スエズ問題から端を発した英国経済の危機を反映する一九五七年九月の一連の経済引締政策は、五八年上期においてもなお継続されたが、この政策は一方では五八年上期における国際収支の異常な好転、金ドル準備の回復、物価の安定という明かるい局面をもたらすと同時に、他方において五七年の第四・四半期にすでに始まつていた経済活動の鈍化傾向——なかんずく生産、雇用の減退——をかなりの程度まで加速し、五八年半ばに至つて明瞭なりセツションを展開させることになつた。かくてこの時期までの経済引締政策は、それ自体の帰結として、一九五八年における経済緩和措置を必要かつ可能とする条件をつ

くり出したのであつた。
このようにして政府は、一九五七年九月以来の七%という公定歩合を、五八年三月を手始めとして、その後十一月までに四段階にわたつて四%にまで引下げたほか、七月以降にはつぎのような一連の経済緩和措置がとられることになつた。

七月 銀行貸出制限撤廃
新規資本制限緩和（五九年二月に制限撤廃）

失業地域への救済措置

八月 失業地域への公共資本進出
住宅、道路、鉄道等への公共投資の増加

九月 賦払信用制限の緩和

一〇月 賦払信用制限の撤廃

十月十六日にはマクミラン首相は遂に、「我々は新らしい経済拡大の時期に入らねばならない」と述べ、またエイモリ蔵相も十月二二日に「今やインフレは完全に克服された」と演説して経済拡大政策への移行を強調するに至つた。そしてこの政策転換は、具体的には、①一九五九年度における政府公共投資の増額の公約、②新製鉄所の建設、

第8表 国民総生産

単価 100万ポンド

	1954	1955	1956	1957	1958
支出面					
消費者支出	11,955	12,796	13,477	14,136	14,869
政府経常支出	3,139	3,211	3,490	3,596	3,734
国内総固定資本形成	2,584	2,846	3,140	3,419	3,520
在庫及び仕掛品の物量的増加	50	300	275	360	80
商品、サービスの輸出	3,597	3,922	4,360	4,548	4,379
(-) 商品、サービスの輸入	- 3,612	- 4,149	- 4,280	- 4,433	- 4,104
(-) 支出に対する課税	- 2,484	- 2,623	- 2,831	- 2,958	- 3,032
補助金	423	345	364	410	399
要素費用による国内総生産	15,652	16,648	17,995	19,078	19,845
分配面					
被傭者所得	10,263	11,192	12,196	12,908	13,440
自家営業者所得	1,593	1,668	1,712	1,774	1,824
会社及び会社の総営業利潤	2,943	3,230	3,403	3,573	3,421
その他公共事業の総利潤	111	114	126	134	152
地代	725	743	812	872	1,031
調整項目	92	- 99	- 104	- 83	- 53
(-) 在庫評価	- 75	- 200	- 150	- 100	30
要素費用による国内総生産	15,652	16,648	17,995	19,078	19,845
海外からの純所得	231	177	207	231	269
国民所得と減価償却	15,883	16,825	18,202	19,309	20,114

出所：Economic Survey 1959.

③ 地方公共団体の資本支出の促進、などのかたちをとり、明けて一九五九年には、減税を中心とする経済拡大の方向を盛つた予算案の発表となつてあらわれている。
つぎに、一九五八年の英国経済の年間の推移を、すこしく分析的に眺めてみよう。
需要の動向
五七年下期にすでにはじまつた総需要の減退傾向は五八年にも引きつがれた。しかしこの減少傾向は年央にとまり、賦払信用制限の撤廃等により第四・四半期に至つてようやく回復の方向をみせた。この回復は消費の増加が中心であり、年間を通じてみると、在庫、輸出、政府支出の減退がつづいたので、総需要は五七年を下廻つた。他方固定投資は前年並みであつた。
消費。個人所得では貸金支払総額は三%上昇したが、前年の増加率(六%)には及ばなかつた。これにたいし年金、社会保障支払はこれまでにない増加、地代